

港区の保健福祉

令和3年度（2021年度）版 事業概要

港区保健福祉支援部

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

はじめに

長期間に及ぶ新型コロナウイルス感染症の感染拡大が区民生活や社会経済に深刻な影響を与えています。区は、国による緊急事態宣言や東京都による緊急事態措置を踏まえた感染拡大防止措置を講じるとともに、「高齢者買い物支援事業」や「感染症対策居所確保事業」など、区民等に対する様々な支援を実施してきました。令和3年5月には、高齢者を対象とする新型コロナウイルスワクチンの集団接種を開始し、順次区民へのワクチン接種を進めています。

令和3年度は「港区基本計画」及び「港区地域保健福祉計画」の初年度に当たります。区民の生命と健康を守り、これまで以上に安全で安心に暮らし続けることができる「港区ならではの地域共生社会」の実現に向け、計画事業を着実に実行するとともに、変動する社会状況の中でも、柔軟に施策を進めてまいります。

保健福祉支援部は、保健福祉施策の総合的な計画である港区地域保健福祉計画や、高齢者施策、障害者施策に関する個別計画に基づき、「誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、健やかに、安心して暮らし続けることのできる、支え合いの地域社会」の実現に向け、地域保健福祉の推進に全力で取り組んでいます。

また、『保健福祉課』『福祉施設整備担当』『高齢者支援課』『介護保険課』『障害者福祉課』『生活福祉調整課』『国保年金課』の6課1担当が、区民生活に密着した様々な福祉サービスを提供するとともに、社会福祉法に定める福祉事務所機能の一部として、各地区総合支所をはじめとする各関係部門とも密接に連携して、生活保護、老人福祉、障害者福祉等の関係法令に基づく援護を実施しています。

引き続き、区民の皆さん、関係団体、地域福祉活動団体や事業者の方々と力を合わせて、保健福祉施策の充実・発展に全力を尽くしてまいります。

この「港区の保健福祉」は、港区の保健福祉施策をご理解いただく一助となるよう、事業の取組や実績をまとめたものです。参考としてご活用いただければ幸いです。

令和3年8月

保健福祉支援部

(凡 例)

- 1 各事業の事業内容等は、編集時点での最新の内容を記載しています。
- 2 実績表は、原則として、過去5年間の実績を掲載しています。
- 3 実績表の数値は、特段の記載がない限り、「各年度末日現在」又は「各年度中」を基準とします。
- 4 実績表の数値は、特段の記載がない限り、表示単位未満を四捨五入しています。端数処理をしていないため、合計等が一致しない場合があります。
- 5 実績表の「/ (斜線)」は、項目について該当がないことを意味します。

目 次

<総説>

港区基本構想がめざす将来像	3
港区基本計画の全体像	4
基本計画施策の体系（「Ⅲ はぐくむまち」から抜粋）	6
港区の保健福祉に関する計画の概要	9
保健福祉支援部・福祉事務所 組織図	11
事務事業の概要	12
福祉関係施設一覧	14
令和3年度民生費当初予算の前年度比較	22
令和3年度国民健康保険事業会計当初予算の前年度比較	23
令和3年度後期高齢者医療会計当初予算の前年度比較	25
令和3年度介護保険会計当初予算の前年度比較	26
民生費事業別決算（令和2年度・令和元年度）	27
国民健康保険事業会計事業別決算（令和2年度・令和元年度）	32
後期高齢者医療会計事業別決算（令和2年度・令和元年度）	34
介護保険会計事業別決算（令和2年度・令和元年度）	35

目 次

<所管課別…保健福祉支援部>

1 地域福祉事業	保健福祉課
-----------------	--------------

社会福祉法人の認可等・指導監査	39
福祉のまちづくり	40
民生委員・児童委員の活動	42
保護司の活動	44
日本赤十字社（東京都支部港区地区）	46
献血事業	47
社会福祉協議会の支援	48
公衆浴場確保事業	49
アクティブシニア就業支援センター運営助成 （無料職業紹介所「みなと＊しごと55」）	51
シルバー人材センター助成	52
老人クラブ・連合会の支援	54
地域包括ケアシステム推進事業	55
在宅医療・療養等相談支援事業	56
港区成年後見制度利用促進事業	57

2 高齢者福祉	高齢者支援課
----------------	---------------

高齢者福祉サービスの広報	61
いきいきプラザ・	
児童高齢者交流プラザ（あいぷら）	62
寿商品券等贈呈	65
100歳訪問	66
長寿を祝う集い	67
老人保健福祉月間	
（みなとほほえみ月間）事業	68
高齢者会食サービス	69
コミュニティバス乗車券の発行（高齢者）	70
生活機能評価事業	72
介護予防総合センター（ラクっちゃ）	73
自宅でできる介護予防運動の	
DVD作成・配布	75
介護予防・生活支援サービス事業	
（訪問型サービス）	76
介護予防・生活支援サービス事業	
（通所型サービス）	78
一般介護予防事業	
（みんなの教室・みんなでトレーニング）	80
訪問型介護予防事業	82
地域型認知症予防事業	83
医療機関連携型認知症介護者支援事業	
（みんなとオレンジカフェ）	84
認知症早期発見推進事業	85
認知症高齢者見守り事業	86
介護予防リーダー養成講座	87
認知症初期集中支援事業	88
介護予防プロジェクト	89
高齢者虐待防止・養護者支援事業	90

高齢者相談センター	
（地域包括支援センター）	91
高齢者単身世帯実態調査	93
高齢者の地域における	
セーフティネットワーク構築	94
高齢者見守りのための講習会	95
ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業	96
生活支援体制整備事業	98
介護マークの普及	100
高齢者熱中症対策事業	101
高齢者救急通報システム	102
高齢者事業者方式救急通報システム	103
高齢者訪問電話	104
認知症高齢者等おかえりサポート事業	105
高齢者徘徊探索支援	107
認知症高齢者介護家族支援事業	108
高齢者緊急一時保護事業	109
社会福祉法人等運営助成	110
特別養護老人ホームの管理・運営	112
ケアハウス港南の郷	113
高齢者自立支援住宅改修	114
高齢者昇降機設置費助成事業	115
共同住宅バリアフリー化支援事業	116
高齢者自立支援住宅改修等	
コーディネート	117
高齢者民間賃貸住宅入居支援事業	118
高齢者福祉相談	120
養護老人ホーム入所措置	121
高齢者集合住宅	122
高齢者在宅サービスセンターの管理・運営	124
高齢者緊急医療短期入所事業	126
高齢者家事援助サービス事業	127
高齢者宿泊デイサービス事業	128
高齢者生活管理指導事業	130
高齢者紙おむつ給付及びおむつ代の助成	131
高齢者寝具乾燥等消毒	132
高齢者火災安全システム	133
高齢者福祉キャブ	134
緊急移送サービス利用助成事業（高齢者）	135
高齢者福祉理美容サービス	136
高齢者緊急一時介護人派遣	137
高齢者はり・マッサージサービス事業	138
無料入浴券の給付（高齢者）	139
高齢者配食サービス	140
高齢者通院支援サービス	141
高齢者日常生活用具給付事業	142
高齢者福祉サービスの苦情解決	
及び質の向上に関する委員会	143
新型コロナウイルス感染症対策高齢者	
買い物支援事業	144
新型コロナウイルス感染症対策在宅	
要介護者緊急一時支援事業	145
高齢者エアコン購入費助成事業	146
高齢者施設等におけるPCR検査に係る支援事業	147

★令和2年度で廃止した事業
高齢者世帯居住安定支援事業

151

3 介護保険

介護保険課

介護保険	155
介護保険のあゆみ	157
介護保険料	159
要介護・要支援認定	162
介護認定審査会	164
介護給付・予防給付	165
高額介護（介護予防）サービス費	169
高額医療合算介護（介護予防）サービス費	170
旧措置入所者の特定負担限度額認定	
利用者負担額減額・免除認定	171
負担限度額認定	172
介護保険ホームヘルプサービス等	
利用者負担金助成事業	173
利用者負担額軽減実施法人助成事業	175
地域密着型サービス事業者の	
指定・更新・廃止	177
介護保険サービス第三者評価支援事業	178
介護保険事業者支援事業	179
介護人材育成支援事業	182
介護給付適正化	184
介護保険サービスの苦情・相談	186
高齢者施設等におけるPCR検査に係る	
支援事業	188
介護事業所家賃助成	189
簡易陰圧装置等設置経費支援事業	190
★令和2年度で廃止した事業	
介護保険サービス利用者負担額助成事業	193

4 障害者福祉

障害者福祉課

身体障害者手帳	197
愛の手帳（知的障害者）	200
精神障害者保健福祉手帳	201
身体障害者福祉相談	202
知的障害者福祉相談	203
身体障害者相談員・知的障害者相談員	204
自立支援医療（更生医療）	205
自立支援医療（精神通院医療）	207
小児精神障害者入院医療費助成	209
難病等医療費助成	210
心身障害者福祉手当（区制度）	215
重度心身障害者手当（都制度）	216
特別障害者手当等（国制度）	217
東京都心身障害者扶養共済制度	219
障害者サービス苦情解決委員会	
（ヒューマンほっとライン）	220
心身障害者（児）訪問電話	221
原爆被爆者の援護	222
中等度難聴児発達支援事業	223
重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業	224

重度脳性麻痺者介護事業	225
障害者（児）紙おむつの給付及び	
おむつ代の助成	226
身体障害者等事業者方式救急通報システム	227
障害者（児）寝具乾燥等消毒	228
心身障害者（児）福祉理美容サービス	229
無料入浴券の給付（障害者）	230
入浴サービス	231
障害者配食サービス	232
障害者（児）徘徊探索支援	233
タクシー利用券の給付	234
自動車燃料費の助成	235
心身障害者（児）福祉キャブ	236
緊急移送サービス利用助成事業（障害者）	237
自動車運転免許取得費助成	238
自動車改造費の助成	239
福祉車両（車椅子同乗用）購入費助成	240
重度身体障害者（児）居宅生活支援事業	241
障害者団体への助成等	242
民間グループホーム支援	243
障害者グループホーム家賃助成	244
精神障害者グループホーム支援	245
通所訓練事業への補助	246
重症心身障害児・者通所事業	247
新橋はつらつ太陽運営補助	248
高次脳機能障害理解促進事業	249
障害者就労支援事業	250
みなと障がい者福祉事業団への助成	251
障害者就労支援事業所設備整備等	
補助金交付事業	252
コミュニティバス乗車券の発行	
（障害者）	253
民営バス乗車割引証	255
いちょう学級	256
障害者学習活動支援（助成）	257
障害者施設等運営支援	258
重度身体障害児学校送迎支援事業	259
介護給付	260
訓練等給付	261
相談支援	262
補装具費の支給	263
障害者（児）日常生活用具及び	
住宅設備改善費の給付等	265
地域生活支援拠点推進事業	267
聴覚障害者等意思疎通支援事業	268
手話通訳者設置事業	270
代理電話サービス事業	271
手話通訳者養成事業	272
相談支援事業者及び障害児相談支援事業	
者の指定・変更・更新・廃止	273
障害者総合相談支援センター	274
移動支援	275
重度障害児日中一時支援事業	276
障害者サービス提供事業者育成事業	277
障害支援区分審査会	278
障害福祉サービス事業者等実地指導等	279
障害者虐待防止・養護者支援事業	280

障害児通所支援	281
発達支援センター事業	282
NHK放送受信料減免対象世帯の証明	283
補助犬の給付	284
都営交通の無料乗車券の交付（障害者）	285
有料道路障害者割引制度	286
障害者差別解消推進	287
障害者意思疎通促進事業	288
心のバリアフリー推進事業	289
ヘルプカード普及事業	290
地域で共に生きる障害児・障害者アート展	291
児童発達支援センター（ばお）	292
障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ）	294
地域活動支援センター事業	295
障害保健福祉センター相談	297
生活介護事業（工房アミ）	299
就労継続支援B型事業 （みなとワークアクティ）	300
自立訓練（機能訓練）	301
機能訓練（区単独事業）	303
放課後等デイサービス事業	305
障害保健福祉センター施設貸出	306
ヒューマンぷらざまつり	307
精神障害者支援センター （あいはーと・みなと）	308
障害者グループホーム芝浦	310
障害者支援ホーム南麻布	311
障害者住宅	312
短期入所事業（障害者）	313
障害福祉サービス等事業所家賃助成	314
高齢者施設等におけるPCR検査に係る支援事業	315
在宅の重度障害児・者への感染防止啓発 （衛生キットの配付）	316
新型コロナウイルス感染症対策に係る 障害者就労支援	317
新型コロナウイルス感染症対策障害児・ 者居所確保事業	318

5 低所得者等の福祉

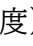
生活福祉調整課

無料入浴券の給付（生活保護世帯等）	321
コミュニティバス乗車券の発行 （生活保護世帯等）	322
都営交通の無料乗車券の交付 （生活保護世帯等）	324
生活保護事業	325
就労支援事業	327
生活保護受給者等就労自立促進事業	328
生活保護受給者等メンタルケア支援事業	329
調査訪問体制強化事業	330
法外援護事業	331
自立促進事業	332
被保護者健康管理支援事業	333
生活相談	334
中国残留邦人等支援給付事業	335
路上生活者対策事業	336

住居確保給付金	337
戦没者遺家族援護	338
精神障害者医療保護入院の区長同意	339
行旅死亡人、行旅病人及び発掘人骨の処理	340
港区福祉事務所無料職業紹介所	341
港区生活・就労支援センター	342
学習支援事業	343
学習ボランティア養成事業	344

6 国民健康保険等

国保年金課

国民健康保険	347
国民健康保険のあゆみ	350
国民健康保険事業の運営に関する協議会	359
国民健康保険趣旨普及	360
国民健康保険料	361
国民健康保険料年度別調定収納状況	364
国民健康保険料の減免制度	367
非自発的失業者の保険料の軽減措置	368
国民健康保険療養の給付	369
国民健康保険療養費	370
国民健康保険その他の医療給付	375
国民健康保険医療費の一部負担金の 減額・免除と徴収猶予	376
国民健康保険高額療養費	377
国民健康保険高額介護合算療養費	381
国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給	383
国民健康保険結核・精神医療給付金	384
特定健康診査	385
特定保健指導	388
国民健康保険の保健事業	390
国民健康保険高齢受給者証	392
医療費適正化	393
国民健康保険傷病手当金	395
後期高齢者医療制度（長寿医療制度）	396
老人性白内障の手術に係る特殊眼鏡等 費用の助成	406
心身障害者医療費の助成（  制度）	407
国民年金	409

令和3年度に開始する新規事業

介護ロボット等導入支援事業	415
障害児通所支援事業者及び障害児入所 施設の指定・変更・更新・廃止	416
障害児入所支援	417
糖尿病等重症化予防事業	418

他部署に移管した事業

高齢者世帯等防災用品あっせん事業 （高齢者・障害者）	421
家具転倒防止器具等取付支援事業 （高齢者・障害者）	422

参考資料	423
事業名（五十音順）索引	429

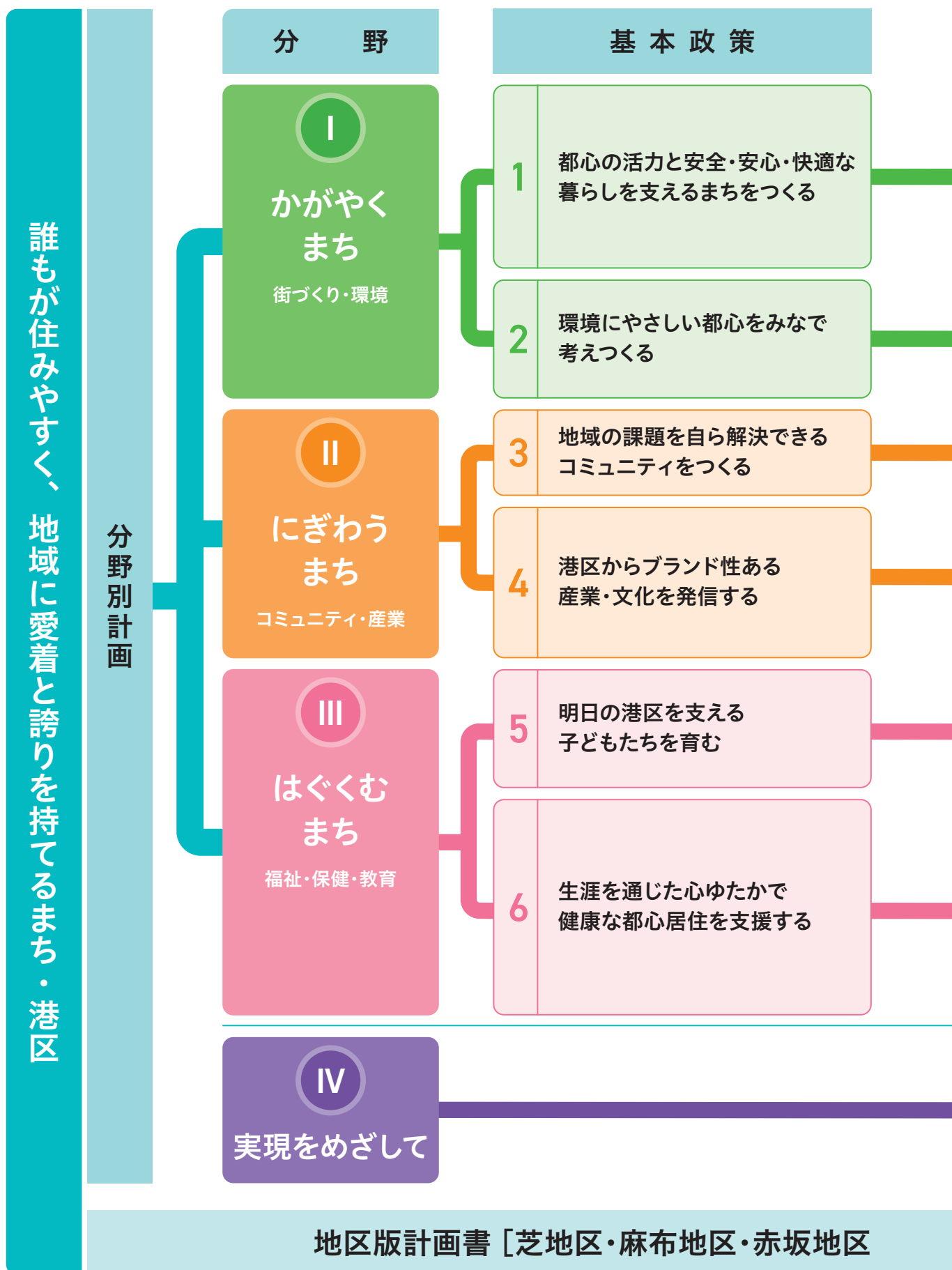
総

説

港区基本構想がめざす将来像



港区基本計画の全体像



政 策

- 1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる
- 2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する
- 3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める
- 4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める
- 5 安全で安心して暮らせる都心をつくる

- 6 持続可能な循環型の都心づくりを進める
- 7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる
- 8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

- 9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる
- 10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる

- 11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する
- 12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する
- 13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する
- 14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める

- 15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する
- 16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する
- 17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

- 18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する
- 19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する
- 20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する
- 21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する
- 22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する
- 23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

- 24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する
- 25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する
- 26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する

・高輪地区・芝浦港南地区]

基本計画施策の体系

(港区基本計画 令和3(2021)年度～令和8(2026)年度から抜粋)

Ⅲ はぐくむまち(福祉・保健・教育)

5 明日の港区を支える子どもたちを育む

15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する

⑤子どもの未来を応援する施策の推進

- 1) 教育・学習の支援
- 3) 経済的安定の支援

6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する

18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する

①港区ならではの地域包括ケアの推進

- 1) 地域包括ケアの推進体制の充実
- 2) 福祉総合窓口の設置
- 3) 在宅療養等に関する連携の推進
- 4) 地域を支える仕組みづくり
- 5) 効果的な情報発信

②港区の地域福祉を支える活動の支援

- 1) 地域福祉を推進する体制の整備
- 2) 地域における福祉活動の支援
- 3) 福祉のまちづくりの推進

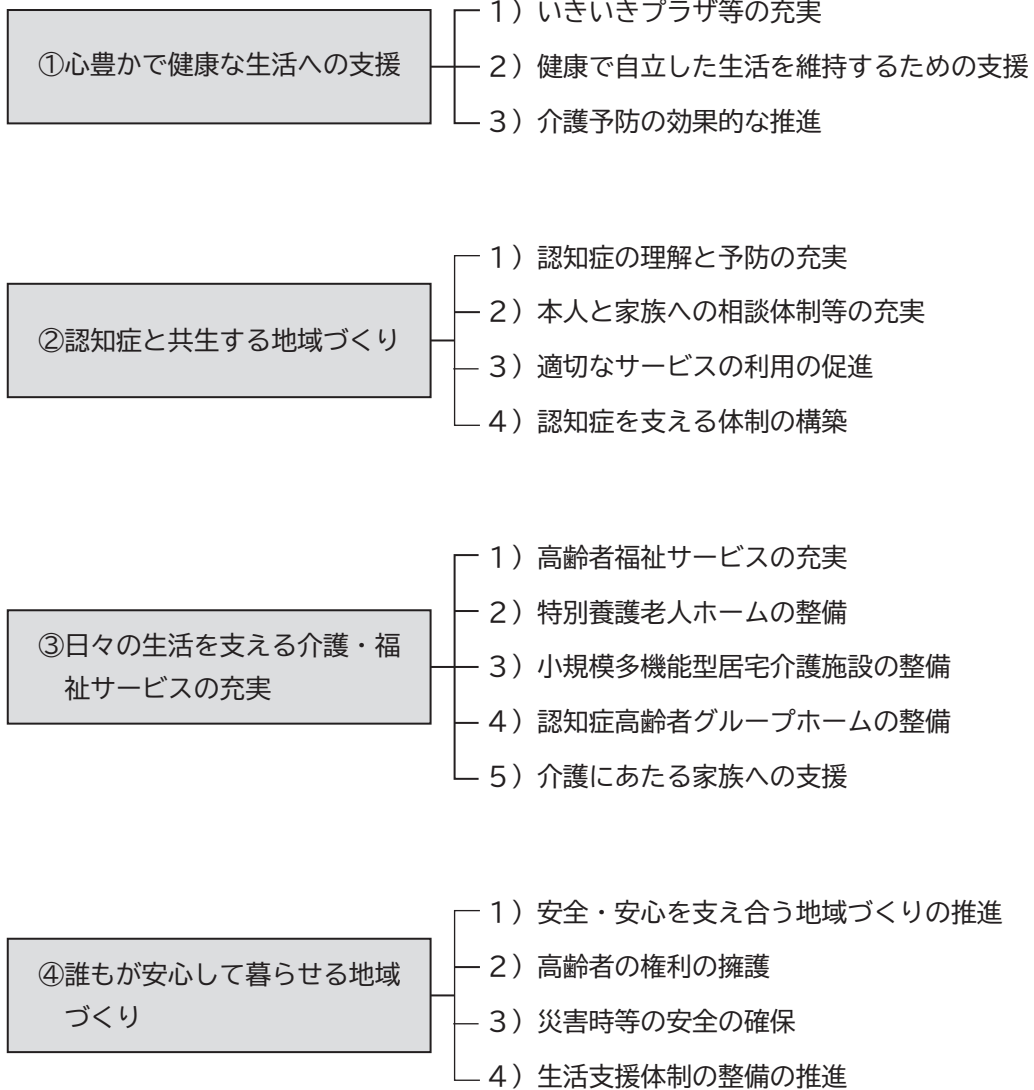
③成年後見制度の理解と利用の促進

- 1) 利用者がメリットを実感できる制度の運用
- 2) 権利擁護支援の地域連携の推進
- 3) 制度の理解と適正な運用の促進

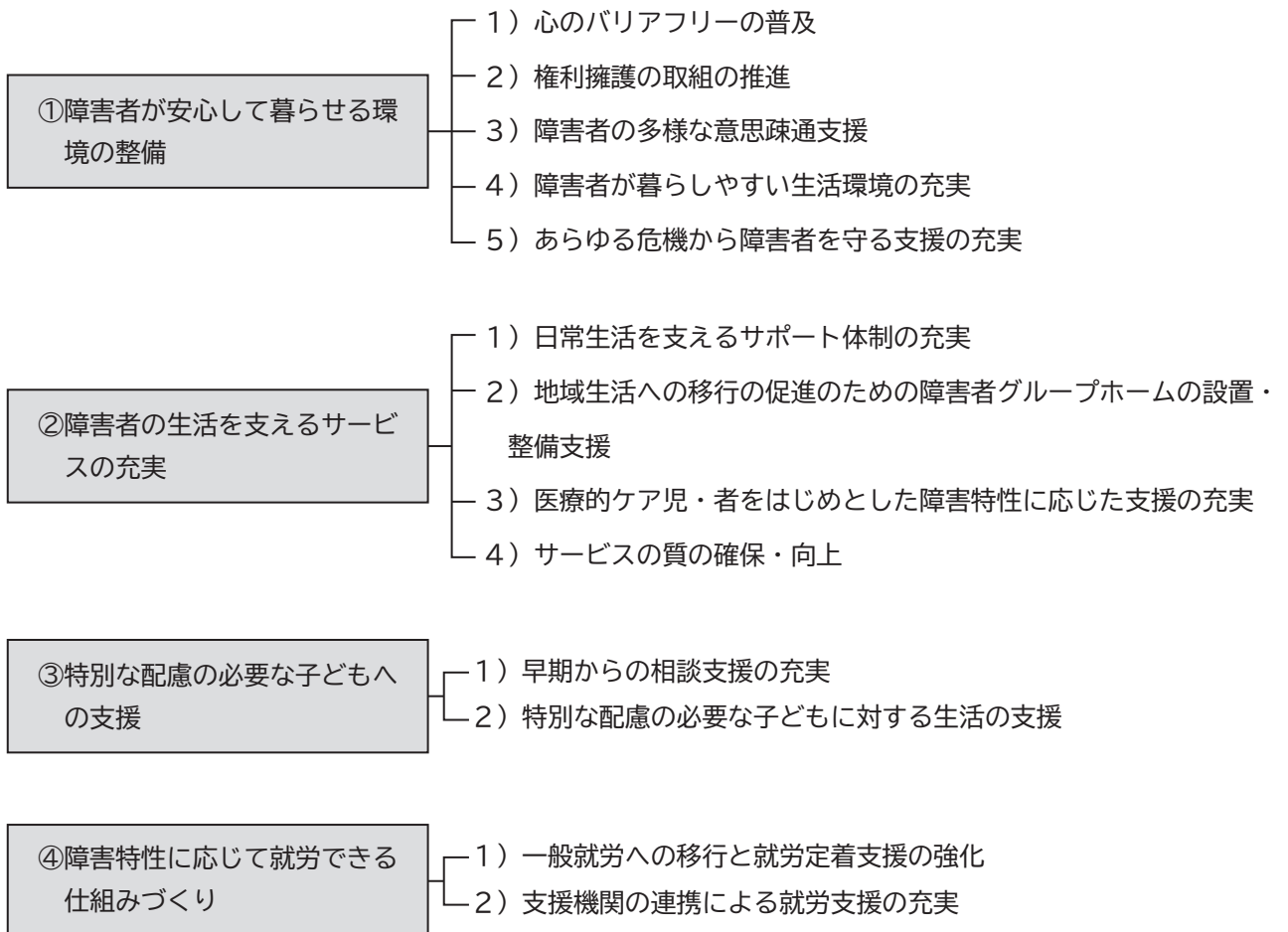
④低所得者の生活の支援及び自立施策の充実

- 1) 低所得者の生活の支援
- 2) 生活困窮者自立支援施策の促進

19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する



20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する



港区の保健福祉に関する計画の概要

港区地域保健福祉計画・港区高齢者保健福祉計画・港区障害者計画

■計画の背景と目的

全ての区民が住み慣れた地域で、ライフステージに応じていきいきと安全で安心して暮らし続けることができる、地域共生社会の実現をめざし、保健福祉施策を包括的に推進する計画として「港区地域保健福祉計画」「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」を一体的に策定しています。

■計画の位置付け

港区地域保健福祉計画は、港区基本構想、港区基本計画の下位計画かつ、社会福祉法に定める市町村地域福祉計画として位置付け、健康増進法に定める市町村健康増進計画を包含します。

港区高齢者保健福祉計画は老人福祉法に定める市町村老人福祉計画、港区障害者計画は障害者基本法に定める市町村障害者計画として位置付けます。また、上位計画である港区基本計画や、港区子ども・子育て支援事業計画等と整合・連携を図っています。

■計画の期間

令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。計画期間を前期と後期に区分し、3年目となる令和5（2023）年度に見直します。

■計画における重点施策

港区地域保健福祉計画等は、子ども・子育て、高齢者、障害者、健康づくり・保健、生活福祉、地域福祉の6分野で構成しています。以下を各分野の重点施策に位置付け、取組を進めます。

（1）子ども・子育て分野

- ・就学前児童の総合的な支援
- ・特別な支援が必要な家庭や子どもの支援
- ・子どもの未来の応援

（2）高齢者分野

- ・心豊かで健康な生活への支援
- ・認知症と共生する地域づくり
- ・日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実

（3）障害者分野

- ・障害者が安心して暮らせる環境の整備
- ・特別な配慮の必要な子どもへの支援

（4）健康づくり・保健分野

- ・感染症対策の強化・推進
- ・子どもの健康を守る体制をつくる

（5）生活福祉分野

- ・低所得者の生活の支援及び自立施策の充実

（6）地域福祉分野

- ・港区ならではの地域包括ケアの推進

■計画のめざす将来像

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、健やかに、安心して暮らし続けることのできる、支え合いの地域社会

港区高齢者保健福祉計画・第8期港区介護保険事業計画

■計画の位置付け

「港区高齢者保健福祉計画」は「老人福祉法」に定める「市町村老人福祉計画」、「第8期港区介護保険事業計画」は「介護保険法」に定める「市町村介護保険事業計画」と位置付け、同時に策定した「港区地域保健福祉計画」、上位計画である「港区基本計画」と整合、連携を図ります。

■計画の期間

港区高齢者保健福祉計画は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間を計画期間とし、第8期港区介護保険事業計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間としています。

■計画における重点施策

- 1 心豊かで健康な生活への支援
- 2 認知症と共生する地域づくり
- 3 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実

■計画のめざす姿

住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、高齢者を地域で支え合う社会

港区障害者計画・第6期港区障害福祉計画・第2期港区障害児福祉計画

■計画の位置付け

「港区障害者計画」は「障害者基本法」に定める「市町村障害者計画」、「第6期港区障害福祉計画」は「障害者総合支援法」、「第2期港区障害児福祉計画」は「児童福祉法」に基づき区が定める計画で、同時に策定した「港区地域保健福祉計画」、上位計画である「港区基本計画」と整合、連携を図ります。

■計画の期間

港区障害者計画は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間を計画期間としています。また、第6期港区障害福祉計画及び第2期港区障害児福祉計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間としています。

■計画における重点施策

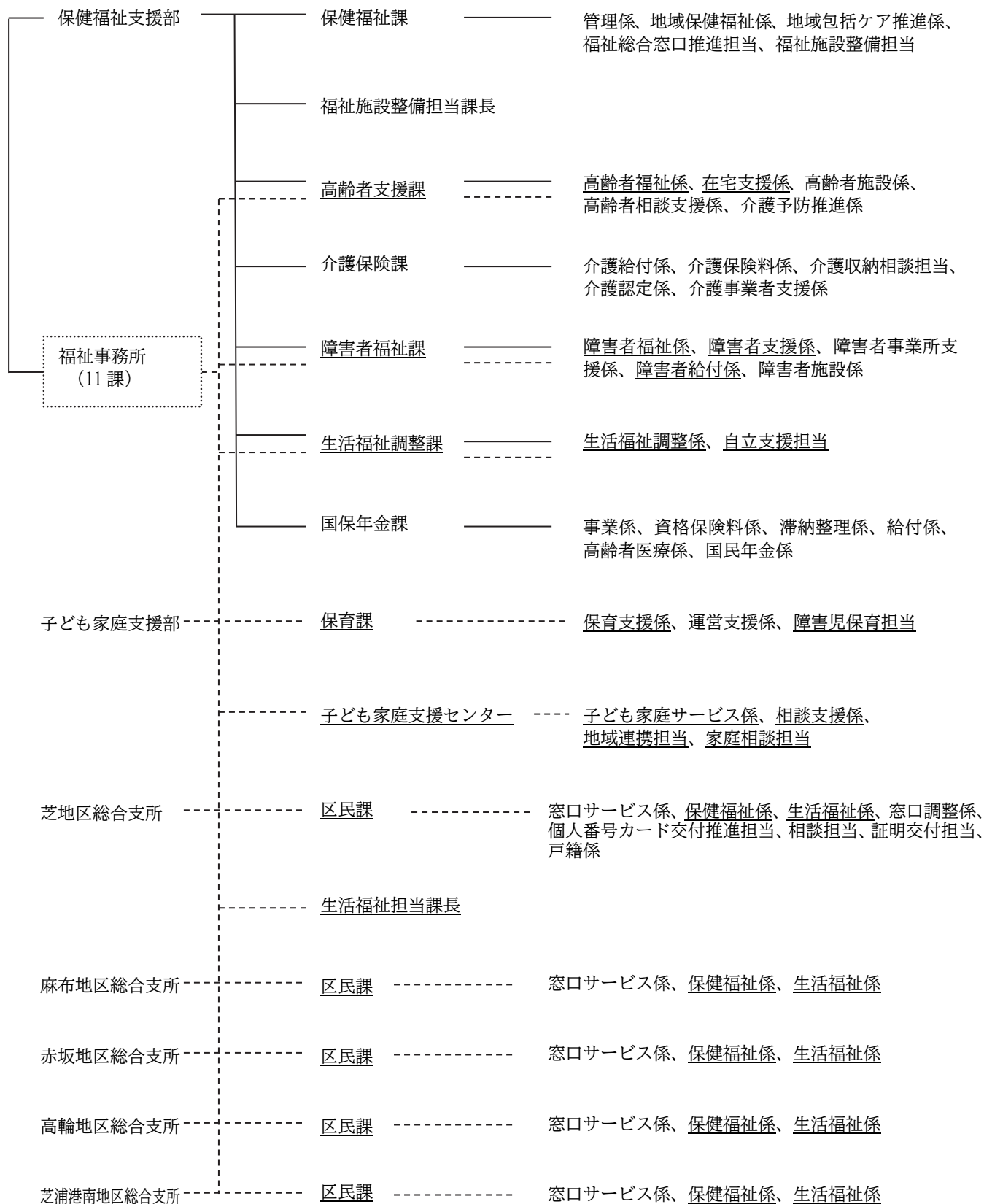
- 1 障害者が安心して暮らせる環境の整備
- 2 特別な配慮の必要な子どもへの支援

■計画のめざす姿

障害の有無や特性にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される地域共生社会

保健福祉支援部・福祉事務所 組織図

(令和3年4月1日現在)



※図中の下線のある課・係・担当は、福祉事務所を示します。

※他支援部、総合支所は、福祉事務所以外の課表示は省略します。

事務事業の概要

保健福祉支援部

令和3年4月1日現在

課(担当)	係(担当)	担当の事務事業(予算・決算等庶務事務は除く)
保健福祉課	管理係	保健福祉に係る総合的な企画調整、医師会等との連絡会、社会福祉法人の認可・指導監査、福祉総合システム維持管理
	地域保健福祉係	地域保健福祉計画の策定・推進、福祉のまちづくり 民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、保護司会等福祉活動団体の支援、区立公衆浴場管理運営、公衆浴場への助成、社会福祉協議会支援、シルバー人材センター支援、アクティブシニア就業支援センター運営助成
	地域包括ケア推進係	地域包括ケアの推進、医療・介護連携の推進、成年後見制度
	福祉総合窓口推進担当	福祉総合窓口の体制準備及び推進
福祉施設整備担当	福祉施設整備担当	高齢者保健福祉施設の計画及び整備、障害者福祉施設の計画及び整備
高齢者支援課	高齢者福祉係	高齢者の保健福祉施策の企画及び調整、高齢者の保健福祉施策の広報、いきいきプラザ等の全体調整、高齢者サービスについての苦情解決及び相談、敬老行事事業、高齢者の援護に係る措置費等の経理等
	在宅支援係	高齢者セーフティネットワーク構築、ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業(ふれあい相談員)、救急通報システム、訪問電話、認知症高齢者等おかえりサポート、徘徊探索支援、緊急一時保護、自立支援住宅改修等支援、家事援助サービス、紙おむつ給付及びおむつ代助成、福祉キャブ、無料入浴券給付、配食サービス、通院支援サービス、日常生活用具の給付、会食サービス、コミュニティバス乗車券発行、生活支援体制整備事業、民間賃貸住宅入居支援等
	高齢者施設係	特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンター・ケアハウス・高齢者集合住宅の管理運営、高齢者緊急医療短期入所事業、認知症高齢者介護家族支援事業、高齢者宿泊デイサービス事業等
	高齢者相談支援係	高齢者相談センター(地域包括支援センター)の管理運営、認知症ケアの推進、高齢者虐待防止
	介護予防推進係	介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防総合センター(ラクっちゃん)の管理運営
介護保険課	介護給付係	介護保険事務の統括、介護保険給付、一部負担金の減免、介護保険制度検討委員会の運営
	介護保険料係	介護保険被保険者の資格管理、介護保険料の賦課・徴収等
	介護収納相談担当	介護保険料の減免・軽減・徴収猶予・督促・催告・滞納処分、保険給付の制限等
	介護認定係	介護保険の要介護・要支援認定申請の受付、認定調査、介護認定審査会の運営等
	介護事業者支援係	地域密着型(介護予防)サービス事業者等の指定・指導、給付適正化事業、介護サービス事業者支援、介護保険サービスに関する苦情・相談等

課 (担当)	係 (担当)	担当の事務事業 (予算・決算等庶務事務は除く)
障害者福祉課	障害者福祉係	障害者の保健福祉施策の企画・調整、障害者団体等の育成、障害者サービスの苦情解決・相談、民間サービス提供事業者の育成、障害者の意思疎通支援等の普及・啓発
	障害者支援係	障害支援区分の認定調査及び審査会の運営、障害者地域自立支援協議会の運営、障害者・障害児の相談支援、障害者に係るケアマネジメント従事者及び介護従事者の育成、障害者の就労支援、障害者虐待防止センターの運営、障害者総合支援法・児童福祉法(給付に関するものを除く。)に係る総合支所との調整、精神障害者の福祉施策、高次脳機能障害者等の福祉施策、発達障害者(児)の福祉施策、相談支援事業者・障害児通所支援事業者等の指定等
	障害者事業所支援係	障害福祉サービス事業者の指導・監査、自立支援給付費・障害児通所給付費等の経理
	障害者給付係	心身障害者福祉手当・紙おむつ・タクシー券等の給付、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の全体調整、自立支援医療費等各種医療費助成等の経理、障害者総合支援法・児童福祉法(給付に関すること。)に係る総合支所との調整・経理
	障害者施設係	障害者住宅の管理運営、障害保健福祉センターの管理運営、児童発達支援センターの管理運営、障害者支援ホーム南麻布の管理運営、精神障害者支援センターの管理運営、障害者グループホームの管理運営、障害者施設等に関すること
生活福祉調整課	生活福祉調整係	生活保護法扶助費経理、被保護世帯の法外援護、旧軍人・引揚者・戦没者遺族・戦傷病者・未帰還留守家族等の援護、療養資金及び生業資金の債権管理、生活保護の医療券・介護券発券、行旅病人・死亡人・発掘人骨の処理、精神障害者医療保護入院の区長同意、中国残留邦人等支援給付等
	自立支援担当	生活保護制度及び中国残留邦人等支援給付制度の実施に関する技術的指導・計画・調整、港区生活・就労支援センターの運営等
国保年金課	事業係	国民健康保険の事務事業の計画、調査及び統計、国民健康保険に係る関係団体等との連絡調整、国民健康保険の普及宣伝、国民健康保険事業の運営に関する協議会、国民健康保険の保健事業、国民健康保険システム及び国民年金システムの総合的な連絡調整、特定健康診査・特定保健指導等
	資格保険料係	国民健康保険被保険者の資格の取得・喪失、国民健康保険被保険者証の発行管理、国民健康保険料の決定・通知、国民健康保険料の収納・納付相談、国民健康保険料の還付及び充当、国民健康保険料の督促及び催告等
	滞納整理係	国民健康保険料の滞納処分
	給付係	国民健康保険の給付、一部負担金の減免等、東京都心身障害者医療費の助成等
	高齢者医療係	後期高齢者医療の事務事業の計画、調査及び統計、後期高齢者医療に係る関係団体等との連絡調整、後期高齢者医療の普及宣伝、後期高齢者医療被保険者の資格、後期高齢者医療保険料の賦課、収納、徴収猶予、還付及び充当、督促及び催告、滞納処分、不納欠損処分、後期高齢者医療保険料・一部負担金の軽減及び減免、後期高齢者医療給付、後期高齢者医療システムの運用及び調整、後期高齢者の保健事業、老人性白内障眼鏡等費用助成等
	国民年金係	国民年金の事務事業の計画、調査及び統計、国民年金に係る関係団体等との連絡調整、国民年金の普及宣伝、国民年金被保険者の資格、国民年金諸届の受付、国民年金保険料の免除、国民年金裁定請求及び受給、福祉年金に関すること、年金生活者支援給付金に関すること、国民年金システム等

福祉関係施設一覧 (令和3年4月1日現在)

※原則として、令和3年4月1日現在としていますが、可能なものは編集時点での最新の内容を記載しています。

※施設名()は愛称

※延床面積は、原則として該当する施設の延床面積を記載していますが、延床面積の算出が困難な施設は、数値の前に「*」を表示して施設全体の延床面積を記載しています。

※敷地面積は、原則として主施設に記載し、それ以外の施設には「(-)」の表示をしています。

※備考欄は、該当する施設が主施設の場合は「(併設施設名)併設」、併設施設の場合は「(主施設名)内」と記載しています。

※建物の構造

S:鉄骨造

RC:鉄筋コンクリート造

SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造

※指定管理者制度は、民間事業者等の団体が指定管理者となって区の代行として施設の管理・運営を行うものです。

※港区では地域包括支援センターの呼び名を「高齢者相談センター」としています。

公衆浴場

(区立) [1か所]

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造 延床面積(敷地面積)	備考
ふれあいの湯	芝2-2-18 Tel(5442)2639	平成 7.3.1	平成 7.2	港区浴場組合 (R3.4.1~R4.3.31)	SRC地下1階地上7階建 417.96㎡(85.00㎡)	

無料職業紹介所

(民設) [1か所]

施設名	所在地・電話	開設年月日	運営事業者
みなと*しごと55	芝5-18-2 港勤労福祉会館内 Tel(5232)0255	平成 21.2.2	公益社団法人 長寿社会文化協会

いきいきプラザ

(区立) [16か所]

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造 延床面積(敷地面積)	備考
芝	三田 いきいきプラザ	芝4-1-17 Tel(3452)9421	昭和 38.10.15	平成 7.7	百葉の会・東急コミュニティー共同事業体 (H29.4.1~R4.3.31)	RC地下1階地上3階建 1,527.65㎡ (274.57㎡)	災害対策住宅併設
	神明 いきいきプラザ	浜松町1-6-7 Tel(3436)2500	平成 24.9.1	平成 24.7		SRC地下1階地上8階建 6,085.36㎡ (2,427.97㎡)	保育園・子ども中高生プラザ併設
	虎ノ門 いきいきプラザ (とらトピア)	虎ノ門1-21-10 Tel(3539)2941	平成 19.6.1	平成 19.4		RC地下1階地上21階建 1,261.74㎡ (745.26㎡)	高齢者在宅サービスセンター併設(グランスイート虎ノ門内区分所有)
麻布	南麻布 いきいきプラザ	南麻布1-5-26 Tel(5232)9671	平成 3.3.18	平成 2.3	セントラルスポーツ株式会社 (R3.4.1~R4.3.31)	SRC地下1階地上3階建(一部RC) 2,051.85㎡ (1,766.14㎡)	高齢者在宅サービスセンター・高齢者相談センター併設
	ありす いきいきプラザ	南麻布4-6-7 Tel(3444)3656	平成 26.9.1	平成 26.5		RC4階建(一部S) 2,138.65㎡ (3,922.32㎡)	保育園・子ども中高生プラザ併設
	麻布 いきいきプラザ	元麻布3-9-11 Tel(3408)7888	昭和 39.11.1	平成 17.4		Sプレハブ2階建 343.44㎡(1,693.75㎡)	仮設

	西麻布 いきいきプラザ	西麻布 2-13-3 TEL(3486)9166	昭和 58.2.23	平成 26.9		SRC地下1階地上7 階建(一部RC・S) 2,116.91㎡ (1,579.46㎡)	保育園・子育てひろ ば・災害対策住宅等 併設
	飯倉 いきいきプラザ	東麻布 2-16-11 TEL(3583)6366	昭和 44.4.1	平成 12.5		S2階建 646.92㎡(566.15㎡)	
赤坂	赤坂 いきいきプラザ	赤坂 6-4-8 TEL(3583)1207	昭和 48.4.1	昭和 48.3	株式会社ピーウォッ シュ・太平ビルサー ビス株式会社共同事 業体 (R3.4.1~R4.3.31)	RC3階建 *848.70㎡ (503.09㎡)	
	青山 いきいきプラザ	南青山 2-16-5 TEL(3403)2011	昭和 58.1.19	昭和 57.11		SRC地下2階地上 2階建 2,471.33㎡ (1,152.45㎡)	
	青南 いきいきプラザ	南青山 4-10-1 TEL(3423)4920	昭和 58.2.9	昭和 58.1		RC2階建 654.98㎡(499.48㎡)	
高輪	豊岡 いきいきプラザ	三田 5-7-7 TEL(3453)1591	昭和 55.9.20	昭和 55.7	社会福祉法人 奉優会 (R3.4.1~R4.3.31)	RC地下1階地上4 階建 1,021.24㎡(-)	児童館内
	高輪 いきいきプラザ	高輪 3-18-15 TEL(3449)1643	昭和 48.8.20	平成 22.12		RC地下1階地上3 階建(一部S) 565.54㎡(-)	保育園内
	白金 いきいきプラザ	白金 3-10-12 TEL(3441)3680	昭和 37.6.1	平成 4.5		RC地下1階地上3 階建 1,098.47㎡(-)	保育園内
	白金台 いきいきプラザ	白金台 4-8-5 TEL(3440)4627	昭和 55.12.10	平成 2.2		SRC地下2階地上 4階建 2,982.52㎡(-)	児童館内
芝浦 港南	港南 いきいきプラザ (ゆとりーむ)	港南 4-2-1 TEL(3450)9915	平成 14.4.1	平成 13.10	ピーウォッシュ・太 平ビルサービス共同 事業体 (H31.4.1~R6.3.31)	RC1階建 1,254.05㎡(-)	(都営住宅内設置)

児童高齢者交流プラザ

(区立)〔1か所〕

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造 延床面積(敷地面積)	備考
芝浦 港南	芝浦アイランド 児童高齢者交流プラザ (あいぷら)	芝浦 4-20-1 TEL(5443)7338	平成 19.4.1	平成 19.3	公益財団法人 東京YMCA (H29.4.1~R4.3.31)	SRC地下1階地上 4階建 1,928.30㎡(-)	こども園内

特別養護老人ホーム

(区立)〔3か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造 延床面積(敷地面積)	備考
特別養護 老人ホーム 白金の森	白金台 5-20-5 TEL(3449)9611	昭和 63.9.1	昭和 63.8	社会福祉法人 奉優会 (R3.4.1~R4.3.31)	RC4階建 3,779.61㎡ (3,076.32㎡)	高齢者在宅サービス センター・高齢者相談 センター併設
特別養護 老人ホーム 港南の郷	港南 3-3-23 TEL(3450)5571	平成 8.7.29	平成 8.3	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 東京都済生会 (R3.4.1~R4.3.31)	SRC地下1階・地上 8階建 4,772.28㎡(-)	高齢者在宅サービス センター・高齢者相談 センター・ケアハウス 併設
特別養護 老人ホーム サン・サン赤坂	赤坂 6-6-14 TEL(5561)7833	平成 15.5.1	平成 15.2	社会福祉法人 東京聖学院 (R3.4.1~R4.3.31)	RC地下1階・地上4 階建 5,818.89㎡ (5,559.92㎡)	高齢者在宅サービス センター・子ども中高 生プラザ・氷川武道場 併設

(民設)〔6か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	運営事業者
特別養護老人ホーム 麻布慶福苑	南麻布 5-1-20 Tel(3446)5501	平成 4.5.6	社会福祉法人 恩賜財団慶福育児会
特別養護老人ホーム ベル	西麻布4-7-2 Tel(3499)2823	平成 9.4.16	社会福祉法人 葵新生会
特別養護老人ホーム 新橋さくらの園	新橋6-19-2 Tel(3433)0183	平成 18.5.1	社会福祉法人 長岡福祉協会
特別養護老人ホーム ありすの杜きこ南麻布	南麻布4-6-1 Tel(5739)0585	平成 22.3.30	社会福祉法人 新生寿会
特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ南麻布	南麻布4-6-1 Tel(6408)8677	平成 22.3.30	社会福祉法人 洛和福祉会
特別養護老人ホーム 南麻布シニアガーデンアリス	南麻布4-6-13 Tel(5843)0975	令和 2.3.1	社会福祉法人 健誠会

高齢者在宅サービスセンター

(区立)〔8か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造 延床面積(敷地面積)	備考
高齢者在宅 サービスセンター 白金の森	白金台 5-20-5 Tel(3449)9615	昭和 63.10.1	昭和 63.8	社会福祉法人 奉優会 (R3.4.1~R4.3.31)	RC 4階建 645.39㎡(-)	特別養護老人ホーム内
高齢者在宅 サービスセンター 港南の郷	港南 3-3-23 Tel(3450)5571	平成 8.6.24	平成 8.3	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 東京都済生会 (R3.4.1~R4.3.31)	SRC地下1階・ 地上8階建 515.65㎡(-)	特別養護老人ホーム内
高齢者在宅 サービスセンター サン・サン赤坂	赤坂 6-6-14 Tel(5561)7831	平成 15.5.1	平成 15.2	社会福祉法人 東京聖労院 (R3.4.1~R4.3.31)	RC地下1階・ 地上4階建 680.12㎡(-)	特別養護老人ホーム内
南麻布高齢者 在宅サービス センター	南麻布 1-5-26 Tel(5232)9672	平成 3.4.1	平成 2.3	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 東京都済生会 (R3.4.1~R4.3.31)	SRC地下1階・ 地上3階建 (一部RC) 1,631.72㎡(-)	いきいきプラザ内
台場高齢者 在宅サービス センター	台場 1-5-5 Tel(5531)0520	平成 8.6.17	平成 8.2	医療法人財団 百葉の会 (R3.4.1~R4.3.31)	RC地下1階・ 地上2階建 1,466.92㎡ (18,472.51㎡)	(UR・都営・公社 住宅内設置)
北青山高齢者 在宅サービス センター	北青山 1-6-1 Tel(5410)3410	平成 9.6.1	平成 9.4	社会福祉法人 ノテ福祉会 (R3.4.1~R4.3.31)	RC地下1階・ 地上2階建 1,456.09㎡ (15,370.82㎡)	高齢者相談センタ ー併設(都営住宅内 設置)
芝高齢者 在宅サービス センター	芝 3-24-5 Tel(5232)0848	平成 12.5.15	平成 12.2	医療法人財団 百葉の会 (R3.4.1~R4.3.31)	S地上4階・ 塔屋1階建 900.48㎡ (611.30㎡)	高齢者相談センタ ー併設
虎ノ門高齢者 在宅サービス センター	虎ノ門 1-21-10 Tel(3539)3710	平成 19.6.1	平成 19.4	医療法人財団 百葉の会 (H29.4.1~R4.3.31)	RC地下1階・ 地上21階建 596.34㎡(-)	いきいきプラザ内 (グランスイート 虎ノ門内区分所有)

小規模多機能型居宅介護施設

(民設)〔4か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	運営事業者
小規模多機能型居宅介護 ありすの杜きのご南麻布	南麻布 4-6-1 TEL(5739)0585	平成 24.11.1	社会福祉法人 新生寿会
小規模多機能型居宅介護 こゆらり高輪	高輪 1-5-38 TEL(5422)6921	平成 28.4.1	ライフサポート 株式会社
優つくり小規模多機能介護 乃木坂	赤坂 9-4-2 TEL(6804)5267	平成 30.4.1	社会福祉法人 奉優会
優つくり小規模多機能介護 高輪台	高輪 3-10-16 TEL(6456)3912	令和 3.4.26	社会福祉法人 奉優会

看護小規模多機能型居宅介護施設

(民設)〔1か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	運営事業者
青山メディケア 複合型サービスケアセンター	南青山 7-13-6 TEL(3486)0900	平成 26.1.1	医療法人社団 光輝会

地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

(民設)〔1か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	運営事業者
特別養護老人ホーム 南麻布シニアガーデンアリス	南麻布 4-6-13 TEL(5843)0975	令和 2.3.1	社会福祉法人 健誠会

介護予防総合センター（ラクっちゃ）

(区立)〔1か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造 延床面積（敷地面積）	備考
介護予防総合センター (ラクっちゃ)	芝浦 1-16-1 みなのパーク 芝浦 2 階 TEL(3456)4157	平成 26.12.22	平成 26.10	セントラルスポーツ 株式会社 (R2.4.1~R7.3.31)	S 地下 1 階・地上 8 階 建（一部 SRC・RC） 1,563.40 m ² （-）	芝浦港南地区 総合支所内

高齢者相談センター（地域包括支援センター）

(区立)〔5か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造 延床面積（敷地面積）	備考
芝地区高齢者相談セ ンター(芝地域包括支 援センター)	芝 3-24-5 TEL(5232)0840	平成 18.4.1	平成 12.2	医療法人財団 百葉の会 (R3.4.1~R4.3.31)	S 地上 4 階・塔屋 1 階 建 90.80 m ² （-）	高齢者在宅サ ービスセンタ ー内
麻布地区高齢者相談 センター(南麻布地域 包括支援センター)	南麻布 1-5-26 TEL(3453)8032	平成 18.4.1	平成 2.3	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 東京都済生会 (R3.4.1~R4.3.31)	SRC 地下 1 階・地上 3 階建（一部 RC） 68.31 m ² （-）	いきいきプラ ザ内
赤坂地区高齢者相談 センター(北青山地域 包括支援センター)	北青山 1-6-1 TEL(5410)3415	平成 18.4.1	平成 9.4	社会福祉法人 ノテ福祉会 (R3.4.1~R4.3.31)	RC 地下 1 階・地上 2 階建 85.83 m ² （-）	高齢者在宅サ ービスセンタ ー内
高輪地区高齢者相談 センター(地域包括支 援センター白金の森)	白金台 5-20-5 TEL(3449)9669	平成 18.4.1	昭和 63.8	社会福祉法人 奉優会 (R3.4.1~R4.3.31)	RC 4 階建 101.54 m ² （-）	特別養護老人 ホーム内
芝浦港南地区高齢者 相談センター(地域包 括支援センター港南 の郷)	港南 3-3-23 TEL(3450)5905	平成 18.4.1	平成 8.3	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 東京都済生会 (R3.4.1~R4.3.31)	SRC 地下 1 階・地上 8 階建 84.49 m ² （-）	特別養護老人 ホーム内

ケアハウス

(区立)〔1か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造 延床面積(敷地面積)	備考
ケアハウス港南の郷	港南3-3-23 Tel(3450)5950	平成 8.8.1	平成 8.3	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 東京都済生会 (R3.4.1~R4.3.31)	SRC地下1階・ 地上8階建 3,991.08㎡(-)	特別養護老人 ホーム内

(民設)〔1か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	運営事業者
ありすの杜きのこ 南麻布	南麻布4-6-1 Tel(5739)0595	平成 22.4.1	社会福祉法人 新生寿会

介護老人保健施設

(民設)〔3か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	運営事業者
介護老人保健施設 ルネサンス麻布	南麻布2-10-21 Tel(3453)5015	平成 11.4.12	医療法人財団 厚生会
介護老人保健施設 新橋ばらの園	新橋6-19-2 Tel(3433)0182	平成 18.5.1	社会福祉法人 長岡福祉協会
介護老人保健施設 洛和ヴィラサラサ	南麻布4-6-1 Tel(6408)8676	平成 22.4.1	社会福祉法人 洛和福祉会

認知症高齢者グループホーム

(民設)〔5か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	運営事業者
グループホーム みたて	港南4-5-3 Tel(5463)8735	平成 18.1.1	社会福祉法人 すこやか福祉会
グループホーム しろかね	白金3-3-1 Tel(5447)1573	平成 19.3.1	株式会社 ニチイ学館
グループホーム 青山	南青山1-3-16 S棟2F Tel(3402)3155	平成 19.4.1	医療法人財団 順和会
グループホーム ありすの杜きのこ 南麻布	南麻布4-6-1 Tel(5739)0585	平成 22.4.1	社会福祉法人 新生寿会
優っくりグループホーム 高輪台	高輪3-10-16 Tel(6456)3982	令和 3.4.26	社会福祉法人 奉優会

高齢者見守りつき住宅

(民設)〔1か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	運営事業者
グループリビング みたて	港南4-5-3 Tel(5783)5120	平成 18.1.1	社会福祉法人 すこやか福祉会

サービス付き高齢者向け住宅

(民設)〔1か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	運営事業者
サービス付き 高齢者向け住宅 悠楽里レジデンス六本木	六本木6-5-25 Tel(6447)5037	平成 29.10.1	ライフサポート 株式会社

高齢者集合住宅

(区立)〔4か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造 延床面積(敷地面積)	備考
高齢者集合住宅 ピア白金	白金 1-28-13 TEL(3473)2507	平成 2.9.1	平成 2.7	株式会社東急コミュニティー (H31.4.1~R6.3.31)	RC地下1階・地上3階建 570.39㎡(284.25㎡)	借上住宅
高齢者集合住宅 フィオーレ白金	白金 3-10-11 TEL(5420)3710	平成 3.5.1	平成 3.3		RC地下1階・地上5階建 591.06㎡(175.12㎡)	
高齢者集合住宅 はなみずき白金	白金 3-3-3 TEL(3443)5810	平成 5.11.1	平成 5.9		RC地下1階・地上5階建 1,063.12㎡(393.19㎡)	
高齢者集合住宅 はなみずき三田	三田 1-11-14 TEL(3453)7695	平成 8.5.1	平成 8.3		RC地下1階・地上4階建 1,118.88㎡(499.53㎡)	

障害保健福祉センター

(区立)〔1か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造 延床面積(敷地面積)	備考
障害保健福祉センター (ヒューマンぷらざ)	芝 1-8-23 TEL(5439)2511	平成 10.4.1	平成 10.2	社会福祉法人 友愛十字会 (R2.4.1~12.3.31)	SRC地下2階・ 地上23階建 15,707.94㎡ (4,367.96㎡)	シティハイツ竹芝、 災害対策住宅・障 害者住宅併設

障害者グループホーム

(区立)〔1か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造 延床面積(敷地面積)	備考
障害者グループホー ム芝浦	芝浦 3-5-34 TEL(6453)7573	平成 26.11.1	平成 26.9	社会福祉法人 長岡福祉協会 (H26.11.1~R6.3.31)	RC14階建 229.51㎡(-)	・対象者：知的障 害者 ・シティハイツ芝浦 1階部分の一部

精神障害者支援センター

(区立)〔1か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造 延床面積(敷地面積)	備考
精神障害者支援セン ター (あいはと・みなど)	高輪 1-4-8 TEL(5449)6455	平成 28.4.1	令和 3.4	社会福祉法人港福会 (R3.4.1~R3.5.31) 港福・大星グループ (R3.6.1~R13.3.31)	S地上8階建て *2,077.71㎡ (490.75㎡)	令和3年6月1 日に浜松町 2-6-5 から移転 障害者グループ ホーム(民設)・ 障害福祉サービ ス提供事業所(民 設)併設

児童発達支援センター

(区立)〔1か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造 延床面積(敷地面積)	備考
児童発達支援センター (ばお)	南麻布 4-6-13 TEL(6277)3106	令和 2.4.1	令和 元 11	社会福祉法人 友愛十字会 (R2.4.1~12.3.31)	RC地下1階・地上6 階建 1,623.63㎡(-)	特別養護老人ホ ーム(民設)、障 害者支援ホーム 南麻布併設

障害者支援施設

(区立)〔1か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	建設年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造 延床面積(敷地面積)	備考
障害者支援ホーム南麻布 (ホーム南部坂ありす)	南麻布4-6-13 Tel(6455)7797	令和2.3.1	令和 元.11	社会福祉法人健誠会 (R2.3.1~12.3.31)	RC地下1階・地上6階建 2,888.28㎡ (3,628.87㎡)	特別養護老人ホーム(民設)、児童発達支援センター併設

(民設)〔1か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	運営事業者
新橋はつらつ太陽	新橋6-19-2 Tel(3433)0181	平成 18.5.1	社会福祉法人長岡福祉協会

知的障害者グループホーム

(民設)〔8か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	運営事業者
しらがねホーム	白金2-6-12 Tel(3443)6151	平成 15.3.1	社会福祉法人武蔵野会
カーサ赤坂	赤坂6-4-8 Tel(3583)0448	平成 18.10.1	社会福祉法人家庭授産奨励会
カーサ芝浦	芝浦4-18-30 805号室905号室 Tel(3457)5144	平成 22.1.1	社会福祉法人家庭授産奨励会
1番線ホーム	芝5-27-1 三田SSビル7階 Tel(6435)2285	平成 28.8.1	NPO法人MOTHER12
六本木ヒルサイドホーム	六本木6-5-25 Tel(6721)1290	平成 29.10.1	社会福祉法人健誠会
2番線ホーム	芝5-27-1 三田SSビル6階 Tel(6435)2285	平成 30.9.1	NPO法人MOTHER12
かげとも グループホーム (※)	高輪3-16-1 ルミエール高輪102 Tel(6456)2496	令和 2.6.1	フェリス訪問介護合同会社
クライスハイム高輪	高輪1-4-8 7階、8階 Tel(6456)2087	令和 3.6.1	ミナノワ株式会社

※ 一部精神障害者も対象

精神障害者グループホーム

(民設)〔3か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	運営事業者
みなと芝浦ベイホーム	港区内 Tel(3455)8140	平成 26.6.1	社会福祉法人港福会
アプローズ House 南麻布	港区内 Tel(6277)2648	平成 28.4.1	一般社団法人アプローズ
935 ファミリー・ワン三田ハウス	港区内 Tel(6447)7728	平成 29.8.1	一般社団法人日本代替医療食品研究会

その他の主な障害福祉サービス提供事業所
(民設)〔9か所〕

施設名	所在地・電話	開設年月日	運営事業者
工房ラピール	高輪 1-4-8 6階 TEL(3444)5223	平成 10.4.1	NPO法人工房ラピール
みなと障がい者福祉事業団(※)	芝 1-8-23 障害保健福祉センター5階 TEL(5439)8062	平成 19.8.1	NPO法人 みなと障がい者福祉事業団
西麻布作業所	西麻布 3-19-16 TEL(3408)1545	昭和 54.2.1	社会福祉法人 家庭授産奨励会
風の子会 高浜生活実習所	海岸 2-6-29 平成海岸ビル 5階 TEL(6809)4001	昭和 53.11.13	NPO法人風の子会
みなと工房	芝浦 1-14-8-201 TEL(3455)8140	平成 5.4.1	社会福祉法人港福会
アイエスエフネット ベネフィット青山	南青山 1-4-2 八並ビル 3階・7階 TEL(5785)3788	平成 24.12.1	一般社団法人 アイエスエフネット ベネフィット
アプローチ南青山	南青山 4-3-24 青山NKビル 2階 TEL(6804)3623	平成 26.4.1	一般社団法人アプローチ
アトリエ・ レダクラフト	麻布十番 4-4-1 ツインーの橋ビル 2108・2031 TEL(6435)0611	平成 27.4.1	一般社団法人レダクラフト
MUSE935	西麻布 4-11-4 西麻布尾花ビル 5階・6階 TEL(6433)5936	令和 元.10.1	一般社団法人 日本代替医療食品研究会

上記の団体は、区が財政的支援を行っている事業所に限る。

(※) みなと障がい者福祉事業団では、就労継続支援A型「かがやき」、就労移行支援「はばたき」、区単独事業として就労支援事業を行っている。

令和3年度民生費当初予算の前年度比較

(単位：千円)

款	項	目	令和3年度	令和2年度	増減	伸び率 (%)
民生費			57,107,828	56,735,625	372,203	0.7
	社会福祉費		15,240,790	15,717,117	△ 476,327	△ 3.0
	社会福祉総務費		2,311,672	2,434,252	△ 122,580	△ 5.0
	老人福祉費		1,645,881	1,443,618	202,263	14.0
	障害者福祉費		5,665,992	5,628,309	37,683	0.7
	応急救助費		931	1,114	△ 183	△ 16.4
	社会福祉施設費		4,902,800	5,240,923	△ 338,123	△ 6.5
	社会福祉施設建設費		713,514	968,901	△ 255,387	△ 26.4
	児童福祉費		36,501,064	36,026,369	474,695	1.3
	生活保護費		5,281,463	4,918,654	362,809	7.4
	生活保護総務費		592,876	317,269	275,607	86.9
	扶助費		4,688,587	4,601,385	87,202	1.9
	国民年金費		84,511	73,485	11,026	15.0
	国民年金総務費		69,713	58,853	10,860	18.5
	基礎年金事務費		14,798	14,632	166	1.1

※ 各欄の金額は、他部配当金額も含まれます。

※ 児童福祉費は、目別の表記を省略しています。

令和3年度国民健康保険事業会計当初予算の前年度比較

(単位：千円)

款 項	目	令和3年度	令和2年度	増減	伸び率 (%)
総務費		573,389	578,015	△ 4,626	△ 0.8
	総務管理費	508,520	512,134	△ 3,614	△ 0.7
	一般管理費	498,469	503,206	△ 4,737	△ 0.9
	運営協議会費	899	931	△ 32	△ 3.4
	趣旨普及費	3,676	3,689	△ 13	△ 0.4
	連合会負担金	5,476	4,308	1,168	27.1
	徴収費	64,869	65,881	△ 1,012	△ 1.5
	徴収総務費	64,869	65,881	△ 1,012	△ 1.5
保険給付費		13,287,166	13,460,487	△ 173,321	△ 1.3
	療養諸費	11,642,351	11,781,565	△ 139,214	△ 1.2
	一般被保険者療養給付費	11,428,764	11,550,795	△ 122,031	△ 1.1
	退職被保険者等療養給付費	1	3,881	△ 3,880	△ 100.0
	一般被保険者療養費	153,312	161,140	△ 7,828	△ 4.9
	退職被保険者等療養費	1	100	△ 99	△ 99.0
	審査支払手数料	60,273	65,649	△ 5,376	△ 8.2
	高額療養費	1,459,328	1,471,547	△ 12,219	△ 0.8
	一般被保険者高額療養費	1,457,726	1,468,946	△ 11,220	△ 0.8
	退職被保険者等高額療養費	1	401	△ 400	△ 99.8
	一般被保険者高額介護合算療養費	1,600	2,000	△ 400	△ 20.0
	退職被保険者等高額介護合算療養費	1	200	△ 199	△ 99.5
	移送費	301	400	△ 99	△ 24.8
	一般被保険者移送費	300	300	0	0.0
	退職被保険者等移送費	1	100	△ 99	△ 99.0
	出産育児諸費	159,680	181,111	△ 21,431	△ 11.8
	出産育児一時金	159,600	181,020	△ 21,420	△ 11.8
	支払手数料	80	91	△ 11	△ 12.1
	葬祭費	12,530	12,250	280	2.3
	葬祭費	12,530	12,250	280	2.3
	結核・精神医療給付金	12,975	13,614	△ 639	△ 4.7
	結核・精神医療給付金	12,975	13,614	△ 639	△ 4.7
	傷病手当金	1	—	1	皆増
	傷病手当金	1	—	1	皆増
国民健康保険事業費納付金		9,032,726	9,128,640	△ 95,914	△ 1.1
	医療給付費分納付金	6,105,774	6,245,032	△ 139,258	△ 2.2
	一般被保険者医療給付費分納付金	6,105,774	6,243,038	△ 137,264	△ 2.2
	退職被保険者等医療給付費分納付金	—	1,994	△ 1,994	皆減
	後期高齢者支援金等分納付金	1,919,271	1,924,468	△ 5,197	△ 0.3
	一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金	1,919,271	1,923,859	△ 4,588	△ 0.2
	退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金	—	609	△ 609	皆減
	介護納付金分納付金	1,007,681	959,140	48,541	5.1
	介護納付金分納付金	1,007,681	959,140	48,541	5.1
共同事業拠出金		2	1	1	100.0
	共同事業拠出金	2	1	1	100.0
	共同事業拠出金	2	1	1	100.0
保健事業費		188,112	217,786	△ 29,674	△ 13.6
	特定健康診査等事業費	178,499	208,846	△ 30,347	△ 14.5
	特定健康診査等事業費	178,499	208,846	△ 30,347	△ 14.5
	保健事業費	9,613	8,940	673	7.5
	保健衛生普及費	9,613	8,940	673	7.5
諸支出金		70,866	80,632	△ 9,766	△ 12.1
	償還金及び還付金	70,865	80,631	△ 9,766	△ 12.1
	一般被保険者償還金及び還付金	70,000	80,000	△ 10,000	△ 12.5
	退職被保険者等償還金及び還付金	100	200	△ 100	△ 50.0
	一般被保険者保険料還付加算金	762	428	334	78.0
	退職被保険者等保険料還付加算金	1	1	0	0.0

(単位：千円)

款	項	目	令和3年度	令和2年度	増減	伸び率 (%)
		保険給付費等交付金償還金	1	1	0	0.0
		その他償還金	1	1	0	0.0
		公債費	1	1	0	0.0
		一時借入金利子	1	1	0	0.0
		予備費	100,000	100,000	0	0.0
		予備費	100,000	100,000	0	0.0
		予備費	100,000	100,000	0	0.0
		合計	23,252,261	23,565,561	△ 313,300	△ 1.3

※ 各欄の金額は、他部配当金額も含まれます。

令和3年度後期高齢者医療会計当初予算の前年度比較

(単位：千円)

款	項	目	令和3年度	令和2年度	増減	伸び率 (%)
総務費			170,850	219,878	△ 49,028	△ 22.3
	総務管理費		170,850	219,878	△ 49,028	△ 22.3
	一般管理費		170,850	219,878	△ 49,028	△ 22.3
広域連合負担金			5,332,195	5,274,654	57,541	1.1
	広域連合負担金		5,332,195	5,274,654	57,541	1.1
	広域連合負担金		5,332,195	5,274,654	57,541	1.1
保険給付費			84,163	84,140	23	0.0
	葬祭費		84,163	84,140	23	0.0
	葬祭費		84,163	84,140	23	0.0
保健事業費			112,842	107,555	5,287	4.9
	保健事業費		112,842	107,555	5,287	4.9
	健康保持増進費		112,842	107,555	5,287	4.9
諸支出金			4,200	3,500	700	20.0
	償還金及び還付金		4,200	3,500	700	20.0
	還付金		4,200	3,500	700	20.0
予備費			50,000	50,000	0	0.0
	予備費		50,000	50,000	0	0.0
	予備費		50,000	50,000	0	0.0
合 計			5,754,250	5,739,727	14,523	0.3

※ 各欄の金額は、他部配当金額も含みます。

令和3年度介護保険会計当初予算の前年度比較

(単位：千円)

款 項	目	令和3年度	令和2年度	増減	伸び率 (%)
総務費		787,505	839,263	△ 51,758	△ 6.2
	総務管理費	787,505	839,263	△ 51,758	△ 6.2
	一般管理費	787,505	839,263	△ 51,758	△ 6.2
保険給付費		15,231,595	16,436,043	△ 1,204,448	△ 7.3
	介護サービス等諸費	15,231,595	16,436,043	△ 1,204,448	△ 7.3
	居室介護・予防サービス等給付費	9,622,765	10,492,097	△ 869,332	△ 8.3
	施設介護サービス給付費	3,888,467	4,080,506	△ 192,039	△ 4.7
	居室介護・予防サービス計画給付費	775,680	803,759	△ 28,079	△ 3.5
	審査支払手数料	16,571	16,109	462	2.9
	高額介護・予防サービス等費	674,842	711,223	△ 36,381	△ 5.1
	特定入所者介護・予防サービス等費	253,270	332,349	△ 79,079	△ 23.8
地域支援事業費		948,608	950,254	△ 1,646	△ 0.2
	介護予防・生活支援サービス事業費	483,095	513,639	△ 30,544	△ 5.9
	介護予防・生活支援サービス事業費	426,468	452,143	△ 25,675	△ 5.7
	介護予防ケアマネジメント事業費	56,627	61,496	△ 4,869	△ 7.9
	一般介護予防事業費	174,484	148,091	26,393	17.8
	一般介護予防事業費	174,484	148,091	26,393	17.8
	包括的支援事業・任意事業費	290,018	287,303	2,715	0.9
	包括的支援事業費	290,018	287,303	2,715	0.9
	その他諸費	1,011	1,221	△ 210	△ 17.2
	審査支払手数料	1,011	1,221	△ 210	△ 17.2
基金積立金		498	138	360	260.9
	基金積立金	498	138	360	260.9
	介護保険給付準備基金積立金	498	138	360	260.9
諸支出金		7,032	7,639	△ 607	△ 7.9
	償還金及び還付金	7,031	7,638	△ 607	△ 7.9
	第1号被保険者保険料還付金	7,030	7,637	△ 607	△ 7.9
	償還金	1	1	0	0.0
	一般会計繰出金	1	1	0	0.0
	一般会計繰出金	1	1	0	0.0
合 計		16,975,238	18,233,337	△ 1,258,099	△ 6.9

※ 各欄の金額は、他部配当金額も含みます。

民生費事業別決算（令和２年度・令和元年度）

（単位：円）

款 項 目	中事業	小事業	令和２年度決算額	令和元年度決算額
民生費			55,648,422,443	56,439,526,056
社会福祉費			14,116,389,571	14,642,559,098
社会福祉総務費			2,191,321,029	2,304,832,414
職員人件費			1,472,517,031	1,507,007,053
一般職員			1,472,517,031	1,507,007,053
全ての子どもが健全に成長できる家庭環境づくりの支援			1,420,818	47,170,954
家庭相談センター事業（子ども家庭課）			1,420,818	47,170,954
子どもの未来を応援する施策の推進			67,838,365	52,940,555
学習ボランティア養成事業			1,584,000	2,230,140
学習支援事業			66,254,365	48,079,416
子どもの未来応援施策理解促進事業			0	2,630,999
地域福祉の総合的推進と新たなつながりの構築による支え合いの促進			512,202,758	553,894,633
保健福祉課運営			1,100,092	5,357,655
地域保健福祉計画等策定			24,231,515	21,608,056
社会福祉法人認可・指導監査			634,200	620,054
福祉のまちづくり推進			4,036,388	3,706,410
福祉総合システム維持管理			182,979,961	175,023,018
港区社会福祉協議会支援			148,856,478	165,753,011
民生委員・児童委員活動推進			24,354,687	24,643,846
港区保護司会活動支援			1,890,130	2,131,444
港区赤十字奉仕団支援			1,760	3,457
高齢者支援課運営			3,641,827	2,026,420
福祉施設等指定管理者候補者選考			0	374,400
コミュニティバス等福祉事業			116,538,874	151,973,500
障害者福祉課運営			3,936,846	673,362
地域包括ケアシステムの構築から実現に向けた取組の促進			100,350,033	89,496,407
地域包括ケアシステム推進事業			47,401,754	48,415,177
福祉総合窓口設置準備			8,079,100	-
成年後見制度利用促進事業			40,434,918	37,693,288
成年後見審判申立事業（総合支所）			4,434,261	3,387,942
低所得者の生活の支援及び自立施策の充実			5,382,152	6,887,348
生活福祉調整課運営			192,770	137,397
中国残留邦人等地域生活支援			-	144,588
中国残留邦人等支援事業			129,812	3,313,725
行旅病人等援護			5,059,570	3,291,638
心豊かに充実した生活の支援			7,398,484	20,940,350
チャレンジコミュニティ大学（総合支所）			7,398,484	20,940,350
地域で安心して暮らせる基盤の整備			1,966,066	4,978,585
高齢者単身世帯実態調査			-	1,404,783
救急情報の活用支援事業（総合支所）			1,145,616	1,088,118
芝地区高齢者の買い物支援（総合支所）			820,450	2,485,684
安心して住み続けられる住まいの確保・支援			1,014,782	3,346,948
すこやかな家みたて土地管理			-	2,249,736
高齢者福祉施設等整備基金利子積立金			1,014,782	1,097,212
地域における自立生活を支える仕組みづくり			1,975,800	2,217,594
原爆被爆者援護事業			1,975,800	2,217,594
快適で安心できる生活環境の確保			19,254,740	15,951,987
公衆浴場活用振興推進事業			0	0
公衆浴場助成			19,254,740	15,951,987
老人福祉費			1,445,752,028	1,374,385,780
地域福祉の総合的推進と新たなつながりの構築による支え合いの促進			825,000	0
高齢者保健福祉計画策定			825,000	0
心豊かに充実した生活の支援			237,318,657	250,918,058
港区アクティブシニア就業支援センター運営助成			22,053,953	24,545,099
港区シルバー人材センター支援			112,331,400	113,655,000
老人クラブ助成			15,511,914	21,636,821
寿商品券等贈呈			86,129,613	80,536,503

(単位：円)

款	項	目	中事業	小事業	令和2年度決算額	令和元年度決算額
			老人保健福祉月間事業		1,291,777	10,544,635
			健康で自立した生活の支援		30,390,420	41,601,067
			生活機能評価事業		17,022,791	19,196,640
			介護予防普及推進事業		13,367,629	22,404,427
			地域で安心して暮らせる基盤の整備		173,299,186	142,193,604
			高齢者単身世帯実態調査		4,041,521	—
			高齢者福祉事務（総合支所）		2,670,039	—
			認知症予防・支援事業		1,579,356	1,701,179
			みんなとオレンジカフェ事業		7,439,993	7,623,961
			認知症高齢者介護家族支援事業		8,174,000	9,366,000
			高齢者緊急通報システム		41,150,190	37,364,769
			認知症高齢者等おかけりサポート事業		2,213,190	632,182
			高齢者虐待防止・養護者支援事業		1,263,828	1,188,338
			高齢者緊急一時保護事業		0	1,242,844
			高齢者緊急医療短期入所		4,138,200	4,098,400
			高齢者セーフティネットワーク		804,606	2,257,388
			芝地区アロマからはじまる高齢者セーフティネットワーク（総合支所）		0	1,993,539
			麻布地区地域サロン事業（総合支所）		3,432,000	3,400,800
			赤坂地区高齢者ふれあいサロン事業（総合支所）		203,754	454,490
			ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業		73,033,105	70,869,714
			老人性白内障眼鏡等費用助成		0	0
			高齢者施設等におけるPCR検査支援事業		23,155,404	—
			安心して住み続けられる住まいの確保・支援		469,742,510	464,965,462
			老人福祉法施行等事務		2,511,471	2,470,605
			高齢者自立支援住宅改修等支援事業		26,063,830	32,894,786
			高齢者民間賃貸住宅入居支援事業		795,400	947,990
			高齢者世帯居住安定支援		2,404,632	3,234,413
			社会福祉法人等運営助成		63,832,628	58,944,364
			養護老人ホーム等入所措置		374,134,549	366,473,304
			在宅生活を支えるサービスの充実		534,176,255	474,707,589
			高齢者家事援助サービス		4,265,375	5,357,620
			通院支援サービス事業		15,252,041	19,839,791
			高齢者生活管理指導員派遣		0	0
			高齢者等紙おむつ給付		194,021,579	191,543,950
			ねたきり高齢者寝具乾燥消毒		968,550	604,556
			高齢者福祉キャブ及び緊急移送サービス運行		52,598,800	48,129,630
			高齢者福祉理美容サービス		5,014,160	4,939,176
			高齢者はり・マッサージサービス事業		4,148,760	4,039,620
			高齢者無料入浴券給付		63,645,323	72,047,001
			高齢者サービス改善		177,000	177,000
			高齢者配食サービス		98,094,349	88,217,368
			新型コロナウイルス感染症対策高齢者買い物支援事業		60,057,810	—
			新型コロナウイルス感染症対策在宅要介護者緊急一時支援事業		510,000	—
			高齢者日常生活用具給付事業		769,697	9,241,260
			高齢者エアコン購入費助成事業		2,386,400	—
			介護保険サービス第三者評価支援		6,527,500	4,830,950
			介護相談員派遣等事業		3,629,325	6,159,255
			介護サービス事業者振興事業		6,910,471	5,533,927
			介護雇用・人材育成支援事業		—	5,681,780
			介護事業所家賃助成		4,988,000	—
			介護保険サービス利用者負担額助成		841,689	810,063
			ホームヘルプサービス等利用者負担助成		6,212,105	6,231,813
			利用者負担額軽減実施法人助成		1,495,911	1,320,829
			介護保険高額介護サービス費等資金貸付		—	0
			国庫支出金等過年度分償還金		7,410	2,000
			簡易陰圧装置等設置経費支援事業		1,654,000	—
			障害者福祉費		5,283,153,902	5,445,206,870
			地域福祉の総合的推進と新たなつながりの構築による支え合いの促進		6,802,730	—
			障害者計画等策定		6,802,730	—

(単位：円)

款	項	目	中事業	小事業	令和2年度決算額	令和元年度決算額
			障害者が安心して暮らせる社会の実現		7,299,189	308,468,661
				障害者差別解消推進	292,000	4,945,216
				障害者意思疎通促進事業	4,538,651	—
				障害者虐待防止・養護者支援事業	466,000	618,000
				ヘルプカード普及事業	285,340	428,852
				心のバリアフリー推進	1,236,198	1,578,906
				障害者福祉推進基金積立金	—	300,000,000
				障害者福祉推進基金利子積立金	481,000	460,687
				障害福祉サービス事業所等防犯体制整備支援事業	—	437,000
			障害のある子どもへの支援		634,994,426	586,023,485
				障害児通所支援事業	576,277,146	474,378,148
				重度障害児の日中一時支援事業	8,589,500	8,815,000
				重症心身障害児通所事業	1,754,180	44,067,297
				重度身体障害児学校送迎支援	48,373,600	58,763,040
			地域における自立生活を支える仕組みづくり		4,530,063,219	4,464,181,636
				いちよう学級	10,321,893	18,485,008
				心身障害者医療費助成制度	13,821,236	4,726,271
				障害者日中活動サービス推進事業	56,957,300	51,267,125
				新橋はつらつ太陽運営補助	37,100,686	46,178,659
				障害者施設等運営支援	24,671,857	9,183,200
				障害者(児)通所事業等助成	1,394,000	1,620,000
				障害者団体等助成・支援	4,201,788	6,101,946
				身体・知的障害者相談員	304,320	304,320
				障害者サービス向上事業	1,832,388	1,759,198
				障害者地域自立支援協議会	1,237,000	674,370
				介護給付・訓練等給付	2,998,394,608	2,887,319,246
				障害者総合支援法自己負担金軽減事業	8,963,574	3,902,004
				障害福祉サービス等事業所家賃助成	6,979,000	—
				障害者補装具費支給	51,973,972	44,174,740
				自立支援医療(更生医療)等給付	213,843,075	232,474,574
				移動支援事業	193,442,161	224,516,059
				障害者(児)日常生活用具給付	48,242,072	42,847,206
				重度心身障害者(児)住宅設備改善費助成	2,581,900	3,093,940
				中等度難聴児発達支援事業	524,200	751,021
				手話通訳提供等事業	34,055,429	16,960,926
				手話通訳者養成事業	—	12,013,000
				障害者総合相談支援センター事業	6,651,000	8,966,370
				地域で共に生きる障害児・障害者アート展	2,726,484	2,699,191
				障害支援区分審査会	4,242,739	5,072,913
				障害者地域移行支援事業	—	0
				生活介護の設置・整備支援	—	9,141,360
				心身障害者福祉事務	4,218,227	4,143,443
				心身障害者福祉手当	430,265,496	428,909,568
				特別障害者手当等	56,369,570	58,743,710
				障害者(児)紙おむつ給付	16,315,300	17,126,449
				重度身体障害者等緊急通報システム整備	565,650	508,185
				障害者(児)寝具乾燥消毒	2,942,670	1,859,266
				心身障害者(児)福祉理美容サービス	682,750	979,870
				障害者(児)無料入浴券給付	6,825,739	6,876,349
				障害者配食サービス	4,924,181	5,169,632
				知的障害者(児)徘徊探索支援	103,800	146,626
				障害者(児)入浴サービス	31,480,000	33,447,100
				重度身体障害者(児)居宅生活支援事業	5,423,400	5,641,900
				重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業	6,313,120	4,808,460
				重度脳性麻痺者介護	1,968,000	2,833,920
				障害者(児)福祉タクシー助成	87,580,980	94,897,564
				障害者(児)自動車燃料費助成	10,149,690	11,605,852
				心身障害者(児)福祉キャブ及び緊急移送サービス運行	10,472,000	9,642,980
				障害者福祉事務(総合支所)	838,866	977,201

(単位：円)

款	項	目	中事業	小事業	令和2年度決算額	令和元年度決算額
				障害者自動車活用支援事業	133,900	356,560
				知的障害者グループホーム支援	24,354,357	23,071,934
				精神障害者グループホーム支援	17,180,825	16,615,691
				知的障害者グループホーム家賃助成等	7,491,500	7,624,848
				高次脳機能障害理解促進	96,250	1,462,800
				重症心身障害者通所事業	48,873,541	50,439,379
				発達支援センター事業	30,030,725	42,059,702
				障害者が特性に応じて就労できる仕組みづくり	102,768,904	85,008,834
				障害者就労支援	76,940,866	59,695,316
				精神障害者就労支援事業	2,244,000	2,445,960
				障害者就労支援事業所設備整備等補助	210,000	0
				みなと障がい者福祉事業団支援事業	23,374,038	22,867,558
				サービスの質の確保・向上	1,225,434	1,524,254
				障害者サービス提供事業者育成事業	580,840	671,496
				障害福祉サービス事業者等指導検査	644,594	852,758
				応急救助費	240,000	400,000
				地域の防災力の向上	240,000	400,000
				災害見舞金・援護貸付金	0	0
				災害見舞金(総合支所)	240,000	400,000
				社会福祉施設費	4,889,965,634	4,670,611,907
				心豊かに充実した生活の支援	1,539,334,138	1,446,046,739
				いきいきプラザ管理運営(総合支所)	1,539,334,138	1,446,046,739
				健康で自立した生活の支援	199,383,896	208,950,086
				介護予防総合センター管理運営	199,383,896	208,950,086
				地域で安心して暮らせる基盤の整備	30,083,537	33,354,242
				高齢者相談センター(5地区)維持管理	30,083,537	33,354,242
				安心して住み続けられる住まいの確保・支援	1,011,005,298	833,250,965
				すこやかな家みたて土地管理	2,249,736	-
				高齢者集合住宅管理運営	59,059,995	51,983,045
				シルバーハウジング維持管理	2,593,599	2,018,147
				シルバーハウジング運営	48,995,209	47,271,576
				サービス付き高齢者向け住宅等維持管理	42,950,378	42,676,990
				特別養護老人ホーム維持補修	100,977,241	248,394,930
				白金の森(特別養護老人ホーム)管理運営	77,355,251	75,051,626
				港南の郷(特別養護老人ホーム)管理運営	137,488,512	140,522,046
				サン・サン赤坂(特別養護老人ホーム)管理運営	109,578,080	115,322,829
				ケアハウス港南の郷管理運営	120,320,797	109,525,936
				高輪三丁目福祉施設整備	307,264,000	0
				麻布地区福祉施設整備	2,172,500	-
				三田二丁目福祉施設整備	0	483,840
				在宅生活を支えるサービスの充実	355,202,895	400,986,356
				高齢者在宅サービスセンター維持補修	33,222,408	71,877,304
				白金の森(高齢者在宅サービスセンター)管理運営	12,264,253	14,595,865
				港南の郷(高齢者在宅サービスセンター)管理運営	16,856,243	17,962,068
				サン・サン赤坂(高齢者在宅サービスセンター)管理運営	15,772,575	17,632,433
				南麻布(高齢者在宅サービスセンター)管理運営	22,238,495	23,345,012
				台場(高齢者在宅サービスセンター)管理運営	84,361,142	87,271,664
				北青山(高齢者在宅サービスセンター)管理運営	58,413,840	55,382,720
				芝(高齢者在宅サービスセンター)管理運営	70,052,682	72,062,799
				虎ノ門(高齢者在宅サービスセンター)管理運営	42,021,257	40,856,491
				障害のある子どもへの支援	427,802,433	121,846,048
				児童発達支援センター開設準備	-	121,846,048
				児童発達支援センター管理運営	427,802,433	-
				地域における自立生活を支える仕組みづくり	1,299,370,726	1,600,982,020
				障害保健福祉センター維持管理	308,861,037	309,439,319
				障害保健福祉センター管理運営	701,042,169	996,255,792
				生活寮管理運営	27,942	141,421
				障害者グループホーム管理運営	21,174,921	22,477,686
				障害者グループホーム南麻布維持管理	437,478	261,062

(単位：円)

款	項	目	中事業	小事業	令和2年度決算額	令和元年度決算額
				障害者グループホーム六本木維持管理	6,807,785	5,865,098
				障害者住宅管理運営	20,773,773	14,684,991
				精神障害者支援センター開設準備	12,786,308	—
				精神障害者地域活動支援センター管理運営	112,829,778	111,031,744
				障害者支援ホーム開設準備	—	134,456,128
				障害者支援ホーム管理運営	114,629,535	6,368,779
				快適で安心できる生活環境の確保	27,782,711	25,195,451
				区立公衆浴場管理運営	27,782,711	25,195,451
				社会福祉施設建設費	305,956,978	847,122,127
				心豊かに充実した生活の支援	11,237,000	495,000
				麻布いきいきプラザ等改築(総合支所)	11,237,000	495,000
				地域における自立生活を支える仕組みづくり	294,719,978	846,627,127
				南麻布四丁目福祉施設整備	—	793,697,807
				(仮称)南青山二丁目公共施設整備	555,000	551,120
				精神障害者支援センター等整備	294,164,978	52,378,200
				児童福祉費	36,134,239,081	36,956,989,217
				生活保護費	5,319,623,421	4,774,083,149
				生活保護総務費	957,377,349	216,701,183
				低所得者の生活の支援及び自立施策の充実	957,377,349	216,701,183
				就労支援	17,496,072	17,474,060
				生活保護調査訪問体制強化事業	30,888,000	31,588,200
				生活保護相談支援事業	15,956	3,160,749
				生活保護受給者等メンタルケア支援事業	6,600,000	6,540,000
				生活保護受給者健康管理支援事業	580,800	—
				生活困窮者自立支援事業	705,889,516	56,322,181
				路上生活者対策施設	98,031,497	92,507,906
				生活保護施行事務	2,190,823	1,976,242
				生活保護システム構築	87,915,515	180,000
				生活保護医療扶助施行事務	7,237,428	6,434,014
				路上生活者自立支援(総合支所)	531,742	517,831
				扶助費	4,362,246,072	4,557,381,966
				低所得者の生活の支援及び自立施策の充実	4,362,246,072	4,557,381,966
				生活保護	4,264,018,857	4,458,177,579
				中国残留邦人等生活支援給付	76,028,754	75,520,135
				被保護世帯援護	20,572,365	21,824,577
				無料入浴券支給	1,626,096	1,859,675
				国民年金費	78,170,370	65,894,592
				国民年金総務費	63,589,847	51,493,058
				職員人件費	63,589,847	51,493,058
				一般職員	63,589,847	51,493,058
				基礎年金事務費	14,580,523	14,401,534
				地域で安心して暮らせる基盤の整備	14,580,523	14,401,534
				国民年金事務	14,580,523	14,401,534

※ 各欄の金額は、他部執行金額も含みます。

※ 児童福祉費は、目別の表記を省略しています。

国民健康保険事業会計事業別決算（令和2年度・令和元年度）

（単位：円）

款	項	中事業	小事業	令和2年度決算額	令和元年度決算額
総務費				500,057,358	509,419,119
総務管理費				438,844,205	447,253,860
職員人件費				240,744,067	234,474,985
一般職員				240,744,067	234,474,985
安心できる地域保健・地域医療体制の推進				198,100,138	212,778,875
国民健康保険資格管理				7,539,332	24,903,011
国民健康保険料賦課				24,871,436	25,581,593
国民健康保険料徴収				76,252,612	77,824,050
国民健康保険給付				12,398,412	15,179,946
国民健康保険事業運営				68,461,403	61,938,069
国民健康保険運営協議会				747,763	448,398
国民健康保険趣旨普及				3,613,500	3,629,308
東京都国民健康保険団体連合会負担金				4,215,680	3,274,500
徴収費				61,213,153	62,165,259
職員人件費				61,213,153	62,165,259
一般職員				61,213,153	62,165,259
保険給付費				12,575,619,476	13,293,844,791
療養諸費				10,981,733,091	11,641,907,868
安心できる地域保健・地域医療体制の推進				10,981,733,091	11,641,907,868
一般被保険者療養給付				10,805,438,458	11,429,733,073
退職被保険者等療養給付				75,621	4,724,046
一般被保険者療養費支給				121,750,870	147,438,911
退職被保険者等療養費支給				21,217	108,215
審査支払手数料				54,446,925	59,903,623
高額療養費				1,435,443,786	1,476,138,215
安心できる地域保健・地域医療体制の推進				1,435,443,786	1,476,138,215
一般被保険者高額療養費支給				1,433,874,255	1,474,819,294
退職被保険者等高額療養費支給				0	154,442
一般被保険者高額介護合算療養費支給				1,569,531	1,164,479
退職被保険者等高額介護合算療養費支給				0	0
移送費				0	0
安心できる地域保健・地域医療体制の推進				0	0
一般被保険者移送費支給				0	0
退職被保険者等移送費支給				0	0
出産育児諸費				126,815,302	151,508,876
安心できる地域保健・地域医療体制の推進				126,815,302	151,508,876
出産育児一時金支給				126,759,232	151,445,456
出産育児一時金事務手数料				56,070	63,420
葬祭費				13,090,000	11,900,000
安心できる地域保健・地域医療体制の推進				13,090,000	11,900,000
葬祭費支給				13,090,000	11,900,000
結核・精神医療給付金				12,558,075	12,389,832
安心できる地域保健・地域医療体制の推進				12,558,075	12,389,832
結核・精神医療給付金支給				12,558,075	12,389,832
傷病手当金				5,979,222	-
安心できる地域保健・地域医療体制の推進				5,979,222	-
傷病手当金支給				5,979,222	-
国民健康保険事業費納付金				9,103,759,456	9,391,588,537
医療給付費分納付金				6,251,688,978	6,531,037,095
安心できる地域保健・地域医療体制の推進				6,251,688,978	6,531,037,095
一般被保険者医療給付費分納付金				6,251,688,978	6,525,822,234
退職被保険者等医療給付費分納付金				0	5,214,861
後期高齢者支援金等分納付金				1,937,311,411	1,982,765,424
安心できる地域保健・地域医療体制の推進				1,937,311,411	1,982,765,424
一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金				1,937,311,411	1,981,155,518
退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金				0	1,609,906

(単位：円)

款	項	中事業	小事業	令和2年度決算額	令和元年度決算額
			介護納付金分納付金	914,759,067	877,786,018
			安心できる地域保健・地域医療体制の推進	914,759,067	877,786,018
			介護納付金分納付金	914,759,067	877,786,018
			共同事業拠出金	1,575	1,630
			共同事業拠出金	1,575	1,630
			安心できる地域保健・地域医療体制の推進	1,575	1,630
			共同事業拠出金	1,575	1,630
			保健事業費	139,302,776	151,113,967
			特定健康診査等事業費	131,931,916	143,824,317
			安心できる地域保健・地域医療体制の推進	131,931,916	143,824,317
			特定健康診査	126,456,390	138,586,511
			特定保健指導	5,475,526	5,237,806
			糖尿病等重症化予防事業	0	—
			保健事業費	7,370,860	7,289,650
			安心できる地域保健・地域医療体制の推進	7,370,860	7,289,650
			無料健康相談	890,433	803,845
			国民健康保険保険料施設等	2,379,466	2,350,568
			医療費通知	4,100,961	4,135,237
			諸支出金	363,421,283	214,452,072
			償還金及び還付金	363,421,283	214,452,072
			安心できる地域保健・地域医療体制の推進	363,421,283	214,452,072
			一般被保険者償還金及び還付金	86,112,151	65,643,184
			退職被保険者等償還金及び還付金	140	17,908
			一般被保険者保険料還付加算金	740,500	491,900
			退職被保険者等保険料還付加算金	0	600
			保険給付費等交付金償還金	276,555,566	148,272,480
			その他償還金	12,926	26,000
			公債費	0	0
			安心できる地域保健・地域医療体制の推進	0	0
			一時借入金利息	0	0
			予備費	0	0
			予備費	0	0
			予備費	0	0

※ 各欄の金額は、他部執行金額も含まれます。

後期高齢者医療会計事業別決算（令和2年度・令和元年度）

（単位：円）

款	項	中事業	小事業	令和2年度決算額	令和元年度決算額
総務費				190,422,497	129,026,883
総務管理費				190,422,497	129,026,883
職員人件費				70,190,756	69,042,794
一般職員				70,190,756	69,042,794
地域で安心して暮らせる基盤の整備				120,231,741	59,984,089
後期高齢者医療資格管理				10,806,658	4,312,239
後期高齢者医療保険料賦課				11,634,858	8,104,738
後期高齢者医療保険料収納				96,327,360	44,753,987
後期高齢者医療給付				1,462,865	2,813,125
広域連合負担金				5,251,556,364	5,211,656,277
広域連合負担金				5,251,556,364	5,211,656,277
地域で安心して暮らせる基盤の整備				5,251,556,364	5,211,656,277
東京都後期高齢者医療広域連合負担金				5,251,556,364	5,211,656,277
保険給付費				74,790,137	71,357,148
葬祭費				74,790,137	71,357,148
地域で安心して暮らせる基盤の整備				74,790,137	71,357,148
葬祭費支給				74,790,137	71,357,148
保健事業費				95,064,240	102,545,286
保健事業費				95,064,240	102,545,286
地域で安心して暮らせる基盤の整備				95,064,240	102,545,286
健康診査				84,668,127	90,658,450
健康保持増進事業				10,396,113	11,886,836
諸支出金				5,412,000	4,082,400
償還金及び還付金				5,412,000	4,082,400
地域で安心して暮らせる基盤の整備				5,412,000	4,082,400
被保険者過誤納還付金				5,412,000	4,082,400
予備費				0	0
予備費				0	0
予備費				0	0

※ 各欄の金額は、他部執行金額も含まれます。

介護保険会計事業別決算（令和2年度・令和元年度）

（単位：円）

款	項	中事業	小事業	令和2年度決算額	令和元年度決算額
総務費				699,939,087	593,858,099
総務管理費				699,939,087	593,858,099
職員人件費				273,081,737	280,698,922
一般職員				273,081,737	280,698,922
在宅生活を支えるサービスの充実				426,857,350	313,159,177
負担限度額認定等給付管理事務				3,367,280	6,158,461
介護保険資格・賦課				9,860,945	10,409,427
介護保険料収納				7,250,702	6,179,169
介護保険料未納者対策				572,629	9,978,970
介護認定				86,194,800	113,173,516
介護保険課運営				61,724,563	7,404,567
介護保険システム維持管理				248,498,184	144,322,474
介護給付適正化				3,035,747	15,532,593
介護保険事業計画策定				6,352,500	-
保険給付費				14,547,340,393	14,240,212,376
介護サービス等諸費				14,547,340,393	14,240,212,376
在宅生活を支えるサービスの充実				14,547,340,393	14,240,212,376
居宅介護・予防サービス等給付				9,054,492,413	8,864,711,811
施設介護サービス給付				3,762,541,556	3,686,832,114
居宅介護・予防サービス計画給付				731,309,107	726,030,432
審査支払手数料				15,773,702	15,619,347
高額介護・予防サービス等給付				702,417,665	672,591,350
特定入所者介護・予防サービス等給付				280,805,950	274,427,322
地域支援事業費				773,240,293	890,966,316
介護予防・生活支援サービス事業費				385,652,981	472,589,034
在宅生活を支えるサービスの充実				385,652,981	472,589,034
介護予防訪問事業				166,354,663	186,619,348
介護予防通所事業				115,451,495	154,592,688
高額総合事業サービス				1,378,581	1,029,834
いきいきプラザ等介護予防事業				57,557,368	75,822,491
介護予防ケアマネジメント				44,910,874	54,524,673
一般介護予防事業費				111,673,556	142,583,477
在宅生活を支えるサービスの充実				111,673,556	142,583,477
いきいきプラザ等介護予防事業（一般介護予防事業）				111,673,556	142,583,477
包括的支援事業・任意事業費				275,086,642	274,822,239
在宅生活を支えるサービスの充実				275,086,642	274,822,239
認知症初期集中支援事業				8,091,820	8,019,714
生活支援体制整備事業				22,569,000	23,751,000
芝地区高齢者相談センター管理運営				45,488,590	47,458,340
麻布地区高齢者相談センター管理運営				43,826,590	45,187,419
赤坂地区高齢者相談センター管理運営				51,380,912	46,255,902
高輪地区高齢者相談センター管理運営				54,791,479	54,548,108
芝浦港南地区高齢者相談センター管理運営				48,938,251	49,601,756
その他諸費				827,114	971,566
在宅生活を支えるサービスの充実				827,114	971,566
審査支払手数料（地域支援事業）				827,114	971,566
基金積立金				450,399,417	400,747,434
基金積立金				450,399,417	400,747,434
在宅生活を支えるサービスの充実				450,399,417	400,747,434
介護保険給付準備基金積立金				450,156,000	400,640,000
介護保険給付準備基金利子積立金				243,417	107,434
諸支出金				19,520,481	80,193,830
償還金及び還付金				19,520,481	80,193,830
在宅生活を支えるサービスの充実				19,520,481	80,193,830
第1号被保険者過誤納還付金				6,204,931	5,407,384
国庫支出金等過年度分償還金				13,315,550	74,786,446
一般会計繰出金				1,881	0
在宅生活を支えるサービスの充実				1,881	0
一般会計繰出金				1,881	0

※ 各欄の金額は、他部執行金額も含まれます。

1 地域福祉事業

保健福祉課

社会福祉法人の認可等・指導監査	所管課	—
		保健福祉課

目 的

社会福祉法人の設立や定款変更などの認可等事務及び法人運営に関する実地検査を実施することにより、法人の運営が関係法令に基づき適正に行われるよう指導・助言を行います。

事業内容

(1) 対 象 主たる事務所が区内にあり、その行う事業が区の区域を越えない社会福祉法人

(2) 認可等事務

事務の内容	根拠法令（社会福祉法）	実施時期
設立の認可	第 32 条	随時
定款変更の認可	第 45 条の 36	
解散の認可又は認定	第 46 条	
清算人の届出受理	第 46 条の 6	
清算終了の届出受理	第 47 条の 5	
他の社会福祉法人との合併の認可	第 50 条及び第 54 条の 6	

(3) 指導監査事務

事務の内容	根拠法令（社会福祉法）	実施時期
業務・財産状況の報告徴収、検査、改善命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令	第 56 条	随時
公益事業又は収益事業の停止命令	第 57 条	
事業の概要等（現況報告）の受理	第 59 条	会計年度終了後三月以内

根拠法令等

社会福祉法

社会福祉法人指導監査実施要綱

港区社会福祉法人指導監査実施要領

開始時期

平成 25 年 4 月

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
認可等の件数	9	1	0	1	1
実地検査の件数	3	2	1	2	1

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

福祉のまちづくり	所管課	— 保健福祉課
<p>目 的</p> <p>障害者や高齢者などを含む全ての区民が、安全かつ快適に社会生活を営むことができる暮らしやすいまちになるよう、福祉のまちづくりの普及啓発を促進します。また、民間建築物設置者に対する整備指導を促進します。民間の建築物でも公共性の高いものについては、要綱に基づき整備費を補助しています。</p> <p>事業内容</p> <p>1 バリアフリーマップを通じた普及啓発</p> <p>障害者、高齢者、乳幼児を連れた人等が安心して外出できるよう、区内の公共施設や交通施設、公園、公衆トイレ等のバリアフリー設備情報をまとめた、「港区バリアフリーマップ」を港区ホームページで公開しています。パソコン、スマートフォン、携帯電話で利用ができ、それぞれ日本語版、英語版を用意しています。</p> <p>(ホームページ https://www.city.minato.tokyo.jp/hofukukanri/kenko/fukushi/shogaisha/hibakusha/bf-townmap.html)</p> <p>2 施設整備費補助金</p> <p>中小企業基本法第2条に規定する中小企業者等が区内の公共的施設等を港区福祉のまちづくり整備費補助金交付要綱に定める整備・改善により、多数の人の利用増進に資すると区長が認める整備（公共的施設等のうち、新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更をする特定都市施設を除く建築物）を行った場合、要した経費（土地の取得、造成等に要する経費を除く。）の一部を補助します。</p> <p>(1) 港区福祉のまちづくり整備要綱第3条第1項の規定に基づき定める「港区福祉のまちづくり整備指針」に掲げる届出が必要となる整備項目のうち、便所を含む項目を東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに示す整備基準の遵守基準に適合して整備し又は改善する事業</p> <p>(2) 小規模建築物においては、上記の事業に加えて次のいずれかに掲げる事業</p> <p>① 和式便所の洋式化及び手すりの設置</p> <p>② 出入口の段差解消</p> <p>※ 整備要綱の対象となる建築物の事前協議など、東京都福祉のまちづくり条例及び港区福祉のまちづくり整備要綱に基づく事務を、街づくり支援部建築課に事務委任しています。</p>		

根拠法令等

- 港区福祉のまちづくり整備要綱
- 港区福祉のまちづくり整備指針
- 港区福祉のまちづくり整備費補助金交付要綱
- 東京都福祉のまちづくり条例

開始時期

- 昭和 40 年 8 月
- 平成 3 年 4 月 施設整備費補助金
- 平成 14 年 3 月 バリアフリータウンマップ（平成 29 年 3 月廃止）
- 平成 29 年 4 月 バリアフリーマップ

実績表

港区バリアフリーマップアクセス数 (単位：件)

区分 \ 年度	29	30	元	2
総アクセス数	14,670	56,537	71,878	36,060

施設整備費補助金

平成 8 年度以降実績なし

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	地域福祉推進区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

民生委員・児童委員の活動	所管課	各総合支所区民課
		保健福祉課

目 的

民生委員は、民生委員法に基づいて配置されています。日頃から地域の中で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進を図ります。

また、児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童や妊産婦の保護・援助などを行っています。

事業内容

(1) 民生委員・児童委員（任期3年）

民生委員・児童委員は、地域における社会福祉の推進役、コーディネーター役として、厚生労働大臣からの委嘱を受け、活動しています。民生委員・児童委員の中から、児童問題を専門に担当する主任児童委員が、厚生労働大臣から指名されています。

民生委員・児童委員は区域を担当し、高齢者、障害のある人、ひとり親家庭などで社会的支援を必要とする人の相談を受け、必要な支援を行っています。このほか、適切な助言や行政機関・施設への橋渡しなどを行い、誰もが、いつでも、必要とする各種福祉制度を利用できるよう、お手伝いをしています。

主任児童委員は、区域を担当している委員と連携を図り、児童福祉機関との連絡・調整や支援を必要とする人の相談や支援を行っています。

(単位：人)

名称	定数	現員数
民生委員・児童委員	165	148
うち主任児童委員	10	10

※ 現員数は令和3年4月1日現在

(2) 民生委員推薦会（任期3年）

民生委員・児童委員候補者を決定し、都知事に推薦するための常設機関です。

定数は、区議会議員等の7つの分野から各2名（計14名）以内とし、区長が委嘱又は任命しています。

根拠法令等

民生委員法

民生委員法施行令

児童福祉法

港区民生委員推薦会設置要綱

開始時期

昭和21年9月

関係発行物

港区民児協だより「はなみずき」

活動状況

(単位：件)

区分		年度				
		28	29	30	元	2
内容別相談・支援件数	在宅福祉	85	116	154	102	60
	介護保険	30	53	51	49	28
	健康・保健医療	81	120	162	99	174
	子育て・母子保健	50	71	157	112	101
	子どもの地域生活	52	57	61	73	52
	子どもの教育・学校生活	80	92	104	149	143
	生活費	49	51	34	52	29
	年金・保険	5	5	3	2	1
	仕事	3	16	19	37	15
	家族関係	57	55	25	31	37
	住居	53	105	50	67	36
	生活環境	66	90	84	84	80
	日常的な支援	681	599	566	623	927
	その他	399	442	470	374	355
	計	1,691	1,872	1,940	1,854	2,038
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	1,064	1,185	1,175	1,097	1,410
	障害者に関すること	70	130	149	111	72
	子どもに関すること	277	301	426	426	339
	その他	280	256	190	220	217
	計	1,691	1,872	1,940	1,854	2,038

(単位：件)

件数 その他の活動	調査・実態把握	4,759	7,604	4,719	4,312	264
	行事・事業・会議への参加・協力	4,783	4,662	4,438	4,146	1,266
	地域福祉活動・自主活動	2,630	2,709	2,851	2,922	1,877
	民児協運営・研修	4,980	4,937	4,776	4,786	3,944
	証明事務	273	353	269	255	158
	要保護児童の発見の通告・仲介	23	5	32	18	19

(単位：回)

回訪 回数	訪問・連絡活動	4,217	4,875	3,768	3,498	1,812
	その他	8,161	12,614	8,786	8,454	1,165

(単位：回)

回調連 数整絡	委員相互	6,796	6,290	6,533	7,098	7,554
	その他の関係機関	8,196	7,684	7,334	7,310	7,036

(単位：日)

活動日数（延日数）	18,112	18,175	17,881	17,516	13,931
-----------	--------	--------	--------	--------	--------

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 10/10	区負担 -	補助金名等	民生委員推薦会等に関する経費の都負担金 民生委員・児童委員及び民生委員協議会に関する経費の都負担金
---------------	----------	--------------	----------	-------	--

保護司の活動	所管課	—
		保健福祉課

目 的

保護司は、地域社会の中でボランティアとして、犯罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の防止に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役割を担っています。

また、社会を明るくする運動など様々な啓発活動を通して、日頃から犯罪や非行のない明るい地域社会づくりに努めています。

事業内容

(1) 保護司（任期2年）

犯罪や非行のない地域社会をつくるため、東京保護観察所と協力体制をとり、犯罪を犯した人の更生を助けるとともに、犯罪や非行の防止のための様々な啓発活動を行うなど地域社会の福祉に貢献しています。

（単位：人）

名称	定数	現員数
保護司	87	72

※ 現員数は令和3年4月1日現在

(2) 更生保護青少年相談

更生保護と青少年の健全育成に関する相談窓口を、港区保護司会の協力により開設しています。

日 時 原則月曜日から金曜日まで 午後1時～午後4時

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日までを除く。

場 所 港区更生保護青少年サポートルーム（港区海岸1-4-28）

(3) 社会を明るくする運動

全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に展開される全国的な運動です。

港区では、区長を委員長とし、保護司会を中心に関係団体で「“社会を明るくする運動”港区推進委員会」（事務局：保健福祉課）を組織してこの運動を実施しています。毎年7、8月を強調月間とし、全区的な取組として、みなと区民の集い、青少年健全育成大会 in 六本木、作文コンテストを行っています。

また、区内5地区の地区推進委員会で行われる駅頭広報活動などの行事については、各総合支所協働推進課が支援しています。

根拠法令等

保護司法

更生保護法

“社会を明るくする運動”港区推進委員会設置要綱

社会を明るくする運動推進委員会補助金交付要綱

港区更生保護青少年相談実施要綱

開始時期

昭和28年

関係発行物

港区保護司会会報「とうだい」

実績表

更生保護青少年相談件数

(単位：件)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
相談件数	0	1	3	5	1

社会を明るくする運動推進委員会への補助金

(単位：円)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
補助金額	1,740,000	1,740,000	1,970,040	1,740,000	1,520,000

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

日本赤十字社（東京都支部港区地区）	所管課	—
		保健福祉課

目 的

日本赤十字社は、世界の平和と人類の福祉に貢献することを目的に、明治10年に創立されました。各地に支部を置き各都道府県知事に支部長を、その下に地区・分区を置き各市区町村長に地区長・分区長を委嘱しています。

事業内容

(1) 活動資金募集（社資）

町会や自治会、赤十字奉仕団の協力を得て、赤十字の趣旨に理解をいただける人から、日本赤十字社の活動資金を募集しています。

(2) 義援金・救援金活動

日本国内外で発生した災害に際し、義援金・救援金の募金活動を行っています。

(3) 赤十字奉仕団

港区赤十字奉仕団は、愛宕・三田・田町・麻布・赤坂・青山・高輪・高輪台・白金・白金西・台場の11分団から構成され、活動資金募集から高齢者施設での奉仕活動、救護・防災訓練や献血のPR及び奉仕活動と幅広いボランティア活動を展開しています。

港区では、区長を地区長とし、日本赤十字社東京都支部から委嘱を受け、赤十字奉仕団の活動を支援しています。

根拠法令等 日本赤十字社法

開始時期 明治10年5月

関係発行物 港区赤十字奉仕団だより

実績表

港区地区赤十字活動資金募集実績

(単位：円)

区分	年度	28	29	30	元	2
実績		4,839,310	4,096,369	3,793,247	3,745,222	2,854,411

義援金・救援金活動

年度	28	29	30	元	2
項目	東日本大震災 中東人道危機 熊本地震 エクアドル地震 イタリア中部地震 台風10号災害 ハイチハリケーン その他	東日本大震災 中東人道危機 熊本地震 秋田県大雨災害 南アジア水害 台風18号災害 台風21号災害 イラン・イラク地震 その他	東日本大震災 中東人道危機 熊本地震 大阪府北部地震 米原市竜巻災害 平成30年7月豪雨災害 北海道胆振東部地震 その他	東日本大震災 中東人道危機 熊本地震 平成30年7月豪雨災害 令和元年8月豪雨災害 台風15号災害 台風19号災害 その他	東日本大震災 中東人道危機 熊本地震 平成30年7月豪雨災害 台風19号災害 令和2年7月豪雨災害 令和3年2月福島県沖地震 その他

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

献血事業	所管課	—
		保健福祉課

目 的

輸血を必要とする手術の増加に伴い、多くの良質な輸血用血液が必要となっています。このため、日本赤十字社を中心に、輸血用血液を献血によって確保する体制が確立され、十分な量の血液の保存が全国的に推進されています。

港区においても、日本赤十字社東京都赤十字血液センターと協力しながら、献血事業を推進しています。

事業内容

厚生労働省の提唱により、毎年1月に実施される「はたちの献血キャンペーン」、7月に実施される「愛の血液助け合い運動」に合わせ、港区においても以下の広報活動を実施しています。

- (1) 庁舎内及び献血協力事業所へのポスター掲出
- (2) 広報みなと及び港区ホームページによる広報活動

開始時期

昭和55年1月

実績表

庁内献血（港区役所内にて実施）

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
実 施 日	7月26日 1月6日	8月4日 1月17日	7月30日 1月18日	7月4日 1月17日	7月30日 1月26日 2月8日 3月18日
献 血 者 数 (人)	157 (178)	130 (150)	133 (152)	145 (165)	202 (223)

※ () は申込者数

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による献血協力者数減少のため、赤坂地区総合支所（2／8）及び芝浦港南地区総合支所（3／18）にて追加実施

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

社会福祉協議会の支援	所管課	—
		保健福祉課

目 的

港区における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とします。

事業内容

地域福祉の推進を図るため、以下に掲げる事業を行う社会福祉協議会に対し補助金を交付し、その活動を支援しています。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業等

根拠法令等

社会福祉法

社会福祉法人港区社会福祉協議会に対する補助金交付要綱

開始時期

昭和28年10月17日設立

昭和39年1月27日法人認可

関係発行物

港社協の事業概要（年1回発行）

広報紙「みなと社協」（年6回発行）

ボランティア情報（年12回発行）・ボランティア情報別冊（年1回発行）

社協案内パンフレット「活動する港社協」（年1回発行）

実績表

（単位：円）

年度 区分	28	29	30	元	2
補助金額	171,316,509	172,651,978	171,834,166	165,753,011	148,856,478

社会福祉法人 港区社会福祉協議会

〒106-0032 港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所2F

電話 (6230)0280

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	地域福祉推進区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

公衆浴場確保事業	所管課	—
		保健福祉課
<p>目 的</p> <p>公衆浴場は、区民の清潔で健やかな暮らしを確保するためだけでなく、区民相互の交流の場としても重要な施設です。</p> <p>このため区では、改修・改築に要する経費や営業経費などの一部を助成することにより公衆浴場の確保を図るとともに、利用者増加のための各種事業に対して補助をすることにより区民相互の交流促進を図っています。</p> <p>また、区立公衆浴場「ふれあいの湯」を設置しています。</p>		
<p>事業内容</p> <p>(1) 公衆浴場設備改修に要する経費の一部助成事業</p> <p>(2) 公衆浴場改修資金、整備資金及び多角経営化資金融資に対する利子補助事業</p> <p>(3) 年始湯の開業（1/2又は1/3）、児童無料開放デー事業（5/5、小学生以下と同伴の家族2人まで無料）、高齢者無料開放デー事業（9月の第3月曜日、65歳以上無料）、区民無料開放デー事業（年4回）及び健康入浴推進事業（健康をテーマにしたイベント実施、年6回、参加無料）補助</p> <p>(4) 経営費及び燃料費の一部助成事業</p> <p>(5) 公衆浴場の改築又は改修経費の一部助成事業</p> <p>(6) 港区立公衆浴場「ふれあいの湯」</p>		
<p>利用時間 午後3時～午後11時。ただし、日曜及び祝日は午後2時～午後11時。</p>		
<p>使用料 大人 470円（令和3年8月1日から480円に改定）、中人（6才～11才）180円、小人（6才未満）80円</p>		
<p>・大人1人につき同伴の小人2人まで無料（平成12年6月1日開始）</p>		
<p>・毎月5日、中人・小人無料（平成12年6月1日開始）</p>		
<p>・中学生料金を300円に割引（平成14年6月15日開始）</p>		
<p>休業日 ① 月曜日。ただし、1月2日、1月5日、5月5日が月曜日に当たるとき及び9月の第3月曜日はその翌日</p>		
<p>② 1月1日、1月3日、1月4日</p>		
<p>根拠法令等</p>		
<p>港区立公衆浴場条例</p>		
<p>港区立公衆浴場条例施行規則</p>		
<p>港区公衆浴場融資利子補助規則</p>		
<p>港区公衆浴場確保事業補助金交付要綱</p>		
<p>港区公衆浴場事業費補助金交付要綱</p>		
<p>港区公衆浴場営業経費補助金交付要綱</p>		
<p>港区健康増進型公衆浴場改築等支援補助要綱</p>		
<p>開始時期</p>		
<p>昭和50年4月1日</p>		

実績表

港区浴場数

(単位：軒)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
浴場数	5	4	4	4	4

港区公衆浴場一覧

(令和3年4月1日現在)

浴場名	所在地	電話番号
アクアガーデン 三越湯	〒108-0072 白金5-12-16	3441-9576
麻布黒美水温泉 竹の湯	〒106-0047 南麻布1-15-12	3453-1446
南青山 清水湯	〒107-0062 南青山3-12-3	3401-4404
(港区立) ふれあいの湯	〒105-0014 芝2-2-18	5442-2639

区立公衆浴場利用者数

(単位：人)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
ふれあいの湯利用者数 (無料入浴デー利用者数を含む)	49,706	43,140	46,625	45,440	33,857

港区公衆浴場への補助金

(単位：円)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
補助金額	21,905,112	19,753,061	17,108,072	15,705,747	19,001,740

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に係る区内公衆浴場への緊急支援を実施

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

アクティブシニア就業支援センター運営助成 (無料職業紹介所「みなと*しごと55」)	所管課	—
		保健福祉課

目 的

高齢者の就業機会の創出を図ることを目的としています。

事業内容

公益社団法人が運営するおおむね55歳以上の人を対象とした「アクティブシニア就業支援センター」(無料職業紹介所「みなと*しごと55」)の運営費を補助します。

<アクティブシニア就業支援センター事業>

おおむね55歳以上の人を対象とした

- (1) 無料職業紹介事業
- (2) 就業促進事業
- (3) 地域における多様な働き方に対する支援事業

根拠法令等

港区アクティブシニア就業支援センター事業補助金交付要綱

開始時期

平成20年12月

(平成21年2月 無料職業紹介所「みなと*しごと55」開所)

実績表

「みなと*しごと55」事業実績

区分		年度				
		28	29	30	元	2
求職者数(人)	新規	1,009	886	944	937	664
	再来	1,113	941	879	645	522
	合計	2,122	1,827	1,823	1,582	1,186
就 職 者 数 (人)		233	203	229	204	129
求人開拓数	件数(件)	1,946	1,728	2,051	2,525	1,596
	延求人数(人)	4,649	3,790	4,276	5,509	3,553
就業促進事業(セミナー・面接会・相談会など)参加者数(人)		3,367	3,200	3,554	3,502	2,957

「みなと*しごと55」への補助金 (単位:円)

年度	28	29	30	元	2
補助金額	24,002,922	24,760,479	24,575,726	24,545,099	22,053,953

無料職業紹介所「みなと*しごと55」

〒108-0014 港区芝5-18-2 港区立港勤労福祉会館内

電話(5232)0255 ホームページ <http://www.m-shigoto.jp>

運営法人 公益社団法人長寿社会文化協会(WAC)

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 ランク別	区負担 事業費—都補助額	補助金名等	東京都はつらつ高齢者就業機会 創出支援事業補助金
---------------	----------	-------------	-----------------	-------	-----------------------------

シルバー人材センター助成	所管課	—
		保健福祉課

目 的

一般雇用にはなじまないが就業を通して「社会参加」「生きがい」などを希望する、原則 60 歳以上の区民（会員）を対象に、それまでの経験や技術を活かした、就業機会の確保や拡大を目指して活動している公益社団法人港区シルバー人材センターに対して、自主的な運営を支援します。

事業内容

活動の育成と充実を図るため、シルバー人材センターの運営などに要する経費の一部を助成しているほか、高齢者の就業機会の確保やいきがいつくりを支援しています。

根拠法令等

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
 公益社団法人港区シルバー人材センター補助金交付要綱

開始時期及び沿革

昭和53年10月 港区高齢者事業団として発足（事務局：芝公園福祉会館内）
 昭和55年12月 社団法人化・（社）シルバー人材センター港区高齢者事業団と名称を変更
 平成3年4月 （社）港区シルバー人材センターと名称を変更（事務局：ゆうあい南麻布内）
 平成23年4月 公益社団法人に移行・（公社）港区シルバー人材センターと名称を変更

関係発行物

センター広報誌「みなとシルバーニュース」（年3回発行）
 会員向け情報紙「事務局だより」（月1回発行）

実績表

（公社）港区シルバー人材センター事業実績

① 会員数・就業実人員・就業率の推移

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
会 員 数 (人)	1,627	1,637	1,665	1,676	1,686
就 業 実 人 員 (人)	1,235	1,268	1,243	1,340	1,397
就 業 率 (%)	75.9	77.5	74.7	79.9	82.9

※ 平成30年度から就業実人員にシルバー派遣事業の実績を含んでいます。

② 請負契約における事業実績

年度		28	29	30	元	2
区分						
受託件数(件)		7,075	7,193	7,248	6,897	5,921
就業人員 (人)	延実人員	27,021	27,342	27,721	25,732	22,596
	延日人員	148,820	147,808	150,359	131,686	121,131
契約金 (円)	配分金	620,348,034	627,305,841	657,460,086	550,224,703	495,523,975
	材料費	26,270,106	22,424,505	23,680,302	23,128,952	24,674,303
	事務費	68,377,663	67,321,980	72,769,018	65,078,099	65,964,698
	計	714,995,803	717,052,326	753,909,406	638,431,754	586,162,976

③ シルバー派遣事業における事業実績

年度		28	29	30	元	2
区分						
派遣労働登録会員数(人)		146	219	346	405	438
受託件数(件)		10	39	103	166	133
就業延人員(人日)		2,322	4,462	5,488	18,745	15,961
契約金額(円)		19,350,062	28,457,118	38,220,628	137,906,200	115,632,474

(公社) 港区シルバー人材センターへの補助金

(単位:円)

年度		28	29	30	元	2
区分						
補助金額		79,983,000	87,878,000	86,829,000	93,605,000	91,793,000

公益社団法人 港区シルバー人材センター

〒106-0047 港区南麻布1-5-26 ゆうあい南麻布3F 電話 (5232) 9681

補助金等 (有) ・ 無	国負担 -	都負担 ランク別	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	東京都シルバー人材センター事 業補助金
-----------------	----------	-------------	-----------------	-------	------------------------

老人クラブ・連合会の支援	所管課	各総合支所協働推進課
		保健福祉課

目 的

高齢期の生活を豊かなものとする事及びいきいきとした高齢社会を実現することを目的として、社会奉仕活動・健康を増進する活動・いきがいを高める活動などを行っている老人クラブ及び連合会を支援します。

事業内容

港区老人クラブ連合会に対して、健康づくり事業などに補助金を交付しています。
また、各地区老人クラブの育成・助成については、各総合支所協働推進課が支援しています。

港区老人クラブ連合会の主な活動

- ・映画鑑賞会／カラオケ大会／芸能大会／ほのぼの作品展
- ・「社会奉仕の日」の清掃活動／赤い羽根共同募金運動の実施
- ・グラウンドゴルフ大会／ボッチャ大会／棒体操・軽体操／輪投げ大会

根拠法令等

老人福祉法
港区老人クラブ活動助成要綱
港区老人クラブ連合会補助金交付要綱

開始時期

昭和 55 年 4 月 1 日

実績表

老人クラブ数及び会員数

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
老人クラブ数(クラブ)	51	51	52	49	48
会員数(人)	2,655	2,558	2,561	2,443	2,319

※ 各年度 4 月 1 日現在の数値です。

助成金額及び補助金額

(単位：円)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
老人クラブ活動助成金額	16,080,000	16,277,500	16,232,490	16,075,701	12,692,418
老人クラブ連合会補助金額	6,219,062	7,430,981	7,132,413	5,486,463	2,683,496

補助金等 (有) ・ 無	国負担 -	都負担 2 / 3	区負担 1 / 3	補助金名等	老人クラブ助成事業補助金
-----------------	----------	--------------	--------------	-------	--------------

地域包括ケアシステム推進事業	所管課	—
		保健福祉課

目 的

高齢者等が住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援等の関係者が連携し、港区にふさわしい地域包括ケアを推進します。

事業内容

医療・介護・保健・福祉等の有識者で構成される「港区地域包括ケア推進会議」を中心に、地域包括ケアの推進に向け、情報共有と連携強化を図ります。

根拠法令等

港区地域包括ケア推進会議設置要綱

開始時期

平成27年4月

実績表

港区地域包括ケアシステム推進会議実施状況

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
開催回数（回）	2	3	2	2	2
委員数（人）	19	16	19	19	19

港区地域包括ケアシステム推進会議 在宅医療・介護連携推進部会実施状況

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
開催回数（回）	1	4	2	3	2
委員数（人）	18	16	13	11	11

※ 平成30年度から、医療介護連携作業部会を在宅医療・介護連携推進部会に名称変更しました。

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

在宅医療・療養等相談支援事業	所管課	—
		保健福祉課

目 的

港区内に居住する在宅療養者に対する在宅医療・療養等に関する相談支援事業及び港区内において在宅医療・療養等を推進する基盤を整備し、港区内における地域包括ケアによる在宅療養の推進を図ります。

事業内容

- (1) 安定した在宅療養体制に必要な各サービス提供主体との連携及び調整
- (2) 医療・介護連携の推進に向けた関係機関とのネットワークづくり
- (3) 港区内外の在宅医療・療養等の資源の情報収集及び発信
- (4) その他在宅療養を推進するために区長が必要と認める業務

根拠法令等

港区在宅医療・療養等相談支援事業実施要綱

開始時期

平成 29 年 4 月

実績表

東部・西部在宅療養相談窓口の相談実績 (単位：件)

区分 \ 年度	29	30	元	2
相談件数(ケース数)	32	246	334	228

※西部在宅療養相談窓口は平成 29 年 9 月開設、東部在宅療養相談窓口は平成 30 年 9 月開設です。

区民公開講座実施状況

区分 \ 年度	29	30	元	2
開催回数(回)	1	2	2	
参加者数(人)	33	153	121	

※ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	---------------------

港区成年後見制度利用促進事業	所管課	—
		保健福祉課

目 的

成年後見制度の理解と利用促進を図るため、周知啓発等の施策の実施や関係機関との連携及び情報共有等の推進を図ります。

事業内容

認知症、知的障害及び精神障害等により判断能力が十分でない者が地域において安心して生活を継続することができるよう、関係団体と権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、申立経費及び報酬の助成、社会貢献型後見人等の養成等の利用促進事業を実施します。

根拠法令等

- 港区成年後見制度利用促進事業実施要綱
- 港区成年後見制度申立経費助成事業実施要綱
- 港区成年後見人等報酬助成事業実施要綱
- 港区成年後見人等候補者推薦事業実施要綱
- 港区社会貢献型後見人等候補者養成事業実施要綱
- 港区成年後見制度利用促進協議会設置要綱

開始時期

平成 31 年 4 月

実績表

(1) 制度利用に向けた相談支援 (単位：件)

区分 \ 年度	元	2
一般相談	2,332	3,463
専門相談	49	47
訪問相談	307	284
申立支援	1,217	1,574

(2) 親族後見人等の支援

親族向け後見人講座

区分 \ 年度	元	2
開催数 (回)	2	1
参加者数 (人) ※延べ人数	115	35

(3) 成年後見制度の周知啓発

区民向け講演会

区分	年度	元	2
開催数(回)		2	1
参加者数(人)		100	13

(4) 成年後見人等への支援

区分	年度	元	2
実務支援(件)		299	397
後見人等の連絡会 (座談会)	開催数(回)	3	3
	参加者数(人)	68	59

(5) 成年後見制度の経費助成 (単位:件)

区分	年度	元	2
成年後見制度申立経費助成		7	2
成年後見人等報酬助成		18	13

(6) 成年後見人等候補者の推薦 (単位:件)

区分	年度	元	2
成年後見人等候補者の推薦件数		59	77

(7) 社会貢献型後見人等候補者の養成 (単位:人)

区分	年度	元	2
社会貢献型後見人等候補者養成基礎講習終了者数		2	4
社会貢献型後見人等登録者数		13	13
社会貢献型後見人等受任者数		3	4

(8) 地域連携ネットワークの推進 (単位:回)

区分	年度	元	2
港区成年後見制度利用促進協議会開催数		2	2

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	地域福祉推進区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

2 高齡者福祉

高齡者支援課

高齢者福祉サービスの広報	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

高齢者福祉サービスについて、広く区民に知ってもらい、サービス利用の促進を図ります。

事業内容

高齢者サービスに関する各種パンフレット、冊子などを作成し配布しています。

また、高齢者サービス、介護予防、高齢者の見守り、地域の支え合いの仕組みづくりについて、区民・団体等が自主的に行う学習会等に職員を講師として派遣しています。
(出前講座)

実績表

(1) 発行物

(単位：部)

名称	28	29	30	元	2	配布場所
高齢者サービスのご案内 「いきいき」	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	高齢者支援課 各総合支所 〔芝浦港南地区総合支所〕 〔台場分室を含む。〕
高齢者サービス一覧	14,000	21,000	12,000	12,000	20,500	各高齢者相談センター※ 各いきいきプラザ 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ(あいぷら) 他
広報みなど 高齢者サービス特集記事	125,000	125,000	120,000	120,000	98,000	新聞折り込み 自宅配送 各高齢者相談センター※ 各いきいきプラザ 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ(あいぷら) 他

※ 港区では地域包括支援センターの呼び名を「高齢者相談センター」としています。

(2) 出前講座

区分	28	29	30	元	2
実施回数(回)	0	2	2	0	0
参加人数(人)	0	70	35	0	0

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

いきいきプラザ・児童高齢者交流プラザ(あいぷら)	所管課	各総合支所管理課 高齢者支援課
<p>目 的</p> <p>60歳以上の人の趣味やレクリエーション・学習活動の場、介護予防や健康づくりの場、区民の交流や地域活動の場として、いきいきプラザ16館、児童高齢者交流プラザ1館を設置しています。</p> <p>事業内容</p> <p>高齢者の憩い、交流の場として、敬老室などを開放しています。</p> <p>いきいきプラザには浴室を設置し、決められた日時に自由に利用できるようにしています。</p> <p>また、各種教室・事業、介護予防事業、さわやか体育祭、ほのぼの作品展、港区いきいきプラザスポーツウエルネス吹矢教室交流大会、外出事業、世代間交流事業などのほか、はり・マッサージサービス、会食サービスなど高齢者を対象とした事業を実施しています。</p> <p>このほか、区民の交流や自主的活動などの場として、集会室等の貸出しも行っています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>老人福祉法 老人福祉センター設置運営要綱 老人憩の家設置運営要綱 港区立いきいきプラザ条例・同施行規則 港区立いきいきプラザ運営要綱 港区立いきいきプラザ登録要綱 港区立いきいきプラザ事業実施要綱 港区立児童高齢者交流プラザ条例・同施行規則 港区立いきいきプラザ等地域訪問事業運営要綱 港区高齢者人材バンク事業運営要綱</p> <p>関係発行物</p> <p>港区立いきいきプラザ等施設案内</p>		

実績表

(1) いきいきプラザ利用実績

(単位：人)

年度		28	29	30	元	2
いきいきプラザ						
芝	三田	84,919	83,927	84,845	84,793	30,539
	神明	157,863	161,060	157,659	148,409	51,147
	虎ノ門 (とらトピア)	101,621	101,801	101,549	96,176	31,624
	小計	344,403	346,788	344,053	329,378	113,310
麻布	南麻布	47,554	50,578	52,655	44,931	18,061
	ありす	113,626	130,552	132,069	135,820	55,213
	麻布	17,081	17,581	17,689	16,224	7,611
	西麻布	54,491	61,763	61,628	60,501	36,488
	飯倉	31,121	31,925	30,461	29,512	16,816
	小計	263,873	292,399	294,502	286,988	134,189
赤坂	赤坂	22,196	23,273	22,369	21,358	10,691
	青山	71,777	73,101	70,566	68,378	39,815
	青南	23,355	23,627	23,805	22,340	14,843
	小計	117,328	120,001	116,740	112,076	65,349
高輪	豊岡	26,964	29,923	29,967	30,208	15,876
	高輪	46,408	47,367	51,294	47,339	23,146
	白金	41,462	47,062	42,146	40,096	23,922
	白金台	85,126	86,153	85,262	84,745	37,327
	小計	199,960	210,505	208,669	202,388	100,271
芝浦港南	港南 (ゆとりーむ)	98,451	106,024	111,534	105,632	55,188
合計		1,024,015	1,075,717	1,075,498	1,036,462	468,307

※ 敬老室等利用者数、集会室等貸室利用者数、各種教室・事業参加者数、喫茶その他諸室利用者数の合計

※ 神明（トレーニングルーム・トレーニングスペース）、虎ノ門（トレーニングルーム）、青山（体育館）、港南（アクアルーム・トレーニングルーム・浴室）は個人利用を含む。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月1日から令和2年5月31日まで施設利用を休止しました。

(2) 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ（あいぷら）利用実績

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
高齢者利用者数	12,945	14,076	14,421	13,595	6,433

※ 児童に関する事業の詳細内容及び実績表は「港区の子ども・家庭支援」を参照

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月1日から令和2年5月31日まで施設利用を休止しました。

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

寿商品券等贈呈	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

多年にわたり社会の進展に尽くした高齢者に敬意を表し、長寿と健康をお祝いします。

事業内容

寿商品券（区内共通商品券）を贈呈します。また、100歳以上の人へ記念品・花束を贈呈します。

- (1) 対 象 9月15日現在、区内に住所を有する70歳（古希）、77歳（喜寿）、80歳（傘寿）、88歳（米寿）、90歳（卒寿）、99歳（白寿）の人、100歳以上の人
- (2) 贈 呈 品 商品券 70歳…5千円、77歳…1万円、80歳…1万5千円、88歳…2万円、90歳…2万5千円、99歳…3万円
記念品・花束 100歳以上
- (3) 贈呈方法 8月中旬から敬老の日の頃にかけて、民生委員・児童委員などが本人にお届けします。
※令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全件郵送

根拠法令等

港区寿商品券等贈呈要綱

開始時期

平成9年7月1日（100歳以上の人への贈呈については、平成18年4月から開始）

実績表

（単位：人）

年度 年齢	28	29	30	元	2
70（古希）	1,559	2,511	2,486	2,455	2,272
77（喜寿）	1,311	1,554	1,686	1,759	1,628
80（傘寿）	1,433	1,348	1,304	1,191	1,443
88（米寿）	702	691	727	709	850
90（卒寿）	519	535	560	582	602
99（白寿）	57	57	46	69	72
100歳以上	98	105	103	100	125
合 計	5,679	6,801	6,912	6,865	6,992

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

100歳訪問	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

100歳を迎える高齢者に敬意を表し、区長が訪問します。

事業内容

対象者のうち、希望した人に区長が表敬訪問し記念品・花束を贈呈します。

- (1) 対 象 9月15日現在、区内に住所を有する100歳の人
- (2) 訪問時期 毎年9月15日前後

根拠法令等

港区寿商品券等贈呈要綱

開始時期

平成5年4月

実績表

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
対象年齢到達者数	44	45	43	38	47
100歳区長訪問者数	2	1	3	0	2

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

長寿を祝う集い	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

区内在住の75歳以上の高齢者を対象に、その長寿と健康をお祝いします。

事業内容

「敬老の日」の前後に長寿を祝う集いを開催します。
式典のほか、芸能人、老人クラブ会員による演芸を行っています。

開始時期

昭和41年

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
対象者数 (人)	20,713	21,476	21,903	22,451	
参加者数 (人)	2,767	2,909	2,150	2,604	
会場	グランドプリンス ホテル新高輪 飛天	東京プリンスホテル 鳳凰の間	東京プリンスホテル 鳳凰の間	東京プリンスホテル 鳳凰の間	
芸人名	ホニージャックス	ロス・インディオス	芹洋子	マヒナスターズ	
老人クラブ出演数 (団体)	10	10	10	9	
農産物等産直販売	いわき市	いわき市	いわき市	いわき市	

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

老人保健福祉月間(みなとほほえみ月間)事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

高齢者のいきがいや外出機会の確保のため、区内民間事業者やボランティア団体等の協力を得て様々な行事を行い、高齢者が自らの生活向上に努める意欲を促します。

事業内容

- (1) 実施期間 毎年9月の1か月間
- (2) 対 象 60歳以上の区民
- (3) 実施内容 ミュージアム巡り、みなとほほえみコンサート、観劇特別鑑賞、東京国際映画祭プレイベント招待等

根拠法令等

老人福祉法

開始時期

平成13年9月

実績表

年度	事業	参加人数 (人)	協力事業者数 (団体)
28	・ミュージアム巡り ・みなとほほえみコンサート ・観劇特別割引鑑賞 ・東京国際映画祭プレイベント招待	258	5
29	・ミュージアム巡り ・みなとほほえみコンサート ・観劇特別割引鑑賞 ・東京国際映画祭プレイベント招待	329	5
30	・ミュージアム巡り ・みなとほほえみコンサート ・観劇特別鑑賞 ・東京国際映画祭プレイベント招待	312	5
元	・ミュージアム巡り ・みなとほほえみコンサート ・観劇特別鑑賞 ・東京国際映画祭プレイベント招待	270	5
2	・みなとほほえみコンサート ・観劇特別鑑賞	183	3

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は、ミュージアム巡りと東京国際映画祭プレイベント招待を中止しました。

補助金等 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無				備 考	
--	--	--	--	-----	--

高齢者会食サービス	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

ひとり暮らし等の高齢者に対し、高齢者会食サービス事業を実施することにより健康面からの在宅支援及び地域社会との交流を図ります。

事業内容

- (1) 対 象 区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯の人
- (2) 利用料金 1食 400円以内（生活保護受給者：1食 200円以内）
- (3) 内 容 週1回、各いきいきプラザ、台場高齢者在宅サービスセンター及び芝浦アイランド児童高齢者交流プラザにおいて、家庭的で栄養バランスの取れた食事を提供します。
また、月1回、栄養指導及び栄養相談を行います。

根拠法令等

港区高齢者会食サービス事業実施要綱

開始時期

平成18年4月1日

実績表

(単位 利用者数：人、延会食数：食)

年度 地区	28		29		30		元		2	
	利用者数	延会食数	利用者数	延会食数	利用者数	延会食数	利用者数	延会食数	利用者数	延会食数
芝	129	2,565	125	2,392	108	2,155	114	2,104		
麻布	135	2,775	116	2,289	114	2,060	123	2,151		
赤坂	64	1,156	55	1,001	57	1,020	56	909		
高輪	157	3,032	149	2,847	148	2,914	141	2,506		
芝浦港南	127	2,724	112	2,334	121	2,508	112	2,164		
計	612	12,252	557	10,863	548	10,657	546	9,834		

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は、会食サービス事業を休止しました。

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

コミュニティバス乗車券の発行（高齢者）	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課・障害者福祉課・生活福祉調整課・子ども家庭課

目 的

高齢者、障害者、妊産婦、生活保護世帯等に対し、港区コミュニティバスの乗車券を発行して乗車運賃を助成することにより、社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 対 象

- ① 70歳以上の人
- ② 都営交通無料乗車券を所持している人
- ③ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している人
- ④ 東京都難病医療費助成を受けている人
- ⑤ 児童扶養手当証書を所持している人
- ⑥ ひとり親家庭等医療費助成を受けている人
- ⑦ 妊産婦
- ⑧ 3歳未満の子がいる、区が定める所得基準内（※）の世帯の保護者1人

※ 所得基準表

扶養親族等人数	所得基準
0人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、192万円未満
1人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円未満
2人以上	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算した額未満

(2) 費用負担 無料（※1）

根拠法令等

港区コミュニティバス乗車券の発行及び利用助成要綱

開始時期

平成16年10月

実績表

発行の状況

(単位：枚)

区分		年度	28	29	30	元	2	
							9月まで	10月以降(※1)
70歳以上	シルバーパス所持者		11,207	11,666	11,866	12,257	379	16,153
	シルバーパス不所持者	住民税課税	1,021	1,285	1,408	1,411	70	
		住民税非課税	830	1,083	1,165	1,391	129	
障害者等(※2)			3,922	3,781	3,729	3,806	3,527	
妊産婦等(※3)			7,008	7,579	7,033	6,786	6,322	
生活保護世帯等			642	597	487	478	582	

※1 令和2年10月以降はシルバーパスの所持にかかわらず、70歳以上の人は全員無料に制度変更

※2 障害者等とは、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び被爆者健康手帳の交付を受けている人並びに東京都難病医療費助成を受けている人

※3 妊産婦等とは、妊産婦、児童扶養手当証書所持者、ひとり親家庭等医療費助成を受けている人、3歳未満の子がいる区が定める所得基準内の人

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

生活機能評価事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

要介護状態等になるおそれの高い虚弱な状態であると認められる 65 歳以上の人を早期発見し、介護予防事業につなげ、要介護状態等になることを予防します。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有する介護保険法に規定する第 1 号被保険者（要支援者及び要介護者を除く。）

(2) 内 容

日常生活で必要となる生活機能の確認を行います。

生活機能の確認は、基本チェックリストで行い、必要に応じて検査等を行います。

根拠法令等

介護保険法

港区地域支援事業実施要綱

港区生活機能評価事業実施要領

開始時期

平成 28 年 4 月

実 績 表

(単位：人)

区分		年度				
		28	29	30	元	2
生活機能評価	生活機能評価受診者数	13,658	13,414	13,186	13,187	10,479
	生活機能の低下がみられた人	1,851	1,630	2,455	2,423	1,960

補助金等 有 ・ ④無				備 考	
----------------	--	--	--	-----	--

介護予防総合センター（ラクっちゃ）	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

区民が、住み慣れた地域において、健康で自立した日常生活を営み続けることができるよう、介護予防に係る事業を総合的に推進します。

事業内容

- (1) 介護予防に係る事業の調査、開発及び実施に関すること。
- (2) 介護予防に係る区民への継続的な支援に関すること。
- (3) 介護予防に係る団体及び関係機関との連携、交流その他必要な支援に関すること。
- (4) 介護予防に係る人材の育成及び支援に関すること。
- (5) 介護予防に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (6) センターの施設の利用に関すること。

根拠法令等

港区立介護予防総合センター条例
 港区立介護予防総合センター条例施行規則
 港区立介護予防総合センター運営要綱
 港区立介護予防総合センター利用登録要綱

開始時期

平成 26 年 12 月 22 日

関係発行物

ラクっちゃ通信（季刊）

実績表

(1) 施設利用者数等 （各年度末現在）

区分	年度				
	28	29	30	元	2
利用者数（人）	40,525	44,038	50,788	50,138	29,276
個人登録数（人）	1,956	1,876	1,723	1,855	1,594
団体登録数（団体）	11	19	25	27	26
マシンフリー利用者数（人）	13,381	14,739	15,175	14,402	11,331
講演会、イベント等実施数（回）	202	223	312	280	185

(2) 各種教室実施状況

(単位 実施回数：回、延人数：人)

区分	年度	28	29	30	元	2
	颯爽ラクっちゃ体操(※1)	実施回数	36	36	36	36
延人数		562	647	638	572	300
ラクっちゃコア	実施回数	36	36	36	36	28
	延人数	494	524	605	607	323
ハーマナイズ体想	実施回数	36	36	36	36	24
	延人数	430	464	542	582	259
ファンクショナルトレーニング(※2)	実施回数	36	36	36	36	27
	延人数	532	484	584	512	336
ラクっちゃエアロビクス(※3)(※8)	実施回数	36	36	35	36	
	延人数	558	527	611	574	
はじめてのタロット占い(※8)	実施回数	35	35	36	24	
	延人数	510	501	502	351	
健康のための薬膳教室	実施回数	12	6			
	延人数	175	100			
ラクっちゃフラダンス(※4)	実施回数	35	35	36	36	24
	延人数	531	560	653	538	294
はじめての英会話(※5)	実施回数	36	36	36	36	24
	延人数	532	490	565	416	200
はじめてのパソコン	実施回数	24	24	24	24	22
	延人数	352	380	380	347	155
はじめてのタブレット	実施回数	24	24	24	36	22
	延人数	370	355	361	512	247
ラクっちゃステップ(※6)(※8)	実施回数	36	36	36	36	
	延人数	388	468	515	493	
認知症予防のためのウォーキング(※7)	実施回数	48	48	24	24	12
	延人数	214	351	174	142	65
脳が目覚める大人のお絵かき	実施回数			12	12	11
	延人数			195	189	68
ラクっちゃヨガ	実施回数			36	36	29
	延人数			660	587	355
ラクっちゃマシントレーニング(※8)	実施回数				48	
	延人数				305	
はじめての中国語	実施回数					22
	延人数					136

※1 「颯爽ラクっちゃ体操」は、平成29年度まで「颯爽・ラクっちゃ体操」として実施

※2 「ファンクショナルトレーニング」は、平成29年度まで「ファンクショナルトレーニング教室」として実施

※3 「ラクっちゃエアロビクス」は、平成29年度まで「ラクっちゃ・エアロビクス」として実施

※4 「ラクっちゃフラダンス」は、平成29年度まで「ラクっちゃフラダンス教室」として実施

※5 「はじめての英会話」は、平成29年度まで「はじめての英会話教室」として実施

※6 「ラクっちゃステップ」は、平成29年度まで「ステップ・エクササイズ」として実施

※7 「認知症予防のためのウォーキング」は、平成29年度まで「認知症予防のためのウォーキング教室」として実施

※8 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止

補助金等
有 ・ 無

備考

自宅で行える介護予防運動のDVD作成・配布	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、高齢者の運動不足による筋力低下などを予防するため、自宅で行える介護予防運動を紹介したDVDを作成し希望者へ配布します。

事業内容

(1) 対 象

希望する60歳以上の区民

(2) 内 容

身体機能低下を予防、改善するための運動を紹介しています。

- ①転倒予防②歩行機能の向上と姿勢の安定③口腔機能低下予防④認知症予防
- ⑤アクティブストレッチ⑥腰痛予防・改善⑦膝痛予防・改善⑧肩こり予防・改善
- ⑨サーキット運動⑩コンディショニング

開始時期

令和2年10月

実績表

(単位：枚)

年度	2
配布枚数	1,768

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 2 / 3	都負担 —	区負担 1 / 3	補助金名等 介護保険事業費補助金
-----------------	--------------	----------	--------------	---------------------

介護予防・生活支援サービス事業 (訪問型サービス)	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

生活機能の低下が認められる高齢者に対し、要介護状態等となることを予防するとともに、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

事業内容

(1) 対 象

要支援1・2の人、基本チェックリストの結果、生活機能の低下がみられた人

(2) 内 容

① 訪問介護サービス

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつなどの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。

・利用者負担のめやす 週1回程度 1,341円/月(1割負担の場合)

② 生活援助サービス

ホームヘルパー等(一定の研修受講者を含む)が調理、洗濯、掃除、買い物などの生活援助を行います。

・利用者負担のめやす 1回 259円(1割負担の場合)

③ 相互支援サービス

住民等が話し相手となり、話を聞きながら洗濯や掃除などの簡易な生活援助を行います。

・対 象 高齢者の単身世帯又は高齢者のみ世帯

・利用者負担 1回 200円

④ 訪問型介護予防サービス

看護師等の専門職が月1回程度居宅を訪問し、生活改善のアドバイスや日常生活に関する指導などを行います。なお、直接的な支援は行いません。

・対 象 虚弱や閉じこもり傾向があり、生活改善などが必要と認められる人

・利用者負担 無料

根拠法令等

介護保険法

港区地域支援事業実施要綱

港区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

開始時期

平成28年4月

※訪問型サービス②～④は、平成29年4月から実施

実績表

① 訪問介護サービス

(単位：件)

年度	28	29	30	元	2
給付件数	4,851	10,680	10,683	10,423	9,276

② 生活援助サービス (単位：件)

年度	29	30	元	2
給付件数	56	111	147	162

③ 相互支援サービス (単位：回)

年度	29	30	元	2
提供回数	27	52	97	172

④ 訪問型介護予防サービス (単位：件)

年度	29	30	元	2
訪問件数	0	0	0	0

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 1 / 4	都負担 1 / 8	区負担 1 / 8	介護保険料 1 / 2	補助金名等 地域支援事業交付金
-----------------	--------------	--------------	--------------	----------------	--------------------

介護予防・生活支援サービス事業 (通所型サービス)	所管課	— 高齢者支援課
<p>目 的 生活機能の低下が認められる高齢者に対し、要介護状態等となることを予防するとともに、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対 象 要支援1・2の人、基本チェックリストの結果、生活機能の低下がみられた人</p> <p>(2) 内 容</p> <p>① 通所介護サービス 高齢者在宅サービスセンター等の通所介護施設で、食事や入浴などの介護サービス、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを行います。 ・利用者負担のめやす 週1回程度 1,823円/月+食費等(1割負担の場合) ・会 場 通所介護施設</p> <p>② みんなの倶楽部(住民主体型介護予防事業) 区が養成した介護予防リーダー(住民)が企画・実施する様々なプログラムを楽しみながら、体も動かし介護予防にも取り組める講座です。 ・利用者負担 内容等により実費負担あり ・会 場 介護予防総合センター(ラクっちゃ)</p> <p>③ みんなと元気塾 いきいきプラザ等で、専門職が生活機能の改善や向上のためのトレーニングや講義などを行う各種講座です。 ・利用者負担 無料 ・会 場 介護予防総合センター(ラクっちゃ)、各いきいきプラザ、台場高齢者在宅サービスセンター、スポーツセンター、赤坂小学校</p>		
<p>根拠法令等 介護保険法 港区地域支援事業実施要綱 港区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱</p>		

開始時期

平成28年4月

※通所型サービス②は平成29年4月から実施

実績表

① 通所介護サービス

(単位：件)

年度	28	29	30	元	2
給付件数	2,578	5,587	5,519	5,404	4,031

② みんなの倶楽部（住民主体型介護予防事業）

年度	29	30	元	2
区分				
実施回数(回)	20	36	31	21
延人数(人)	103	194	233	169

③ みんなと元気塾

(単位 実施回数：回、延人数：人)

年度	28	29	30	元	2
区分					
まるごと元気運動講座 (※)	実施回数	253	226	179	147
	延人数	1,284	1,350	963	866
はじめてのマシントレー ニング講座	実施回数	896	853	855	836
	延人数	3,615	4,074	4,447	4,656
バランストレーニング足 腰元気講座	実施回数	458	422	429	417
	延人数	2,341	2,425	2,648	2,358
体力アップトレーニング 講座	実施回数	269	268	236	215
	延人数	1,953	1,925	1,607	1,496
水中トレーニング講座	実施回数	154	196	202	223
	延人数	1,077	1,167	1,453	1,414
みんなの食と健口（けん こう）講座	実施回数	167	138	112	90
	延人数	435	316	273	264
短期集中リハビリ講座 (※)	実施回数	47	46	71	87
	延人数	249	301	291	442

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 1 / 4	都負担 1 / 8	区負担 1 / 8	介護保険料 1 / 2	補助金名等	地域支援事業交付金
-----------------	--------------	--------------	--------------	----------------	-------	-----------

一般介護予防事業 (みんなの教室・みんなでトレーニング)	所管課	ー 高齢者支援課
<p> 目 的 高齢者が生活機能の維持向上に向けた取組を行うとともに、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。 </p> <p> 事業内容 </p> <p> (1) 対 象 65歳以上（一部事業60歳以上）の区民 </p> <p> (2) 会 場 介護予防総合センター（ラクっちゃ）、各いきいきプラザ、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ（あいぷら）、台場高齢者在宅サービスセンター、麻布区民協働スペース、健康増進センター（ヘルシーナ） </p> <p> (3) 利用者負担 無料 </p> <p> 根拠法令等 介護保険法 港区地域支援事業実施要綱 港区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 </p> <p> 開始時期 平成28年4月 </p>		

実績表

(1) みんなの教室

(単位 実施回数：回、延人数：人)

区分		年度		28	29	30	元	2
わくわくカジノ体験教室	実施回数			12	12	6	6	
	延人数			206	186	112	107	
陶芸・そば打ち等体験教室	実施回数			12	12	6	6	
	延人数			202	211	100	106	
やわらかボール体操教室	実施回数			106	95	107	92	168
	延人数			1,651	1,473	1,496	1,178	1,310
認知症予防のための音楽教室	実施回数			34	23	36	36	36
	延人数			392	332	424	408	492
頭とからだの健康教室	実施回数			120	116	118	110	72
	延人数			995	1,201	1,228	1,213	567
男性のための料理教室(※)	実施回数			188	187	195	159	
	延人数			1,638	1,692	1,690	1,203	
はじめてのスイーツ教室(※)	実施回数			12	12	12	12	
	延人数			189	165	137	153	
膝痛予防改善教室	実施回数			22	48	109	142	144
	延人数			356	566	857	1,046	1,163
腰痛予防改善教室	実施回数			24	23	33	47	72
	延人数			380	356	460	525	585
肩こり予防改善教室	実施回数				21	35	29	48
	延人数				334	490	349	453
動きやすいからだづくり	実施回数						19	24
	延人数						293	309

(2) みんなでトレーニング

(単位 実施回数：回、延人数：人)

区分		年度		28	29	30	元	2
筋力アップマシントレーニング(※)	実施回数			590	589	619	564	
	延人数			3,662	3,906	4,096	3,832	
セルフマシントレーニング(※)	実施回数			626	696	628	534	
	延人数			4,251	4,699	4,333	3,762	
健康トレーニング(※)	実施回数			2,654	2,730	2,871	2,788	
	延人数			43,152	45,936	48,307	47,130	
もっと健康トレーニング(※)	実施回数			1,006	993	1,052	1,041	
	延人数			17,447	18,611	19,970	19,697	
健康サーキットトレーニング(※)	実施回数					24	24	
	延人数					421	411	
ミニ健30	実施回数							5,799
	延人数							38,493

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

補助金等 (有) ・ 無	国負担 1/4	都負担 1/8	区負担 1/8	介護保険料 1/2	補助金名等	地域支援事業交付金
-----------------	------------	------------	------------	--------------	-------	-----------

訪問型介護予防事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

虚弱で閉じこもり傾向があり、通所サービスが利用できない人や介護している家族に対して看護師などが訪問し、必要な指導を行います。

事業内容

(1) 対 象

- ① 65歳以上で、自宅でうつ・閉じこもり傾向のある人
- ② 要支援の人で、介護保険のサービスが利用できない人
- ③ 要介護状態等にある人を介護している家族

(2) 内 容

- ① 閉じこもりの予防、転倒の予防、その他の要介護状態等となることの予防等に関する指導
- ② 食事、栄養、口腔衛生、その他家庭における療養方法に関する指導
- ③ 介護予防のための運動方法等に関する指導
- ④ 要介護状態等にある人を介護する家族への助言及び指導

根拠法令等

介護保険法
港区地域支援事業実施要綱
港区訪問型介護予防事業実施要領

開始時期

平成20年4月1日

実績表

区分	年度				
	28	29	30	元	2
訪問世帯数(世帯)	0	0	0	0	0
対応者数(人)	0	0	0	0	0

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

地域型認知症予防事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

認知症の予防や発症を遅らせるため、有酸素運動や絵画等を用いたプログラムの習慣化を図ります。また、認知症予防の啓発を行います。

事業内容

(1) 対 象

- ① 地域型認知症予防実践活動
60歳以上で要介護・要支援認定を受けていない区民
- ② 自主グループ等支援（自主グループ交流会）
60歳以上の地域型認知症予防実践活動修了者
- ③ 脳の健康度テスト
65歳以上の区民

(2) 内 容

- ① 有酸素運動等のプログラム 3回2コース
絵画等のプログラム 3回2コース
- ② 認知症予防講話と自主グループの交流 年2回
- ③ 脳の健康度テスト 年4回 結果説明会 年4回

根拠法令等

介護保険法
港区地域支援事業実施要綱

開始時期

平成17年4月

実績表

(1) 地域型認知症予防実践活動

年度	28	29	30	元	2
区分					
会 場 (か所)	2	2	2	1	1
実施回数(回)	12	12	12	12	12
参加人数(人)	11	13	11	9	6
延人数(人)	45	67	45	95	59

(2) 認知症予防講話及び脳の健康度テスト (単位 実施回数：回、参加人数：人)

年度	28		29		30		元		2	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
認 知 症 予 防 講 話	2	22	2	26	2	16	2	9	2	12
脳の健康度テスト	4	105	4	150	4	98	4	131	4	74
結 果 説 明 会	2	78	2	83	2	70	2	73	2	23

補助金等 (有) ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
-----------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

医療機関連携型認知症介護者支援事業 (みんなとオレンジカフェ)	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

認知症の人及び認知症の疑いのある人とその家族が地域で安心して生活できるよう、認知症の早期発見・診断・対応の取組の一つとして、地域の医療・福祉等の連携を推進する医療機関連携型認知症介護者支援事業を実施することで、認知症の人が適切な医療・福祉・介護の支援を受けられるよう充実を図ります。

事業内容

- (1) 対 象 ①65歳以上で、認知症の人及び認知症の疑いのある人とその家族
②認知症予防に関心のある人
- (2) 会 場 芝地区：東京都済生会中央病院等
麻布地区：ありすいきいきプラザ
赤坂地区：赤坂区民センター等
高輪地区：高輪区民センター等
芝浦港南地区：介護予防総合センター（ラクっちゃ）
※ 芝地区は令和元年度までみんなと保健所、赤坂地区は平成29年度まで青南いきいきプラザで実施
※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度より一部会場を変更して実施
- (3) 費 用 ひとり 200 円

根拠法令等 港区医療機関連携型認知症介護者支援事業実施要綱

開始時期 平成26年4月1日

実績表

(1) みんなとオレンジカフェ (単位 開催回数：回、参加人数：人)

地区	28		29		30		元		2	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
芝	12	120	12	134	12	160	12	126	7	39
麻布	12	201	12	171	12	244	11	178	9	48
赤坂	12	81	12	63	12	107	11	109	9	55
高輪	12	173	12	143	12	181	11	189	10	88
芝浦港南	12	177	12	192	12	167	11	130	9	49
計	60	752	60	703	60	859	56	732	44	279

(2) みんなとオレンジカフェイベント (単位 開催回数：回、参加人数：人)

区分	28		29		30		元		2	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
お出かけバスツアー	1	9	1	9	1	9	1	9	1	9
憩いの音楽交流会	1	17	2	62	2	28	2	33	1	8
計	2	26	2	62	2	28	2	33	1	8

(3) みんなとオレンジカフェ応援ボランティア養成講座

区分	28	29	30	元	2
講座数(回)	2	2	1	2	1
参加人数(人)	47	23	11	35	6

(4) ボランティアフォローアップ講座

区分	2
講座数(回)	1
参加人数(人)	13

補助金等 (有) ・ 無	国負担 —	都負担 1/2	区負担 1/2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
-----------------	----------	------------	------------	-------	-------------------------

認知症早期発見推進事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

高齢者支援課に配置されている専門職等が、地域拠点型認知症疾患医療センター（順天堂大学医学部附属順天堂医院）に配置されている認知症アウトリーチチームや認知症初期集中支援チームと協働して、認知症の疑いのある人の早期診断・対応を進めます。

事業内容

- (1) 認知症の疑いのある人の早期把握の推進
 - (2) 高齢者相談センター、ふれあい相談室、介護事業者等からの認知症に関する相談の対応
 - (3) 認知症が疑われる場合は、かかりつけ医や介護事業者等と連携しながら、医療機関の受診を勧奨
 - (4) 受診を促しても、受診に至らない場合は、認知症アウトリーチチーム又は認知症初期集中支援チームに訪問を依頼して同行訪問
 - (5) 訪問後の個別ケース会議の開催、適切な医療・介護サービス等の導入による支援
- ※ 東京都が実施する認知症支援コーディネーター事業の要件に該当しなくなったため、令和3年度より高齢者支援課に配置されている専門職等が役割を担います。

根拠法令等

東京都認知症疾患医療センター運営事業実施要綱
 認知症アウトリーチチーム実施要領
 港区認知症初期集中支援事業実施要綱

開始時期

平成25年10月1日

実績表

区分		年度				
		28	29	30	元	2
認知症支援コーディネーター相談数（件）		46	69	73	44	101
認知症アウトリーチチーム	支援者数（人）	2	0	0	0	0
	訪問支援者数（人）	2	0	0	0	0
認知症初期集中支援チーム	支援者数（人）		12	17	12	5
	訪問支援者数（人）		8	14	12	4

※認知症初期集中支援事業（P88）は、平成29年4月1日開始。

補助金等有・ 無				備考	
-----------------	--	--	--	----	--

認知症高齢者見守り事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

事業内容

(1) 対 象

区民、在勤・在学者等

(2) 内 容

- ① 認知症サポーター養成
- ② キャラバン・メイト養成

※ キャラバン・メイトとは認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行う人です。

根拠法令等

認知症サポーター等養成事業実施要綱

開始時期

平成18年11月

実績表

(1) 認知症サポーター養成講座

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
実施回数(回)	74	80	76	97	39
養成人数(人)	2,214	2,472	2,654	2,730	2,351

(2) キャラバン・メイト養成研修

(単位：人)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
登録人数	6	7	6	6	2

補助金等
有 ・ ④無

備 考

介護予防リーダー養成講座	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

区民が自主的に介護予防に取り組むためには、地域における介護予防活動を積極的にけん引するリーダーの存在が不可欠です。そのため、若い世代を含め介護予防に興味を持ち、地域のリーダーとなって介護予防活動を実践し、介護予防の普及・啓発に取り組みたいと考えている人を対象に、介護予防に必要な知識を学ぶ講座を実施し、介護予防リーダーを養成します。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有する 20 歳以上の健康な人で、地域のリーダーとなって介護予防活動を実践し、介護予防の普及・啓発に取り組みたいと考えている人

(2) 内 容

講義・実習、地域調査・報告、報告書作成・発表

(3) 利用者負担

無料

根拠法令等

介護保険法

港区地域支援事業実施要綱

港区介護予防リーダー等登録事業実施要綱

開始時期

平成 20 年 8 月

実 績 表

(1) 介護予防リーダー養成講座

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
研 修 日 数 (日)	11	10	10	8	8
養 成 人 数 (人)	14	26	16	17	11

(2) スキルアップ研修

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
実 施 回 数 (回)	3	4	4	3	
延 受 講 者 数 (人)	132	257	227	140	

※ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

認知症初期集中支援事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

認知症の人及びその家族に対する初期支援を包括的かつ集中的に行うため、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断及び早期対応に向けた支援を行うことにより、認知症の人及びその家族が可能な限り住み慣れた地域で生活を続けることができるよう支援します。

事業内容

(1) 対 象

在宅で生活をしている認知症が疑われる人又は認知症の人で、次のいずれかに該当し、本人又は家族から同意を得た人（かかりつけ医がいる人はかかりつけ医の同意を得た人）

① 医療サービスもしくは介護サービスを受けていない人又は中断している人で次のいずれかに該当する人

ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない人

イ 継続的な医療サービスを受けていない人

ウ 適切な介護サービスに結びついていない人

② 医療サービス又は介護サービスを受けているが、認知症の行動又は心理症状が顕著なため、対応に苦慮している人のうち、支援チームが携わることが適当であると認める人

(2) 内 容

支援対象者の情報を把握し、認知症の包括的観察・評価を行います。支援チームが訪問やチーム員会議により医療機関への受診が必要であると判断した時は、受診の動機づけ、継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援を行います。

根拠法令等

介護保険法

港区認知症初期集中支援事業実施要綱

開始時期

平成 29 年 4 月 1 日

関係発行物

認知症初期集中支援チームをご存じですか？

実 績 表

区分 \ 年度	29	30	元	2
支援者数（人）	12	17	12	5
訪問支援者数（人）	8	14	12	4
訪問支援延件数（件）	14	22	13	4

補助金等 ① ・ 無	国負担 2 / 5	都負担 1 / 5	区負担 1 / 5	介護保険料 1 / 5	補助金名等	地域支援事業交付金
---------------	--------------	--------------	--------------	----------------	-------	-----------

介護予防プロジェクト	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

港区独自の介護予防体操（みんなといきいき体操）の普及、区民向け介護予防講座、各種イベントの開催、介護予防事業従事者等を対象とした専門研修の実施など、区内全域で介護予防を推進する取組を行うとともに、介護予防の地域の担い手である介護予防リーダー、介護予防サポーターを養成し、地域力の向上を図ります。

事業内容

- (1) 介護予防イベントの開催
- (2) 介護予防健診の実施
- (3) 介護予防サポーター養成、フォロー研修の実施
- (4) 介護予防事業評価会議の開催
- (5) 介護予防体操の普及
- (6) 介護予防に関する専門研修の実施

根拠法令等

介護保険法
港区地域支援事業実施要綱

開始時期

平成20年4月

実績表

(1) 介護予防サポーター養成、イベント開催関連の実績 (単位：人)

事業	年度	28	29	30	元	2
介護予防サポーターの養成 (養成人数)		20	16	22	12	17
介護予防フェスティバルの開催 (来場者数) (※1) (※2)		939	860	1,017	1,155	
介護予防地域イベントの開催 (来場者数) (※2)		608	803	503	612	
みんなといきいき体操の普及 (延参加者数)		52,317	54,953	54,469	53,176	23,322

※1 介護予防フェスティバルは、介護予防総合センター（ラクっちゃ）で開催しています。

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

(2) 専門研修受講実績 (単位：人)

対象者	年度	28	29	30	元	2
介護予防事業従事者等 (延受講者数)		86	78	68	74	84

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

高齢者虐待防止・養護者支援事業	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うため、関係機関との連携を強化するとともに、関係機関の職員の資質向上や区民への啓発活動を推進します。

事業内容

- (1) 高齢者相談センターやその他関係機関、民間団体との連携による高齢者虐待防止・対応の充実
- (2) 関係機関職員を対象とした研修等の実施、区民への啓発活動
- (3) 高齢者虐待相談・通報受理
- (4) 養護者支援

根拠法令等

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
港区高齢者虐待防止対策推進要綱

開始時期

平成 18 年 4 月 1 日

関係発行物

知って防ごう高齢者虐待

実績表

(1) 研修会

区分		年度				
		28	29	30	元	2
研修会	実施回数(回)	6	5	5	5	5
	参加人数(人)	74	78	141	128	91

(2) 高齢者虐待相談・通報受理状況

(単位：件)

区分		年度				
		28	29	30	元	2
相談・通報受理件数		56	49	40	59	68
虐待確認件数		40	9	8	17	9

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

高齡者相談センター（地域包括支援センター）	所管課	— 高齡者支援課
<p>目 的 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。</p> <p>事業内容 高齡者相談センター（芝地区・麻布地区・赤坂地区・高輪地区・芝浦港南地区）では、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって、高齡者の支援を行います。</p> <p>・受付時間 月～土曜日 午前9時～午後7時30分 日曜・祝日・年末年始 午前9時～午後5時 在宅介護や介護予防に関する電話での相談は、上記時間外も可能です。 ※ 港区では地域包括支援センターの呼び名を「高齡者相談センター」としています。</p> <p>(1) 総合相談 ・介護保険制度や区のサービスの説明、受付を行います。 ・主任ケアマネジャーや社会福祉士、保健師などが幅広く相談を受け、必要なサービスや機関を紹介します。</p> <p>(2) 介護予防ケアマネジメント ・要支援1・2の人の介護予防ケアプランを作成します。 ・身体機能の不安解消や、健康維持のための取組を行います。 ・介護予防・日常生活支援総合事業のサービスが適切に行えるように、ケアプランの作成などを行います。</p> <p>(3) 権利擁護 ・振り込め詐欺や悪質商法の被害にあわないように、警察や消費者センターと協力して対応します。 ・虐待の相談・防止の取組を行います。 ・認知症などによって財産管理に自信がなくなった際は、相談に応じます。</p> <p>(4) 包括的・継続的ケアマネジメント ・地域の高齡者支援のネットワークの拠点として、様々な関係機関や医療機関との連携を取っています。 ・地域のケアマネジャーの仕事が円滑にできるよう、支援、指導を行っています。</p> <p>根拠法令等 介護保険法 港区立地域包括支援センター条例 港区立地域包括支援センター条例施行規則</p> <p>開始時期 平成18年4月1日</p> <p>関係発行物 あなたの身近なパートナー 高齡者相談センターをご利用ください</p>		

実績表

高齢者相談センター相談等件数実績（5か所全体）

（延件数）

相談内容	年度				
	28	29	30	元	2
介護保険制度に関する相談	16,949	18,224	16,893	14,867	16,566
介護予防に関する相談	17,939	17,012	25,366	26,213	20,413
区制度に関する相談	9,227	9,060	9,876	9,310	9,004
施設入所に関する相談	4,554	4,790	3,631	4,811	4,093
医療保健に関する相談	15,703	16,381	9,905	9,379	8,758
日常生活に関する相談	11,510	11,531	6,033	5,159	5,516
住まいに関する相談	2,778	2,449	1,385	1,305	1,289
権利擁護に関する相談	4,511	3,773	3,291	4,176	4,208
苦情	243	93	55	49	77
安否確認	712	676	809	636	712
その他	3,025	2,577	2,204	1,860	1,541
計	87,151	86,566	79,448	77,765	72,177

<相談等内容の内訳>

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防給付 ・ 地域支援事業 ○区制度に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者サービス ・ その他 ○施設入所に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 老人保健施設 ・ 有料老人ホーム ・ グループホーム ・ ケアハウス ・ その他 ○医療保健に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康について ・ 認知症について ・ 病院について ・ その他 ○日常生活に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護方法・介護用品 ・ 家族関係 ・ 財産・金銭管理 ・ その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○住まいに関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅改修 ・ 住居について ・ その他 ○権利擁護に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待 ・ 成年後見 ・ 消費者被害 ・ その他 ○苦情 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス ・ 予防給付 ・ 地域支援事業 ・ 区高齢者サービス ・ その他 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 徘徊高齢者 ・ 緊急ショートステイ ・ ケアマネジャー支援 ・ その他 |
|--|---|

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 2 / 5	都負担 1 / 5	区負担 1 / 5	介護保険料 1 / 5	補助金名等	地域支援事業交付金
-----------------	--------------	--------------	--------------	----------------	-------	-----------

高齢者単身世帯実態調査	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

ひとり暮らし高齢者の緊急連絡先等を把握することによって、本人の緊急時などに備えます。

また、区における高齢者施策の基礎資料とします。

事業内容

区内の単身世帯（65歳以上）高齢者の実態を調査しています。

3年に一度、住民基本台帳上単身世帯（65歳以上）全員を調査対象とした全数調査を行い、続く2年間については、全数調査の結果を基に、当該年度の転入者等を含め、調査を行います。

- (1) 調査内容 同居親族の有無、本人電話番号、緊急連絡先の名前・電話番号の記入及び聞き取り
 - (2) 調査対象 毎年4月1日現在、満65歳以上で住民基本台帳上単身世帯の人
 - (3) 調査方法 65歳以上75歳未満 郵送調査（各総合支所から郵送）
75歳以上 訪問調査（民生委員・児童委員等）
- ※令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全件郵送調査
※単身世帯のうち、施設職員による実態把握ができていない特別養護老人ホーム、ケアハウス等居住者は、特定住所として調査対象外

開始時期

昭和57年

実績表

ひとり暮らし高齢者数（実態調査） 毎年度1月1日現在（単位：人）※1

年度	区分	総数	内訳	
			男	女
28		6,708	1,631	5,077
29(全数調査)		7,962	2,019	5,943
30		7,538	1,915	5,623
元		7,297	1,832	5,465
2(全数調査)(※2)		8,583	2,210	6,373

※1 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により2月1日現在の数値となっています。

※2 令和2年度ひとり暮らし高齢者数（地区別）の詳細については、参考資料（P.428）を参照

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者の地域におけるセーフティネットワーク構築	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で活動する様々な団体及び関係機関と区との連携を図り、地域のセーフティネットワークを構築します。

事業内容

(1) 港区高齢者地域支援連絡協議会の開催

① 所掌事項

- ・ 高齢者の孤独死の防止に関すること。
- ・ 高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援に関すること。
- ・ 認知症に関する普及啓発及び認知症の人とその家族への支援に関すること。
- ・ 高齢者の消費者被害の防止に関すること。
- ・ 区と関係機関等の相互の情報交換及び連絡調整に関すること。
- ・ その他地域の高齢者の生活、介護等に関して必要な事項に関すること。

② 協議会委員人数 40人

(2) 地区における高齢者のセーフティネットワークの構築

高齢者をはじめ地域の人たちが気軽に参加できる交流の場を設置すること。

令和2年度実施内容

- ① 麻布地区 南麻布いきいきプラザ、西麻布いきいきプラザ、飯倉いきいきプラザ、ありすいきいきプラザで「ちょこっと立寄りカフェ」を実施
- ② 赤坂地区 赤坂地区総合支所、赤坂区民センターで「赤坂サロン」、赤坂地区高齢者相談センターで「青山サロン」を実施
- ③ 芝浦港南地区 芝浦区民協働スペースで「みずベネット」、港南いきいきプラザ、台場高齢者在宅サービスセンターで「みずベネットカフェ」を実施

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部の活動を中止しました。

(3) 地区高齢者支援連絡会の開催

協議会の地区組織として総合支所ごとに地区高齢者支援連絡会を開催

根拠法令等

港区高齢者地域支援連絡協議会設置要綱

開始時期

平成19年10月22日

実績表

開催回数

(単位：回)

年度	28	29	30	元	2
港区高齢者地域支援連絡協議会	2	2	2	2	
地区高齢者支援連絡会	各地区 2	各地区 2	各地区 2	各地区 2	

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

補助金等 ① ・ 無	国負担 国基準による	都負担 —	区負担 事業費-国補助額	補助金名等	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
---------------	---------------	----------	-----------------	-------	--------------------

高齢者見守りのための講習会	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

地域で緩やかな見守りを行うことで、高齢者の異変などに早く気づくとともに、地域における見守りの輪を広げるため実施します。

事業内容

(1) 対 象

日頃から高齢者の見守りを行なっている区民や、高齢者の見守りに関心のある区民、在勤、在学者

(2) 内 容

高齢者の見守りに関して、以下のテーマで講習会を開催します。

- ① 地域特性に応じた高齢者の見守り
- ② 高齢者の異変の気づき
- ③ 「高齢者の見守りガイドブック」(東京都発行)や「高齢者を見守るために」(港区発行)の内容

開始時期

平成26年2月

実績表

区分	年度				
	28	29	30	元	2
開催回数(回)	15	15	16	19	7
延人数(人)	557	601	614	716	115

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
-----------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

ふれあい相談員が、区内のひとり暮らし高齢者等の居宅等を訪問し、福祉サービス等の相談を受け、必要なサービスや支援につなげることにより、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。

事業内容

- (1) 対 象 ① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者
② 65歳以上の人のみで世帯を構成する高齢者
- (2) 内 容 ① 高齢者の生活実態等の把握、情報収集、台帳作成及び安否確認
② 高齢者への支援
③ 緊急時の対応
④ 関係機関との連携及び会議等への出席

根拠法令等

港区ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業実施要綱

開始時期

平成23年6月1日

実績表

(1) 訪問活動

年度		28	29	30	元	2
区分	地区	実績				
訪問対象世帯（世帯）	芝	874	887	1,014	974	925
	麻布	977	968	1,146	1,170	1,156
	赤坂	953	955	1,017	989	995
	高輪	1,280	1,301	1,609	1,622	1,455
	芝浦港南	772	827	1,031	1,022	961
	合計	4,856	4,938	5,817	5,777	5,492
訪問世帯数（実数） （世帯）	芝	873	866	859	942	885
	麻布	943	921	1,017	1,078	1,116
	赤坂	919	883	983	894	961
	高輪	1,241	1,264	1,516	1,437	1,407
	芝浦港南	766	820	1,018	1,009	954
	合計	4,742	4,754	5,393	5,360	5,323
訪問率（％）	芝	99.9	97.6	84.7	96.7	95.7
	麻布	96.5	95.1	88.7	92.1	96.5
	赤坂	96.4	92.5	96.7	90.4	96.6
	高輪	97.0	97.2	94.2	88.6	96.7
	芝浦港南	99.2	99.2	98.7	98.7	99.3
	合計	97.7	96.3	92.7	92.8	96.9
訪問件数（延数） （件）	芝	2,831	3,023	2,198	2,472	493
	麻布	3,771	2,723	2,745	2,963	1,259
	赤坂	2,168	2,276	2,135	1,708	473
	高輪	2,985	3,044	2,970	2,511	868
	芝浦港南	1,974	2,016	2,090	2,055	284
	合計	13,729	13,082	12,138	11,709	3,377
相談件数（延数） （件）	芝	3,380	961	868	1,165	1,607
	麻布	1,599	1,190	1,186	1,409	1,697
	赤坂	806	839	1,009	737	623
	高輪	1,190	1,812	1,453	1,043	1,177
	芝浦港南	1,779	1,311	1,399	1,472	1,085
	合計	8,754	6,113	5,915	5,826	6,189

- ※ 訪問対象世帯は、介護保険や区の高齢者サービスの利用のないひとり暮らし高齢者と高齢者のみ世帯
- ※ 訪問世帯数（実数）は、本人及び関係者と戸別訪問や電話訪問により見守りが実施できた世帯数
- ※ 訪問率＝訪問世帯数／訪問対象世帯
- ※ 訪問件数は、戸別訪問数

(2) 支援につなげた件数

(単位：件)

年度		28	29	30	元	2
区分	地区	実績				
介護保険の認定申請	芝	9	8	6	9	10
	麻布	13	12	8	13	25
	赤坂	26	18	16	15	8
	高輪	21	37	33	29	32
	芝浦港南	26	34	37	47	62
	合計	95	109	100	113	137
救急通報システム	芝	3	2	6	4	3
	麻布	5	1	3	4	1
	赤坂	4	5	0	2	1
	高輪	11	4	10	6	7
	芝浦港南	10	6	5	6	8
	合計	33	18	24	22	20
配食サービス	芝	7	2	2	0	2
	麻布	4	3	0	0	9
	赤坂	8	4	5	5	6
	高輪	3	8	13	11	10
	芝浦港南	18	7	18	12	19
	合計	40	24	38	28	46
訪問電話	芝	2	0	0	2	5
	麻布	0	0	0	1	4
	赤坂	2	1	0	1	0
	高輪	1	0	2	0	4
	芝浦港南	2	0	1	1	1
	合計	7	1	3	5	14
その他	芝	286	186	219	245	123
	麻布	77	73	55	82	125
	赤坂	120	103	141	47	39
	高輪	215	312	326	209	116
	芝浦港南	221	197	261	216	124
	合計	919	871	1,002	799	527
地区計	芝	307	198	233	260	143
	麻布	99	89	66	100	164
	赤坂	160	131	162	70	54
	高輪	251	361	384	255	169
	芝浦港南	277	244	322	282	214
	合計	1,094	1,023	1,167	967	744

※ その他は救急医療情報キット配布や医療機関受診等につなげた件数

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費—都補助額	補助金名等	高齢者見守り相談窓口設置事業 補助金
-----------------	----------	---------------	-----------------	-------	-----------------------

生活支援体制整備事業	所管課	—	
		高齢者支援課	

目 的

高齢者の生活支援及び介護予防サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

事業内容

(1) 地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、コーディネーターを配置し、次に掲げる業務及び取組を総合的に実施します。

- ① 地域の高齢者支援のニーズ及び地域資源の把握並びに不足するサービス・支援等に係る問題提起
- ② 高齢者の生活支援並びに介護予防サービスの資源開発及び創出
- ③ 関係者間のネットワーク化、連携及び協働の体制づくり並びに関係機関への協力依頼の働きかけ
- ④ 関係者間の定期的な情報共有、連携及び協働による取組の推進
- ⑤ 高齢者の生活支援や介護予防サービスの担い手となるボランティア等の発掘及び養成
- ⑥ 地域の高齢者支援のニーズとサービスのマッチング

(2) 高齢者の生活支援に関する次に掲げる事項を所掌する生活支援体制推進会議を設置します。また、生活支援体制推進会議は、区全域を対象とする会議並びに地区毎（芝地区、麻布地区、赤坂地区、高輪地区及び芝浦港南地区（台場地域含む。））を対象とする地区会議をもって構成します。

- ① 地域ニーズの把握に関すること。
- ② 情報の可視化の推進に関すること。
- ③ 企画、立案及び方針の協議に関すること。
- ④ 地域づくりにおける意識の統一に関すること。
- ⑤ 資源開発に関すること。
- ⑥ 関係者間の情報交換等に関すること。
- ⑦ コーディネーターの組織的な補完に関すること。

根拠法令等

港区生活支援体制整備事業実施要綱

開始時期

平成 29 年 4 月 1 日

実績表

活動内容

(単位:回)

活動の種別	年度	29	30	元	2
事業紹介・説明等普及啓発		51	52	74	22
地域情報の収集・調査		143	217	216	123
活動立ち上げに向けた相談・支援		162	172	208	130
地域活動団体等との情報交換・運営支援		75	60	95	171
個別支援のための訪問・調整		34	52	61	91
研修等への参加		19	21	16	27
他の団体や関係機関等との相談・打ち合わせ		48	83	77	85
他の団体や関係機関等につないだり、連携して行った支援		19	25	13	11
会議・打ち合わせ等		111	122	118	76
その他		29	18	25	21
計		691	822	903	757

開催回数

(単位:回)

会議名	年度	29	30	元	2
生活支援体制推進会議		2	2	2	
生活支援体制推進会議(地区会議)		各地区2	各地区2	各地区2	

※ 生活支援体制推進会議は区全域が対象、生活支援体制推進会議(地区会議)は芝地区、麻布地区、赤坂地区、高輪地区、芝浦港南地区の各地区が対象です。

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 2 / 5	都負担 1 / 5	区負担 1 / 5	介護保険料 1 / 5	補助金名等	地域支援事業交付金
-----------------	--------------	--------------	--------------	----------------	-------	-----------

介護マークの普及	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

トイレの付添いなど、認知症や障害のある人の介護は周囲から見ると介護していることがわかりにくく、誤解をもたれる場合があります。介護をする人の精神的な負担を軽減し、周囲からの協力をより得られるように介護マークを活用します。

事業内容

(1) 対 象

認知症や障害のある区民を介護する家族等

(2) 活用方法

次の3種の介護マークを希望者からの申込みにより配付します。

- ① 首かけタイプ：一人1個配付します。
- ② 腕章タイプ：一人1個配付します。
- ③ ステッカータイプ：一人5個まで配付します。

(3) 配付場所

- ① 各総合支所（5か所）
- ② 各高齢者相談センター（地域包括支援センター）（5か所）
- ③ 障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ）

開始時期

平成25年5月

実績表

(単位：件)

種類 \ 年度	28	29	30	元	2
首かけタイプ	19	32	37	38	25
腕章タイプ	10	23	24	35	10
ステッカータイプ	8	21	26	23	10

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

高齢者熱中症対策事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

夏場の猛暑から高齢者の熱中症による被害を予防するため、熱中症の予防啓発を行います。

事業内容

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者については、高齢者単身世帯実態調査を実施する際の案内通知にリーフレットを同封し、発送します。
- (2) 75歳以上のひとり暮らし高齢者については、高齢者単身世帯実態調査（訪問調査）時に、民生委員・児童委員から予防啓発を行います。
- (3) 75歳以上の高齢者のみで構成する世帯のうち、世帯員全員が介護保険や区の高齢者サービス等を利用していない世帯については、ふれあい相談員が直接訪問し、リーフレットを配付します。
- (4) 日中に高齢者のみとなる世帯等で希望する人については、各総合支所及び各高齢者相談センター等でリーフレットを随時配付します。
- (5) 町会・自治会の掲示板にポスターを掲示し、広く熱中症の予防について周知します。

※ (2)の令和3年度の高齢者単身世帯実態調査は訪問ではなく、郵送での調査になります。

開始時期

平成23年6月

関係発行物

熱中症対策リーフレット

熱中症対策ポスター

実績表

(単位：枚)

年度	28	29	30	元	2
リーフレット配付枚数	14,266	22,790	15,707	16,509	23,316

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	---------------------

高齢者救急通報システム	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

高齢者が家庭内で病気などの緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報することにより、地域の協力を得て救助を行い、高齢者の生活の安全を確保し、福祉の増進を図ります。

事業内容

対 象

区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯で、身体上、慢性疾患があるなど日常生活を営む上で、常時注意を要する状態にある人等

※ 平成13年4月以降の新規申込みには、高齢者事業者方式救急通報システム(P103)を設置しています。

根拠法令等

港区高齢者救急通報システム事業運営要綱

開始時期

平成元年10月1日

実績表

(単位：台)

年度	28	29	30	元	2
年度末設置数	5	3	3	1	1

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費—都補助額	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	-------------------------

高齢者事業者方式救急通報システム	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

高齢者が家庭内で病気や火災などの緊急事態に陥ったとき又は一定時間人の動きが感じられないときに、専門の警備員が出動して安否の確認、救助等を行って高齢者の生活の安全を確保し、福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯の人

※ 家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。

(2) 内 容

遠隔救急ペンダント、コントローラー、火災センサー（熱感知器）、ライフリズムセンサー（生活活動感知器）を一式で設置し、緊急時、火災発生時等の事業者（警備会社）への通報により、専門の警備員が出動します。状況に応じて救急車などの要請を事業者が行います。

(3) 費 用

利用者負担 月額 400円 （生活保護受給者及び住民税非課税者は無料）

※ 電話料金等が別途かかります。

根拠法令等

港区事業者方式救急通報システム事業運営要綱

開始時期

平成13年4月1日

実績表

(単位：台)

年度	28	29	30	元	2
新規設置台数	147	142	146	143	149
年度末設置台数	1,157	1,088	1,067	1,075	1,075

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費—都補助額	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	-------------------------

高齢者訪問電話	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

ひとり暮らし等の高齢者世帯に対し、定期的に電話をすることによって、安否を確認するとともに安全を確保し、各種の相談に応じます。

事業内容

(1) 対 象

- ① 近隣に親族が居住していないおおむね 65 歳以上の高齢者でひとり暮らしの人
- ② 近隣に親族が居住していない高齢者世帯で昼間、高齢者のみになる世帯等

(2) 電話相談員の配置

2名（心身障害者（児）電話相談センターと兼務）

根拠法令等

港区高齢者・心身障害者（児）電話相談センターの設置及び訪問電話事業運営要綱

開始時期

昭和 49 年 10 月 1 日

実 績 表

訪問電話活動状況

(単位：件)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
経 済 的	923	352	397	389	195
対 人 関 係	1,755	972	1,528	1,161	550
医 療 ・ 保 健	2,638	1,895	2,402	1,918	1,643
生 活 環 境	5,127	4,079	4,186	3,601	3,966
ヘルパーとの連絡	170	116	120	116	58
ケースワーカーとの連絡	100	47	42	32	39
他機関との連絡	159	44	46	34	28
安 否 確 認	5,266	4,212	4,321	3,899	4,106
計	16,138	11,717	13,042	11,150	10,585

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費—都補助額	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	-------------------------

認知症高齢者等おかえりサポート事業	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課
<p>目 的</p>		
<p>認知症高齢者、認知症であることが疑われる高齢者及び若年性認知症の人が、今いる場所が分からなくなる等の見当識障害があらわれた場合でも、地域の人、関係機関との協力により、見守り・早期発見できる仕組みをつくることにより、住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう支援します。また、認知症による徘徊に起因する事故補償制度を設けることにより、認知症高齢者等の家族及び介護人の経済的・精神的負担の軽減を図ります。</p>		
<p>事業内容</p>		
<p>1 おかえりサポート事業</p>		
<p>(1) 対 象</p>		
<p>区内に住所を有し、在宅で生活しており、迎えに行くことができる介護人等がいる</p>		
<p>① 65歳以上の認知症高齢者</p>		
<p>② 65歳以上の認知症の疑いのある高齢者</p>		
<p>③ 若年性認知症の人</p>		
<p>(2) 内 容</p>		
<p>① 認知症高齢者等が徘徊などにより行方不明となる場合に備えて、緊急連絡先等の情報を登録及び管理します。</p>		
<p>② 認知症高齢者等の発見時における速やかな身元確認に資する登録番号が入ったキーホルダー及びアイロンシールを配付します。</p>		
<p>③ 認知症高齢者等が徘徊し、通報を受けた際に緊急連絡先へ連絡します。</p>		
<p>④ 行方不明になった認知症高齢者等が発見された後、必要に応じて関係機関による生活支援につなげます。</p>		
<p>(3) 利用者負担</p>		
<p>無料</p>		
<p>2 認知症高齢者等賠償責任保険</p>		
<p>(1) 対 象</p>		
<p>おかえりサポート事業登録者で、①②どちらかに該当する人</p>		
<p>① おかえりサポート保険チェックリストで、1つ以上該当する項目がある人</p>		
<p>② 医師に認知症と診断されている人</p>		
<p>※ただし、保険に加入できるのは40歳以上の人となります。</p>		

(2) 内 容

- ① 損害賠償責任補償 認知症に起因する事故により、第三者の身体の障害及び財物の破損壊に係る損害賠償責任を最大5億円補償します。
- ② 被害者死亡時の見舞金 認知症による徘徊に起因する事故により第三者を怪我させ、被害者がその事故を直接的な死因として死亡した場合に、お葬式の香典や見舞品の購入費用として一律15万円支給します。

(3) 利用者負担

無料

根拠法令等

港区認知症高齢者等おかえりサポート事業実施要綱

開始時期

平成30年4月1日

※ 認知症高齢者等賠償責任保険は令和2年4月1日

関係発行物

港区認知症高齢者等おかえりサポート事業案内チラシ

実績表

(単位：人)

年度	30	元	2
年度末登録者数	104	143	172

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 -	都負担 1/2	区負担 1/2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
-----------------	----------	------------	------------	-------	-------------------------

高齢者徘徊探索支援	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

認知症による徘徊行動のある高齢者に対し、GPSを利用した位置情報専用探索機による探索サービスを行うことにより、徘徊高齢者の早期発見と安全を確保し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有する認知症の徘徊により探索サービスが必要と認められる在宅の65歳以上の高齢者で、位置情報を確認した後、迎えに行くことができる家族等がいる人

(2) 利用者負担

GPS端末機 月額 500円

現場急行サービス 1回 3,000円

根拠法令等

港区高齢者徘徊探索支援事業運営要綱

開始時期

平成13年4月1日

実績表

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
年度末登録者数	14	13	14	24	14

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 1/2	区負担 1/2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	------------	------------	-------	-------------------------

認知症高齢者介護家族支援事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

認知症高齢者を介護する人に休養が必要となった場合又は認知症高齢者が緊急に保護が必要となった場合に、業務委託した施設において認知症高齢者を一時的に保護し、短期入所生活介護と同等の介護サービスを提供し、認知症高齢者を介護する家族を支援します。

事業内容

(1) 対 象

次の要件に該当する人

- ① 区内に住所を有する認知症高齢者で、その人を介護する家族等の介護者が休養する必要があると認められる人
- ② 認知症高齢者で次のいずれかに該当する人
 - ア 区内に住所を有し、家族からの虐待又は放置のおそれがあると認められる人
 - イ 区内に住所を有し、火災、台風等の災害により在宅での介護が一時的に困難となった人
 - ウ 認知症による徘徊等により区内で地域包括支援センター等に保護された人
 - エ 老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定に該当する人
 - オ その他区長が必要と認める人

(2) 利用者負担 宿泊料自己負担分1泊5,000円、食費及び生活用品等の実費

根拠法令等

老人福祉法
介護保険法
港区認知症高齢者介護家族支援事業実施要綱

開始時期

平成23年4月1日

実績表

年度		28	29	30	元	2	
延利用日数 (日)		91	89	63	63	0	
利用者数 (人)		11	13	10	9	0	
内 訳	要 介 護	5	0	2	0	1	0
		4	2	0	0	4	0
		3	2	3	4	1	0
		2	0	5	1	2	0
		1	3	1	2	0	0
	要支援		0	0	0	0	0
その他(申請中)		4	2	3	1	0	

補助金等 (有) ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
-----------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

高齢者緊急一時保護事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

在宅の要介護・要支援高齢者等が、介護者の緊急事態などにより、一時的に在宅で介護が受けられなくなった場合に、介護老人福祉施設を利用し、緊急時の介護サービスを行います。

事業内容

(1) 対 象

65歳以上で、在宅での介護への復帰が可能な次の要件に該当する人

- ① 港区に住所を有し、家族からの虐待又は放置が認められる人
- ② 港区に住所を有し、火災、台風等の災害により在宅での介護が一時的に困難となった人
- ③ 認知症等による徘徊により港区内で高齢者相談センター等に保護された人
- ④ 港区に住所を有し、介護者の緊急事態で一時的に在宅での介護が受けられず、かつ介護保険の短期入所生活介護・短期入所療養介護・介護老人保健施設等の利用が困難な人

(2) 利用者負担

介護保険の短期入所生活介護（ショートステイ）費用、滞在費、食費、その他日常生活費等、入所前検診に係る費用

根拠法令等

港区高齢者緊急一時保護事業実施要綱

開始時期

平成16年4月1日

実績表

年度		28	29	30	元	2
延利用日数（日）		101	57	37	37	32
利用者数（人）		11	7	5	5	3
内 訳	5	1	0	1	0	0
	4	2	3	0	1	1
	3	3	0	2	0	0
	2	2	1	1	0	0
	1	1	1	1	1	1
	要支援	0	1	0	0	0
	不明	2	1	0	2	0
	自立	—	—	0	1	1

※ 平成30年度から自立の人も利用対象者になりました。

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

社会福祉法人等運営助成	所管課	— 高齢者支援課
<p>目 的</p> <p>区内で介護事業を運営する事業者に対し、事業の運営に要する経費の一部を補助することにより、高齢者の介護保険サービスの利用を促進し、高齢者の福祉の向上を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対 象</p> <p>区内で次に掲げる事業を運営する事業者</p> <p>① 特別養護老人ホーム</p> <p>② 老人保健施設</p> <p>③ 認知症高齢者グループホーム</p> <p>④ 老人デイサービスセンター</p> <p>⑤ 小規模多機能型居宅介護施設</p> <p>(2) 補助対象経費</p> <p>① 特別養護老人ホームの運営に要する次の経費</p> <p>ア 職員の住宅を確保するための経費</p> <p>イ 医療的ケアを実施するための体制整備に要する経費</p> <p>ウ 区長が別に定める事業に要する経費</p> <p>② 老人保健施設の運営に要する次の経費</p> <p>ア 職員の住宅を確保するための経費</p> <p>イ 医療的ケアを実施するための体制整備に要する経費</p> <p>ウ 区長が別に定める事業に要する経費</p> <p>③ 認知症高齢者グループホームの運営に要する次の経費</p> <p>ア 職員の住宅を確保するための経費</p> <p>イ 区長が別に定める事業に要する経費</p> <p>④ 老人デイサービスセンターの運営に要する次の経費</p> <p>ア 食事の提供に要する経費</p> <p>イ 区長が別に定める事業に要する経費</p> <p>⑤ 小規模多機能型居宅介護施設の運営に要する次の経費</p> <p>ア 職員の住宅を確保するための経費</p> <p>イ 食事の提供に要する経費</p> <p>ウ 区長が別に定める事業に要する経費</p> <p>根拠法令等</p> <p>港区介護事業運営費補助金交付要綱</p> <p>開始時期</p> <p>平成26年4月</p>		

実績表

年度 区分	28	29	30	元	2
助成件数(件)	18	18	17	18	18
助成額(千円)	45,445	48,933	50,820	58,945	63,833

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

特別養護老人ホームの管理・運営	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

寝たきりや認知症等により、常時介護を必要とする人に、介護福祉施設サービス及び短期入所生活介護（ショートステイ）のサービスを提供します。

事業内容

- (1) 介護福祉施設サービス
要介護認定で要介護1～5と認定され、特別養護老人ホームに入所した人に、入浴、食事、その他の日常生活のお世話、健康管理等をします。
- (2) 短期入所生活介護（ショートステイ）
要介護認定で要介護1～5と認定され、特別養護老人ホームに短期間入所した人に、入浴、食事、その他の日常生活のお世話をします。
- (3) 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
要介護認定で要支援1・2と認定され、特別養護老人ホームに短期間入所した人に、入浴、食事、介護予防のための機能訓練、その他の日常生活のお世話をします。

根拠法令等

老人福祉法
介護保険法
港区立特別養護老人ホーム条例
港区立特別養護老人ホーム条例施行規則
港区立特別養護老人ホーム運営要綱

開始時期

昭和63年9月1日

関係発行物

港区施設案内（高齢者施設）

実績表

特別養護老人ホーム利用実績表

区分		年度					
		定員	28	29	30	元	2
介護福祉施設サービス 3月末日入所者数(人)	白金の森	90人	89	90	90	89	88
	港南の郷	90人	85	90	87	90	87
	サン・サン赤坂	80人	79	79	80	80	79
短期入所生活介護 年間延利用日数(日)	白金の森	8人	4,262	4,003	3,880	4,157	3,722
	港南の郷	10人	4,217	4,164	3,692	3,834	2,910
	サン・サン赤坂	20人	8,020	7,942	7,766	8,044	6,724

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

ケアハウス港南の郷	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

身体機能の低下等により独立して生活することに不安がある高齢者に、食事の提供、入浴の準備を行い、安心して自立した生活を送っていただくための施設です。

事業内容

(1) 対 象

次の要件の全てに該当する人

※ 介護が必要な人（要介護認定で要介護1～5と認定された人）は対象となりません。

- ① 60歳以上の人
- ② 区内に引き続き3年以上住所を有する人
- ③ 身体機能の低下、高齢等のため独立して生活することに不安がある人で、家族による援助を受けることが困難な人
- ④ ケアハウスを利用することにより自立した生活が営める人
- ⑤ 使用料を支払うことが可能な収入等がある人

(2) 使用料

月額 170,000円

※ 前年の収入金額により減額する制度があります。

(3) 戸 数

40戸（二人用居室4戸 一人用居室36戸）

根拠法令等

- 社会福祉法
- 老人福祉法
- 港区立ケアハウス条例
- 港区立ケアハウス条例施行規則
- 港区立ケアハウス運営要綱

開始時期

平成8年8月1日

関係発行物

港区施設案内（高齢者施設）

実績表

（単位：人）

年度	28	29	30	元	2
入居者数	40	37	38	35	34

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者自立支援住宅改修	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

高齢者が居住する住宅を改修することによって、転倒予防や介護の軽減など在宅での生活の質を確保します。

事業内容

(1) 内 容

- ① 手すりの取付け、段差の解消、滑り防止、引き戸等への扉取替えなど
- ② 浴槽の取替え、流し・洗面台の取替え、便器の洋式化

(2) 対 象

65 歳以上で、区内に居住しており、日常生活を送る上で動作等に困難があり、在宅での生活の質を確保するために住宅の改修が必要と認められる人

- ※ 上記①は、介護保険の対象とならない人（要介護・要支援認定を受けていない人）
- ②は、介護保険の要介護・要支援認定にかかわらず、その工事が必要な人

(3) 利用者負担

I 階層（生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税者）	負担率 0%
II 階層（世帯全員が区民税非課税者）	負担率 0%
III 階層（本人が区民税非課税者）	負担率 3%
IV 階層（I から III 階層以外の人）	負担率 10%

根拠法令等

港区高齢者自立支援住宅改修給付事業要綱

開始時期

平成 12 年 4 月 1 日

実績表

(単位：件)

区分	年度				
	28	29	30	元	2
手すりの取付け	57	57	55	56	50
床段差の解消	15	21	30	23	13
滑りの防止や移動の円滑化等のための床材の変更	10	8	4	5	4
引き戸等への扉の取替え	14	11	9	4	6
洋式便器等への便器の取替え	2	2	0	6	1
その他これらの工事に付帯して必要な工事	0	1	1	0	1
浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事	59	59	64	45	35
流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事	3	2	1	1	5
便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事	8	5	1	6	3
計	168	166	165	146	118

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	---------------------

高齢者昇降機設置費助成事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

高齢者が居住する住宅において、昇降機を設置する際に要する費用を助成することで、高齢者の転倒予防、介護軽減及び行動範囲の拡大を図り、生活の質の向上を目指します。

事業内容

(1) 対 象

介護保険法の要介護認定で要介護・要支援認定を受けた区内に住所を有する 65 歳以上の人で、次の①又は②の要件を必ず満たすとともに③に該当し、昇降機の設定が必要と認められる人

- ① 日常的に車椅子又は歩行器を利用している人
- ② 昇降機を必要とする医師の意見書を区へ提出できる人
- ③ 玄関、居室、浴室、洗面所、台所、便所のうち1つ以上が住宅の2階以上又は地下階にあり、日常的に昇降する必要がある人（建物の入口と玄関のある階が異なる場合も助成対象）

(2) 対象工事 階段昇降機又は家庭用エレベーターの設置に要する工事費用

(3) 助成限度額 1,332,000 円

(4) 利用者負担

区分	助成受給者の所得基準額	負担率
I 階層	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税の場合	10%
II 階層	世帯全員が区民税非課税の場合	20%
III 階層	対象者が区民税非課税で世帯内に区民税課税者がいる場合	30%
IV 階層	対象者が区民税課税で世帯合計所得が 250 万円未満の場合	40%
V 階層	対象者が区民税課税で世帯合計所得が 250 万円以上 1,000 万円未満の場合	50%
VI 階層	対象者が区民税課税で世帯合計所得が 1,000 万円以上の場合	60%

根拠法令等

港区高齢者昇降機設置費助成事業実施要綱

開始時期

平成 17 年 7 月 1 日

実績表

助成内容	年度				
	28	29	30	元	2
階 段 昇 降 機(件)	0	3	3	6	2
家庭用エレベーター(件)	1	0	0	0	1
計 (件)	1	3	3	6	3
助 成 金 額(千円)	932	1,878	2,338	3,915	2,264

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

共同住宅バリアフリー化支援事業	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

高齢者が多く居住する共同住宅の共用部分のバリアフリー化に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の転倒を予防し、介護の負担を軽減するとともに、日常生活の利便性の向上を図り、高齢者の自立と社会参加を促進します。

事業内容

(1) 対 象

次の要件を全て満たす共同住宅に対し、バリアフリー化のための改修工事を行った場合に工事費用の一部を助成します。

① 区内に存する共同住宅で、分譲住宅又は今後も優先的に高齢者を居住させる賃貸住宅

② 65歳以上の高齢者を含む世帯が居住世帯全体の25%を超える共同住宅

③ 延べ床面積のおおむね2分の1を超える部分が居住の用途に供される共同住宅

④ 公的賃貸住宅以外のもの

※ ②の65歳以上の高齢者を含む世帯とは、港区に住民登録している65歳以上の高齢者がいる世帯

(2) 対象工事と助成限度額

助成対象工事	助成対象限度額	助成限度額
出入口、廊下等の段差解消	70万円	対象工事に係る経費と助成対象限度額を比較して、いずれか少ない額の2分の1
出入口、階段、廊下等の手すりの設置	70万円	
床のノンスリップ化	70万円	
段差解消機の新設	800万円	
エレベーターの新設	2,000万円	
既設エレベーターのバリアフリー化改修	300万円	

※ 助成金額は、予算の範囲内で交付

(3) 募集期間

4月1日から12月1日まで

※ 募集開始日と締切日が、土曜、日曜、祝日に当たる場合には、次の平日を募集開始日、締切日とします。

根拠法令等

港区共同住宅バリアフリー化支援事業実施要綱

開始時期

平成16年7月29日

実績表

年度	28	29	30	元	2
内容					
助成金交付件数(件)	5	8	7	5	3
助成金額(千円)	2,103	2,374	1,282	1,459	865

補助金等有・無

備考

高齢者自立支援住宅改修等コーディネート	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

高齢者が自ら居住する住宅改修を行うにあたり、転倒予防、動作の容易性の確保、行動範囲の拡大の確保、介護の軽減等の効果を得るため、身体状況を考慮した優良な改修工事等が行われるよう指導することにより、在宅生活の質の向上に寄与し、高齢者福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有する65歳以上で、高齢者自立支援住宅改修給付事業、高齢者昇降機設置費助成事業を受けようとする人

(2) 内 容

住宅改修にあたり、住宅改修等コーディネーターが以下の調査、確認等を行います。

- ① 住宅改修する高齢者の住まいを訪問調査します。
- ② 高齢者の身体状況などを考慮した改修内容となるよう指示書を作成します。
- ③ 施工業者が作成した見積りについて、適正価格であるか審査します。
- ④ 工事完了後、上記指示書どおりに工事が行われているか確認します。

(3) 利用者負担

無料

根拠法令等

港区高齢者自立支援住宅改修等コーディネート事業実施要綱

開始時期

平成15年4月1日

実績表

(単位：回)

年 度	28	29	30	元	2
実 施 回 数	119	105	103	100	92

補助金等有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備 考	
---	--	--	--	-----	--

高齢者民間賃貸住宅入居支援事業	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課
<p>目 的 様々な理由で現在の住まいから住み替えが必要であるにも関わらず、新たな住まいが見つからず困っている高齢者世帯に対し、良好な居住環境の確保を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 民間賃貸住宅の紹介 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部港支部の協力を得て、民間賃貸住宅を紹介します。 対象要件 ① 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の者を含む60歳以上の者で構成する世帯 ② この制度を利用して港区内に転居先が決まった場合、転居先への救急通報システムの設置に了承していること。 ③ 賃貸借契約の締結に当たり、連帯保証人がいない場合、協定債務保証会社を利用すること（港区内の民間賃貸住宅の紹介を受ける場合に限る）。</p> <p>(2) 債務保証会社の紹介 保証人がいないため港区内の民間賃貸住宅で賃貸借契約を結べない場合等、区と協定を締結している債務保証会社を紹介し、保証委託契約に係る初回保証委託料を助成します。 対象要件 ① 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の者を含む60歳以上の者で構成する世帯 ② 賃貸借契約に際し、連帯保証人となり得る親族もしくは知人がいないこと又は債務保証会社の利用が必須であること。 ③ 世帯の所得が3,228,000円を超えていないこと。 ④ この制度を利用して港区内に転居先が決まった場合、転居先への救急通報システムの設置に了承していること。 助成額 ・ 単身世帯…60,000円以内で実際に要した額 ・ 2人以上の世帯…80,000円以内で実際に要した額</p> <p>(3) 入居費用の一部助成 転居の理由が自己の責めに寄らない立ち退きによるもので、紹介を受けた民間賃貸住宅に賃貸借契約を結んだ場合は、入居費用の一部を助成します。 対象要件 ① 本事業で港区内の民間賃貸住宅の紹介を受け、当該住宅に入居することが決定し、当該住宅の所有者と賃貸借契約を締結していること。 ② 世帯の所得が3,228,000円を超えていないこと。 ③ 退去に際し、単身世帯は960,000円、2人以上の世帯は1,280,000円を超える補償金を受領しないこと。 ④ 生活保護法の規定に基づく公的給付を受給していないこと。 助成額 ・ 礼金相当分…月額賃料の2か月分以内で実際に要した額 ・ 仲介手数料…月額賃料の1か月分以内で実際に要した額</p>		

根拠法令等

港区高齢者民間賃貸住宅入居支援事業実施要綱

開始時期

平成31年4月

実績表

(単位：件)

区分	年度	
	元	2
民間賃貸住宅の紹介申請件数	120	125
民間賃貸住宅の成約件数	8	7
債務保証会社の紹介件数	1	5
入居費用の一部助成件数	3	3

補助金等
有・無

備考

高齢者福祉相談	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

老人福祉法に基づき、福祉事務所は高齢者の福祉に関する実情の把握に努めると同時に、相談者への必要な情報の提供や相談に応じ、必要な調査・指導とともに、これらに付随する業務を行うことにより、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図ります。

事業内容

老人福祉指導主事及び地区担当員が、養護、特別養護、軽費、有料の各老人ホームへの入所、経済的事項、家庭的事項、医療・保健、職業等の各種相談に応じています。

根拠法令等

老人福祉法

開始時期

昭和 38 年 7 月

実績表

高齢者福祉相談状況

(単位：件)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
施設入所及び紹介	295	227	183	249	130
在宅福祉サービス	8,320	9,143	9,901	12,179	6,432
経済的事項	73	66	48	69	24
家庭的事項	122	77	42	83	85
医療・保健	163	132	168	100	45
その他	8,432	4,795	4,654	5,538	3,418
計	17,405	14,440	14,996	18,218	10,134

補助金等有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

養護老人ホーム入所措置	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

環境上の理由及び経済的理由で、在宅生活が困難になった高齢者について、養護老人ホームの入所措置をします。

事業内容

(1) 対 象

65歳以上（事情のある場合は60歳以上）で、次の①②の要件をともに満たす人

① 環境上の理由

家族や住居の状況など、現在置かれている環境下では在宅での生活が困難な人

② 経済的理由

次のア～ウのいずれかに当てはまる人

ア 生活保護受給世帯

イ 世帯の生計中心者が特別区民税所得割を課されていない世帯

ウ 災害などのためその世帯の収入が急激に減少し、生活に困窮している状態にある人

(2) 費用負担

入所者本人及び扶養義務者から、それぞれの階層区分に応じた費用を徴収します。

根拠法令等

老人福祉法

老人福祉法施行令

港区老人福祉法施行細則

開始時期

昭和 38 年 7 月

実績表

入所措置状況

各年度末現在（単位：人）

区分		年度				
		28	29	30	元	2
在籍人数	公 立	0	0	0	0	0
	私 立	164	165	171	184	186
	計	164	165	171	184	186

補助金等
有 ・ 無

備 考

高齢者集合住宅	所管課	— 高齢者支援課
<p>目 的</p> <p>高齢者集合住宅は、住宅に困窮するひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯が、住み慣れた地域の中で自立して生活を続けられるよう、高齢者の生活の安定を図ります。高齢者向けの設備を備え、緊急時の対応や安否の確認等を行う生活協力員や生活援助員が居住しています。</p> <p>事業内容（区立）</p> <p>(1) 対 象</p> <p>次の要件の全てに該当すること。</p> <p>① 65歳以上でひとり暮らしであること（単身世帯用）又は申込者が65歳以上であり、現に同居し又は同居しようとする二人世帯で、65歳以上の親族（配偶者の場合は60歳以上）又は本人とともにみなとマリージュ制度を利用する60歳以上の者がいること（二人世帯用）。</p> <p>② 申込者が区内に引き続き3年以上住所を有すること。</p> <p>③ 世帯が独立した日常生活を営めること。</p> <p>④ 世帯の全員が住宅に困窮していること。</p> <p>⑤ 世帯の前年の所得金額が3,228,000円を超えていないこと。</p> <p>⑥ 世帯の全員が暴力団員でないこと。</p> <p>(2) 使用料</p> <p>月額 単身世帯用 51,000円、60,000円 二人世帯用 69,000円</p> <p>※ 前年の所得金額により減額する制度があります。</p> <p>都営・都市再生機構のシルバーピア（高齢者集合住宅）については、東京都及び都市再生機構の定めによります。</p> <p>根拠法令等</p> <p>港区立高齢者集合住宅条例 港区立高齢者集合住宅条例施行規則 港区立高齢者集合住宅運営要綱 港区高齢者集合住宅の生活協力員に関する要綱 港区高齢者集合住宅の生活援助員に関する要綱</p>		

実績表

(1) 区立

(令和3年4月1日現在)

内容 \ 施設名	ピア白金	フィオーレ白金	はなみずぎ白金	はなみずぎ三田
開設年月日	平成2年9月1日	平成3年5月1日	平成5年11月1日	平成8年5月1日
戸数	単身世帯用住宅 10戸	単身世帯用住宅 9戸	単身世帯用住宅 17戸	単身世帯用住宅 10戸 二世帯用住宅 4戸

(2) 都営・都市再生機構

(令和3年4月1日現在)

内容 \ 施設名 (設置主体)	シーリアお台場 三番街 5号棟 (都市再生機構)	台場一丁目 アパート 1号棟 (都営)	台場一丁目 アパート 6号棟 (都営)	高輪一丁目 アパート 3号棟 (都営)
開設年月日	平成8年4月1日	平成8年5月16日	平成8年5月16日	平成9年5月16日
戸数	10戸 (単身世帯、二世帯 どちらでも入居可)	単身世帯用住宅 23戸 二世帯用住宅 7戸	単身世帯用住宅 10戸 二世帯用住宅 5戸	単身世帯用住宅 25戸 二世帯用住宅 7戸

内容 \ 施設名 (設置主体)	北青山一丁目 アパート 1号棟 (都営)	北青山一丁目 アパート 3号棟 (都営)	港南四丁目 第3アパート 1号棟 (都営)	港南四丁目 第3アパート 4号棟 (都営)
開設年月日	平成9年5月16日	平成12年5月1日	平成13年10月1日	平成18年5月1日
戸数	単身世帯用住宅 26戸 二世帯用住宅 4戸	単身世帯用住宅 24戸 二世帯用住宅 6戸	単身世帯用住宅 40戸 二世帯用住宅 10戸	単身世帯用住宅 40戸 二世帯用住宅 10戸

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

高齢者在宅サービスセンターの管理・運営	所管課	—
		高齢者支援課
<p>目 的</p> <p>在宅で日常生活に支障のある人を対象に、高齢者在宅サービスセンター（白金の森、港南の郷、サン・サン赤坂、南麻布、台場、北青山、芝、虎ノ門）において通所介護等（デイサービス）を行います。</p> <p>事業内容</p> <p>介護保険法の要介護認定で要介護1～5と認定された人に、入浴、食事の提供、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活のお世話を行います。</p> <p>介護保険法の要介護認定で要支援1・2と認定された人及び基本チェックリストによる総合事業対象者に、日常生活の支援などを行う共通サービスと、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、レクリエーションなど）を行います。</p> <p>サン・サン赤坂、北青山、芝では認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護も実施しています。</p> <p>※ 入浴室には寝たまま入浴できる特殊浴室、座ったまま入浴できるリフト浴室、介助を受けながら入浴できる介助浴室があります。</p> <p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉法 介護保険法 港区立高齢者在宅サービスセンター条例 港区立高齢者在宅サービスセンター条例施行規則 港区立高齢者在宅サービスセンター運営要綱 港区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 <p>開始時期</p> <p>昭和63年10月1日</p> <p>関係発行物</p> <p>港区施設案内（高齢者施設）</p>		

実績表

通所介護事業延利用者数

(単位：人)

施設名 \ 年度	28	29	30	元	2
白 金 の 森	10,136	10,148	9,609	9,112	7,505
港 南 の 郷	8,204	8,072	8,055	7,626	7,128
サ ン ・ サ ン 赤 坂	9,805	10,176	9,959	9,835	8,239
南 麻 布	8,187	7,158	7,268	7,162	5,862
台 場	9,860	9,104	9,728	9,501	8,908
北 青 山	11,306	11,481	11,478	11,312	10,034
芝	9,847	10,579	9,591	9,333	9,071
虎 ノ 門	9,241	8,720	8,997	9,212	8,996
合 計	76,586	75,438	74,685	73,093	65,743

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者緊急医療短期入所事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

在宅の要介護・要支援高齢者が、介護者の緊急事態等によって一時的に在宅で介護が受けられなくなり、かつ医療行為が必要で介護保険のショートステイ等のサービスが受けられない場合に、医療施設を利用し、緊急時の医療を伴う看護を行い、要介護・要支援高齢者の在宅生活の維持・継続を図ります。

事業内容

(1) 対 象

次の要件の全てに該当する人

- ① 港区に住所を有する人
- ② 要介護認定で要支援1・2、要介護1～5と認定された人
- ③ 介護者の緊急事態等で一時的に在宅での介護が受けられず、かつ医療対応が必要で介護保険の短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用が困難な人
- ④ 短期間の入所により、在宅への復帰が可能な人

(2) 利用者負担

医療保険の自己負担分、食事負担分、おむつ代、日常生活費等の実費

根拠法令等

港区高齢者緊急医療短期入所事業実施要綱

開始時期

平成14年4月1日

実績表

年度		28	29	30	元	2
延利用日数(日)		14	19	20	0	6
利用者数(人)		2	3	2	0	1
内 訳	要 介 護	5	2	0	1	0
		4	0	1	0	0
		3	0	2	1	0
		2	0	0	0	0
		1	0	0	0	0
	要 支 援	0	0	0	0	0

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

高齢者家事援助サービス事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

家事等が困難で日常生活を営むのに支障がある高齢者の家庭に、家事援助を行うホームヘルパーを派遣し、高齢者が地域の中で安心して自立した生活を営むことができるように支援します。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有する人で、65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯で次の要件に該当する人

① 自立判定者（介護認定の未判定者を含む）（以下「自立」）

② 基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」）

③ 介護保険の介護認定で要支援1・2の人

※②と③に該当する人は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスを最大限利用している人に限ります。

※家族と同居であるが、日中長い時間ひとりになるなど、支援が必要な人についても対応しています。

(2) 派遣内容

「自立」・「事業対象者」・「要支援1」の人は週2時間を限度、「要支援2」の人は週3時間を限度として、①衣類の洗濯、②住居の清掃、③生活必需品の買物等の家事の援助をします。

(3) 利用者負担額

生活保護受給者 無料
住民税非課税者 120円／1時間
上記以外 200円／1時間

根拠法令等

港区高齢者家事援助サービス事業実施要綱

開始時期

平成12年4月1日

実績表

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
利用延人数	1,026	750	550	397	315
月平均の利用者数	86	63	46	33	26

利用者負担別 派遣時間

(単位：時間)

年度	28	29	30	元	2
対象者の内訳					
生活保護受給者	300.5	191.5	183.5	100	103
住民税非課税者	3,051	1,936.5	1,263.5	768.5	662.5
上記以外	2,643	2,165.5	1,805.5	1,401	953.5
合計（延時間）	5,994.5	4,293.5	3,252.5	2,269.5	1,719

※ 平成24年度から、「要支援1・2」の人は、介護保険サービスの予防給付を優先

※ 平成28年度から、対象に「事業対象者」を追加して実施

補助金等 有 ・ (無)				備考	
-----------------	--	--	--	----	--

高齢者宿泊デイサービス事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

介護保険法に基づく港区立芝高齢者在宅サービスセンター及び台場高齢者在宅サービスセンターの通所介護利用者（要支援の認定を受けている人は除く。）に対し、通所介護等に引き続き宿泊を伴う介護サービスを提供する宿泊デイサービスを実施することにより、介護者の負担軽減及び通所介護利用者の在宅生活の維持継続を図ります。

事業内容

(1) 対 象

港区立芝高齢者在宅サービスセンター及び台場高齢者在宅サービスセンターの通所介護利用者で次のいずれかに該当する人

- ① 通所介護利用者を日常的に介護する人が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 休養を取るとき。
 - イ 出張、行事参加等の理由により、一時的に居宅において介護を行えないとき。
 - ウ その他区長が特に必要と認めるとき。
- ② ひとり暮らしの通所介護利用者で、見守りが必要と認められる人

※ 通所介護利用者が次のいずれかに該当する場合は対象者としな

 - ア 医療対応が必要なとき。
 - イ 認知症等により、徘徊等の行動障害が認められるとき。

(2) 利用日数等

毎週月曜日午後5時から土曜日午前9時までの期間内

- ① 1回の利用につき1泊2日とし、月4回まで
- ② 区長が認めた場合は、最長5泊6日まで

(3) 利用者負担

宿泊料自己負担分1泊5,000円（食費含む）、生活用品等の実費

根拠法令等

港区高齢者宿泊デイサービス事業実施要綱

開始時期

平成23年7月1日

実績表

年度			28	29	30	元	2	
芝	延利用日数 (日)		277	281	250	209	132	
	利用人数 (人)		177	177	159	87	87	
	内 訳	要 介 護	5	16	3	0	0	0
			4	14	46	34	11	2
			3	9	4	5	5	0
			2	114	124	120	71	85
			1	24	0	0	0	0
不明			0	0	0	0	0	
台 場	延利用日数 (日)		181	117	52	4	2	
	利用人数 (人)		109	61	32	4	2	
	内 訳	要 介 護	5	0	2	22	0	0
			4	48	47	8	2	0
			3	33	1	0	0	2
			2	27	11	2	0	0
			1	1	0	0	2	0
不明			0	0	0	0	0	

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

高齢者生活管理指導事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

基本的な生活習慣の欠如や対人関係不成立等の社会適応が困難な高齢者に対して、訪問により日常生活に関する支援等を行うことにより、要介護状態への進行を予防し、高齢者の福祉の増進を図ります。

事業内容

区の指示により、受託業者がホームヘルパーを生活管理指導員として派遣し、社会適応が困難な高齢者の日常生活について支援等を行います。

根拠法令等

港区高齢者生活管理指導事業実施要綱

開始時期

平成14年4月1日

実績表

(単位：件)

年度	28	29	30	元	2
高齢者生活管理指導件数	0	1	0	0	0

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

高齢者紙おむつ給付及びおむつ代の助成	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

日常生活で紙おむつを必要とする高齢者に紙おむつ等を給付することにより、高齢者の快適な生活を確保するとともに、高齢者を介護する家族等の介護負担の軽減を図ります。

なお、区の給付する紙おむつを使用できない医療機関に入院している人に対しては、おむつ代を助成しています（限度額 月額 10,000 円）。

※ 同じ月に紙おむつの給付とおむつ代助成との併用はできません。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有する要介護認定が要支援 1 以上で、常時臥床及び失禁状態にある人

(2) 給付内容

62 種類のおむつ等の中から、給付限度の範囲内で選択する方式

(3) 給付方法

委託業者が、月 1 回指定の場所に配送

(4) 利用者負担

月額 500 円

根拠法令等

港区高齢者紙おむつの給付等に関する要綱

開始時期

平成 6 年 4 月 1 日（おむつ代助成は、平成 7 年 4 月 1 日から）

実績表

紙おむつの給付

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
区分					
延 給 付 人 数	20,687	21,349	21,733	22,402	22,718
月平均の給付人数	1,724	1,779	1,811	1,867	1,893

おむつ代の助成

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
区分					
延 助 成 人 数	323	296	259	246	228
月平均の助成人数	27	25	22	21	19

補助金等
有 ・ 無

備 考

高齢者寝具乾燥等消毒	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

在宅で生活する寝たきりの高齢者が使用している寝具を乾燥等消毒し、臥床環境を改善することにより、福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有する65歳以上で、要介護3以上の人

(2) 実施回数

年12回（うち1回は水洗い）

(3) 利用者負担

- 寝 具1組（乾燥消毒） 150円
- 掛布団1枚（水洗い消毒） 300円
- 敷布団1枚（水洗い消毒） 300円
- 毛 布1枚（水洗い消毒） 50円

根拠法令等

港区寝具乾燥等消毒事業実施要綱

開始時期

昭和48年6月1日

実績表

（単位：人）

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
延実施人数	350	281	308	257	192

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者火災安全システム	所管課	— 高齢者支援課			
<p>目 的 在宅高齢者に対して火災警報器等を給付又は貸与することにより、在宅高齢者の生活の安全を確保し、福祉の増進を図ります。</p> <p>事業内容 対 象</p> <p>(1) 消防庁方式救急通報システムを利用中の区内に住所を有する 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の高齢者のみの世帯で、慢性疾患があるなど日常生活を営む上で、常時注意を要する状態にある人</p> <p>(2) 区内に住所を有する 65 歳以上で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要であって機器の設置が必要と認められる人</p> <p>根拠法令等 港区高齢者火災安全システム事業運営要綱</p> <p>開始時期 平成 11 年 12 月 1 日（平成 26 年 3 月 31 日で休止）</p> <p>実 績 平成 26 年度以降の実績なし</p>					
補助金等 有 ・ (無)				備 考	

高齢者福祉キャブ	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

寝たきりの高齢者等に対し、港区福祉キャブ利用カードを交付し、その乗車料金の一部を補助することにより、社会参加を助長し、福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 対 象

- ① おおむね65歳以上で、一般の交通機関を利用することが困難な人
- ② 介護保険の第2号被保険者のうち、要介護認定「要支援1」以上で、一般の交通機関を利用することが困難な人

(2) 福祉キャブ（昇降装置付きタクシー）運行台数
5台

(3) 予約方法

利用者が、原則として利用日の前日までに、運行委託業者に直接申し込みます。

(4) 運 賃

タクシー料金と同じ

(5) 介助人利用助成

ヘルパー資格を有する介助人を利用した場合、介助人1人までの利用料のうち半額を助成します。

(6) 乗車地域

出発地又は到着地が東京23区・武蔵野市・三鷹市

根拠法令等

港区福祉キャブ利用カード交付要綱

開始時期

昭和57年5月1日

実 績 表

(単位：件)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
延 利 用 件 数	6,609	7,228	7,282	7,831	5,852
介助人利用助成件数	113	233	265	167	104

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

緊急移送サービス利用助成事業（高齢者）	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

車椅子等を使用する高齢者が、緊急時に 24 時間対応の民間救急移送サービスを利用する場合に、その費用の一部を助成することにより、高齢者の在宅生活を支援し、福祉の向上に役立っています。

事業内容

(1) 対 象

港区福祉キャブ利用カード交付者

(2) 利用方法

利用者が福祉キャブ運行委託事業者に直接申し込みます。

(3) 利用者負担

① 利用料金が 10,000 円以下の場合 利用料金の 30% に相当する額

② 利用料金が 10,000 円超の場合 3,000 円 + 10,000 円を超える部分の額

※ 寝台・車椅子・リクライニング式車椅子の利用料金については、全額助成しません。

根拠法令等

港区緊急移送サービス利用助成事業実施要綱

開始時期

平成 17 年 4 月 1 日

実績表

(単位：件)

年度	28	29	30	元	2
区分					
延利用件数	7	6	4	3	3
移送補助用具 利用助成件数	1	1	1	2	2

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者福祉理美容サービス	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

在宅で生活する寝たきりの状態にある高齢者に港区福祉理美容サービス登録カードを交付し、理容師又は美容師による出張理美容サービスを行うことにより、健康保持の一助とするとともに、家族介護の軽減を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有し、在宅で生活する65歳以上で、要介護3以上の人

(2) 実施回数

年6回まで

(3) 利用者負担

1回 500円

(4) 登録カード有効期間

4月1日から翌年の3月31日まで

(5) 利用方法

港区福祉理美容サービス登録カードを交付し、港区福祉理容協力店名簿（54店舗）・港区福祉美容協力店名簿（31店舗）に登載された理美容店に申し込み、サービスを受ける際に提示します。

根拠法令等

港区福祉理美容登録カード交付要綱

開始時期

昭和52年7月1日

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
利用延件数	1,019	944	876	802	808

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者緊急一時介護人派遣	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

ひとり暮らし高齢者等が、緊急又は一時的な理由により家事援助や身体介護が必要になったとき、家事援助・身体介護を行うホームヘルパーを派遣することにより、高齢者及びその家庭の日常生活の安定を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有する 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の高齢者のみの世帯の人（「基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者」、介護保険の介護認定で要介護・要支援認定者は除く。）

(2) 派遣回数

年 3 回以内

1 回の日数は連続 3 日以内、1 日 6 時間以内

(3) 利用者負担

1 時間あたり 200 円

（ただし、生活保護受給世帯は無料、住民税非課税世帯は 120 円）

根拠法令等

港区高齢者緊急一時介護人派遣事業実施要綱

開始時期

昭和 56 年 5 月 1 日

実績表

年度	28	29	30	元	2
利用延人数 (人)	12	6	7	2	5
介護人派遣時間 (時間)	68.5	29	34	19	71

補助金等
有 ・ 無

備 考

高齢者はり・マッサージサービス事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

高齢者に対し、はり・マッサージサービスを実施することにより、高齢者の健康保持を図ります。

事業内容

港区視覚障害者福祉協会に事業を委託して実施

(1) 対 象

65歳以上の区民

(2) 実施場所

各いきいきプラザ、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ

(3) 回 数

年間22回（同一実施場所にて連続2日間）

(4) 利用者負担

1回1,000円

根拠法令等

港区高齢者はり・マッサージサービス事業実施要綱

開始時期

昭和28年

実績表

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
利用者数	725	775	791	781	504

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

無料入浴券の給付（高齢者）	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課・障害者福祉課・生活福祉調整課

目 的

高齢者、障害者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に対して、公衆浴場で利用できる無料入浴券を給付することにより、疲れた体をいやし生活意欲の向上及び健康保持を図ります。

事業内容

(1) 対 象

- ① 70歳以上の高齢者
- ② 障害者及び原爆被爆者
- ③ 自家に風呂のない生活保護世帯等

(2) 給付時期

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(3) 給付枚数

- | | |
|------------|------------------------|
| 高 齢 者 | 1人当たり年間最大52枚 |
| | ※ 申請月により給付枚数が異なります。 |
| 障害者及び原爆被爆者 | 大人、中人、小人とも1人当たり年間最大52枚 |
| | ※ 申請月により給付枚数が異なります。 |
| 生活保護世帯等 | 大人、中人、小人とも1人当たり年間最大60枚 |
| | ※ 開始月により枚数が異なります。 |

根拠法令等

港区無料入浴券給付事業実施要綱

※ 生活保護世帯については、「港区生活保護世帯等に対する無料入浴券支給事業実施要綱」に規定されています。

開始時期

- | | |
|-----------|--|
| 高 齢 者 | 昭和 57 年 4 月（平成 19 年 4 月から 70 歳以上へ対象拡大） |
| 障 害 者 | 昭和 57 年 4 月（平成 17 年 4 月から精神障害者へ対象拡大） |
| 原 爆 被 爆 者 | 平成 7 年 4 月 |
| 生活保護世帯等 | 昭和 57 年 4 月 |

実 績 表

利用状況

（単位：枚）

年度	28	29	30	元	2
高 齢 者	158,815	151,551	152,522	150,323	130,695
障 害 者 等	15,544	14,933	14,810	14,370	16,072
生活保護世帯等	6,022	5,579	4,435	3,779	3,231

※ 障害者等には、原爆被爆者を含む

補助金等 有 ・ ②				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者配食サービス	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

ひとり暮らし等で食事の調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し居宅に訪問して提供することにより、高齢者の栄養管理や健康維持の一助とするとともに、安否確認を行い、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内在住で食事作りが困難な

- ① 65歳以上でひとり暮らしの人
- ② 65歳以上の高齢者のみの世帯の人
- ③ 65歳以上の高齢者と障害者のみの世帯の人

※ 家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。

(2) 利用者負担

1食あたり 270円～480円

(3) 実施回数

1週間に7食まで、昼食・夕食を配食します。

(4) 配食事業者

申請時に6事業者から選ぶことができます。

申請後に事業者を変更することもできます。事業者を変更した場合は、変更申請から10日以内に新しい事業者のサービスを受けられます。

根拠法令等

港区高齢者配食サービス事業実施要綱

開始時期

平成12年4月1日

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
実利用者数(人)	820	812	925	954	1,168
延配食数(食)	181,304	182,783	197,147	226,785	253,739

補助金等 (有) ・ 無	国負担 —	都負担 1/2	区負担 1/2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
-----------------	----------	------------	------------	-------	-------------------------

高齢者通院支援サービス	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

医療機関への通院に介助が必要な高齢者に対し、介護保険制度の対象にならない医療機関内での待ち時間において付添いを提供することにより、高齢者の医療機関への通院機会の保障を図り、高齢者の在宅生活を維持します。

事業内容

(1) 対 象

要介護1以上で居宅サービス計画書において、訪問介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護が計画されている人

(2) 派遣回数

月3回以内、1回3時間以内

(3) 利用者負担

利用時間	利用者負担金		
	一般	ホームヘルプサービス等の利用者負担助成の受給者	生活保護受給者
30分まで	150円	40円	無料
1時間まで	250円	70円	
1時間30分まで	350円	100円	
2時間まで	450円	130円	
2時間30分まで	550円	160円	
3時間まで	650円	190円	

根拠法令等

港区高齢者通院支援サービス事業実施要綱

開始時期

平成22年1月

実績表

(単位 新規登録：人、利用時間：時間)

区分	28		29		30		元		2	
	新規登録	利用時間	新規登録	利用時間	新規登録	利用時間	新規登録	利用時間	新規登録	利用時間
生活保護受給者	29	1,629.5	34	1,765.5	50	1,860	23	1,677.5	25	1,062
ホームヘルプサービス等の利用者負担助成の受給者	5	750	5	580.5	8	581	8	558.5	7	414
上記以外	331	6,904.5	279	6,934.5	285	6,888	287	6,990	286	5,711
合 計	365	9,284	318	9,280.5	343	9,329	318	9,226	318	7,187

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

高齢者日常生活用具給付事業	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目的
 身体機能が低下した高齢者に日常生活用具を給付することにより、日常生活や外出時の安全性を高め、高齢者の積極的な社会参加の促進を図ります。

事業内容

(1) 対象者
 給付種目と対象者は、以下のとおりです。

給付種目	対象者	給付条件
シルバーカー又は杖	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の区民で、歩行補助用具を使用することで歩行の安定を図ることができる人 ・在宅で生活している人 ・介護保険のサービスで歩行補助用具の貸与を受けていない人 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援認定を受けている人は、この事業で給付を受けることがケアプランに明記されていること。 ・要介護認定を受けている人は、原則対象外です。 ただし、介護保険サービスの歩行補助用具の貸与では対応できない身体状態の場合のみ、対象となる場合があります。
浴室用滑り止めマット	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の区民で、入浴補助用具を使用することで自力での入浴を安全に行うことができる人 ・在宅で生活している人 	—
入浴用椅子 又は浴槽内椅子	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の区民で、入浴補助用具を使うことで自力での入浴を安全に行うことができる人 ・在宅で生活している人 	要支援認定、又は要介護認定を受けている人は、対象外です。

*申請は給付各種目につき、1回限りです。

(2) 利用者負担額
 介護保険サービス利用時の費用負担割合に準じて決定します。所得に応じて協定価格の一部が利用者負担額となります。
 生活保護受給者は無料です。

(3) 給付方法
 区が協定を締結した福祉用具事業者の福祉用具専門相談員による事前調査を受け、安全性と効果性を確認した上で、用具を給付します。

根拠法令等

港区高齢者日常生活用具給付事業実施要綱

開始時期

平成30年4月1日

実績表

(単位：件)

給付種目	年度		
	30	元	2
シルバーカー	17	9	15
杖	33	19	18
浴室用滑り止めマット	52	29	30
入浴用椅子	26	12	9
浴槽内椅子	5	4	3
計	133	73	75

補助金等 (有) ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
-----------------	----------	---------------	-----------------	-------	-------------------------

高齢者福祉サービスの苦情解決及び質の向上に関する委員会	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

高齢者福祉サービスについて、苦情相談等の内容を検討し、高齢者福祉サービスの質の向上を目指します。

事業内容

高齢者福祉サービスに関する苦情を解決するため検討し、提言等を行います。

(1) 審議事項

- ・ 区で受け付けた介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの苦情解決に関する事項
- ・ 介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの評価に関する事項
- ・ その他必要な事項

(2) 委員の構成

学識経験者等 5名（保健福祉、医療、法律、消費生活各分野）

根拠法令等

高齢者福祉サービスの苦情解決及び質の向上に関する委員会設置要綱

開始時期

平成13年6月

実績表

区分	年度				
	28	29	30	元	2
報告件数(件)	3	6	6	4	4
委員会開催回数(回)	3	3	3	2	2

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
-----------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

新型コロナウイルス感染症対策高齢者買い物支援事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

新型コロナウイルス感染症により、外出して買い物することに不安を感じる高齢者を対象に、自宅に居ながら食料品や日用雑貨を調達することができるよう、買い物代行するサービスを提供することで、高齢者の不安を解消し、感染の予防を図ります。

事業内容

- (1) 対 象 おおむね70歳以上の区内在住者で、
 ①ひとり暮らし世帯
 ②おおむね70歳以上の高齢者のみ世帯
 ※おおむね70歳以上とは令和3年3月31日までに70歳を迎える人です。(昭和26年3月31日以前生まれ)
- (2) 実施方法 ①介護保険サービスを利用していない世帯
 区が委託する買い物代行委託事業者が実施
 ②介護保険サービスを利用している世帯
 訪問介護事業所が実施

開始時期

令和2年6月1日 ※令和2年10月31日で終了

実績表

区分 \ 年度	2
延利用者数(人)	2,380
延利用回数(回)	12,854

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

新型コロナウイルス感染症対策在宅要介護者緊急一時支援事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

在宅で高齢者を介護している家族が新型コロナウイルスに感染し、濃厚接触者となった要介護者が自宅に取り残されてしまった場合や、ひとり暮らし等の要介護者が濃厚接触者となった場合等に、要介護者の状況に合わせ、生活に必要な最低限のサービスが受けられるよう支援することで、要介護者の生活の安定を図ります。

事業内容

(1) 対 象

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者で介護する親族等がいない要介護者等

(2) 内 容

① 在宅生活の支援

- ・訪問介護サービス
- ・配食サービス

② 施設入所による支援

在宅での生活が困難な場合に、区内の特別養護老人ホームへ一時入所を実施

③ 入院の場合の支援

医療機関へ入院が必要な場合、入院費用を区が負担

④ 要介護者の搬送支援

自宅と施設、医療機関への搬送を実施

⑤ 介護事業所へ協力金支給

濃厚接触者へサービスを提供する介護事業所に対し、協力金を支給

(3) 利用者負担

無 料

※利用にあたっては、介護保険サービスを優先して利用していただくなど、一定の条件があります。

開始時期

令和2年12月1日

実 績 表

(単位：件)

年度	2
訪問介護サービス	0
配食サービス	0
施設入所	1
入院	0
搬送支援	0
介護事業所協力金	3

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合	都負担割合 10/10	区負担割合	補助金名等	在宅要介護者の受入体制整備事業補助金
-----------------	-------	----------------	-------	-------	--------------------

高齢者エアコン購入費助成事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

自宅にエアコンがない高齢者世帯に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用を助成することにより、夏季における高齢者の熱中症対策を支援します。

事業内容

(1) 対 象

区内在住で自宅にエアコンがない、又は故障により使用できるエアコンがない世帯で、次の要件の両方に該当する世帯

- ① 65歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯、
又は65歳以上の高齢者のみで構成される世帯、
又は65歳以上の高齢者と障害者のみで構成される世帯
- ② 世帯員全員が住民税非課税

(2) 対象機器

壁、窓枠などに固定して設置するエアコン
※ 自宅の構造上、設置困難な場合は可動式エアコンも対象

(3) 助成上限額

65,000円（1世帯1回限り）
※ エアコン購入費及び設置にかかった費用と65,000円のいずれか少ない額が助成対象

根拠法令等

港区高齢者エアコン購入費助成事業実施要綱

開始時期

令和3年1月15日

実績表

(単位：件)

年度	2
助成件数	35

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者施設等におけるPCR検査に係る支援事業	所管課	—
		高齢者支援課・介護保険課・障害者福祉課

目 的

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、特に重症化するリスクが高いとされる高齢者や障害がある方が主に利用する施設等において、安心して施設運営ができるよう支援します。

事業内容

- (1) PCR検査を区が実施
区が委託する検査機関による検査を実施します。鼻咽頭ぬぐい液による検体採取や確定判断、発生届の発出は、港区医師会と連携し医師による必要な支援を行います。
- (2) PCR検査費用の助成
施設等の職員、入所者及び利用者が受検したPCR検査費用を区が助成します。(令和2年度は上限あり)
- (3) 高齢者施設等の事業継続に関する支援
事業継続に関する相談・助言等の支援、ケアマネジャー、高齢者相談センター等によるサービス利用調整の検討、東京都と連携し他施設からの職員派遣の検討等を支援します。

根拠法令等

港区高齢者福祉施設等におけるPCR検査費用助成実施要綱

開始時期

令和2年12月 ※(1)は令和3年3月で終了

実績表

(1) 区実施分

年度	2
区分	
申請事業所数(事業所)	52
件数(件)	1,721
支出額(円)	20,336,800

(2) 費用助成分

年度	2
区分	
申請事業所数(事業所)	11
受検者数(人)	152
助成額(円)	2,818,604

※実績は、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所の合計

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 —	都負担 10/10	区負担 —	補助金名等	区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業
-----------------	----------	--------------	----------	-------	-------------------------

令和2年度で廃止した事業

高齢者世帯居住安定支援事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

民間賃貸住宅の取壊しにより、立ち退きを求められている高齢者の世帯に対して、転居後の家賃等の一部を助成することにより、住宅の確保を支援し、居住の安定を図ります。

事業内容

(1) 対 象

① 次の全ての要件を満たす世帯

- ア 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の人を含む60歳以上の人で構成する世帯であること。
- イ 区内に引き続き1年以上住所を有していること。
- ウ 現に居住する住宅の取壊しにより、立ち退きを求められ、区内の住宅に転居すること。
- エ 独立して日常生活を営むことができること。
- オ 世帯の所得が3,228,000円を超えていないこと。
- カ 自己又は同居する人が住宅を所有していないこと。
- キ 公営住宅の入居を希望していること。

② 廃止前の港区高齢者等民間賃貸住宅住み替え家賃等助成事業実施要綱に基づき家賃助成を受けていた世帯で次の全ての要件を満たす世帯

- ア 世帯の所得が3,228,000円を超えていないこと。
- イ 自己又は同居する人が住宅を所有していないこと。
- ウ 区の指定する公営住宅の申込みを行うこと。

(2) 助成内容

① 対象が(1)①の場合

- ア 家 賃 転居後の家賃と、転居前の家賃との差額を毎月助成（限度額あり）
- イ 転居一時金 転居後の住宅の契約に要した礼金、敷金、仲介手数料の合計額（限度額あり）
- ウ 火災保険料 家主に対して毎年度1回、火災保険料相当分として、1物件あたり年額12,000円を助成

② 対象が(1)②の場合

- ア 家 賃 転居後の家賃と、転居前の家賃との差額を毎月助成（限度額あり）
- イ 契約更新料 契約の更新時に要した契約更新料（更新後の家賃助成額の1か月分を限度）
- ウ 火災保険料 家主に対して毎年度1回、火災保険料相当分として、1物件あたり年額12,000円を助成

※ 新規受付は平成18年3月31日で終了

根拠法令等

港区高齢者世帯等居住安定支援事業実施要綱

開始時期

平成13年4月1日（令和3年3月31日終了）

実績表

（単位：世帯）

年度	28	29	30	元	2
内容					
助成世帯数	8	6	4	3	3

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

3 介 護 保 險

介護保険課

介護保険	所管課	— 介護保険課
<p>概要</p> <p>介護保険制度は、介護が必要になった高齢者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健・医療・福祉の総合的サービス供給を社会全体で支え、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的として、平成12年4月から開始されました。</p> <p>内容</p> <p>区は保険者として、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護・要支援認定、保険給付などを行います。</p> <p>(1) 被保険者（介護保険に加入する人）</p> <p>第1号被保険者：区内に住所のある65歳以上の人</p> <p>第2号被保険者：区内に住所のある40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人（日本に3か月を超えて在留する外国籍の人も、介護保険被保険者となります。）</p> <p>① 住所地特例</p> <p>被保険者が区外に所在する以下の施設に入所した場合は、区の被保険者資格が継続します。</p> <p>ア 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設</p> <p>※ 介護老人福祉施設については、29人以下の施設（地域密着型介護老人福祉施設）を除く。</p> <p>イ 有料老人ホーム、軽費老人ホーム</p> <p>※ 共に29人以下の介護専用型特定施設（地域密着型特定施設）を除く。</p> <p>ウ 養護老人ホーム</p> <p>※ 老人福祉法第11条第1項第1号による入所措置をとられた入所者に限る。</p> <p>② 適用除外</p> <p>以下の施設に入所又は入院している人は、当分の間、介護保険の被保険者から除外されます。（介護保険法施行法第11条）</p> <p>ア 障害者総合支援法第19条第1項により「生活介護」及び「施設入所支援」の支給決定を受けて指定障害者支援施設に入所している身体障害、知的障害及び精神障害のある人</p> <p>イ 身体障害者福祉法第18条第2項により障害者支援施設に入所している身体障害のある人及び知的障害者福祉法第16条第1項第2号により障害者支援施設に入所している知的障害のある人</p> <p>ウ 障害者総合支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者である病院に入院し、機能訓練など療養介護を受けている人</p> <p>エ 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に入所している人</p> <p>オ 児童福祉法第6条の2の2第3項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療などを行う病床に限る。）に入院している人</p> <p>カ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に基づき、のぞみの園が設置する施設に入所している人</p> <p>キ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第2条第2項に規定する国立ハンセン病療養所などに入院している人</p> <p>ク 生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設に入所している人</p> <p>ケ 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な人を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。）に入所している人</p>		

第1号被保険者数

<制度の現況>

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
65歳以上75歳未満	22,175	22,034	21,638	21,634	21,665
75歳以上	21,683	22,242	22,896	23,185	23,201
計	43,858	44,276	44,534	44,819	44,866
外国人(再掲)	865	930	1,009	1,056	1,062
住所地特例(再掲)	557	622	704	747	767

(2) 給付対象者(介護保険のサービスを受けられる人)

第1号被保険者：要介護・要支援認定を受けた人

第2号被保険者：加齢に伴う16種類の病気(特定疾病)が原因で要介護・要支援認定を受けた人

<特定疾病>

1 がん (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの)	7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	13 脳血管疾患
2 関節リウマチ	8 脊髄小脳変性症	14 閉塞性動脈硬化症
3 筋萎縮性側索硬化症	9 脊柱管狭窄症	15 慢性閉塞性肺疾患
4 後縦靭帯骨化症	10 早老症	16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
5 骨折を伴う骨粗しょう症	11 多系統萎縮症	
6 初老期における認知症 (脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態)	12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症	

介護保険のあゆみ		所管課	介護保険課
平成9	介護保険法の成立（12月17日公布）【国】		
平成11.10	介護認定審査会の設置		
平成12.2	第1期港区介護保険事業計画策定（平成12年度～平成14年度） 港区介護保険条例等制定 基準保険料（月額）3,050円 所得段階 5 要支援・要介護認定者数 3,674人		
平成12.4	介護保険制度開始 利用者負担額1割 港区介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例等施行 介護保険事業計画策定		
平成15.2	第2期港区介護保険事業計画策定（平成15年度～平成17年度） 基準保険料（月額）3,250円 所得段階 6 要支援・要介護認定者数 4,213人		
平成15.4	介護報酬の改定（▲2.3%）【国】		
平成15.9	港区介護保険白書の作成		
平成17.4	法施行5年度の法改正【国】		
平成17.10	介護保険法改正（施設給付見直し・特定入居者介護サービス費等創設）【国】 要支援が要支援1・要支援2に変更		
平成18.3	第3期港区介護保険事業計画策定（平成18年度～平成20年度） 基準保険料（月額）4,500円 所得段階 10 要支援・要介護認定者数 5,594人		
平成18.4	地域包括支援センターの創設（在宅介護支援センターを廃止し、区内5地区に設置） 地域密着型サービスの創設【国】 介護報酬の改定（▲0.5%）【国】 要支援・要介護認定調査項目の変更（79項目→82項目）【国】		
平成21.3	第4期港区介護保険事業計画策定（平成21年度～平成23年度） 基準保険料（月額）4,500円 所得段階 11 要支援・要介護認定者数 6,272人		
平成23.6	介護保険法改正【国】 定期巡回・随時対応型サービス、複合型サービスの創設【国】		
平成24.3	第5期港区介護保険事業計画策定（平成24年度～平成26年度） 基準保険料（月額）5,250円 所得段階 12 要支援・要介護認定者数 7,197人		
平成24.4	介護報酬の改定（+1.2%）【国】 定期巡回・随時対応型サービス、複合型サービスの創設		
平成25.3	港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行		
平成27.3	第6期港区介護保険事業計画策定（平成27年度～平成29年度） 基準保険料（月額）6,245円 所得段階 15 要支援・要介護認定者数 8,550人		
平成27.4	港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行 消費税増税の財源を用いた社会保障の充実のための保険料軽減の実施 第1段階保険料（月額）2,810円→2,498円		
平成27.8	一定以上所得者の利用者負担額2割開始【国】		
平成28.4	介護予防・日常生活支援総合事業開始		
平成29.4	介護報酬の改定（+1.14%）【国】		
平成30.3	第7期港区介護保険事業計画策定（平成30年度～平成32年度） 基準保険料（月額）6,245円 所得段階 17 要支援・要介護認定者数 9,073人		
平成30.4	介護保険法改正【国】 港区指定居宅介護支援等に係る事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行		
平成30.8	現役並み所得者の利用者負担額3割開始【国】		

平成 31. 4	消費税増税の財源を用いた社会保障の充実のための保険料軽減の実施 第1段階保険料（月額）2,810円→2,029円 第2段階保険料（月額）3,434円→3,122円 第3段階保険料（月額）4,059円→3,903円
令和 2. 4	港区介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例等廃止 消費税増税の財源を用いた社会保障の充実のための保険料軽減の実施 （令和元年10月 消費税8%→10%） 第1段階保険料（月額）2,810円→1,561円 第2段階保険料（月額）3,434円→2,810円 第3段階保険料（月額）4,059円→3,747円
令和 3. 3	第8期港区介護保険事業計画策定（令和3年度～令和5年度） 基準保険料（月額）6,245円 所得段階17 要支援・要介護認定者数9,407
令和 3. 4	介護報酬の改定（+0.07%）【国】

介護保険料	所管課	—
		介護保険課

概 要

前年の所得状況及び世帯の課税状況に基づき、第1号被保険者の介護保険料を賦課・徴収します。

内 容

1 第1号被保険者の保険料

65歳以上の人の保険料は、区の介護サービス費用総額から算出して、3年ごとに区が定めます。その人の前年の所得状況及び世帯の課税状況に応じ17段階に設定されます。

(1) 保険料（令和3年度）

所得段階	対 象 者		年間保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者又は老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、80万円以下の人で、世帯全員が住民税非課税の人 		18,735円
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、80万円を超え、120万円以下の人	33,723円
第3段階		本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、120万円を超える人	44,964円
第4段階	本人が 住民税非課税で 世帯員が住民税課税	本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、80万円以下の人	59,952円
第5段階		本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、80万円を超える人	74,940円
第6段階	本人が 住民税課税	合計所得金額125万円未満の人	78,687円
第7段階		合計所得金額125万円以上190万円未満の人	82,434円
第8段階		合計所得金額190万円以上250万円未満の人	89,928円
第9段階		合計所得金額250万円以上350万円未満の人	104,916円
第10段階		合計所得金額350万円以上500万円未満の人	119,904円
第11段階		合計所得金額500万円以上750万円未満の人	146,133円
第12段階		合計所得金額750万円以上1,000万円未満の人	179,856円
第13段階		合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満の人	217,326円
第14段階		合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満の人	254,796円
第15段階		合計所得金額2,000万円以上3,000万円未満の人	296,013円
第16段階	合計所得金額3,000万円以上5,000万円未満の人	337,230円	
第17段階	合計所得金額5,000万円以上の人	382,194円	

- ※ 合計所得金額とは、収入金額から必要経費等を控除した額の合計額です。繰越損失がある場合は、繰越控除前の金額です。土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。第1段階から第5段階までの判定における合計所得金額については、年金収入に係る所得がある場合はそれを控除した額を、給与所得が含まれる場合は給与所得から最大10万円を控除した額を用います。第6段階以上の判定における合計所得金額に、給与所得または年金収入に係る所得が含まれている場合は、その合計額から最大10万円を控除した額を用います。
- ※ 「世帯」は各年度の4月1日時点の世帯構成で判断します。年度途中での転入や、65歳となった人は資格取得日で判断します。
- ※ 納期ごとの期割額は、普通徴収の場合は10円未満の端数を全て最初の回に集め、特別徴収の場合は100円未満の端数を全て10月に集めます。転入・転出などの異動により、算定された保険料額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てます。

(2) 納付方法

特別徴収 老齢年金、退職年金、遺族年金または障害年金等が年額18万円以上の人は、年金からの天引きにより納付します。(老齢福祉年金、恩給からは天引きされません。)

※転入などにより新たに区の被保険者になった人などは、一定期間年金から天引きされません。その間は、普通徴収により納付します。

普通徴収 特別徴収でない人は、納付書や口座振替により、区に直接納付します。

(3) 納期

特別徴収の人は、偶数月の年金支払時に天引きされます。

普通徴収の納期は6月～翌年3月の毎月末日です。

(4) 保険料の減免・徴収猶予

以下に該当する人は、保険料を減免又は徴収猶予される場合があります。

- ① 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する人が災害により著しい損害を受け、一時的に生活が困難になったとき。
- ② 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する人が、死亡又は入院などにより収入が著しく減少し、一時的に生活が困難になったとき。
- ③ 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する人の収入が、事業の休廃止や失業などにより、著しく減少し、一時的に生活が困難になったとき。
- ④ その他区長が認めるとき。

実績表

災害・生活困窮等減免

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
減免承認数(人)	4(延7)	4(延8)	3(延5)	5(延7)	5(延12)
減免額(千円)	214	232	151	220	258

※ 減免承認期間は6か月を以て1単位としています。同一被保険者が同一年度内に2単位の承認を受けた場合、延べ2人と数えます。

新型コロナウイルス対応減免

区分 \ 年度	元	2
減免承認数(人)	210	210
減免額(千円)	2,184	13,630

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が下がった第1号被保険者に対し保険料を減免します。ただし、一定の要件があります。

(5) 保険料の軽減

以下の全ての要件に該当する人は、申請により保険料額が第1段階に軽減されます。

- ① 保険料所得段階が第2段階又は第3段階であること。
- ② 世帯の前年1年間の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）・給与収入については収入金額を、その他の収入については所得に直した金額を合計した額が、次の額以下であること。1人世帯は140万円以下、2人世帯は200万円以下、3人世帯は260万円以下のように、世帯人数が1人増えるごとに60万円加算した金額以下であること（家賃・地代は年間最高97万円まで控除）。
- ③ 世帯の預貯金合計額が、1人世帯は300万円以下、2人世帯は400万円以下、3人世帯は500万円以下のように、世帯人数が1人増えるごとに100万円加算した金額以下であること。
- ④ 住民税が課税されている人の被扶養者でないこと。
- ⑤ 保険料に滞納がないこと（ただし、分割納付誓約書を提出した場合は除く）。

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
軽減実績延人数（人）	70	74	66	55	50
年度末軽減人数（人）	70	70	59	48	45
軽減額（千円）	801	1,029	898	726	884

2 第2号被保険者の保険料

40歳以上65歳未満の人の保険料は、加入している医療保険によって異なります。保険料は、国民健康保険や職場の医療保険の保険料と一括して徴収されます。

3 保険料の滞納による給付制限等

保険料を納めないでいると、その滞納期間に応じて介護サービス費を一旦全額自己負担して、後から保険給付分（9割～7割）が支給されたり、一時的に保険給付が差し止められたり、自己負担（1割～3割）が3割～4割に引き上げられたりすることがあります。

根拠法令等

介護保険法

介護保険法施行令

介護保険法施行規則

港区介護保険条例

港区介護保険条例施行規則

港区介護保険料徴収猶予・減免事務取扱要綱

港区介護保険料軽減の取扱いに関する要綱

港区介護保険料滞納者に係る保険給付の制限等実施要領

要介護・要支援認定	所管課	各総合支所区民課
		介護保険課

概要

介護サービスを必要とする人のために要介護状態区分に分けて認定します。

内容

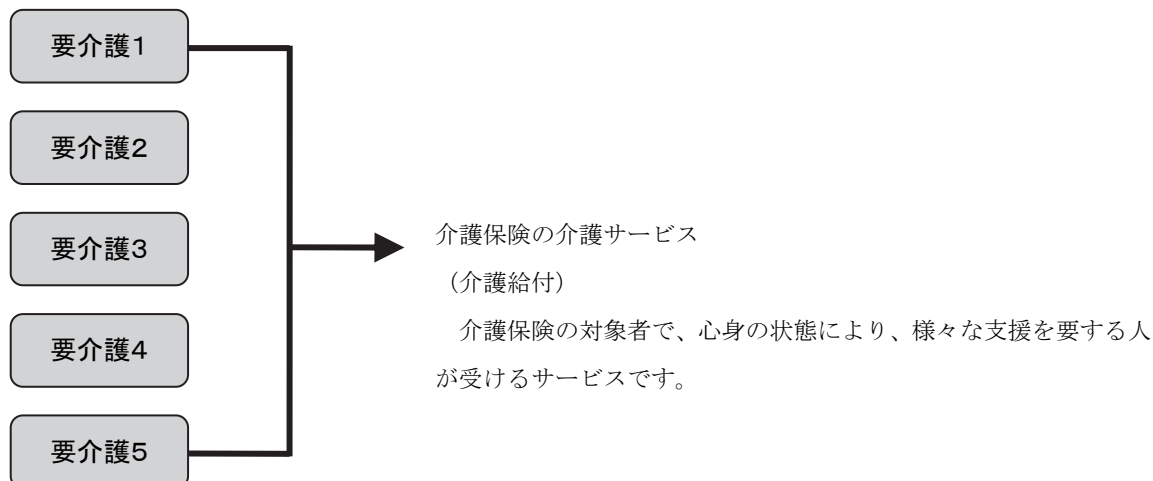
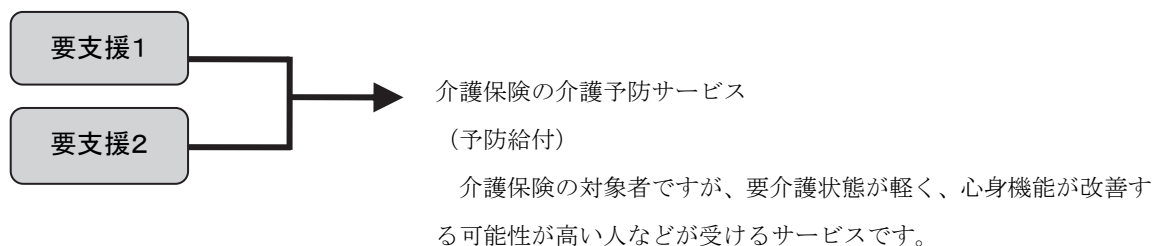
(1) 対象

- ① 第1号被保険者（65歳以上の人）で、寝たきり・認知症などで常に介護が必要な人又は家事や身支度などの日常生活に支援が必要な人
- ② 第2号被保険者（40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人）で、初老期における認知症、脳血管疾患など加齢に伴う国が指定する16種類の病気（特定疾病）によって介護や支援が必要になった人

(2) 認定

介護認定審査会は、介護の必要性の有無及び度合いを審査判定します。要介護度は、心身の状態に応じて、7段階に区分され、利用できるサービスの量などが決まります。

要介護状態区分



根拠法令等

- 介護保険法
- 介護保険法施行規則
- 港区介護保険条例
- 港区介護保険条例施行規則

開始時期

平成12年4月（認定申請の受付開始は平成11年9月から）

実績表

(1) 要介護認定等申請件数 (単位：件)

年度	申請件数			
	新規	区分変更	更新	計
28	2,399	842	5,790	9,031
29	2,531	959	4,721	8,211
30	2,502	1,040	5,654	9,196
元	2,378	1,009	5,087	8,474
2	2,479	1,012	4,832	8,323

※ 申請件数は、有資格転入を除きます。

(2) 審査判定件数 (単位：件)

年度	審査判定結果内訳								
	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	審査判定 件数
28	72	1,589	1,310	1,937	1,262	981	942	850	8,943
29	41	1,075	794	1,931	1,333	1,046	940	942	8,102
30	95	1,559	1,062	1,963	1,296	1,054	937	888	8,854
元	44	1,176	807	2,027	1,353	1,074	980	899	8,360
2	33	1,293	795	1,737	1,223	1,031	811	641	7,564

(3) 要介護（要支援）認定者数 (単位：人)

年度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
28	1,403	1,049	1,663	1,490	1,185	1,097	950	8,837
29	1,569	1,078	1,678	1,556	1,212	1,092	962	9,147
30	1,640	1,070	1,699	1,556	1,232	1,115	959	9,271
元	1,624	1,009	1,725	1,574	1,265	1,107	960	9,264
2	1,622	977	1,715	1,585	1,324	1,184	972	9,379

(4) 年齢別認定者状況

年度	40歳以上65歳未満			65歳以上			総人口 (人)	認定者数 (人)	比率 (%)
	総数 (人)	認定者数 (第1号被保険者) (人)	比率 (%)	総数(第1号 被保険者)※ (人)	認定者数 (人)	比率 (%)			
28	92,778	192	0.2	43,858	8,645	19.7	251,015	8,837	3.5
29	95,329	188	0.2	44,276	8,959	20.2	255,320	9,147	3.6
30	97,874	182	0.2	44,534	9,089	20.4	258,696	9,271	3.6
元	100,285	177	0.2	44,819	9,087	20.3	261,923	9,264	3.5
2	100,511	191	0.2	44,866	9,188	20.5	258,821	9,379	3.6

※ 第1号被保険者の総数及び認定者数は、外国人及び住所地特例者の数を含む。

※ 総人口及び40歳以上65歳未満の総数は翌年度4月1日現在の数値です。

補助金等 有 ・ (無)				備考
-----------------	--	--	--	----

介護認定審査会	所管課	—
		介護保険課

概要

「港区介護認定審査会」（以下「認定審査会」という。）は、介護保険法第14条の規定に基づき設置されたもので、区長の任命により保健・医療・福祉に関する学識経験者60人の委員で組織されています。認定審査会に設置する合議体は12とし、1合議体は5人の委員により構成されます。認定審査会は、要介護・要支援認定申請により実施された訪問調査の調査結果と主治医意見書を基に、介護の必要性の有無及び度合い（要介護1～5、要支援1・2）などを審査判定し、その結果を区に通知します。

内容

(1) 審査判定事項

- ① 介護及び支援の必要性の有無
- ② 介護の度合い（要介護1～5、要支援1・2）
- ③ 認定有効期間
- ④ 第2号被保険者については、介護が必要になった原因である特定疾病名の確認
- ⑤ その他、再調査の実施など

(2) 委員の構成 60人

根拠法令等

介護保険法
 介護保険法施行規則
 港区介護保険条例
 港区介護保険条例施行規則

開始時期

平成11年10月

実績表

審査会開催状況

年度	28	29	30	元	2
開催回数（回）	200	200	206	210	209
審査件数（件）	8,943	8,102	8,854	8,360	7,564
平均件数（件）	44.7	40.5	43.0	39.8	36.2

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

介護給付・予防給付	所管課	—
		介護保険課

概要

要支援1・2、要介護1～5と認定された被保険者には、介護保険サービスを利用したときに支払う利用者負担額の割合が記載された介護保険負担割合証が交付されます。要介護・要支援認定を受けた被保険者が介護保険法に定められた介護保険サービスを利用した場合、原則として利用者負担額を除いた額を保険から給付します。介護保険サービスの利用については、要介護度に応じた支給限度額があります。また、介護保険サービスを利用する人は、介護サービス事業者や介護保険施設などを自ら選び契約をします。

内容

1 ケアプラン作成

(1) 居宅介護支援 要介護1～5

居宅介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）は、その人の心身の状況、置かれている環境、本人や家族の希望などを考慮して、効率的に介護保険サービスを利用できるように居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、介護保険サービスが確実に提供されるように居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者などと連絡調整を行います。

(2) 介護予防支援 要支援1・2

介護予防支援事業者の職員等は、その人の心身の状況、置かれている環境、本人や家族の希望などを考慮して、効率的に介護保険サービスを利用できるように介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、介護保険サービスが確実に提供されるように介護予防サービス事業者、地域密着型予防サービス事業者などと連絡調整を行います。

・給付方法

居宅介護支援事業者が居宅サービス計画作成依頼届出書を、介護予防支援事業者が介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書をあらかじめ区に届けている場合、作成費用の全額を保険から給付します。

2 在宅サービス

(1) 居宅サービス 要介護1～5

- ① 訪問介護 ② 訪問入浴介護 ③ 訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション
- ⑤ 居宅療養管理指導 ⑥ 通所介護 ⑦ 通所リハビリテーション
- ⑧ 短期入所生活介護 ⑨ 短期入所療養介護 ⑩ 特定施設入居者生活介護
- ⑪ 福祉用具貸与

(2) 介護予防サービス 要支援1・2

- ① 介護予防訪問入浴介護 ② 介護予防訪問看護
- ③ 介護予防訪問リハビリテーション ④ 介護予防居宅療養管理指導
- ⑤ 介護予防通所リハビリテーション ⑥ 介護予防短期入所生活介護
- ⑦ 介護予防短期入所療養介護 ⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑨ 介護予防福祉用具貸与

・給付方法

居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、本人又は家族がケアプランを作成し、その計画に基づき介護保険サービスを利用する場合は、利用者負担額のみで介護保険サービスを利用できます。なお、利用者負担額を除いた額については、区が介護サービス事業者に支払います。

3 地域密着型サービス

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 要介護1～5
- (2) 夜間対応型訪問介護 要介護1～5
- (3) 地域密着型通所介護 要介護1～5
- (4) 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス） 要介護1～5
介護予防認知症対応型通所介護 要支援1・2
- (5) 小規模多機能型居宅介護 要介護1～5
介護予防小規模多機能型居宅介護 要支援1・2
- (6) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 要介護1～5
介護予防認知症対応型共同生活介護 要支援2
- (7) 看護小規模多機能型居宅介護 要介護1～5
- (8) 地域密着型特定施設入居者生活介護 要介護1～5
- (9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 要介護1～5

・給付方法

- ① 上記サービスのうち(1)(2)の利用者は、介護保険サービス費用から利用者負担額を除いた額を区が介護サービス事業者に支払います。
- ② 上記サービスのうち(3)(4)の利用者は、介護保険サービス費用の利用者負担額と食費、日常生活費を負担し、(5)～(9)の利用者は、介護保険サービス費用の利用者負担額と食費、居住費（滞在費）、日常生活費を負担し、介護保険サービス費用から利用者負担額を除いた額を区が介護サービス事業者等に支払います。

居宅サービスの区分支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位
要介護1	16,765単位
要介護2	19,705単位
要介護3	27,048単位
要介護4	30,938単位
要介護5	36,217単位

・1単位あたりの金額は、サービスの種類により10円～11.40円となります。

4 施設サービス 要介護1～5

- (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

※新規入所は原則、要介護3以上の人

- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護療養型医療施設
- (4) 介護医療院

施設がサービス計画を作成し、その計画に従って介護保険サービスが提供されます。

・給付方法

利用者は、介護保険サービス費用の利用者負担額と食費、居住費、日常生活費を負担し、介護保険サービス費用から利用者負担額を除いた額を区が施設に支払います。

5 特定福祉用具購入費／住宅改修費

(1) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給（要介護1～5/要支援1・2）

入浴や排せつなどに使用する特定福祉用具を指定居宅（介護予防）サービス事業者で購入したとき、利用者負担額を差し引いた金額を給付します。支給限度基準額は1年間で10万円です。10万円の福祉用具を購入した場合、負担割合が1割の場合は9万円、2割は8万円、3割は7万円を支給します。

(2) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給（要介護1～5/要支援1・2）

手すりの取付け、段差の解消など対象となる住宅改修工事に対して、利用者負担額を差し引いた金額を給付します。支給限度基準額は同一の住宅で20万円です。20万円の住宅改修を行ったとき、負担割合が1割の場合は18万円、2割は16万円、3割は14万円を支給します。工事前に申請が必要です。

・給付方法

① 償還払い

利用者が一旦全額を支払い、後日、区が保険給付分を利用者に支給します。

② 受領委任払い

区と受領委任払協定を締結している事業者を利用することにより、支給限度額範囲の利用者負担額のみを支払いで利用できます。保険給付分については、区が事業者を支払います。

※利用者負担額は、原則としてかかった費用の1割です。ただし、一定以上所得者の利用者負担額は2割～3割となります（第2号被保険者を除く）。

・一定以上所得者 2割の人

本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の人

3割の人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が単身340万円以上、2人以上世帯463万円以上の人

根拠法令等

介護保険法

港区介護保険条例

港区介護保険条例施行規則

開始時期

平成12年4月1日

実績表

居宅介護・介護予防サービス計画給付状況

(単位：件)

年度	28	29	30	元	2
給付件数	54,873	42,259	51,167	52,267	52,374

居宅介護・介護予防サービス給付状況 (単位：件)

年度	28	29	30	元	2
給付件数	173,704	144,890	180,861	186,443	187,539

※ 住宅改修費の件数も含まれます。

地域密着型サービス給付状況 (単位：件)

年度	28	29	30	元	2
給付件数	6,980	6,937	6,786	6,995	6,230

施設介護サービス給付状況 (単位：件)

年度	28	29	30	元	2
給付件数	13,334	11,014	13,495	13,325	13,417

特定福祉用具購入費

年度	28	29	30	元	2
給付件数(件)	811	777	849	804	810
給付金額(円)	24,364,637	24,847,652	26,484,282	24,712,962	23,834,799

特定福祉用具購入品目別支給件数

年度	28	29	30	元	2
腰掛便座(件)	184	205	184	175	167
入浴補助用具(件)	631	775	819	819	740
その他(件)	10	7	6	2	5

住宅改修費

年度	28	29	30	元	2
給付件数(件)	501	477	372	353	301
給付金額(円)	41,170,567	37,069,379	30,140,275	26,642,762	23,131,351

住宅改修箇所別支給件数

年度	28	29	30	元	2
手すり取付(件)	418	463	342	325	277
段差解消(件)	64	49	45	33	39
床材変更(件)	14	19	13	15	9
扉取替(件)	76	80	52	46	40
洋式便器交換(件)	12	4	1	3	0

介護報酬の審査支払状況 (国民健康保険団体連合会に委託) (単位：件)

年度	28	29	30	元	2
審査支払件数	246,078	201,712	248,832	257,907	258,120

高額介護（介護予防）サービス費	所管課	—
		介護保険課

概要

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が高額になり、下表の上限額を超えた場合に、申請により超えた分が後から支給されます。

内容

1 か月あたりの利用者負担額の上限額

所得区分		上限額
現役並み所得者（令和3年7月利用分まで） （同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、 収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の人）		44,400円
令和3年 8月 利用分 から	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円
	課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円
	課税所得145万円（年収約383万円）～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円
一般世帯		44,400円
・住民税世帯非課税 ・①、②以外の人		24,600円
① 年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人 ② 住民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者		15,000円※
・生活保護の受給者		15,000円※

- ・特定福祉用具購入費、住宅改修費、施設入所等の食費・居住費等は含みません。
- ・初回のみ申請が必要です（該当する利用者には、申請のお知らせを送付します。）。

※ 世帯単位でなく、個人単位の上限額です。

根拠法令等

介護保険法

介護保険法施行令

介護保険法施行規則

港区介護保険条例施行規則

開始時期

平成12年4月

実績表

年度	28	29	30	元	2
給付実績件数（件）	29,517	30,200	32,603	34,403	35,020
支給額（千円）	366,175	373,058	466,284	587,607	628,925

高額医療合算介護(介護予防)サービス費	所管課	—
		介護保険課

概要

介護保険と医療保険の限度額を適用した後に、世帯内の同じ医療保険に加入する人について、1年間の利用者負担額を合算した額が自己負担限度額を超えた場合に、申請により超えた分が支給されます。

※ 医療保険とは国保、職場の医療（健康）保険、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）等のことです。

内容

高額医療合算介護(介護予防)サービス費の自己負担限度額＜年額 毎年8月1日～翌年7月31日＞

●69歳までの人

所得区分 (賦課基準額※1)	自己負担 限度額
ア (901万円超)	212万円
イ (600万円超～901万円以下)	141万円
ウ (210万円超～600万円以下)	67万円
エ (210万円以下)	60万円
オ (住民税非課税世帯)	34万円

●70歳以上の人

所得区分 (課税所得※2)	自己負担限度額	
現役並み所得Ⅲ (課税所得690万円以上)	212万円	
現役並み所得Ⅱ (課税所得380万円以上)	141万円	
現役並み所得Ⅰ (課税所得145万円以上)	67万円	
一般 (課税所得145万円未満)	56万円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円※3

※1 賦課基準額の計算方法は、総所得金額等の合計から住民税基礎控除額を控除した額です。世帯全員の所得で判定します。

※2 課税所得の計算方法は、総所得金額等の合計から住民税基礎控除額以外の控除も差し引いた額です。世帯全員の所得で判定します。

※3 介護保険サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円

根拠法令等

介護保険法
 介護保険法施行令
 介護保険法施行規則
 港区介護保険条例施行規則

開始時期

平成20年4月

実績表

年度	28	29	30	元	2
給付実績件数(件)	1,405	1,705	1,648	1,801	1,718
支給額(千円)	46,571	74,623	75,078	84,661	73,492

旧措置入所者の特定負担限度額認定 利用者負担額減額・免除認定	所管課	—
		介護保険課

概要

介護保険法の施行日（平成12年4月1日）に介護老人福祉施設に入所していた人（旧措置入所者）については、施行前の費用負担より上回らないよう、居住費、食費、利用者負担額を軽減・免除します。

内容

軽減、免除対象要件と軽減、免除後の負担額

(1) 特定負担限度額

利用者負担段階	利用者負担段階	居住費（日額）				食費（日額）
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	・生活保護の受給者等 ・世帯全員が住民税非課税である 老齢福祉年金受給者	820円	0円	0円	0円	300円 未済
第2段階	世帯全員が住民税非課税であって 課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の人	820円	490円 → 0円	420円 → 320円 → 0円	370円 → 0円	390円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、上記 の第1段階、第2段階に該当しない 人	1,310円	0円	0円	0円	650円

※第2段階の居住費、食費、利用者負担額の合計が、施行前の費用負担を上回る場合は、居住費の負担段階を下げます。

(2) 利用者負担額

区分	利用者負担割合
・生活保護の受給者等 ・世帯全員が住民税非課税である老齢福祉年金受給者	100分の3(ただし、1月あたりの利用者負担額が法施行の際の本人費用徴収額を上回る場合は100分の0)
世帯全員が住民税非課税で、上記に該当しない人	100分の5(ただし、1月あたりの利用者負担額が法施行の際の本人費用徴収額を上回る場合は100分の3若しくは100分の0)

根拠法令等

介護保険法施行法

開始時期

平成12年4月1日（特定負担限度額認定は平成17年10月1日から）

実績表

(単位：件)

区分	28年度		29年度		30年度		元		2	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定	申請	認定	申請	認定
特定負担限度額 認定	13	13	9	9	9	9	5	5	3	3
利用者負担額 減額・免除認定	13	6	9	4	9	4	3	3	3	3

補助金等
有 ・ 無

備考

負担限度額認定	所管課	—
		介護保険課

概要

介護保険施設（ショートステイを含む）に入所した際の食費及び居住費（滞在費）の負担を軽減します。

内容

軽減対象要件と軽減後の負担額

利用者負担段階	居住費（日額）				食費（日額）		
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス	
第1段階 ・生活保護の受給者等 ・世帯全員が住民税非課税である 老齢福祉年金受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円	
第2段階 世帯全員が住民税非課税であつて、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	390円	
						600円 (令和3年8月から)	
第3段階 世帯全員が住民税非課税であつて、利用者負担段階第2段階以外の人 (令和3年7月まで)	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円	
						第3段階① 世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人 (令和3年8月から)	1,000円
						第3段階② 世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人 (令和3年8月から)	1,300円

※ () 内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室・居住費（滞在費）の額です。

根拠法令等

- 介護保険法
- 介護保険法施行規則
- 港区介護保険条例施行規則

開始時期

平成17年10月1日

実績表

(単位：件)

年度	28	29	30	元	2
申請件数	1,001	978	1,027	1,048	1,030
認定件数	948	931	1,005	1,004	992

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

介護保険ホームヘルプサービス等 利用者負担金助成事業	所管課	—
		介護保険課

目 的

介護保険サービスを利用している住民税非課税世帯の人を対象に、利用者負担額を一部助成します。

事 業 内 容

1 ホームヘルプサービス助成

(1) 助成内容及び対象サービス

訪問系サービスの利用者負担額を10%から3%に軽減します。

- ① 訪問介護 ② 訪問型サービス ③ 訪問入浴介護
 ④ 介護予防訪問入浴介護 ⑤ 訪問看護 ⑥ 介護予防訪問看護
 ⑦ 訪問リハビリテーション ⑧ 介護予防訪問リハビリテーション
 ⑨ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑩ 夜間対応型訪問介護

(2) 対象要件

要介護・要支援認定を受けている被保険者で、次の全てに該当する人

- ① 生活保護などを受けていないこと。
 ② 世帯全員が住民税非課税であること。
 ③ 世帯の預貯金や国債・株式などの総額が500万円以下であること。
 ④ お住まい以外に別荘やマンションなどの資産をお持ちでないこと。
 ⑤ 住民税が課税されている人の被扶養者でないこと。
 ⑥ 世帯全員が介護保険料を滞納していないこと。

2 利用者負担額助成

(1) 助成内容

同月に利用した介護保険サービスの利用者負担額が15,000円を超え、24,600円以下の部分について利用者負担額の1/2を助成します。(最高4,800円/月)

(2) 対象要件

ホームヘルプサービス助成の対象要件を全て満たした人で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(*)の合計が80万円を超える人

* 合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得を除いた所得金額

根拠法令等

港区介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成事業実施要綱

開始時期 平成18年4月1日

(令和3年度から介護保険サービス利用者負担額助成事業を統合しました。)

実績表

1 ホームヘルプサービス助成実績表

年度	28	29	30	元	2
助成実績(件)	1,367	1,214	1,156	1,157	1,053
助成額(千円)	7,148	6,480	6,206	6,145	6,132

2 利用者負担額助成実績表

年度	28	29	30	元	2
助成実績(件)	366	300	231	192	196
助成額(千円)	1,616	1,235	845	780	832

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

利用者負担額軽減実施法人助成事業	所管課	—
		介護保険課

概要

社会福祉法人及び区の事業所において介護保険サービスを利用する住民税非課税世帯の人で、特に生計が困難である人について、利用者負担額の軽減を図ります。

また、社会福祉法人等が行った軽減額の一部について補助金を交付することにより、当該事業の円滑な執行を図ります。

事業内容

(1) 対象サービス

- ① 指定介護老人福祉施設における施設サービス
- ② 短期入所生活介護
- ③ 介護予防短期入所生活介護
- ④ 通所介護
- ⑤ 通所型サービス
- ⑥ 認知症対応型通所介護
- ⑦ 介護予防認知症対応型通所介護
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護
- ⑨ 介護予防小規模多機能型居宅介護

(2) 制度実施施設

港 区	白金の森 港南の郷 サン・サン赤坂 南麻布高齢者在宅サービスセンター 台場高齢者在宅サービスセンター 北青山高齢者在宅サービスセンター 芝高齢者在宅サービスセンター	社会 福祉 法人	麻布慶福苑 ベル 新橋さくらの園 デイサービスセンターみたて 洛和ヴィラ南麻布 ありすの杜きのこ南麻布 優っくり小規模多機能介護 乃木坂

(3) 対象要件

- ① 次の全ての要件を満たす生計が困難な人
 - ア 世帯全員が住民税非課税であること。
 - イ 世帯の年間収入が単身世帯の場合150万円以下であること。
(1人増えるごとに50万円加算した額以下であること。)
 - ウ 世帯の預貯金などの総額が単身世帯の場合350万円以下であること。
(1人増えるごとに100万円加算した額以下であること。)
 - エ 世帯全員が日常生活に使用する資産以外に活用できる資産がないこと。
 - オ 住民税が課税されている人の被扶養者でないこと。
 - カ 世帯全員が介護保険料を滞納していないこと。
- ② 生活保護受給者

(4) 軽減の内容

サービス種別 区分	指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)		短期入所生活介護 (介護予防を含む)	通所介護 通所型サービス (介護予防・ 認知症対応型を含む)	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模 多機能型居宅介護	
	介護費	食費 居住費	介護費・食費・ 滞在費	介護費・食費	介護費	食費 宿泊費
利用者負担 第2段階	対象外 ※高額介護 サービス対 象になら ない場合 1/4	1/4	1/4	1/4	対象外 ※高額介護 サービス対 象になら ない場合 1/4	1/4
利用者負担 第3段階	1/4		1/4	1/4	1/4	
生活保護受給者	対象外 ※個室の居住費のみ全額軽減			対象外		

※ 個室：ユニット型個室・従来型個室

根拠法令等

港区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱

港区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金交付要綱

開始時期

平成 17 年 10 月 1 日

(平成 26 年度 社会福祉法人等による利用者負担額軽減事業から利用者負担額軽減実施法人助成事業に名称変更)

実績表

年度	28	29	30	元	2
助成実績(人)	36	34	22	24	28
助成額(千円)	1,676	1,552	1,243	1,317	1,492

補助金等 (有) ・ 無	国負担 国基準による	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	社会福祉法人等による生計困難者等 に対する介護保険サービスに係る 利用者負担額軽減制度事業費補助金
-----------------	---------------	--------------	--------------	-------	---

地域密着型サービス事業者の指定・更新・廃止	所管課	—
		介護保険課

概要

高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域で提供されるサービス事業者を指定します。

内容

区は、地域密着型サービス事業所が適正な運営をするために必要な管理業務として、各事業所の指定・更新・廃止等を行っています。

事業者の指定、介護報酬及び運営基準などの事項については、港区介護保険制度検討委員会の中で協議し、承認を得ます。

実績表

(単位：件)

	28	29	30	元	2
指定	2	2	0	2	1
更新	1	2	2	2	0
廃止	2	1	2	0	0

根拠法令等

介護保険法

介護保険法施行令

介護保険法施行規則

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例

港区介護保険における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則

港区介護保険における指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則

港区指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱

開始時期

平成18年4月1日

介護保険サービス第三者評価支援事業	所管課	—
		介護保険課

目的

介護事業者が第三者評価を積極的に受審するように支援し、介護サービスの質の向上を図るとともに、利用者が質の高いサービスを選択できる環境を整備します。

事業内容

東京都福祉サービス評価推進機構が認証した第三者評価機関のサービス評価を受けた、区内に所在する居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所を運営する法人に対し、サービス評価を受けた審査費用及び受審結果を踏まえたサービスの改善取組事業経費を助成します。

助成内容

審査費用及び受審結果を踏まえたサービスの改善取組事業経費の総額又は一部（上限額60万円）

根拠法令等

港区介護保険サービス第三者評価支援事業実施要綱

開始時期

- (1) 居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者
平成 15 年 9 月 1 日
- (2) 介護予防サービス事業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者
平成 18 年 9 月 1 日

実績表

年度	28	29	30	元	2
件数(件)	11	11	11	9	7
助成額(円)	4,280,630	4,359,540	4,452,400	3,422,950	2,936,500
サービス種類	通所介護 地域密着型通所介護 (介護予防)短期入所生活介護 訪問介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護	通所介護 訪問介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護	訪問介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	居宅介護支援 通所介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護	訪問介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2 10 / 10	区負担 1 / 2 —	補助金名等	地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金 ※対象事業者の種別により、補助率が異なります。
---------------	----------	-------------------------	-------------------	-------	--

介護保険事業者支援事業	所管課	—
		介護保険課
<p>目 的</p> <p>介護事業者に対し、介護保険制度の動向やサービス改善のために必要な情報を伝えるとともに、介護事業者のネットワーク構築を支援し、事業者間の連携の推進を図り、事業者のサービスの質の向上を目指します。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 介護サービス事業者振興事業</p> <p>① 介護保険事業者説明会 介護サービスの質の向上を図るため、区内の介護事業所及び区の被保険者にサービス提供を行う近隣区の介護事業所を対象に、区の介護保険に関する情報を提供する説明会を実施します。</p> <p>② ケアマネジャー研修 ケアマネジャーの資質の向上を図るため、区内の居宅介護支援事業所及び区の被保険者にサービス提供を行う近隣区の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、ケアマネジメントに関する研修を実施します。</p> <p>③ 介護サービス事業者管理者研修 区内の介護サービス事業所の管理者及び管理者となる予定の人を対象に、管理者の責務や役割に関する研修を実施します。</p> <p>④ サービス提供責任者研修 区内の訪問介護事業所及び区の被保険者にサービス提供を行う近隣区の訪問介護事業所のサービス提供責任者を対象に、サービス提供責任者の責務や役割に関する研修を実施します。</p> <p>⑤ 施設ケアマネジャー研修 介護施設の施設ケアマネジャーの資質の向上を図るため、区内の施設及び区の被保険者が入所している近隣区の施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、ケアマネジメントに必要な知識や技術を学ぶ研修を実施します。</p> <p>⑥ 喀痰吸引等研修 喀痰吸引や経管栄養に限定された医療的ケアを適切に行うため、被保険者にサービス提供を行う介護職員を対象に、研修を実施します。</p> <p>※ 令和3年4月1日から介護職員研修等受講費用助成事業へ移行</p> <p>⑦ 介護職のスキルアップ研修 介護職員の定着及び介護サービスの質の向上を図るため、区内の介護サービス事業所及び区の被保険者にサービス提供を行う近隣区の介護サービス事業所の介護職員を対象に、介護を実践する上で必要な知識や技術、メンタルヘルスやビジネスマナーなどに関する研修を実施します。</p>		

(2) 介護事業者支援事業

① 港区介護事業者連絡協議会支援

区内でサービスを提供する介護事業者間の連携やサービスの充実を図るため、港区介護事業者連絡協議会の運営委員会及び居宅介護支援部会、訪問介護部会、通所介護部会、訪問看護部会、福祉用具住環境部会の活動を支援します。

② 介護のしごと面接・相談会

区内でサービスを提供する介護従事者を確保するため、港区社会福祉協議会及びハローワーク品川等と協力し、区内の介護事業所の出展により、介護のしごと面接・相談会を開催し、区内の介護事業所の人材確保を支援します。

③ 介護保険サービス従事者永年勤続表彰

区内の介護事業所に勤務し、長年にわたり地域の高齢者の福祉増進のために介護に従事している人を区として讃えることを目的とし、永年勤続表彰を実施します。

④ 介護の日記念講演会

介護に造詣の深い学識経験者等による講演会を実施し、介護の仕事の魅力ややりがいを啓発します。介護予防フェスティバルとあわせて実施しています。

⑤ インターネットを利用した情報提供

利用者が適切なサービスを選択できるようインターネットを利用した介護事業者情報を提供します。

根拠法令等

介護保険法

港区介護保険条例

開始時期

(1) ① 平成11年4月

② 平成15年4月

③ 平成18年4月

④ 平成18年4月

⑤ 平成23年8月

⑥ 平成27年4月（令和3年4月から介護職員研修等受講費用助成事業へ移行）

⑦ 平成29年4月

(2) ① 平成22年4月

② 平成22年9月

③ 平成21年11月

④ 平成21年11月

⑤ 平成22年4月

実績表

(1) 介護サービス事業者振興事業

年度	28		29		30		元		2	
区分	開催回数	参加実績	開催回数	参加実績	開催回数	参加実績	開催回数	参加実績	開催回数	参加実績
介護保険事業者説明会	1回	286事業所	2回	423事業所	1回	326事業所	※1		※1	
ケアマネジャー研修	4回	210人	4回	220人	4回	269人	4回	214人	4回	108人
介護サービス事業者管理者研修	3回	137人	3回	222人	3回	134人	3回	138人	3回	64人
サービス提供責任者研修	1回	31人	2回	49人	2回	64人	2回	22人	2回	28人
施設ケアマネジャー研修	2回	76人	2回	44人	2回	43人	2回	27人	2回	45人
喀痰吸引等研修	8回	12人	1回	2人	11回	18人	4回	5人	2回	2人
介護職員現任研修	3回	31人								
介護職のスキルアップ研修	4回	56人	6回	147人	5回	144人	4回	52人	5回	63人

※1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対象の全介護事業者への資料配布により実施しました。

(2) 介護事業者支援事業

年度	28	29	30	元	2
事業名					
介護(福祉)のしごと面接・相談会	30事業者	27事業者	28事業者	25事業者	17事業者
介護保険サービス従事者永年勤続表彰	被表彰者48人	被表彰者37人	被表彰者28人	被表彰者39人	被表彰者45人

(単位：件)

年度	28	29	30	元	2
介護サービス事業者情報提供システムアクセス件数	37,936	34,454	32,211	34,434	38,306

補助金等 (有) ・ 無	国負担 —	都負担 3/4	区負担 1/4	補助金名等	区市町村介護人材緊急確保対策事業費補助金
-----------------	----------	------------	------------	-------	----------------------

介護人材育成支援事業	所管課	— 介護保険課
<p>目 的 各種研修支援事業等を通して、介護分野における人材の確保及び育成を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 介護福祉士資格取得助成事業 介護福祉士の資格を取得し、区内の介護事業所で3年以上介護サービスに従事する予定の人に対して、入学金相当額の一部を助成します。区が介護福祉士養成施設に対し補助金を交付し、養成施設が対象の人に入学金相当額の一部を助成します。</p> <p>(2) 介護職員初任者研修受講助成事業 介護職員初任者研修を修了し、区内の訪問介護事業所に就職し、3年以上介護サービスに従事する予定の人に対して受講費用の全額又は一部を助成します。</p> <p>(3) 介護職員実務者研修受講助成事業 介護職員初任者研修課程修了などの資格で区内の訪問介護事業所に勤務する人が、将来継続して区内で介護サービスに従事していくため、また介護職員初任者研修課程修了などの資格を持ちながら、それを活用していない人を対象に、今後区内の訪問介護事業所で介護サービスに従事できるよう、介護職員実務者研修受講費用の一部を助成します。</p> <p>※ 令和3年度から(2)及び(3)を統合し、新たに生活援助従事者研修及び喀痰吸引等研修を追加し、助成基準を見直したうえで、介護職員研修等受講費用助成事業として実施します。</p> <p>※ 港区介護保険就労支援・雇用相談等支援事業は令和2年3月で廃止しました。</p> <p>根拠法令等</p> <p>(1) 港区介護福祉士資格取得助成事業補助金交付要綱 (2) 港区介護職員初任者研修受講助成事業実施要綱 (3) 港区介護職員実務者研修受講助成事業実施要綱</p> <p>開始時期</p> <p>(1) 平成21年4月1日 (2) 平成21年4月1日 (3) 平成21年5月1日</p>		

実績表

(単位：人)

事業名	28	29	30	元	2
介護福祉士資格取得助成事業	1	0	0	0	0
介護職員初任者研修受講助成事業	8	4	6	2	5
介護職員実務者研修受講助成事業	5	9	0	4	2
介護福祉士実技試験免除研修受講助成事業(※)	2				
助 成 額(円)	1,644,000	843,000	412,000	329,000	386,000

※ 介護福祉士実技試験免除研修受講助成事業は、平成 28 年度で廃止

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 —	都負担 3/4 (介護福祉士 資格取得助成 事業除く)	区負担 1/4 (介護福祉士 資格取得助成 事業除く)	補助金名等	区市町村介護人材緊急確保対策 事業費補助金 (介護福祉士資格取得助成事業除く)
-----------------	----------	---	---	-------	---

介護給付適正化	所管課	—
		介護保険課

目 的

介護事業者の現地指導、ケアプラン評価などの事業の実施により、介護事業者に指導・助言を行い、事業者がルールに従って適切に質の高いサービスを提供することを促進します。

事業内容

(1) ケアプラン評価（ケアプランチェック）

① 事業の概要

介護支援専門員の作成するケアプランを、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の主任介護支援専門員などにより構成される評価チームが確認し、指導・助言を行います。

② 実績

（単位：件）

事業名	年度	28	29	30	元	2
ケアプラン評価（ケアプランチェック）		69	69	69	69	38

(2) 介護給付費通知

① 事業の概要

介護保険の居宅サービス・介護予防サービスの利用者に対して、年間2回（令和2年度以前は年間4回）、利用しているサービスの種類や回数、介護給付費の額、利用者負担額などの実績を区から通知します。

② 実績

（単位：件）

年度	28	29	30	元	2
通知件数	21,818	20,039	20,247	20,922	21,260

(3) 介護事業者に対する現地指導

① 事業の概要

介護給付の対象サービスの運営及び介護報酬の請求が、法令や通達に適合しているかどうか、個別に明らかにし、必要な指導・助言又は是正の措置を講ずることにより、保険給付の適正化を図ります。

② 実績

(単位：事業所)

事業所種別	年度	28	29	30	元	2
地域密着型サービス事業所		6	5	13	7	0
訪問介護事業所		16	21	14	10	1
居宅介護支援事業所		22	22	15	19	5
通所介護事業所		3	1	4	4	0
介護老人施設等		2	1	0	0	0
訪問看護事業所		2	3	2	1	0
訪問リハビリテーション事業所		1	0	0	0	0
訪問入浴事業所		0	0	0	0	0
福祉用具貸与事業所		0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護		0	0	0	0	0
居宅療養管理指導		0	0	0	0	0
通所リハビリテーション事業所		0	0	0	0	0
計		52	53	48	41	6

※ 介護予防サービス含む

介護給付費返還の実績（事由別）

(単位：件)

事由別	年度	28	29	30	元	2
苦情・相談による区の指導		0	0	0	0	0
医療費突合		13	20	8	12	15
縦覧審査		0	0	0	43	64
区の書面調査		0	0	0	0	0
区の実地指導・監査		15	20	23	25	3
他自治体の実地指導・監査		1	3	0	1	0
都の実地指導・監査		0	4	4	5	0
計		29	47	35	86	82

介護給付費返還の実績（サービス種別）

(単位：件)

サービス種別	年度	28	29	30	元	2
地域密着型サービス		2	1	3	4	2
居宅介護支援・介護予防支援		10	14	13	38	34
訪問介護		5	9	7	17	2
訪問入浴介護		0	0	0	0	0
訪問看護		0	3	3	8	4
訪問リハビリテーション		1	0	0	1	0
通所介護		2	1	1	1	0
通所リハビリテーション		0	0	1	0	1
福祉用具貸与		4	6	3	4	4
居宅療養管理指導		4	9	3	8	29
介護施設等		1	4	2	5	6
計		29	47	36	86	82

補助金等
有 ・ (無)

備考

介護保険サービスの苦情・相談	所管課	—
		介護保険課

目 的

介護サービスに関する苦情や相談を受け、解決していくことで、サービスの質の向上を図ります。

事業内容

(1) 介護相談員派遣等事業

特別養護老人ホームなど介護サービス提供の場を訪問し、サービス利用者から相談などを受ける介護相談員の養成、派遣などを行います。

介護相談員は、派遣などを通じて利用者の声や思いを橋渡しすることで、介護サービスの質の向上を目指します。

(2) 苦情・相談の受付

介護サービスの利用についての苦情や相談を、利用者やその家族から受け付けています。区は必要に応じて事業者から報告を求め、改善のための指導・助言を行います。

根拠法令等

港区介護相談員派遣等事業実施要綱

開始時期

- (1) 平成13年4月1日
- (2) 平成12年4月1日

実績表

(1) 介護相談員派遣等事業（介護相談員の活動状況）

年度	28	29	30	元	2
相談員数（人）	23	23	21	20	※
派遣施設数（施設）	15	15	15	15	
相談件数（件）	2,738	2,806	2,556	2,166	

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、活動を見合わせました。

(2) 苦情・相談の受付

(単位：件)

種別	年度				
	28	29	30	元	2
ケ ア プ ラ ン	0	0	0	0	0
サ ー ビ ス 供 給 量	0	0	0	0	0
介 護 報 酬	0	0	0	0	0
その他制度上の問題	1	0	0	0	1
行 政 の 対 応	0	0	1	0	1
サービス提供、保険給付	39	24	22	24	41
そ の 他	5	3	5	7	0
計	45	27	28	31	43

補助金等
有 ・ (無)

備 考

高齢者施設等におけるPCR検査に係る支援事業	所管課	—
		高齢者支援課・介護保険課・障害者福祉課

目 的

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、特に重症化するリスクが高いとされる高齢者や障害がある方が主に利用する施設等において、安心して施設運営ができるよう支援します。

事業内容

- (1) PCR検査を区が実施
区が委託する検査機関による検査を実施します。鼻咽頭ぬぐい液による検体採取や確定判断、発生届の発出は、港区医師会と連携し医師による必要な支援を行います。
- (2) PCR検査費用の助成
施設等の職員、入所者及び利用者が受検したPCR検査費用を区が助成します。(令和2年度は上限あり)
- (3) 高齢者施設等の事業継続に関する支援
事業継続に関する相談・助言等の支援、ケアマネジャー、高齢者相談センター等によるサービス利用調整の検討、東京都と連携し他施設からの職員派遣の検討等を支援します。

根拠法令等

港区高齢者福祉施設等におけるPCR検査費用助成実施要綱

開始時期

令和2年12月 ※(1)は令和3年3月で終了

実績表

(1) 区実施分

年度	2
区分	
申請事業所数(事業所)	52
件数(件)	1,721
支出額(円)	20,336,800

(2) 費用助成分

年度	2
区分	
申請事業所数(事業所)	11
受検者数(人)	152
助成額(円)	2,818,604

※実績は、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所の合計

補助金等 ①・無	国負担 —	都負担 10/10	区負担 —	補助金名等	区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業
-------------	----------	--------------	----------	-------	-------------------------

介護事業所家賃助成	所管課	—
		介護保険課

目 的

新型コロナウイルス感染症に伴う、利用者の減少により事業継続に多大な影響を受けている区内介護事業者に対し、家賃に係る経費の一部を助成することにより事業運営の安定化に努め、利用者に対して介護サービスの継続的な提供や事業所の安定的な運営を支援し離職防止を図ることを目的とします。

事業内容

次のすべての項目に該当する助成対象者に対し、家賃に係る経費の一部を助成します。

- (1) 事業所の運営法人の資本金が、5,000万円以下であること
- (2) 当該事業所が区内に所在し、家賃を払っていること
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年10月から12月までの介護事業所の平均収入額と比較して、令和2年4月、5月、6月の介護事業所の収入額が10%以上減収していること

根拠法令等

港区介護事業所家賃助成要綱

開始時期

令和2年6月1日 ※令和3年度 予算措置なし

実績表

区分 \ 年度	2
助成数(件)	13
助成額(円)	4,988,000

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

簡易陰圧装置等設置経費支援事業	所管課	—
		介護保険課

目 的

重症化しやすい高齢者が多い介護施設等に対し、簡易陰圧装置等の設置に係る経費を補助することにより、介護施設等における感染拡大防止の徹底を図り、利用者及び職員の安全を確保することを目的とします。

事業内容

下記経費を補助します。

(1) 簡易陰圧装置設置経費

居室・静養室・医務室に、簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費等（※上限額1台あたり4,320千円）

(2) 換気設備の設置経費

窓がない場合等適切な換気を行うことができない居室に、換気設備の設置に必要な備品購入費、工事費等（※対象面積1㎡あたり4千円）

根拠法令等

港区介護施設等における簡易陰圧装置等設置支援事業補助金交付要綱

開始時期

令和2年10月 ※令和3年度 予算措置なし

実績表

(1) 簡易陰圧装置設置経費

年度	2
区分	
申請事業所数	1
支出額（円）	1,654,000

(2) 換気設備の設置経費

実績なし

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 10/10	区負担 —	補助金名等	介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業補助金交付要綱
---------------	----------	--------------	----------	-------	---

令和2年度で廃止した事業

介護保険サービス利用者負担額助成事業	所管課	—
		介護保険課

目 的

介護保険サービスを利用している住民税非課税世帯の人を対象に、利用者負担額を軽減します。

事業内容

(1) 対 象

要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者で、次の全ての要件に該当する人

- ① 生活保護などを受けていないこと。
- ② 世帯全員が住民税非課税であって、本人の合計所得金額（*）及び課税年金収入額の合計が80万円を超えること。
- ③ 世帯の預貯金や国債・株式などの総額が500万円以下であること。
- ④ お住まい以外に別荘やマンションなどの資産をお持ちでないこと。
- ⑤ 住民税が課税されている人の被扶養者でないこと。
- ⑥ 世帯全員が介護保険料を滞納していないこと。

* 年金収入に係る所得を控除した額を用います。

(2) 助成内容

同月に利用した介護保険サービスの利用者負担額が15,000円を超え、24,600円以下の部分について利用者負担額の1/2を助成します。（最高4,800円/月）

根拠法令等

港区介護保険サービス利用者負担額助成事業実施要綱

開始時期

平成13年10月1日（令和3年3月廃止）

実 績 表

年度	28	29	30	元	2
助成実績（件）	366	300	231	192	196
助成額（千円）	1,616	1,235	845	780	832

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

4 障害者福祉

障害者福祉課

身体障害者手帳	所管課	各総合支所区民課 障害者福祉課
<p>目 的</p> <p>身体障害者手帳は、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づき、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に交付されます。</p> <p>身体障害者手帳の交付を受けた人は、自立支援医療（更生医療）の給付や施設への入所、補装具費の支給等の各種福祉サービスを受けることができます。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対象者 身体障害者福祉法別表に定める障害を有する人</p> <p>(2) 障害種別</p> <p>① 視覚 ② 聴覚、平衡機能 ③ 音声、言語・そしゃく機能 ④ 肢体不自由 ⑤ 心臓機能 ⑥ じん臓機能 ⑦ 呼吸器機能 ⑧ ぼうこう又は直腸機能 ⑨ 小腸機能 ⑩ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 ⑪ 肝臓機能</p> <p>(3) 障害程度 1～6級（肢体不自由には7級もありますが、7級の障害1つのみでは手帳は交付されません。）</p> <p>(4) 申請方法 下記の書類をそろえ、各総合支所区民課に申請します。その後、東京都知事あてに進達しています。</p> <p>① 手帳交付申請書 ② 都道府県知事指定医の診断書・意見書 ③ 撮影後1年以内の写真 ④ マイナンバーカード等</p> <p>根拠法令等</p> <p>身体障害者福祉法 身体障害者福祉法施行令 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例</p> <p>開始時期</p> <p>昭和25年4月1日</p>		

実績表

身体障害者手帳所持者数（身体障害者手帳交付状況台帳）

（単位：人）

障害種別		年度	28	29	30	元	2
視覚障害		18歳未満	3	5	6	5	9
		18歳以上	344	338	320	331	322
	級別	1級	88	101	84	84	79
		2級	113	105	116	122	125
		3級	25	22	22	22	23
		4級	23	29	20	20	18
		5級	74	62	63	70	71
		6級	24	24	21	18	15
聴覚、平衡機能障害		18歳未満	19	21	22	23	23
		18歳以上	354	356	362	366	364
	級別	1級	1	19	0	0	0
		2級	113	100	118	113	106
		3級	52	47	50	49	46
		4級	99	102	101	110	111
		5級	3	4	3	3	4
		6級	105	105	112	114	120
音声、言語等機能障害		18歳未満	2	1	1	2	1
		18歳以上	62	56	60	61	58
	級別	1級	0	4	0	0	0
		2級	0	1	0	0	0
		3級	47	36	42	43	40
		4級	17	16	19	20	19
		5級	0	0	0	0	0
		6級	0	0	0	0	0
肢体不自由		18歳未満	91	91	85	65	91
		18歳以上	2,530	2,451	2,444	2,391	2,314
	級別	1級	280	517	263	258	249
		2級	543	482	538	523	528
		3級	717	546	703	671	631
		4級	739	673	700	664	628
		5級	205	212	215	227	224
		6級	137	112	110	113	145
心臓機能障害		18歳未満	14	11	15	12	15
		18歳以上	795	809	829	853	845
	級別	1級	639	644	640	648	636
		2級	0	0	0	0	0
		3級	99	103	105	108	103
		4級	71	73	99	109	121
		5級	0	0	0	0	0
		6級	0	0	0	0	0

障害種別		年度		28	29	30	元	2
		18歳未満	18歳以上					
じん臓機能障害		18歳未満	0	0	1	2	1	
		18歳以上	442	461	470	461	475	
	級別	1級	437	455	462	455	464	
		2級	0	0	0	0	0	
		3級	1	3	5	4	6	
		4級	4	3	4	4	6	
		5級	0	0	0	0	0	
		6級	0	0	0	0	0	
呼吸器機能障害		18歳未満	5	6	7	8	6	
		18歳以上	67	73	67	70	62	
	級別	1級	16	21	18	20	17	
		2級	0	5	0	0	0	
		3級	37	34	35	34	31	
		4級	19	19	21	24	20	
		5級	0	0	0	0	0	
		6級	0	0	0	0	0	
ぼうこう又は直腸機能障害 (小腸機能障害を含む。)		18歳未満	5	5	5	7	5	
		18歳以上	239	231	238	250	240	
	級別	1級	7	4	5	6	5	
		2級	0	2	0	0	0	
		3級	16	19	18	22	19	
		4級	221	211	220	229	221	
		5級	0	0	0	0	0	
		6級	0	0	0	0	0	
免疫機能障害		18歳未満	0	0	0	0	0	
		18歳以上	153	163	176	184	185	
	級別	1級	26	26	24	20	20	
		2級	56	57	64	71	71	
		3級	41	44	46	47	49	
		4級	30	36	42	46	45	
		5級	0	0	0	0	0	
		6級	0	0	0	0	0	
肝臓機能障害		18歳未満	1	0	1	0	0	
		18歳以上	17	18	16	19	16	
	級別	1級	17	16	16	17	15	
		2級	0	2	1	1	1	
		3級	1	0	0	1	0	
		4級	0	0	0	0	0	
		5級	0	0	0	0	0	
		6級	0	0	0	0	0	
計	18歳未満	140	140	143	124	151		
	18歳以上	5,003	4,956	4,982	4,986	4,881		

補助金等
有 ・ 無

備考

愛の手帳（知的障害者）	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

知的障害者（児）の保護と自立支援を図るとともに、社会の理解と協力を深めるため、東京都が全国に先がけて設けた制度で、本人又は保護者の申請に基づいて交付しています。なお、国の制度として療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。

事業内容

(1) 対象者

知的機能の発達遅滞のある人

(2) 障害程度

1～4度

(3) 申請方法

18歳未満の人は港区児童相談所へ、18歳以上の人は東京都心身障害者福祉センターへ申請します。

根拠法令等

東京都愛の手帳交付要綱

厚生事務次官通知 療育手帳制度要綱

厚生省児童家庭局通知 療育手帳制度の実施について

開始時期

昭和42年4月1日

実績表

愛の手帳所持者数（知的障害者名簿）

（単位：人）

区分		年度	28	29	30	元	2
年齢別	18歳未満		241	255	273	284	297
	18歳以上		562	565	578	587	612
	総数		803	820	851	871	909
障害程度別 （愛の手帳）	最重度（1度）		45	44	43	41	41
	重度（2度）		245	252	270	271	278
	中度（3度）		213	214	215	218	224
	軽度（4度）		300	310	323	341	366

補助金等
有 ・ 無

備考

精神障害者保健福祉手帳	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

精神障害の人が、様々な支援を迅速かつ有効に活用できるようにし、社会復帰と自立、社会参加の促進を図ります。

事業内容

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害の人が一定の障害があることを証明するもので、認定された場合は、該当等級（1～3級）によって様々な福祉サービスを受けることができます。

申請を受け付け、東京都知事あてに進達しています。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

開始時期

平成7年10月

実績表

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

区分		年度				
		28	29	30	元	2
総 数		1,372	1,453	1,592	1,671	1,750
障害等級別	1 級	89	95	106	104	115
	2 級	624	682	745	811	853
	3 級	659	676	741	756	782

※ 手帳の有効期限は、原則として2年間となっており、2年ごとの更新手続が必要です。

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

身体障害者福祉相談	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

身体障害者福祉法により、福祉事務所は、身体障害者の福祉に関する実情の把握に努めるとともに、身体障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導と、これに付随する業務を行います。

事業内容

各総合支所区民課には、身体障害者福祉司及び地区担当員が配置され、身体障害者手帳の取得及び自立支援医療（更生医療）、補装具費、職業等の各種相談に応じます。

根拠法令等

身体障害者福祉法

開始時期

昭和 25 年 4 月 1 日

実 績 表

相談状況

(単位：件)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
身体障害者手帳	2,813	2,715	2,285	2,839	2,554
自立支援医療(更生医療)	662	674	696	675	422
補装具費	1,268	1,147	919	1,239	880
職業	150	197	179	171	120
施設	614	484	278	6,755	510
医療保健	3,554	3,401	2,009	526	1,333
生活	866	775	856	2,230	746
その他	17,944	17,951	20,780	18,741	21,032
計	27,871	27,344	28,002	33,176	27,597

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

知的障害者福祉相談	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

知的障害者福祉法により、福祉事務所は、知的障害者の福祉に関する実情の把握に努めるとともに、知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導と、これに付随する業務を行います。

事業内容

各総合支所区民課には、知的障害者福祉司及び地区担当員が配置され、障害者支援施設等への入所・通所及び職業、医療保健、生活、教育等の各種相談に応じます。

根拠法令等

知的障害者福祉法

開始時期

昭和 35 年 4 月 1 日

実 績 表

相談状況

(単位：件)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
施 設	755	646	299	339	353
職 親 委 託	10	4	3	6	2
職 業	120	193	136	196	128
医 療 保 健	89	75	55	56	42
生 活	329	373	270	184	205
教 育	264	195	184	216	184
そ の 他	2,289	2,204	2,551	2,334	3,039
計	3,856	3,690	3,498	3,331	3,953

※ その他には、愛の手帳、在宅福祉サービスなどに関する相談が含まれています。

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

身体障害者相談員・知的障害者相談員	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

身体障害者及び知的障害者の更生援護に関し、本人又は保護者からの相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関への協力、援護思想の普及など、身体障害者及び知的障害者福祉の増進を図ります。

事業内容

- (1) 身体障害者及び知的障害者地域活動の中核体となり、その活動を推進します。
- (2) 身体障害者及び知的障害者の更生援護に関する相談に応じ必要な指導、助言を行います。
- (3) 身体障害者及び知的障害者の更生援護につき、関係機関の業務に協力します。
- (4) 身体障害者及び知的障害者に対する住民の認識と理解を深めるため、関係団体等との連携を図って援護思想の普及に努めます。
- (5) その他、上記(1)～(4)に附帯する業務を行います。
- (6) ① 相談員数 身体障害者相談員 6 人、知的障害者相談員 2 人
 ② 任期 2 年
 原則として、障害者本人又はその保護者等である人のうちから適当と認められる人に、区長が業務を委託します。

根拠法令等

身体障害者福祉法
 知的障害者福祉法
 身体障害者相談員及び知的障害者相談員設置要綱
 身体障害者相談員及び知的障害者相談員運営要領

開始時期

- (1) 身体障害者相談員 昭和 42 年
- (2) 知的障害者相談員 昭和 43 年
 平成 24 年度から実施主体を東京都から区へ移管

実績表

(単位：件)

年度	28	29	30	元	2
相談件数 (身体)	104	93	101	101	69
相談件数 (知的)	11	9	5	5	20

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

自立支援医療（更生医療）	所管課	各総合支所区民課 障害者福祉課
<p>目 的 身体障害者が手術等によって障害の程度を軽くしたり取り除いたりすることにより、日常生活能力や職業能力の回復や獲得を目的として行う医療で、知事の定める指定医療機関において給付します。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人で、東京都心身障害者福祉センターにおいて医療の給付が必要と判定された人（ただし、心臓（更新のみ）、じん臓、小腸、肝臓（更新のみ）及び免疫機能障害の医療給付判定は、各指定自立支援医療機関からの要否意見書に基づき区が行います。）</p> <p>(2) 支給対象となる障害区分</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 視覚障害によるもの ② 聴覚、平衡機能の障害によるもの ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの ④ 肢体不自由によるもの ⑤ 心臓、じん臓、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの ⑥ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの <p>(3) 給付内容（下記に関する費用）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ④ 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護 ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑥ 移送（医療保険により給付を受けることができない人の移送に限ります。） <p>(4) 給付の範囲 医療保険の給付又は他の公費負担制度の適用がある場合は、その残額（本人の負担分）が給付の対象となります。</p> <p>(5) 実施方法 各総合支所区民課に申請書、指定医の意見書（概略書）等を提出し、自立支援医療受給者証の交付を受けて、指定自立支援医療機関で医療の給付を受けます。自立支援医療（更生医療）の費用は、区から東京都国民健康保険団体連合会等を通じて医療機関に支払います。</p> <p>(6) 自己負担 原則、医療費の1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されています（生活保護、非課税世帯は自己負担なし）。</p>		

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

厚生労働省社会・援護局通知 自立支援医療費支給認定通則実施要綱、自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱

開始時期

平成18年4月1日

実績表

自立支援医療給付状況（延人数）

（単位：人）

区分		年度				
		28	29	30	元	2
視覚障害	入院	0	0	0	0	0
	入院外	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障害	入院	0	0	1	1	2
	入院外	0	0	1	1	0
音声・言語等機能障害	入院	0	0	0	0	0
	入院外	0	7	8	2	0
肢体不自由	入院	2	2	3	0	0
	入院外	0	0	1	0	0
心臓機能障害	入院	0	0	0	0	0
	入院外	0	0	0	0	0
じん臓機能障害	入院	39	33	11	49	42
	入院外	849	929	1,015	1,103	1,081
小腸機能障害	入院	0	0	0	0	0
	入院外	0	0	0	0	0
肝臓機能障害	入院	0	0	1	0	0
	入院外	61	66	49	61	43
免疫機能障害	入院	1	7	8	6	9
	入院外	1,047	1,100	1,111	1,208	1,238
計	入院	42	42	24	56	53
	入院外	1,957	2,102	2,185	2,375	2,362

補助金等 ①・無	国負担 1/2	都負担 1/4	区負担 1/4	補助金名等	障害者医療費国庫負担金 障害者医療費都費負担金
-------------	------------	------------	------------	-------	----------------------------

自立支援医療（精神通院医療）	所管課	各総合支所区民課 障害者福祉課
<p>目 的 在宅の精神障害者の通院医療費を助成することにより、適切な医療を給付します。</p> <p>事業内容 自立支援医療（精神通院医療）は、精神障害者が治療に専念できるための制度です。自立支援医療費及び保険制度併用により、通院医療費自己負担が原則1割になりますが、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額があります（生活保護、非課税世帯は自己負担なし）。 申請を受け付け、東京都知事あてに進達しています。</p> <p>根拠法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 特別区における東京都小児精神病等医療費助成申請等の受理等に係る事務費交付金交付要綱</p> <p>開始時期 <精神障害者通院医療費公費負担> 昭和50年 東京都から移管（平成18年3月で廃止） 平成18年4月から自立支援医療（精神通院医療）へ移行</p>		

実績表

自立支援医療受給者証所持者数

(単位：人)

区分 年齢	総数	気分障害	統合失調症	神経症	てんかん
総数	1,477	(464) 706	284	106	68
0～19歳	50	(3) 3	3	3	10
20～39歳	424	(128) 186	50	45	24
40～59歳	717	(250) 382	154	48	28
60歳以上	286	(83) 135	77	10	6

区分 年齢	アルコール・ 薬物依存	人格障害	認知症	摂食障害	その他の疾患	不明
総数	31	6	19	6	179	72
0～19歳	0	0	0	1	26	4
20～39歳	1	3	0	3	81	31
40～59歳	16	2	0	2	52	33
60歳以上	14	1	19	0	20	4

※ 説明

- ① 気分障害は、そう病・うつ病・そううつ病等の気分の障害、()内はうつ病の再掲
- ② 神経症は、パニック障害・適応障害等の神経症性障害
- ③ その他の疾患は、高次脳機能障害、器質性精神障害を含んだ数
- ④ 不明は、精神障害者保健福祉手帳をもとに、転入等により申請をしたため病名が特定できない数

補助金等 (有) ・ 無	国負担 -	都負担 10/10	区負担 -	補助金名等	東京都小児精神病等医療費助成 申請書等の受理等に係る事務費交付金
-----------------	----------	--------------	----------	-------	-------------------------------------

小児精神障害者入院医療費助成	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

精神疾患のために精神科病床で入院治療を必要とする18歳未満の人に対して、医療費を助成することにより、その医療の確立と普及を図り、あわせて患者の医療費の負担軽減を図ります。

事業内容

精神科病床における入院医療費について、高額療養費の支給を受けた上での保険医療費自己負担分の助成の申請を受け付け、東京都知事あてに進達しています。ただし、入院時食事療養費（標準負担額相当）は自己負担となります。

根拠法令等

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則

特別区における東京都小児精神病等医療費助成申請書等の受理等に係る事務費交付金交付要綱

開始時期

昭和50年4月1日

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
申請数	5	3	8	5	1
認定数	5	3	8	5	1

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 -	都負担 10 / 10	区負担 -	補助金名等	東京都小児精神病等医療費助成申請書等の受理等に係る事務費交付金
-----------------	----------	----------------	----------	-------	---------------------------------

難病等医療費助成	所管課	各総合支所区民課										
		障害者福祉課										
<p>目 的</p> <p>難病等医療費助成の対象疾病にり患し、基準を満たしていると認定された人に、その治療に係る医療費等の一部を公費で負担します（都独自の制度においては、生活保護などで医療費が助成されている人は対象外）。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 実施主体 東京都（区では申請を受け付け、東京都知事あてに進達し、認定結果を管理しています。）</p> <p>(2) 対象疾病（令和3年4月1日現在）</p> <table border="0" data-bbox="272 779 1382 1010"> <tr> <td>国疾病</td> <td>333疾病（令和元年7月1日2疾病追加）</td> </tr> <tr> <td>都単独疾病</td> <td>8疾病</td> </tr> <tr> <td>特定疾患研究事業対象疾病</td> <td>4疾病</td> </tr> <tr> <td>特殊医療対策対象疾病</td> <td>2疾病</td> </tr> <tr> <td>B型・C型ウイルス肝炎治療</td> <td>5治療法</td> </tr> </table> <p>(3) 自己負担額 保険適用後の自己負担分について、所得状況に応じて最高30,000円（月額）までの負担</p> <p>根拠法令等</p> <p>難病の患者に対する医療費等に関する法律 難病の患者に対する医療費等に関する法律施行細則 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則 特別区における東京都難病等医療費助成申請書等の受理等に係る事務費交付金交付要綱</p> <p>開始時期</p> <p>昭和50年4月1日 東京都から受付窓口を区へ移管</p>			国疾病	333疾病（令和元年7月1日2疾病追加）	都単独疾病	8疾病	特定疾患研究事業対象疾病	4疾病	特殊医療対策対象疾病	2疾病	B型・C型ウイルス肝炎治療	5治療法
国疾病	333疾病（令和元年7月1日2疾病追加）											
都単独疾病	8疾病											
特定疾患研究事業対象疾病	4疾病											
特殊医療対策対象疾病	2疾病											
B型・C型ウイルス肝炎治療	5治療法											

実績表

対象となる疾病（国疾病）令和3年3月31日

番号	病名	港区での認定件数	番号	病名	港区での認定件数
001	球脊髄性筋萎縮症	0	056	ベーチェット病	33
002	筋萎縮性側索硬化症	20	057	特発性拡張型心筋症	27
003	脊髄性筋萎縮症	2	058	肥大型心筋症	8
004	原発性側索硬化症	0	059	拘束型心筋症	0
005	進行性核上性麻痺	13	060	再生不良性貧血	16
006	パーキンソン病	238	061	自己免疫性溶血性貧血	5
007	大脳皮質基底核変性症	12	062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2
008	ハンチントン病	0	063	特発性血小板減少性紫斑病	27
009	神経有棘赤血球症	0	064	血栓性血小板減少性紫斑病	1
010	シャルコー・マリー・トゥース病	4	065	原発性免疫不全症候群	10
011	重症筋無力症	49	066	IgA腎症	22
012	先天性筋無力症候群	0	067	多発性嚢胞腎	38
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	41	068	黄色靭帯骨化症	10
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	9	069	後縦靭帯骨化症	44
015	封入体筋炎	0	070	広範脊柱管狭窄症	7
016	クロウ・深瀬症候群	0	071	特発性大腿骨頭壊死症	39
017	多系統萎縮症	17	072	下垂体性ADH分泌異常症	10
018	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	27	073	下垂体性TSH分泌亢進症	1
019	ライソゾーム病	7	074	下垂体性PRL分泌亢進症	6
020	副腎白質ジストロフィー	1	075	クッシング病	4
021	ミトコンドリア病	2	076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0
022	もやもや病	27	077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	5
023	プリオン病	1	078	下垂体前葉機能低下症	32
024	亜急性硬化性全脳炎	0	079	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	1
025	進行性多巣性白質脳症	0	080	甲状腺ホルモン不応症	0
026	HTLV-1関連脊髄症	1	081	先天性副腎皮質酵素欠損症	2
027	特発性基底核石灰化症	1	082	先天性副腎低形成症	0
028	全身性アミロイドーシス	9	083	アジソン病	1
029	ウルリッヒ病	0	084	サルコイドーシス	32
030	遠位型ミオパチー	3	085	特発性間質性肺炎	44
031	ベスレムミオパチー	0	086	肺動脈性肺高血圧症	13
032	自己貧食空砲性ミオパチー	0	087	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	0
033	シュワルツ・ヤンベル症候群	0	088	慢性血栓性肺高血圧症	9
034	神経線維腫症	0	089	リンパ脈管筋腫症	5
035	天疱瘡	3	090	網膜色素変性症	20
036	表皮水疱症	0	091	バッド・キアリ症候群	0
037	膿疱性乾癬（汎発型）	3	092	特発性門脈圧亢進症	0
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	0	093	原発性胆汁性胆管炎	22
039	中毒性表皮壊死症	0	094	原発性硬化性胆管炎	6
040	高安動脈炎	5	095	自己免疫性肝炎	23
041	巨細胞性動脈炎	6	096	クローン病	88
042	結節性多発動脈炎	7	097	潰瘍性大腸炎	315
043	顕微鏡的多発血管炎	10	098	好酸球性消化管疾患	1
044	多発血管炎性肉芽腫症	4	099	慢性特発性偽性腸閉塞症	1
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	16	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0
046	悪性関節リウマチ	8	101	腸管神経節細胞減少症	0
047	バージャー病	1	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	0
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	2	103	CFC症候群	0
049	全身性エリテマトーデス	132	104	コステロ症候群	0
050	皮膚筋炎／多発性筋炎	44	105	チャージ症候群	0
051	全身性強皮症	46	106	クリオピリン関連周期熱症候群	1
052	混合性結合組織病	7	107	若年性特発性関節炎	1
053	シェーグレン症候群	36	108	TNF受容体関連周期性症候群	0
054	成人スチル病	15	109	非典型型溶血性尿毒症症候群	1
055	再発性多発軟骨炎	2	110	ブラウ症候群	0

番号	病名	港区での認定件数	番号	病名	港区での認定件数
111	先天性ミオパチー	1	168	エーラス・ダンロス症候群	1
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	1	169	メンケス病	0
113	筋ジストロフィー	6	170	オクシピタル・ホーン症候群	0
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	0	171	ウィルソン病	1
115	遺伝性周期性四肢麻痺	0	172	低ホスファターゼ症	0
116	アトピー性脊髄炎	0	173	V A T E R 症候群	0
117	脊髄空洞症	1	174	那須・ハコラ病	0
118	脊髄髄膜瘤	0	175	ウィーバー症候群	0
119	アイザックス症候群	2	176	コフィン・ローリー症候群	0
120	遺伝性ジストニア	0	177	シュベール症候群関連疾患	0
121	神経フェリチン症	0	178	モワット・ウィルソン症候群	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	0	179	ウィリアムズ症候群	0
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	0	180	A T R - X 症候群	0
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	181	クルーゾン症候群	0
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	0	182	アペール症候群	0
126	ペリー症候群	0	183	ファイファー症候群	0
127	前頭側頭葉変性症	3	184	アントレー・ピクスラー症候群	0
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	0	185	コフィン・シリズ症候群	0
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	1	186	ロスムンド・トムソン症候群	0
130	先天性無痛無汗症	2	187	歌舞伎症候群	0
131	アレキサンダー病	0	188	多脾症候群	0
132	先天性核上性球麻痺	0	189	無脾症候群	0
133	メビウス症候群	0	190	鰓耳腎症候群	0
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	0	191	ウェルナー症候群	0
135	アイカルディ症候群	0	192	コケイン症候群	0
136	片側巨脳症	0	193	プラダー・ウィリ症候群	0
137	限局性皮質異形成	0	194	ソトス症候群	0
138	神経細胞移動異常症	0	195	ヌーナン症候群	1
139	先天性大脳白質形成不全症	0	196	ヤング・シンプソン症候群	0
140	ドラベ症候群	0	197	1 p 3 6 欠失症候群	0
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0	198	4 p 欠失症候群	0
142	ミオクロニー欠神てんかん	0	199	5 p 欠失症候群	0
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	0
144	レノックス・ガストー症候群	1	201	アンジェルマン症候群	0
145	ウエスト症候群	0	202	スミス・マギニス症候群	0
146	大田原症候群	0	203	2 2 q 1 1 . 2 欠失症候群	1
147	早期ミオクロニー脳症	0	204	エマヌエル症候群	0
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0	205	脆弱X症候群関連疾患	0
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	0	206	脆弱X症候群	0
150	環状20番染色体症候群	0	207	総動脈幹遺残症	0
151	ラスムッセン脳炎	1	208	修正大血管転位症	0
152	P C D H 1 9 関連症候群	0	209	完全大血管転位症	1
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	0	210	単心室症	0
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	0	211	左心低形成症候群	0
155	ランドウ・クレフナー症候群	0	212	三尖弁閉鎖症	2
156	レット症候群	0	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	0
157	スタージ・ウェーバー症候群	0	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0
158	結節性硬化症	1	215	ファロー四徴症	1
159	色素性乾皮症	1	216	両大血管右室起始症	0
160	先天性魚鱗癬	0	217	エプスタイン病	0
161	家族性良性慢性天疱瘡	0	218	アルポート症候群	2
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	6	219	ギャロウェイ・モワト症候群	0
163	特発性後天性全身性無汗症	2	220	急速進行性糸球体腎炎	3
164	眼皮膚白皮症	1	221	抗糸球体基底膜腎炎	0
165	肥厚性皮膚骨膜炎	0	222	一次性ネフローゼ症候群	33
166	弾性線維性仮性黄色腫	0	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	2
167	マルファン症候群	4	224	紫斑病性腎炎	2

番号	病名	港区での認定件数	番号	病名	港区での認定件数
225	先天性腎性尿崩症	1	282	先天性赤血球形成異常性貧血	0
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	0	283	後天性赤芽球癆	5
227	オスラー病	0	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	0
228	閉塞性細気管支炎	0	285	ファンコニ貧血	0
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	0	286	遺伝性鉄芽球性貧血	0
230	肺胞低換気症候群	0	287	エプスタイン症候群	0
231	α1-アンチトリプシン欠乏症	0	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0
232	カーニー複合	0	289	クロンカイト・カナダ症候群	0
233	ウォルフラム症候群	0	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	0
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	0	291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	0
235	副甲状腺機能低下症	0	292	総排泄腔外反症	0
236	偽性副甲状腺機能低下症	0	293	総排泄腔遺残	0
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0	294	先天性横隔膜ヘルニア	0
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	1	295	乳幼児肝巨大血管腫	0
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	0	296	胆道閉鎖症	0
240	フェニルケトン尿症	0	297	アラジール症候群	0
241	高チロシン血症1型	0	298	遺伝性膀胱炎	0
242	高チロシン血症2型	0	299	嚢胞性線維症	0
243	高チロシン血症3型	0	300	IgG4 関連疾患	6
244	メープルシロップ尿症	0	301	黄斑ジストロフィー	0
245	プロピオン酸血症	0	302	レーベル遺伝性視神経症	0
246	メチルマロン酸血症	0	303	アッシャー症候群	0
247	イソ吉草酸血症	0	304	若年発症型両側性感音難聴	0
248	グルコーストランスポーター1欠損症	0	305	遅発性内リンパ水腫	0
249	グルタル酸血症1型	0	306	好酸球性副鼻腔炎	49
250	グルタル酸血症2型	0	307	カナバン病	0
251	尿素サイクル異常症	0	308	進行性白質脳症	0
252	リジン尿性蛋白不耐症	0	309	進行性ミオクローヌステんかん	0
253	先天性葉酸吸収不全	0	310	先天異常症候群	0
254	ポルフィリン症	0	311	先天性三尖弁狭窄症	0
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	0	312	先天性僧帽弁狭窄症	0
256	筋型糖原病	1	313	先天性肺静脈狭窄症	0
257	肝型糖原病	0	314	左肺動脈右肺動脈起始症	0
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0	315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	0
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0	316	カルニチン回路異常症	0
260	シトステロール血症	0	317	三頭酵素欠損症	0
261	タンジール病	0	318	シトリン欠損症	0
262	原発性高カイロミクロン血症	0	319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	0
263	脳髄黄色腫症	0	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	0
264	無βリポタンパク血症	0	321	非ケトーシス型高グリシン血症	0
265	脂肪萎縮症	0	322	β-ケトチオラーゼ欠損症	0
266	家族性地中海熱	2	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0
267	高IgD症候群	0	324	メチルグルタコン酸尿症	0
268	中條・西村症候群	0	325	遺伝性自己炎症疾患	0
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	0	326	大理石骨病	0
270	慢性再発多発性骨髄炎	0	327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る）	0
271	強直性脊椎炎	16	328	前眼部形成異常	0
272	進行性骨化性線維異形成症	0	329	無虹彩症	0
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	1	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	0
274	骨形成不全症	1	331	特発性多中心性キャッスルマン病	2
275	タナトフォリック骨異形成症	0	332	膠様滴状角膜ジストロフィー	0
276	軟骨無形成症	1	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	0
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	0		合計	1,938
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	2			
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	0			
280	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	0			
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1			

対象となる疾病（都単独疾病）
令和3年3月31日

番号	病名	港区での認定件数
都77	悪性高血圧	0
都80	原発性骨髄線維症	2
都83	母斑症（指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。）	1
都866	肝内結石症	0
都88	古典的特発性好酸球増多症候群	1
都91	びまん性汎細気管支炎	0
都95	遺伝性QT延長症候群	0
都97	網膜脈絡膜萎縮症	1
合 計		5

対象となる疾病
（特定疾患研究事業対象疾病）
令和3年3月31日

病名	港区での認定件数
スモン	2
プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）	0
難治性肝炎のうち劇症肝炎（更新のみ）	1
重症急性膵炎（更新のみ）	0
合 計	3

対象となる疾病（特殊医療対策対象疾病）
令和3年3月31日現在

病名	港区での認定件数
先天性血液凝固因子欠乏症等	19
人工透析を必要とする腎不全	415
合 計	434

対象となる疾病
（B型・C型ウイルス肝炎治療）
令和3年3月31日現在

治療法	港区での認定件数
インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療、3剤併用療法、インターフェロンフリー治療、肝がん・重度肝硬変（入院）	157

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 10/10	区負担 -	補助金名等	東京都難病等医療費助成申請書等の受理等に係る事務費交付金
---------------	----------	--------------	----------	-------	------------------------------

心身障害者福祉手当（区制度）	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

心身に障害のある人に、心身障害者福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

65歳未満で次の①～④のいずれかの要件に該当し、かつ前年の所得が所得限度額以内で、施設に入所していない人

ただし、65歳以上で平成13年7月分の手当を受給した人のうち、①～④のいずれかの要件に該当し、かつ前年の所得が所得限度額以内で、施設に入所していない人は対象者になります。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ① 身体障害者手帳1～3級 | ② 愛の手帳1～4度 |
| ③ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症 | ④ 難病の医療費助成を受けている人 |

所得限度額表

(令和3年4月現在)

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	1人増すごとに加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	380

※ 対象者が20歳未満の場合は、扶養義務者又は配偶者の所得が判定の対象となります。

(2) 支給額

月額 15,500円（ただし、身体障害者手帳3級・愛の手帳4度の人は月額7,750円）

(3) 支給方法

指定の金融機関に年3回（4月、8月、12月）振り込みます。

根拠法令等

港区心身障害者福祉手当条例

港区心身障害者福祉手当条例施行規則

開始時期

昭和48年4月1日

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
延人数(人)	30,817	31,120	30,390	30,517	30,565
受給者数(人)	2,558	2,464	2,514	2,514	2,514
支給総額(千円)	434,008	437,302	425,994	428,870	430,187

補助金等
有 ・ 無

備考

重度心身障害者手当（都制度）	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

心身に特に重度の障害を有するため常時複雑な介護を必要とする人に手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

65歳未満の障害者(児)が次のいずれかの要件に該当し、かつ前年の所得が所得限度額以内で、東京都心身障害者福祉センターから重度心身障害者の判定を受けた人ただし、3か月を超えて入院している人、施設に入所している人は対象外となります。

- ① 重度の知的障害と著しい精神症状が重複している人
- ② 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している人
- ③ 重度の四肢体幹機能障害(座位困難)の人

所得限度額表

(令和3年4月現在)

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	1人増すごとに加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	380

※ 対象者が20歳未満の場合は、扶養義務者又は配偶者の所得が判定の対象となります。

(2) 支給額

月額 60,000円

(3) 支給方法

東京都が毎月、指定の金融機関に振り込みます。

根拠法令等

東京都重度心身障害者手当条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

開始時期

昭和48年10月1日

実績表

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
区分					
受給者数	119	120	122	113	120

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

特別障害者手当等（国制度）	所管課	各総合支所区民課 障害者福祉課
<p>目 的 在宅の重度障害者（児）に対し、障害による特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより福祉の増進を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>1 特別障害者手当</p> <p>(1) 対象者 重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の人。ただし、病院等に3か月を超えて入院している人、施設に入所している人は対象外になります。原則、医師の診断書に基づいて判定します。</p> <p>(2) 支給額 月額 27,350円（本人、扶養義務者の前年の所得が限度額を超えているときは、支給を停止します。）</p> <p>(3) 支給方法 2月、5月、8月、11月に指定の金融機関に振り込みます。</p> <p>2 障害児福祉手当</p> <p>(1) 対象者 重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の人。原則、医師の診断書に基づいて判定します。 ただし、施設に入所している人、障害を理由とする公的年金を受給している人、聴覚の障害により申請する場合、補聴器及び人工内耳の電源を切った状態で音声を認識できる程度の人、運転免許の適性試験に合格している人は対象外になります。</p> <p>(2) 支給額 月額 14,880円（本人、扶養義務者の前年の所得が限度額を超えているときは、支給を停止します。）</p> <p>(3) 支給方法 2月、5月、8月、11月に指定の金融機関に振り込みます。</p> <p>3 経過的福祉手当</p> <p>(1) 対象者 昭和61年4月の特別児童扶養手当の支給に関する法律等の改正に伴う経過措置として手当を受給している人（新規の認定はありません。）</p> <p>(2) 支給額 月額 14,880円</p> <p>(3) 支給方法 2月、5月、8月、11月に指定の金融機関に振り込みます。</p>		

所得限度額表

(令和3年4月現在)

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	1人増すごとに加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	380

※ 別に扶養義務者の所得限度額も設けられています。

根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

特別障害者手当等事務取扱要領

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令

開始時期

昭和50年10月1日

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
延人数(人)	2,266	2,281	2,327	2,395	2,294
受給者数(人)	187	192	197	197	182
支給総額(千円)	54,891	55,154	56,156	58,536	56,227

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担 3/4	都負担 -	区負担 1/4	補助金名等	特別障害者手当等給付費国庫負担金
---------------	------------	----------	------------	-------	------------------

東京都心身障害者扶養共済制度	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

障害者を扶養する保護者に万一のこと（死亡又は重度障害）があったとき、残された障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者が抱く不安の軽減を図ります。

事業内容

(1) 対象者

次の全ての要件を満たす人

- ① 障害者の保護者であること。
- ② 東京都内に住所があること。
- ③ 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ④ 年度初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること。

(2) 内 容

障害者を扶養している保護者の相互扶助の精神に基づいた、任意加入の制度です。保護者が生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害と認められたときは、障害者に終身一定額の年金を支給する制度です。

なお、東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される全国共通の制度です。

根拠法令等

東京都心身障害者扶養共済制度条例

東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

開始時期

平成20年4月1日

実績表

(単位：人)

年度 区分	28	29	30	元	2
加入者数	8	13	14	22	22

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

障害者サービス苦情解決委員会 (ヒューマンほっとライン)	所管課	ー 障害者福祉課			
<p>目 的</p> <p>港区における障害者サービスに関する区民等の苦情申立てを適切かつ迅速に解決することにより、区民等の権利及び利益を保護するとともに、障害者サービスの質の向上を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対象者 障害者サービスの利用者等</p> <p>(2) 内 容</p> <p>① 障害者サービスに関する苦情を受理し、弁護士、学識経験者、民生委員・児童委員、医師、区民委員（公募）で構成する委員会がその解決策を検討し、区長に報告します。</p> <p>② 区長は報告を受けて、サービス所管課及びサービス提供事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導します。</p> <p>根拠法令等</p> <p>港区障害者サービス苦情解決委員会設置要綱</p> <p>開始時期</p> <p>平成 16 年 6 月 1 日</p> <p>実 績</p> <p>平成 21 年度から実績なし</p>					
補助金等 有 ・ ④無				備 考	

心身障害者（児）訪問電話	所管課	各総合支所区民課 障害者福祉課			
<p>目 的</p> <p>重度の心身障害者（児）世帯に対し、保健福祉支援部内に設置した電話相談センターから定期的に電話訪問することによって、安否を確認するとともに各種の相談に応じます。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 重度の心身障害者（児）で外出困難な人</p> <p>② 心身障害者のみの世帯（いずれかが重度の世帯）で昼間重度以上の心身障害者のみの世帯</p> <p>③ 心身障害者のみの世帯（いずれかが重度の世帯）で同居者が病弱者又は児童のみの世帯</p> <p>④ 常時介護を要する重度心身障害者（児）をかかえる世帯</p> <p>(2) 電話相談員</p> <p>非常勤職員（高齢者電話相談センターと兼務）</p> <p>根拠法令等</p> <p>港区高齢者・心身障害者（児）電話相談センターの設置及び訪問電話事業運営要綱</p> <p>開始時期</p> <p>昭和55年4月1日</p> <p>実 績</p> <p>平成16年度から実績なし</p>					
補助金等 有 ・ ①無				備 考	

原爆被爆者の援護	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

原爆被爆者に対し、団体助成、鍼・灸・マッサージサービスなどを行うことにより、健康の維持増進と福祉向上を図ります。また、東京都が実施している原爆被爆者及びその子に対する援護事業の受付窓口として、被爆者健康手帳の変更等の申請手続きを受け付けています。

事業内容

- (1) 見舞金の支給
7月1日現在区内に住所を有する原爆被爆者に対し、年に1回12,000円の見舞金を支給します。
- (2) 鍼・灸・マッサージサービス
原爆被爆者に対して健康の維持増進を図るため、鍼・灸・マッサージのサービスが受けられる利用券を年間6枚給付します。
- (3) 団体助成
港区原爆被爆者の会に対し、自主活動の充実を図るため活動費の一部を助成します。

根拠法令等

港区原子爆弾被爆者に対する見舞金支給要綱
 港区鍼・灸又はマッサージサービス利用券給付要綱
 港区原爆被爆者の会助成要綱

開始時期

- (1) 見舞金の支給 昭和62年12月1日
- (2) 鍼・灸・マッサージサービス 平成7年4月1日
- (3) 団体助成 平成2年4月1日

実績表

(1) 見舞金の支給

年度	28	29	30	元	2
区分					
支給者数(人)	111	97	97	91	82
支給金額(円)	1,332,000	1,164,000	1,164,000	1,092,000	984,000

(2) 鍼・灸・マッサージサービス利用券の給付 (単位：人)

年度	28	29	30	元	2
区分					
給付者数	63	48	70	57	46

(3) 団体助成の状況

年度	28	29	30	元	2
区分					
団体助成数(件)	1	1	1	1	1
助成金額(円)	631,000	631,000	631,000	631,000	631,000

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

中等度難聴児発達支援事業	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の中等度難聴児に対し、補聴器の装用による言語の習得及び生活能力、コミュニケーション能力等の向上を図るため、補聴器等購入費用の一部を助成します。

事業内容

(1) 対象者

港区内に在住する18歳未満の児童で、次のいずれにも該当する児童

- ① 身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象となる聴力でないこと。
- ② 両耳の聴力レベルがおおむね 30 デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者であること。
- ③ 交付対象児童又は交付対象児童の属する世帯の他の世帯員のうち、最多区民税所得割課税者の課税額が 46 万円未満であること。

(2) 内 容

1 台あたりの基準額を補聴器137,000円、ワイヤレスマイク98,000円、受信機80,000円、オーディオチュー5,000円、勉強会講師謝礼13,700円とし、基準額と実際に要した額を比較して少ない方の額の、10分の9を助成します。

なお、生活保護世帯及び区民税非課税世帯の場合、10分の10を助成します。

根拠法令等

港区中等度難聴児発達支援事業実施要綱

開始時期

平成 27 年 4 月 1 日

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
給付者数(人)	2	5	0	5	2
給付台数(台)	3	9	0	9	4
公費負担額(円)	296,496	1,058,872	0	751,021	524,200

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	-----------------------

重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

医療的ケアを必要とし、家族が在宅で介護を行っている重症心身障害児（者）等について、自宅に看護師又は准看護師を派遣し、家族に代わり一定時間のケアを行うことにより、重症心身障害児（者）等とその家族の福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 対象者

区内に住所を有する以下のいずれにも該当する人（ただし、介護保険の要介護認定を受けている人を除く。）

① 重度の知的障害（愛の手帳1・2度程度）があり、かつ、重度の肢体不自由（身体障害者手帳1・2級）がある人、又は、以下のいずれかの医療的ケアを受けている児童

- ・人工呼吸管理 ・気管内挿管、気管切開 ・鼻咽頭エアウェイ
- ・酸素吸入 ・6回／日以上頻回の吸引 ・ネブライザー6回／日以上
または継続使用 ・中心静脈栄養 ・経管（経鼻・胃ろうを含む。）
- ・腸ろう、腸管栄養 ・継続する透析（腹膜灌流を含む。） ・定期導尿
3回／日以上（人口膀胱を含む。） ・人工肛門

② 家族による在宅介護を受けて生活している人

③ 看護による医療的ケアを受けている人又は必要としている人

(2) 内 容

自宅に看護師又は准看護師を派遣し、家族が日頃行っている医療的ケア及び療養上の世話を家族に代わって提供します。

(3) 利用者負担（1回当たり）

（単位：円）

世帯の課税状況	2時間 利用	2時間30分 利用	3時間 利用	3時間30分 利用	4時間 利用
生活保護受給世帯及び 区民税非課税世帯	0				
[障害者の場合] 区民税所得割16万円未満の世帯	370	460	550	640	740
[障害児の場合] 区民税所得割28万円未満の世帯	180	220	270	310	360
上記以外の世帯	1,500	1,880	2,200	2,630	3,000

上記のほか、衛生用品等の実費相当分は利用者負担となります。

根拠法令等

港区重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業実施要綱

開始時期

平成26年4月1日（平成29年4月1日重症心身障害児（者）在宅緊急一時支援事業から変更）

実績表

（単位：人）

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
利用者数（18歳以上）	0	3	3	4	3
利用者数（18歳未満）	0	5	13	16	17
合計	0	8	16	20	20

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

重度脳性麻痺者介護事業	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ります。

事業内容

- (1) 対象者
区内に居住する20歳以上の身体障害者手帳1級の脳性麻痺者
- (2) 介護者及び介護回数
家族を介護者とし、1日を単位として月12回まで
- (3) 認定申請
あらかじめ登録が必要です。

根拠法令等

港区重度脳性麻痺者介護事業要綱

開始時期

昭和62年7月1日

実績表

(単位：回)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
派遣回数	432	432	432	432	432

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 -	都負担 10/10	区負担 -	補助金名等	東京都在宅障害者福祉事業費等 補助金
-----------------	----------	--------------	----------	-------	-----------------------

障害者(児)紙おむつの給付及びおむつ代の助成	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

障害者(児)に、より快適な日常生活を送ることができる生活環境を提供するとともに、家族の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつを給付しています。

なお、区の給付する紙おむつを使用できない医療機関に入院している人に対しては、おむつ代を助成しています(限度額 月額 10,000 円)。

※ ただし、同じ月に紙おむつの給付とおむつ代助成との併用はできません。

事業内容

(1) 対象者

身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度又は精神障害者保健福祉手帳 1 級で、3 歳以上 65 歳未満の人

※ 介護保険の対象となる人は含まれません。

(2) 給付内容

紙おむつの支給対象商品の中から給付限度の範囲内で選択します。

(3) 給付方法

委託業者が月 1 回指定の場所に配送します。

(4) 利用者負担

月額 500 円

根拠法令等

港区重度障害者(児)紙おむつ給付要綱

開始時期

昭和 54 年 5 月 1 日

実績表

(単位：人)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
紙おむつ給付延人数	1,769	1,837	1,840	1,842	1,713
おむつ代助成延人数	31	29	33	27	29

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

身体障害者等事業者方式救急通報システム	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

身体障害者や難病り患者が家庭内で急病などに陥ったとき、あるいは一定時間トイレの利用が無い場合に、専門の警備員が出動して安否の確認や救助等を行い、安全を確保します。

事業内容

(1) 対象者

区内に住所を有する18歳以上65歳未満の人で、身体障害者手帳1・2級のひとり暮らし等の人及びひとり暮らし等の難病の人

(2) 内 容

緊急通報システム、火災安全システム、ライフリズムシステム（※）を一式で設置し、緊急の場合、火災発生時等に事業者（警備会社）に通報します。

※ ライフリズムシステム…一定時間トイレを使用しなかった場合、自動的に通報するシステム

(3) 費 用

利用者負担 月額 400円

（生活保護受給者及び住民税非課税者は無料）

根拠法令等

港区事業者方式救急通報システム事業運営要綱

開始時期

平成13年4月1日

実績表

（単位：台）

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
新規設置台数	1	1	3	2	4
年度末設置台数	13	12	13	15	17

※ 65歳到達者は翌年度から、高齢者対象の同事業に移行します。

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費—都補助額	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	-----------------------

障害者（児）寝具乾燥等消毒	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

寝具の乾燥が困難と認められる障害者(児)の寝具を乾燥消毒し、臥床環境を改善することにより、福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、寝具の乾燥が困難と認められる人

(2) 実施回数

年12回（うち1回は水洗い）

(3) 利用者負担

寝具1組（乾燥消毒）	150円
掛布団1枚（水洗い消毒）	300円
敷布団1枚（水洗い消毒）	300円
毛布1枚（水洗い消毒）	50円

根拠法令等

港区寝具乾燥等消毒事業実施要綱

開始時期

昭和48年6月1日

実績表

(単位：人)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
延実施人数	1,060	960	857	836	704

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

心身障害者（児）福祉理美容サービス	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

理美容店へ出かけることが困難な障害者（児）に、理美容サービス登録カードを交付し、理容師・美容師による出張サービスを行うことにより、健康保持の一助とするとともに家族の介護の軽減を図ります。

事業内容

(1) 対象者

- ① 東京都重度心身障害者手当を受給している人
- ② 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳1級の人
- ③ 愛の手帳1度の人

(2) 利用者負担

1回 500円

(3) 利用方法

理美容サービス登録カード（利用回数年6回まで）を交付し、港区福祉理容協力店名簿（54店舗）・港区福祉美容協力店名簿（31店舗）に登載された理美容店に申し込み、サービスを受ける際に提示します。

根拠法令等

港区福祉理美容登録カード交付要綱

開始時期

昭和52年7月1日

実績表

（単位：件）

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
延 利 用 件 数	141	140	146	150	103

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

無料入浴券の給付（障害者）	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課・高齢者支援課・生活福祉調整課

目 的

高齢者、障害者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に対して、公衆浴場で利用できる無料入浴券を給付することにより、疲れた体をいやし生活意欲の向上及び健康保持を図ります。

事業内容

(1) 対象者

- ① 70歳以上の高齢者
- ② 障害者及び原爆被爆者
- ③ 自家に風呂のない生活保護世帯等

(2) 給付時期

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(3) 給付枚数

高 齢 者	1人当たり年間最大52枚
	※ 申請月により給付枚数が異なります。
障害者及び原爆被爆者	大人、中人、小人とも1人当たり年間最大52枚
	※ 申請月により給付枚数が異なります。
生活保護世帯等	大人、中人、小人とも1人当たり年間最大60枚
	※ 開始月により給付枚数が異なります。

根拠法令等

港区無料入浴券給付事業実施要綱

※ 生活保護世帯については、「港区生活保護世帯等に対する無料入浴券支給事業実施要綱」に規定されています。

開始時期

高 齢 者	昭和57年4月（平成19年4月から70歳以上へ対象拡大）
障 害 者	昭和57年4月（平成17年4月から精神障害者へ対象拡大）
原 爆 被 爆 者	平成7年4月
生活保護世帯等	昭和57年4月

実 績 表

給付の状況

（単位：枚）

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
高 齢 者	158,815	151,551	152,522	150,323	130,695
障 害 者 等	15,544	14,933	14,810	14,370	16,072
生活保護世帯等	6,022	5,579	4,435	3,779	3,231

※ 障害者等には、原爆被爆者を含む。

補助金等 有 ・ ④			備考	
---------------	--	--	----	--

入浴サービス	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

自宅や公衆浴場での入浴が困難な障害者（児）に対し、入浴サービスを行うことにより健康・衛生保持の一助とするとともに家族の介護の軽減を図ります。
 障害状況等により、巡回入浴車による方法と施設入浴（機械入浴・介助入浴・家族入浴）による方法があります。

事業内容

種類	内容	対象者	備考
機械入浴	全介助が必要な人に対して、障害保健福祉センター及び新橋はつらつ太陽内の機械浴室で入浴介助を行います。	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人	専用車による送迎があります。
介助入浴	自力移動が可能で、一部介助が必要な人に対して、障害保健福祉センター及び新橋はつらつ太陽内の家族浴室で、障害の状況に応じた入浴介助を行います。	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人	必要に応じて専用車による送迎があります。
家族入浴	障害保健福祉センター内の家族浴室で、家族等の介助により入浴することができます。	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の人	家族等の介助により入浴できることが条件です。
巡回入浴	巡回入浴車を派遣し、居宅において特殊浴槽を用い、家族の立会いのもと入浴サービスを行います。	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人	

費用 無料

利用日等 ① 施設入浴 月～土曜日午前10時～午後5時の枠内で、相談の上、決定します。

② 巡回入浴 相談の上、決定します。

申込手続 申請書、承諾書、医師の意見書（家族入浴は除く。）の提出が必要です。

その他 ① 医師から入浴を許可されていることが必要です。

② 原則として、介護保険サービスの対象者は除きます。

③ 当日の利用者の健康状態により、入浴が困難な場合は、サービスの提供をお断りすることがあります（例：感染症に罹患している場合など）。

根拠法令等

港区障害者（児）入浴サービス実施要綱

開始時期

(1) 巡回入浴サービス 昭和56年5月1日

(2) 施設入浴サービス（機械入浴、家族入浴）平成10年5月1日

(3) 施設入浴サービス（介助入浴）平成15年4月1日

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
利用者数(人)	50	58	68	70	65
実施回数(回)	4,369	4,151	4,680	4,924	3,588

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
-----------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

障害者配食サービス	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

ひとり暮らし等で食事の調理や食材の調達が困難な障害者に対し、栄養バランスのとれた食事を、居宅に訪問して提供することにより、障害者の栄養管理や健康維持の一助とし、在宅障害者の福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

区内在住の65歳未満で、食事の調理が困難な次の要件のいずれかにあてはまる人

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人（以下「障害者」という。）でひとり暮らしの人
- ② 障害者のみで世帯を構成する人
- ③ 障害者と高齢者のみで世帯を構成する障害者

(2) 利用者負担

1食 270円～480円

(3) 実施回数

1週間に7回まで、昼食又は夕食を配食します。

根拠法令等

港区障害者配食サービス事業実施要綱

開始時期

平成13年4月1日

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
登録者数 (人)	163	180	189	202	206
延配食数 (食)	9,168	7,339	10,916	13,566	13,120

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

障害者（児）徘徊探索支援	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

徘徊行動のある知的障害者（児）等に対し、GPSを利用した位置情報探索機による探索サービスを行い、徘徊障害者（児）の早期発見と安全を確保し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

事業内容

(1) 対象者

中度以上（愛の手帳1～3度）の知的障害者（児）又は自閉症で、探索サービスが必要と認められる在宅の障害者（児）

(2) 利用者負担

GPS端末機 月額 500円

現場急行サービス 1回 3,000円

根拠法令等

港区知的障害者（児）徘徊探索支援事業運営要綱

開始時期

平成13年4月1日

実績表

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
登録者数	13	13	17	19	19

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

タクシー利用券の給付	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

歩行困難な障害者（児）に、タクシー利用券を給付することにより、生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図ります。

事業内容

(1) 対象者

身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚1～3級の人、内部障害1級の人、呼吸器機能障害3級の人

愛の手帳 1・2度の人

精神障害者保健福祉手帳 1級の人

(2) 給付方法

新規申請者は、各総合支所区民課窓口で給付します。継続して利用する人は障害者福祉課から郵送します。

(3) 給付額

年44,000円分（ただし、7月～9月の新規申請は33,000円、10月～12月の新規申請は22,000円、1月～3月の新規申請は11,000円）

※ 自動車燃料費の助成との併給はできません。

根拠法令等

港区障害者（児）タクシー利用券給付要綱

開始時期

昭和53年6月1日

実績表

(単位：人)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
給付人数	2,554	2,779	2,546	2,537	2,549

補助金等有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

自動車燃料費の助成	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

障害者（児）の使用する自動車に係る燃料費の一部を助成することにより、障害者（児）の生活圏の拡大及び経済的負担を軽減し、社会活動の促進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚1～3級の人、内部障害1級の人、呼吸器機能障害3級の人

愛の手帳 1・2度の人

精神障害者保健福祉手帳 1級の人

(2) 助成額

年 44,000円以内

（ただし、7月～9月の新規申請は33,000円、10月～12月の新規申請は22,000円、1月～3月の新規申請は11,000円）

※ タクシー利用券との併給はできません。

根拠法令等

港区障害者（児）自動車燃料費助成事業実施要綱

開始時期

昭和55年4月1日

実績表

年度	28	29	30	元	2
区分					
受給者数(人)	307	294	294	296	266
助成金額(円)	12,165,632	11,708,476	10,576,083	11,605,852	10,149,690

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

心身障害者（児）福祉キャブ	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

車椅子使用や寝たきりの障害者（児）、又は知的障害者（児）に対し、港区福祉キャブ利用カードを交付し、その乗車料金の一部を補助することにより、社会参加を助長し、福祉の向上を図ります。

事業内容

- (1) 対象者
65歳未満で、次の要件に該当する人
身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚 1～3級の人、内部障害1級の人、呼吸器機能障害3級の人
愛の手帳 1・2度の人
- (2) 運行台数
1台
- (3) 利用方法
① 港区福祉キャブ利用カードの交付を受けます。
② 運行委託業者に利用者が原則として利用日の前日までに直接申し込みます。
- (4) 運賃
普通車タクシー料金と同じ
- (5) 介助人利用助成
介助人を利用した場合、介助人利用料（1人）の2分の1に相当する額を助成します。
- (6) 乗車地域
原則東京都内（発着地のいずれかが東京23区、武蔵野市・三鷹市地区）

根拠法令等

港区福祉キャブ利用カード交付要綱

開始時期

昭和57年5月1日

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
延利用件数	3,046	2,531	2,682	2,396	1,549

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-----------------------

緊急移送サービス利用助成事業（障害者）	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

車椅子等を使用する障害者が緊急時に24時間対応の民間救急移送サービスを利用する場合に、その費用の一部を助成することにより、障害者の在宅生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

事業内容

(1) 対象者

港区福祉キャブ利用カード交付者

(2) 利用方法

福祉キャブ運行委託事業者に利用者が直接申し込みます。

(3) 利用者負担

① 利用料金が10,000円以下の場合 利用料金の30%に相当する額

② 利用料金が10,000円超の場合 3,000円+10,000円を超える部分の額

※ 寝台・車椅子・リクライニング式車椅子の利用料金については全額助成します。

根拠法令等

港区緊急移送サービス利用助成事業実施要綱

開始時期

平成17年4月1日

実績表

(単位：件)

年度 \ 区分	28	29	30	元	2
延利用件数	0	2	0	0	0

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

自動車運転免許取得費助成	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

障害者が第一種普通自動車運転免許を取得しようとする場合、取得に要する経費の一部を助成することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

事業内容

(1) 対象者

区内に引き続き3か月以上居住している人で、次の要件に該当する人

- ① 運転免許適性試験に合格した人で、3級以上の身体障害者手帳の交付を受けている人、4度以上の愛の手帳の交付を受けている人。ただし、内部障害については4級以上、下肢又は体幹に係る障害については5級以上の身体障害者手帳の交付を受けている人で、歩行が困難な人
- ② 道路交通法第96条第1項に規定する運転免許試験の受験資格を有する人
- ③ 本人の前年分所得税額が40万円以下の人
- ④ 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない人

(2) 内 容

教習所（練習所）入所料、技能・学科教習料、受験料、教材費及び排気量等の限定解除に直接要する費用を対象とし、前年の所得税額に応じて164,800円まで（排気量等の限定解除の費用については20,600円まで）を助成します。

根拠法令等

港区心身障害者自動車運転免許取得費助成事業運営要綱

開始時期

昭和52年10月1日

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
受給者数（人）	2	1	1	2	0
助成金額（円）	329,600	164,800	164,800	185,400	0

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

自動車改造費の助成	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

障害者が自分で運転する自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

事業内容

(1) 対象者

区内に住所を有し、現に居住している人で、次のいずれにも該当する人

- ① 下肢又は体幹等の身体障害者手帳の交付を受けた人であって、就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車を改造する必要がある人
- ② 本人又は扶養義務者の前年の所得が所得制限基準内の人(特別障害者手当と同じ)

(2) 内 容

操向装置及び駆動装置等の改造費用として、原則、対象者1人につき1台に限り、133,900円までを助成します(所得制限あり)。

根拠法令等

港区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

港区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱運営要領

開始時期

昭和56年4月1日

実績表

年度	28	29	30	元	2
区分					
受給者数(人)	0	0	0	1	1
助成金額(円)	0	0	0	104,000	133,900

補助金等
有 ・ 無

備 考

福祉車両（車椅子同乗用）購入費助成	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

車椅子利用者が容易に同乗又は昇降できる福祉車両の購入費の一部を助成することにより、在宅の車椅子利用者の外出を支援し、社会生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

事業内容

(1) 対象者

- ・区内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けた常時車椅子利用の人又はその同居の親族
 - ・どちらも前年の所得が所得制限基準内の人（心身障害者福祉手当と同じ）
- ※ 福祉車両に同乗する人が、施設に入所等をしている場合は対象になりません。

(2) 内 容

1 件につき 300,000 円まで助成します。

ただし、中古車の場合は、300,000 円と購入費用の5分の1に相当する額のいずれか少ない額とします。

根拠法令等

港区福祉車両購入費助成事業実施要綱

開始時期

平成 20 年 4 月 1 日

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
受給者数（人）	1	1	0	1	0
助成金額（円）	300,000	300,000	0	67,160	0

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

重度身体障害者（児）居宅生活支援事業	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

たん吸引、経管栄養等の医療的ケアを必要とする重度の身体障害者（児）が、登録事業者による医療保険の訪問看護と併せて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護、重度訪問介護又は地域生活支援事業の移動支援（以下「居宅介護等」という。）を利用する場合に、区独自の加算をすることにより、質の高いサービスの提供を確保し、もって重度の身体障害者（児）の福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対 象 者

区内に住所を有し、次の①～③のいずれにも該当する人（介護保険の認定を受けた人は除く。）

- ① 身体障害者手帳1級又は2級であること。
- ② 居宅介護等を利用していること。
- ③ たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要で、登録事業者による訪問看護を利用していること。

(2) 内 容

医療的ケアの必要な人に、看護師による居宅介護等の提供を行います。

(3) 利用者負担

無し

（ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護等の提供に係る費用について、所得額に応じた利用者負担あり）

(4) 助 成 額

登録事業者に対して助成

区内事業者：30分当たり1,000円、区外事業者：30分当たり1,150円

根拠法令等

港区重度身体障害者（児）居宅生活支援事業実施要綱

開始時期

平成18年10月1日

実 績 表

（単位：人）

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
利用者数（18歳以上）	5	6	6	10	9
利用者数（18歳未満）	7	8	8	4	4
合計	12	14	14	14	13

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

障害者団体への助成等	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

区内の障害者団体に対して、活動費の一部を助成し、自主活動の充実を図ります。

事業内容

(1) 対象者

原則として心身障害者とその保護者のみを構成員として、会員の福祉向上のため活動する団体で、申請時点において港区心身障害児・者団体連合会に加入している団体とします。

(2) 助成内容

- ① 団体の運営事務
- ② 訓練・研修・講習会
- ③ 教育の向上
- ④ レクリエーション
- ⑤ 地域社会との交流
- ⑥ 歩行訓練事業
- ⑦ ファクシミリによる連絡
- ⑧ その他適当と認められる経費

根拠法令等

港区心身障害者団体助成要綱

開始時期

昭和 56 年

実績表

年度	28	29	30	元	2
区分					
団体数(件)	8	9	9	9	8
助成金額(千円)	5,088	6,052	5,588	5,535	3,854

助成団体名

港区視覚障害者福祉協会
港区聴覚障害者協会
港区手をつなぐ親の会
港区重症心身障害児(者)を守る会
港区中途障害者会
港区失語症友の会「みなとの会」
高次脳機能障がい者の未来を紡ぐ会「みなと高次脳」
港区心身障害児・者団体連合会

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

民間グループホーム支援	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

知的障害者グループホームの区内における整備を増進することにより、知的障害者の住み慣れた地域社会での自立を助長します。

事業内容

- (1) 対象者
区内グループホームを運営する社会福祉法人及び特定非営利活動法人
- (2) 内 容
以下の経費について、補助金を交付します。
 - ① グループホームの家賃、契約更新料、空室時の補助に要する経費
 - ② 社会性を身につけるための外出等の社会活動訓練に要する経費
 - ③ 施設の防災防犯に伴う設備の設置等に係る経費
 - ④ グループホームの創設又は改築に際して行った施設整備及び老朽設備の更新に関する経費

根拠法令等

港区知的障害者グループホーム運営要綱
港区知的障害者グループホーム運営費等補助金交付要綱

開始時期

平成 14 年 4 月 1 日

実績表

年度	28	29	30	元	2
区分					
団体数(件)	6	7	7	8	8
補助金額(千円)	21,780	20,880	22,875	23,072	24,354

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

障害者グループホーム家賃助成	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助）に入居する障害者が、安定した生活を送ることができるように家賃の助成を行います。

事業内容

(1) 対象者

グループホームへ入居している身体障害者手帳の交付を受けている人、愛の手帳の交付を受けている人又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる難病等の人で、所得基準を満たす人

(2) 助成金額

所得月額が73,000円未満の場合、月額24,000円又は家賃のうち低い額
 所得月額が73,000円以上97,000円未満の場合、月額12,000円又は家賃の半額のうち低い額

(注) 平成23年10月1日から助成金のうち、10,000円までの額（特定障害者特別給付費）について国が2分の1、東京都が4分の1を区に対して補助します。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 港区障害者グループホーム運営要綱

開始時期

平成15年4月1日

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
受給者数（人）	40	54	52	56	55
助成金額（千円）	4,556	5,327	6,535	6,490	6,381

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	【特定障害者特別給付費】 障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金
-----------------	--------------	--------------	--------------	-------	---

精神障害者グループホーム支援	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所（主な対象者は、精神障害者である人に限る。以下「グループホーム」という。）の区内における整備を増進し、精神障害者の地域生活での自立を促進します。また、精神障害者が区外のグループホームを利用している場合でも、施設借上費を補助することにより、安定した生活を送れるように支援します。

事業内容

- (1) 障害者総合支援法によるグループホーム居住者の家賃への補助
 特定障害者特別給付費
 補助金額の上限：月額 10,000 円
 対象：グループホームを利用する精神障害者で、区民税非課税者及び生活保護受給者
- (2) 区内グループホームを運営する社会福祉法人等への補助
 - ① 施設借上費（家賃補助、契約更新料の補助、家屋借上げ費用の補助（開設時のみ）、空室補助）
 - ② 社会活動訓練費（介助人の雇上げ経費、活動に係る諸経費、食料費及び交通費）
 - ③ 防災防犯関係設備経費（防災及び防犯に伴う設備の設置等の費用）
 - ④ 設備整備費（整備の内容について、区長が認めたもの）
 - ⑤ 開設準備経費（グループホームを開設するのにかかった物品購入費）
- (3) 区民が利用する区外グループホームを運営する社会福祉法人等への補助
 施設借上費（家賃補助、契約更新料の補助）
 補助金額の上限：1人当たり月額 69,800 円又は家賃のうち低い額
 （施設借上費は、特定障害者特別給付費を差し引いて支給します。）

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 港区精神障害者グループホーム運営費補助金交付要綱

開始時期

平成 22 年 1 月

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
区内グループホーム（件）	2	3	2	3	4
区外グループホーム（件）	18	22	22	22	28
利用者（人）	23	33	34	43	46
補助金額（千円）	11,809	17,073	15,760	16,616	17,181

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	【特定障害者特別給付費】 障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金
-----------------	--------------	--------------	--------------	-------	---

通所訓練事業への補助	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

通所訓練事業を行う社会福祉法人等に対し、その運営費の一部を助成することにより、心身障害者（児）の自立更生の促進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

通所訓練事業及び地域デイサービス事業を行う社会福祉法人等

(2) 交付額の算定

開所日数、通所者数によりランクを定め、港区障害者（児）通所事業運営費等補助金交付要綱に定める各ランクの基準額を基準とします。健康診査に要する経費は、受診者1人当たり10,000円又は健康診査受診実費のいずれか少ない額とします。

根拠法令等

港区地域デイサービス事業実施要綱

港区障害者（児）通所事業運営費等補助金交付要綱

開始時期

昭和56年4月1日

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
団 体 数 (件)	8	9	9	7	9
補 助 金 額 (千円)	9,459	8,996	4,786	1,620	1,394

※ 千円未満の端数は切上げ

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

重症心身障害児・者通所事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

在宅の重症心身障害児・者に対し、通所の方法により地域での生活に必要な支援を行うことにより、重症心身障害児・者の福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 重症心身障害児通所事業

① 対象者

区内に住所を有する、地域の障害児施設等への通所が困難な、未就学の重症心身障害児（医療的ケアが必要な重症心身障害児を含む。）

② 委託先（実施場所）

社会福祉法人 友愛十字会 （児童発達支援センター）

(2) 重症心身障害者通所事業

① 対象者

区内に住所を有する、地域の障害者施設等への通所が困難な、特別支援学校を卒業した者又は18歳以上の在宅の重症心身障害者（医療的ケアが必要な重症心身障害者を含む。）

② 委託先（実施場所）

社会福祉法人 長岡福祉協会 （新橋はつらつ太陽）

根拠法令等

児童福祉法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

重症心身障害児（者）通園事業の実施について 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領

港区立児童発達支援センター障害児通所支援事業運営要綱

港区重症心身障害者通所事業運営要綱

港区立児童発達支援センターの障害児通所支援事業における医療的ケア実施要綱

港区重症心身障害者通所事業における医療的ケア実施要領

開始時期

(1) 重症心身障害児通所事業 平成21年10月1日（令和2年3月31日まで：障害保健福祉センター）

令和2年4月1日（児童発達支援センター）

(2) 重症心身障害者通所事業 平成20年5月1日

実績表

利用者数

各年度末現在（単位：人）

区分	年度	28	29	30	元	2
		(1) 重症心身障害児通所事業	実人数	8	9	9
	延人数	502	581	662	564	396
(2) 重症心身障害者通所事業	実人数	6	6	7	6	8
	延人数	683	741	830	753	712

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費—都補助額	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
-----------------	----------	---------------	-----------------	-------	-----------------------

新橋はつらつ太陽運営補助	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

新橋はつらつ太陽の利用者送迎費用を補助することにより、利用者の福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 対象者

新橋はつらつ太陽

(2) 内容

新橋はつらつ太陽の利用者の送迎に係る経費のうち、次に掲げるものとします。

- ① 車両の購入及び維持に要する費用
- ② 車両の運転業務委託に要する費用
- ③ 燃料の購入に要する費用

根拠法令等

新橋はつらつ太陽の利用者送迎費用補助金交付要綱

開始時期

平成19年4月1日

実績表

(単位：千円)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
補助金額	35,719	36,182	36,200	46,179	37,101

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高次脳機能障害理解促進事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

高次脳機能障害は、病気や交通事故などの様々な原因で、脳に部分的に損傷を受けたために生ずる言語や記憶などの機能障害を指します。外見からは障害があることがわかりづらいため、周囲の理解が得られにくく家族が抱え込んでしまう等様々な問題が生じています。

障害保健福祉センターや医療機関等の関係機関と連携を図り、相談支援や高次脳機能障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。

事業内容

・相談支援

障害保健福祉センター、精神障害者支援センター、各総合支所区民課の窓口で、高次脳機能障害者や家族等からの個別の相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに、情報提供を行います。

・普及啓発（講演会・研修会）

高次脳機能障害について、広く区民や関係機関に対し、理解促進のため講演会を実施し、普及啓発を図ります。また、支援者を主な対象とした講演方式の研修会を実施します。

根拠法令等

区市町村高次脳機能障害者支援促進事業実施要綱

区市町村高次脳機能障害者支援促進事業補助金交付要綱

開始時期

平成 22 年 4 月 1 日

実績表

相談支援

(単位：件)

年度	28	29	30	元	2
区分					
相談件数	48	117	29	30	9

普及啓発（講演会・研修会）

年度	28	29	30	元	2
区分					
実施回数（回）	3	3	3	3	3
参加人数（人）	336	239	419	290	116
助成金額（千円）	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 3 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	区市町村高次脳機能障害者支援促進事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-----------------------

障害者就労支援事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者の一般就労への機会拡大を図るとともに、安心して働き続けられるようにすることで、障害者の自立と社会参加の一層の促進を目指します。

事業内容

専門職員が、身近な地域における相談、就労意欲・職業能力の向上の支援、職場開拓、健康・金銭管理及び余暇活動等の就労・生活支援を一体的に提供します。また、支援を行う場合には、障害者一人ひとりに対する支援計画を作成し、検証を通して一般就労及び地域における自立生活の促進を図っています。

特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団に委託して実施しています。

根拠法令等

区市町村障害者就労支援事業実施要綱

区市町村障害者就労支援事業補助要綱

港区障害者就労支援事業実施要綱

港区福祉売店事業実施要綱

港区福祉売店事業運営要領

開始時期

平成14年4月1日

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
利用登録者数 (人)	352	371	362	392	404
利用件数 (件)	7,089	6,622	5,863	5,452	4,773
就職した利用登録者数 (人)	16	22	15	27	22

補助金等 (有) ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費—都補助額	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
-----------------	----------	---------------	-----------------	-------	-----------------------

みなと障がい者福祉事業団への助成	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団の安定的な運営を確保することを目的とします。事業団では、地域社会の協力を得て、障害者の働く場の確保と提供を行うとともに、そこで培った就労意欲や職業能力を一般企業就職に結びつけることにより、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

事業内容

特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団の運営に要する経費のうち、人件費等の一部を助成します。

根拠法令等

特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団に対する補助金交付要綱

開始時期

平成 10 年 4 月 1 日

実 績 表

年度	元	2
区分		
補助金額 (円)	22,867,558	23,374,038

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

障害者就労支援事業所設備整備等補助金交付事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

就労支援事業所の新たな販路拡大や生産性の向上等を支援することで、障害者の就労機会を拡大し、安定した就労環境の整備を図ります。

事業内容

就労移行支援事業所又は就労継続支援A型事業所若しくは就労継続支援B型事業所において、新たな販路拡大や生産性の向上等のために行う、備品等の設備整備や技術向上等に必要な学習会等の実施に要する経費の一部を補助します。

<補助対象者>

港区内に所在し、かつ、港区に居住する障害者が在籍している就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所を運営する法人

<補助対象事業及び対象経費>

補助対象事業	補助対象経費	補助上限額
生産性の向上、新たな販路拡大等のために行う設備整備に要する経費	機械装置、工具器具備品、什器備品等の購入・改造・改修等に要する経費 (設置に伴う据え付け工事費用を含む。)	750万円 (1,000万円×4分の3)
知識又は技能の習得若しくは売上げの向上等のために行う研修、相談等に要する経費	専門家謝礼、旅費、印刷製本費、教材費、講座等参加費、通訳・翻訳費、会場借上費、委託費、その他区長が必要と認める経費	45万円 (60万円×4分の3)
商品の魅力向上、販路拡大等のために行う販売促進に要する経費	印刷製本費、デザイン、イラスト等製作費、ホームページ等製作費、広告宣伝費、会場借上費、その他区長が必要と認める経費	45万円 (60万円×4分の3)

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
港区障害者就労支援事業所設備整備等補助金交付要綱

開始時期

平成29年4月1日

実績表

区分 \ 年度	29	30	元	2
補助金交付件数(件)	3	4	0	2
助成金額(千円)	2,798	2,762	0	210

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無			備考	
---	--	--	----	--

コミュニティバス乗車券の発行（障害者）	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課・高齢者支援課・生活福祉調整課・子ども家庭課

目 的

高齢者、障害者、妊産婦、生活保護世帯等に対し、港区コミュニティバスの乗車券を発行して乗車運賃を助成することにより、社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 対象者

- ① 70歳以上の人
- ② 都営交通無料乗車券を所持している人
- ③ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している人
- ④ 東京都難病医療費助成を受けている人
- ⑤ 児童扶養手当証書を所持している人
- ⑥ ひとり親家庭等医療費助成を受けている人
- ⑦ 妊産婦
- ⑧ 3歳未満の子がいる、区が定める所得基準内（※）の世帯の保護者1人

※ 所得基準表

扶養親族等人数	所得基準
0人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、192万円未満
1人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円未満
2人以上	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算した額未満

(2) 費用負担 無料（※1）

根拠法令等

港区コミュニティバス乗車券の発行及び利用助成要綱

開始時期

平成16年10月

実績表

発行の状況

(単位：枚)

区分		年度	28	29	30	元	2	
							9月まで	10月以降(※1)
70歳以上	シルバーパス所持者		11,207	11,666	11,866	12,257	379	16,153
	シルバーパス不所持者	住民税課税	1,021	1,285	1,408	1,411	70	
		住民税非課税	830	1,083	1,165	1,391	129	
障害者等(※2)			3,922	3,781	3,729	3,806	3,527	
妊産婦等(※3)			7,008	7,579	7,033	6,786	6,322	
生活保護世帯等			642	597	487	478	582	

※1 令和2年10月以降はシルバーパスの所持にかかわらず、70歳以上の人は全員無料に制度変更

※2 障害者等とは、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び被爆者健康手帳の交付を受けている人並びに東京都難病医療費助成を受けている人

※3 妊産婦等とは、妊産婦、児童扶養手当証書所持者、ひとり親家庭等医療費助成を受けている人、3歳未満の子がいる区が定める所得基準内の人

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

民営バス乗車割引証	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

心身障害者及びその介護人が、都内に路線を有する民営バスの割引を利用することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

事業内容

心身障害者本人及び介護者を対象に、乗車割引証を交付します。なお、定期乗車券を購入する場合は、定期券割引購入申込書（3割引）を交付します。

(1) 対象者

身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている人で介護人付で乗車する人

(2) 内 容

各総合支所区民課の窓口で心身障害者民営バス乗車割引証（普通乗車用・介護人付）の交付を受け、乗車の際に割引証を提示して5割引の割引料金を支払います。

※ 身体障害者手帳・愛の手帳所持者が単独で利用する場合は、手帳を提示するだけで割引を受けられます。

※ 愛の手帳の交付を受けている人が介護人付で乗車する際の割引証は、18歳以上は東京都心身障害者福祉センター、18歳未満は港区児童相談所でも交付します。

根拠法令等

心身障害者に対する民営バス運賃割引証交付事務取扱要領

開始時期

昭和53年4月1日

実績表

(単位：人)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
交付人数	29	31	31	28	16

補助金等
有 ・ 無

備考

いちよう学級	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

知的障害者が、学習・スポーツ・レクリエーション等を通して、社会参加への適応力を高めるとともに、仲間作りの場とすることにより、豊かな人間形成の向上に役立てます。

事業内容

(1) 対象者

15歳以上の区内在住・在勤・在学者で会場まで1人で通える知的障害者

(2) 実施回数

年13回程度

(3) 実施曜日

土曜日又は日曜日

(4) 実施場所

港区役所

男女平等参画センター（リーブラ）

生涯学習センター（ばるーん）

スポーツセンター

その他

(5) 活動内容

講師の指導によるスポーツ・工作・調理実習や、受講生がプログラムを考える自主企画などがあります。

年1回宿泊事業として「自然体験」を実施しています（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。）。

活動には、区民や大学生などがボランティアとして参加し、支援しています。

開始時期

昭和41年12月

実績表

参加状況（延人数）

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
受講者数（人）	516	558	510	518	225
講師・ボランティア数（人）	306	368	403	395	184
実施回数（回）	13	13	13	12	6

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

障害者学習活動支援（助成）	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

区内の障害者団体が、会員を対象として実施する学習活動に対し、講師派遣等の支援を行うことにより、団体の育成に寄与し、障害者福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

- ① 港区心身障害児・者団体連合会の団体
- ② 代表者が、原則として区内在住又は在勤している団体
- ③ 構成員が5名以上で、その過半数が区内在住又は在勤している団体

(2) 内 容

障害者団体から提出された実施計画書・規約・会員名簿などを審査し、承認します。学習活動終了後に提出された報告書に基づいて、講師謝礼を助成します。

根拠法令等

港区障害者団体の学習活動に対する支援実施要綱

開始時期

昭和56年

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
助成件数(件)	16	17	16	18	13
助成金額(千円)	384	408	384	455	348

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

障害者施設等運営支援	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

区内の障害者施設に対し、給食に係る経費や施設が実施する宿泊事業等に必要な経費を補助することにより福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 新橋はつらつ太陽及び西麻布作業所の給食費に係る補助金

① 対象事業者

新橋はつらつ太陽、西麻布作業所

② 内 容

対象事業者の給食費に係る費用のうち、区内に住所を有する通所者に係る経費を補助します。

(2) 障害者施設宿泊事業等補助金

① 対象事業者

新橋はつらつ太陽、風の子会、西麻布作業所、みなと工房、工房ラピール、みなと障がい者福祉事業団

② 内 容

対象事業者が実施する宿泊事業及び一日外出事業に区民が参加したときに必要な経費を補助します。

根拠法令等

新橋はつらつ太陽及び西麻布作業所の給食費に係る補助金交付要綱

港区障害者施設宿泊事業等補助金交付要綱

開始時期

(1) 給食費に係る補助金 平成 19 年 4 月 1 日

(2) 宿泊事業等補助金 平成 22 年 4 月 1 日

実績表

(単位：千円)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
給食費に係る補助金	4,859	5,032	5,370	5,627	4,851
宿泊事業等補助金	3,894	3,672	3,656	3,557	112

※ 千円未満の端数は切上げ

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

重度身体障害児学校送迎支援事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

肢体不自由児特別支援学校中等部から高等部に進学する重度身体障害児に対し、引き続き送迎支援を実施することにより、特別支援学校での9年間にわたる支援プログラムを生かし、円滑な地域生活への移行を目指します。

事業内容

(1) 対象者

中等部在籍時に、特別支援学級等在籍児童生徒送迎事業を利用し、引き続き同一の肢体不自由児特別支援学校高等部に在籍している重度身体障害児

(2) 内容

自宅等から学校間を生徒の容態に合わせ、肢体不自由等の生徒も利用できる福祉車両により送迎します。

開始時期

平成21年4月1日

実績表

(単位：人)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
利用者数	4	10	11	11	7

補助金等
有 ・ 無

備考

介護給付	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者及び障害児の福祉増進を図るとともに、誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

事業内容

日常的に介護が必要な障害者（児）に対し、次の支援を行います。

- | | | |
|----------|----------------|------------|
| (1) 居宅介護 | (2) 重度訪問介護 | (3) 同行援護 |
| (4) 行動援護 | (5) 療養介護 | (6) 生活介護 |
| (7) 短期入所 | (8) 重度障害者等包括支援 | (9) 施設入所支援 |

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
港区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

開始時期

平成 18 年 10 月 1 日

実績表

受給者数 (単位:人)

年度 区分	28	29	30	元	2
居宅介護	458	474	475	491	487
重度訪問介護	41	42	38	44	43
同行援護	43	48	51	50	46
行動援護	4	3	2	3	3
療養介護	20	20	21	22	22
生活介護	259	262	259	275	281
短期入所	92	95	94	96	115
重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0
施設入所支援	126	124	121	120	152
合計	1,043	1,068	1,061	1,101	1,149

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金 障害者医療費国庫負担金
	国負担 -	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	区市町村特別支援事業費補助金 障害者施策推進区市町村包括 補助事業等補助金

訓練等給付	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者及び障害児の福祉増進を図るとともに、誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

事業内容

障害者が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、次の支援を行います。

- (1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
- (2) 就労移行支援
- (3) 就労継続支援A型
- (4) 就労継続支援B型
- (5) 就労定着支援
- (6) 自立生活援助
- (7) 共同生活援助（グループホーム）

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
港区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

開始時期

平成18年10月1日

実績表

受給者数 (単位:人)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
自立訓練・機能訓練	22	24	19	18	16
自立訓練・生活訓練	7	9	11	13	20
宿泊型自立訓練	1	2	1	2	1
就労移行支援	73	101	96	92	78
就労継続支援A型	40	43	36	31	29
就労継続支援B型	163	167	178	190	195
就労定着支援			7	15	15
自立生活援助			0	0	2
共同生活援助	115	140	141	147	155
合計	421	486	489	508	511

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	-----------------------------------

相談支援	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

障害者（児）が地域で安心して日常生活及び社会生活を送ることができるよう、障害者等の立場に立って相談支援を行います。

事業内容

障害者の地域生活への移行や地域生活の継続のための支援を行います。また、障害者（児）が障害福祉サービス又は障害児通所支援を利用するに当たり、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行います。

- (1) 一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）
- (2) 特定相談支援（計画相談支援）
- (3) 障害児相談支援

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 港区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
 児童福祉法
 港区児童福祉法施行細則

開始時期

平成 24 年 4 月 1 日

実績表

受給者数

(単位：人)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
地域移行支援	2	2	2	3	2
地域定着支援	3	5	3	1	1
計画相談支援	731	820	860	862	931
障害児相談支援	206	248	320	394	585
合計	942	1,075	1,185	1,260	1,519

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金 障害児入所給付費等国庫負担金 障害児施設措置費（給付費等）都負担金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---

補装具費の支給	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課
<p>目 的 身体機能が損なわれた身体障害者等に補完又は代替する用具を支給し、障害者の日常生活、就労等の社会生活の利便と向上を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた人又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる難病等の人で、東京都心身障害者福祉センター等で補装具の購入が必要と判定された人</p> <p>(2) 補装具種目</p> <p>① 視覚障害者用 視覚障害者安全杖、義眼、眼鏡（矯正・弱視・遮光）、コンタクトレンズ</p> <p>② 聴覚障害者用 補聴器</p> <p>③ 肢体不自由者用 義手、義足、装具（上肢・下肢・体幹・靴型）、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖、座位保持装置</p> <p>④ 内部障害者用 車椅子</p> <p>⑤ 重度障害者用 意思伝達装置</p> <p>⑥ 児童用 （①～⑤のほか）座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具</p> <p>⑦ 難病患者等用 車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、整形靴等</p> <p>(3) 実施方法 申請に基づき、内容を審査（判定）の上、支給決定し、補装具費支給券を交付します。この支給券によって、指定業者から購入、貸与、修理をします。</p> <p>(4) 自己負担 原則、給付内容の1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得によって月の負担上限があります（生活保護、区民税非課税世帯は自己負担なし）。</p> <p>根拠法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <p>開始時期 昭和40年4月1日</p>		

実績表

補装具交付・修理状況（令和2年度）

（単位：件）

種目		区分	身体障害者			身体障害児		
			交付	修理	計	交付	修理	計
総		数	154	124	278	75	41	116
義肢	義手		1	0	1	0	0	0
	義足		8	9	17	0	0	0
装具	下肢		16	9	25	14	3	17
	靴型		6	4	10	4	0	4
	体幹		1	0	1	1	0	1
	上肢		3	1	4	0	0	0
座位保持装置	姿勢保持機能付車椅子・電動椅子		0	4	4	2	4	6
	その他		2	8	10	23	11	34
視覚障害者安全杖			16	0	16	0	0	0
義眼			1	0	1	0	0	0
眼鏡	矯正眼鏡		3	0	3	0	0	0
	遮光眼鏡		12	0	12	0	0	0
	コンタクトレンズ		1	0	1	0	0	0
	弱視眼鏡		1	0	1	0	0	0
補聴器	高度難聴用ポケット型		1	0	1	0	0	0
	高度難聴用耳掛け型		27	7	34	2	3	5
	重度難聴用ポケット型		2	0	2	0	0	0
	重度難聴用耳掛け型		10	8	18	4	8	12
	耳あな型(レディメイド)		0	0	0	1	0	1
	耳あな型(オーダーメイド)		4	0	4	0	0	0
	骨導型		0	0	0	0	0	0
車椅子	普通型		13	24	37	6	2	8
	片手駆動型		2	2	4	0	0	0
	手押し型		8	14	22	12	8	20
	その他		0	0	0	0	0	0
電動車椅子	普通型		2	15	17	1	0	1
	簡易型		7	19	26	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0
座位保持椅子						0	0	0
起立保持具						2	1	3
歩行器			4	0	4	3	1	4
頭部保持具						0	0	0
排便補助具						0	0	0
歩行補助杖			1	0	1	0	0	0
重度障害者用意思伝達装置			2	0	2	0	0	0

補助金等 ①・無	国負担 1/2	都負担 1/4	区負担 1/4	補助金名等	障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金
-------------	------------	------------	------------	-------	-----------------------------------

障害者（児）日常生活用具及び住宅設備改善費の給付等	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

在宅の障害者（児）に対し、日常生活用具及び住宅設備改善費を給付し、日常生活、就労等の社会生活の利便と向上を図ります。

事業内容

(1) 対象者

① 区内に居住する身体障害、知的障害又は精神障害者で、原則として障害種別における障害程度が重度の人

ただし、給付種目によっては、障害程度に達していなくても必要と認められる人

② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる難病等で、給付が必要と認められる人

(2) 給付種目

① 日常生活用具

(給付) 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子、訓練用ベッド、浴槽（湯沸器含む）、訓練・姿勢保持用具、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、知的障害者支援具、杖、移動・移乗支援用具、温水洗浄便座、火災警報器、自動消火装置、電磁調理器、音響案内装置、屋内信号装置、ガス安全システム、環境制御装置、視覚障害者支援具、聴覚障害者支援具、音声ICタグレコーダー、食事用自助具、調理用自助具、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、音声式体温計、視覚障害者用体重計、ルームクーラー、空気清浄器、エアーマット、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、携帯用会話補助装置、パーソナルコンピューター、情報通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、フラッシュベル、会議用拡聴器、携帯用信号装置、人工喉頭、点字図書、大活字図書、DAISY図書、ストーマ装具、紙おむつ・さらし等、収尿器、人工鼻、電磁波防護服、生活用品自助具

② 住宅設備改善

小規模住宅改修、中規模住宅改修、ハンズフリー住宅改修、屋内移動設備、階段昇降機、ホームエレベーター、難病小規模住宅改修、電動式ドア開閉装置

※ ①②とも、給付種目により、対象者及び基準額が異なります。

(3) 実施方法

申請に基づき、内容を審査の上、給付決定し、日常生活用具又は住宅設備改善給付券を交付します。それにより、指定業者から納入又は施工を受けます。

(4) 自己負担

原則、給付内容の1割の自己負担があります。ただし、所得によって月の負担上限があります（生活保護、区民税非課税世帯は自己負担なし）。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

港区障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱

港区障害者（児）日常生活用具給付等実施要領

港区重度身体障害者（児）等住宅設備改善費給付事業実施要綱

港区重度身体障害者（児）等住宅設備改善費給付事業実施要領

開始時期

昭和55年4月1日

実績表

日常生活用具給付状況

(単位：件)

区分	年度	28	29	30	元	2
浴槽		0	0	0	0	0
湯沸器		0	0	1	0	1
便器		1	0	0	1	1
温水洗浄便座		2	4	3	0	1
特殊マット		4	7	11	2	9
特殊寝台		9	6	5	2	3
ポータブルレコーダー		2	5	3	8	6
時計		4	6	6	8	4
入浴補助用具		16	18	20	7	9
屋内信号装置		2	1	5	3	3
聴覚障害者用通信装置		3	3	0	5	4
視覚障害者用体重計		4	4	0	3	3
点字図書		0	1	0	0	0
拡大読書器		10	3	7	8	9
ストーマ・紙おむつ		3,239	2,994	3,048	3,299	3,427
その他		113	132	142	102	238
計		3,409	3,184	3,251	3,448	3,718

住宅設備改善費給付状況

(単位：件)

区分	年度	28	29	30	元	2
屋内移動設備		2	4	1	2	1
階段昇降機		0	0	1	0	0
小規模住宅改修		4	3	2	0	4
中規模住宅改修		1	1	1	3	1
ハンズフリー住宅改修		0	0	1	0	0
計		7	8	6	5	6

補助金等 (有) ・ 無	国負担 1/2	都負担 1/4	区負担 1/4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
-----------------	------------	------------	------------	-------	---------------

地域生活支援拠点推進事業	所管課	— 障害者福祉課			
<p>目 的</p> <p>障害者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点の活動を推進することにより、重度化・高齢化、「親なき後」の不安を抱えている障害者や地域移行を希望する障害者などのニーズを的確に把握し、障害者が自立して地域で安心して住み続けられるよう支援します。</p> <p>事業内容</p> <p>港区の地域資源を活用し、「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能を組み合わせた地域生活支援拠点のネットワークを活用し、地域のサービス提供事業所の情報収集や、障害者の「親なき後」の地域生活支援のコーディネート（「親なき後」の日中活動や住まいを想定する生活プランの作成）等を行います。</p> <p>また、体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホームや一人暮らし等への移行を円滑にし、障害者の地域生活を支援します。</p> <p>根拠法令等</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <p>開始時期</p> <p>令和2年4月</p>					
補助金等 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無				備 考	

聴覚障害者等意思疎通支援事業	所管課	— 障害者福祉課
<p>目 的</p> <p>聴覚又は音声・言語機能障害のため、口頭で意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記の方法により、障害者等とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 港区社会福祉協議会による手話通訳者の派遣事業(平成24年度から区委託事業) 聴覚又は音声・言語機能障害者で、手話通訳を必要とする人、聴覚障害者団体、公共機関及び外郭団体に、「港区社会福祉協議会」に登録している手話通訳者を派遣し、日常生活の利便と社会参加を促進します。</p> <p>(2) 東京手話通訳等派遣センターによる手話通訳者・要約筆記者の派遣事業(区委託事業) 聴覚又は音声・言語機能障害者で、手話通訳や要約筆記を必要とする人に「東京手話通訳等派遣センター」に登録している手話通訳者・要約筆記者を派遣し、自立と社会参加を促進します。警察や裁判等、特に専門的で高度な技術を要する通訳を対象にしています。</p> <p>(3) タブレット端末を利用した遠隔手話通訳サービス 聴覚又は音声・言語機能障害者で、行政手続・相談等を行う上で手話通訳を必要とする人に、タブレット端末を利用した遠隔手話通訳を提供します。</p> <p>根拠法令等</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例 港区聴覚障害者等意思疎通支援事業実施要綱</p> <p>開始時期</p> <p>平成19年4月1日 平成28年4月25日(遠隔手話通訳サービス)</p>		

実績表

(1) 港区社会福祉協議会による手話通訳者派遣数

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
手話通訳者数(人)	22	24	25	23	26
個人への派遣回数(回)	145	152	202	209	198
団体への派遣回数(回)※	—	—	—	—	85

※ 令和2年度より拡充

(2) 東京手話通訳等派遣センターによる手話通訳者派遣数 (単位：件)

内容 \ 年度	28	29	30	元	2
生命及び健康増進	240	201	262	204	215
権利の保持	9	4	5	0	3
福祉	40	32	34	9	3
職業及び仕事	7	5	5	1	1
住まい	23	12	7	8	2
教育	55	29	53	18	11
文化・教養・スポーツ	72	13	12	5	6
人間関係	32	30	22	32	27
派遣件数合計	478	326	400	277	268

東京手話通訳等派遣センターによる要約筆記者派遣数 (単位：件)

内容 \ 年度	28	29	30	元	2
手書きノートテイク	28	30	13	201	5
パソコンノートテイク	0	0	4	2	6
手書き全体投影	0	0	0	4	0
パソコン全体投影	4	12	12	4	8
派遣件数合計	32	42	29	211	19

(3) タブレット端末を利用した遠隔手話通訳サービス (単位：件)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
利用件数	38	37	61	38	9

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

手話通訳者設置事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者等とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者を配置し、手話通訳により意思疎通の円滑化を図ります。

事業内容

(1) 対象者

聴覚又は音声・言語機能障害のため、口頭で意思疎通を図ることに支障がある障害者等

(2) 内 容

来庁時に区役所の手続・相談等が円滑に行えるよう、区役所内に配置している手話通訳者による通訳を提供します。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例

開始時期

平成 29 年 4 月

実績表

(単位：人)

年度 区分	29	30	元	2
利用者	44	39	69	286

※ 平成 29 年 4 月から令和元年 11 月末までは、週 1 回（月曜）に手話通訳設置

※ 令和元年 12 月から、条例施行に伴い、週 5 回（月曜から金曜）に手話通訳設置

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等 地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	------------------------

代理電話サービス事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

聴覚又は音声・言語機能障害のため、口頭で意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、代理で電話をかける方法により、意思疎通の円滑化を図ります。

事業内容

(1) 対象者

聴覚又は音声・言語機能障害のため、電話連絡をすることが困難な障害者

(2) 内 容

障害者が自宅や外出先から区役所や病院等へ連絡をする際に、手持ちのスマートフォンやタブレット端末のアプリケーションを使用し、手話・文字チャット・筆談で、遠隔地にいる手話通訳者に依頼し、手話通訳者が代理で電話をかけます。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例

開始時期

平成 29 年 6 月

実 績 表

(単位：件)

年度 区分	29	30	元	2
利用件数	100	707	996	952

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

手話通訳者養成事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

聴覚及び音声・言語機能障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術の指導を行う研修を実施し、手話通訳者として活躍できる人材の育成を目的とします。

事業内容

(1) 対象者

義務教育終了後の区内在住・在勤・在学者で15歳以上の人及び手話通訳者の養成の過程を修了後、主として区内において通訳活動ができる人

(2) 内 容

入門クラス、初級クラス、中級クラス、上級クラス、養成クラス及び受験クラスに区分して実施しています。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例

港区手話通訳者養成事業実施要綱

開始時期

平成28年4月1日

実績表

修了者数

(単位：人)

年度 区分	28	29	30	元	2
入門	22	30	15	18	
初級	34	36	29	24	
中級	19	25	26	22	
上級	14	15	18	20	
養成	19	17	12	18	
受験					12
合計	108	123	100	102	12

※ 受験クラスは、令和2年度より創設（受験クラスは修了要件がないため、受講者数を記載）

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の入門クラス、初級クラス、中級クラス、上級クラス、養成クラスについては、実施していません。

補助金等 (有) ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
-----------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定・変更・更新・廃止	所管課	—
		障害者福祉課

目的

障害者及び障害児が、さまざまなサービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう支援する事業者を指定します。

事業内容

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定・変更・更新・廃止等を行います。

事業者の指定に際し、各地区総合支所区民課に所属する身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、総合支所区民課長及び障害者福祉課長が審査及び評価を行います。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

児童福祉法

港区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

港区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱

開始時期

平成28年4月1日

関係発行物

障害者・障害児の計画相談支援利用のしおり

実績表

(単位：件)

年度 区分	28	29	30	元	2
指定	3	1	1	5	1
更新	0	0	7	0	0
廃止	1	0	2	4	1

補助金等
有 ・ 無

備考

障害者総合相談支援センター	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者総合相談支援センターは、障害者（児）等の相談に応じ、障害者相談支援事業所との連携を図り、情報の提供や専門相談の紹介等の連絡調整や権利擁護・虐待防止などの業務を行います。また、自立支援協議会と連携を図り、地域における相談支援の拠点を担う機関です。

事業内容

地域の相談拠点では、福祉サービスや区の制度に関する相談に限らず、就労に関することや趣味、余暇活動及び人間関係の悩みなど、生活全般にわたる様々な相談を受け付けます。

相談の内容から障害者のニーズを整理し、必要な障害福祉サービスにつなぎます。

地域の相談拠点（相談支援事業所）

- ・港区立障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ）
- ・新橋はつらつ太陽
- ・港区立精神障害者支援センター（あいはーと・みなと）
- ・港区立障害者支援ホーム南麻布（令和2年4月から実施）

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

港区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

地域生活支援事業実施要綱（厚生労働省社会・援護局）

港区障害者（児）相談支援事業実施要綱

開始時期

平成20年4月1日

実績表

相談件数

(単位：件)

支援方法 \ 年度	28	29	30	元	2
来 所 相 談	2,027	9,254	10,328	7,539	1,605
訪 問	286	450	746	806	2,114
同 行	41	155	133	131	212
電 話 相 談	11,709	10,809	11,662	12,752	25,731
電 子 メ ー ル	59	94	87	179	488
個 別 支 援 会 議	19	38	20	35	159
関 係 機 関	5,037	3,397	1,835	606	1,803
そ の 他	724	166	249	318	689
計	19,902	24,363	25,060	22,366	32,801

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

移動支援	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

事業内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の1つとして、区と協定を締結した居宅介護事業者等が、ヘルパーを派遣し、障害者等の外出の支援を行います。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
港区障害者移動支援事業実施要綱

開始時期

平成18年10月1日

実績表

受給者数

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
区分					
移動支援（介護有）	327	331	335	359	340
移動支援（介護無）	81	70	69	60	47
合計	408	401	404	419	387

補助金等 ① ・ 無	国負担 1/2	都負担 1/4	区負担 1/4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括 補助事業等補助金

重度障害児日中一時支援事業	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

重度障害児の長期休業中（夏・冬・春休み）の日中活動の場を確保し、レクリエーション等の集団活動の支援を行うことにより、重度障害児及びその保護者等の福祉の増進を図ることを目的とします。

事業内容

特別支援学校等に通学する小学校1年生から高校3年生までの重度障害児（医療的ケア児を除く。）を対象に、長期休業中の居場所を確保し、レクリエーション等の集団活動の支援を行います。

※ 令和3年3月までは「医療的ケア児を含む小学校4年生から高校3年生までの重度障害児」が対象

(1) 実施日時

- ① 夏休み （週3回程度） 13時30分～17時
- ② 冬・春休み（計4回） 13時30分～17時

※ 土曜日事業は令和3年2月廃止

(2) 実施場所 障害保健福祉センター

(3) 定 員 10名 ※令和2年度までは定員20名

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
港区重度障害児日中一時支援事業実施要綱

開始時期

平成24年4月1日

実績表

(1) 長期休業中

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
利用者数（実人数）	26	22	19	19	9
実施日（日）	22	22	20	22	13
延利用回数（回）	192	161	147	145	56

(3) 土曜日

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
利用者数（実人数）	8	9	8	7	5
実施日（日）	8	8	15	14	14
延利用回数（回）	40	34	53	37	44

※ 土曜日事業は令和3年2月廃止

(2) 放課後

区分 \ 年度	28
利用者数（実人数）	6
実施日（日）	165
延利用回数（回）	277

※放課後事業は平成29年3月廃止

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等 地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	------------------------

障害者サービス提供事業者育成事業	所管課	—
		障害者福祉課

目的

障害者サービス提供事業者及び障害者ホームヘルプサービス従事者等を対象として、障害者福祉の知識普及や介護技術の向上を目指します。

事業内容

- (1) 障害児・者を支援している人への研修
- (2) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修
- (3) 同行援護及び行動援護従業者養成研修

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

開始時期

平成19年8月

実績表

- (1) 障害児・者を支援している人への研修

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
開催回数(回)	8	8	8	8	6
参加延人数(人)	199	321	324	402	229

- (2) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修
- (3) 同行援護及び行動援護従業者養成研修

(単位：件)

研修名 \ 年度	28	29	30	元	2
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修 【基本研修】助成件数	5	2	8	6	4
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修 【実地研修】助成件数	4	2	15	10	14
同行援護及び行動援護従業者養成研修助成件数					5

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	-----------------------

障害支援区分審査会	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

「港区障害支援区分審査会」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 15 条の規定に基づき設置されたもので、介護給付等の支給に関する障害支援区分の審査及び判定を行います。

事業内容

(1) 審査判定業務

- ① 介護給付に関わる障害支援区分に関する審査及び判定
- ② 区の支給要否決定に対する意見具申

(2) 委員の構成

保健・医療・福祉等に関する学識経験者 10 名を委嘱し、1 合議体 5 名の委員で構成します。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 港区障害支援区分審査会の委員の定数等を定める条例
 港区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
 港区障害支援区分審査会規則

開始時期

平成 18 年 5 月 30 日

実績表

審査会開催状況

年度		28	29	30	元	2
区分						
	開催回数 (回)	23	24	24	23	22
	審査件数 (件)	394	359	274	358	354
内訳	身体	142	138	116	144	112
	知的	110	107	102	92	121
	精神	136	101	52	114	112
	難病	6	13	4	8	9

障害支援区分の判定状況

(単位：件)

年度		28	29	30	元	2
区分						
	非該当	0	0	0	0	0
	区分 1	19	13	11	11	8
	区分 2	124	96	54	113	119
	区分 3	52	62	43	47	55
	区分 4	44	47	42	42	37
	区分 5	48	45	37	40	48
	区分 6	107	96	87	105	87
	合計	394	359	274	358	354

補助金等
有 ・ (無)

備考

障害福祉サービス事業者等実地指導等	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害福祉サービス事業者等に対し、区における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的として、設備及び運営に関する基準等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言及び指導又は是正の措置を講じることにより、障害福祉サービス事業者等のサービスの質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図ります。

事業内容

(1) 対象事業者

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者等

(2) 指導の実施形態

① 実地指導

対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所又は施設において実地で行います。

② 集団指導

対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行います。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

児童福祉法

港区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

港区基準該当事業所及び基準該当施設の登録等に関する要綱

港区障害者移動支援事業実施要綱

開始時期

平成30年4月1日

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2
実地指導数	24	27	21
集団指導数	1	0	1

※ 令和元年度の集団指導は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	地域福祉推進区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	-------------------------

障害者虐待防止・養護者支援事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者に対する虐待の防止及び早期発見を図るため、障害者本人や養護者等からの相談を受けるとともに、保健・医療・福祉等の各関係機関と連携を図り、障害者の保護や養護者に対する支援を行います。

また、障害者虐待に関する知識の普及・啓発等を行い、障害者及び養護者が安心して生活できるよう、地域環境の整備を行います。

事業内容

- (1) 障害者虐待の通報又は届出の受理、事実確認と情報の収集
- (2) 障害者・養護者に対する相談、指導及び助言
- (3) 障害者虐待の防止、養護者支援に関する広報その他の啓発活動
- (4) 緊急一時保護を要する事案に関する緊急避難用ベッドの確保

根拠法令等

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
港区障害者虐待防止対策事業実施要綱

開始時期

平成 24 年 10 月 1 日

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
虐待通報・相談件数（件）	18	24	20	8	18
虐待が確認された件数（件）	1	2	1	1	1
緊急ベッド利用実績（日）	0	0	0	0	0

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

障害児通所支援	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

児童福祉法に基づき、障害児が心身ともに健やかに養育されるよう、必要な訓練や支援等を行います。

事業内容

集団生活への適応や生活能力の向上のため、次の支援を行います。

- (1) 児童発達支援
- (2) 医療型児童発達支援
- (3) 放課後等デイサービス
- (4) 居宅訪問型児童発達支援
- (5) 保育所等訪問支援

根拠法令等

児童福祉法
港区児童福祉法施行細則

開始時期

平成 24 年 4 月 1 日

実績表

受給者数

(単位：人)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
児童発達支援	126	141	174	209	288
医療型児童発達支援	1	1	1	0	0
放課後等デイサービス	195	240	262	292	333
居宅訪問型児童発達支援			0	1	4
保育所等訪問支援	14	17	11	2	9
合計	336	399	448	504	634

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	障害児入所給付費等国庫負担金 障害児施設措置費(給付費等)都負担金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	--------------------------------------

発達支援センター事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

発達支援センター事業を実施し、生涯を通じて継続した支援を行うことにより、発達障害者や、支援を必要とする人及びその家族等の自立と社会参加の促進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

- ① 区内に住所を有する発達障害者等
 - ② 区内に住所を有する発達障害者等を支援する機関及び機関に勤務する人
 - ③ その他区長が必要と認めるもの
- ※ 令和2年度より、18歳未満の相談及び支援については、児童発達支援センターで実施しています。

(2) 内 容

- ① 各種相談の実施
日常生活、発達障害等の相談及び必要に応じて精神科医師、臨床心理士等による専門相談を行います。
- ② 啓発・研修の実施
発達障害の普及啓発を促進するため、講演会を開催します。
職員の資質向上を図るため、研修会を開催します。
- ③ 関係機関との連携
港区発達支援連絡協議会及び実務者会議を開催します。
その他随時関係機関と連絡調整を行います。

根拠法令等

発達障害者支援法
港区発達支援センター事業実施要綱
港区発達支援連絡協議会設置要綱

開始時期

平成23年10月
平成26年11月 発達支援センター相談室 開設（令和2年11月末まで）
令和2年12月 発達障害者支援室 開設（障害保健福祉センター内）

関係発行物

港区の発達障害者支援【実務者編】

実績表

相談件数 (単位：件)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
未就学児	1,433	1,464	1,497	1,088	53
学齢児及び18歳未満	490	836	720	906	181
18歳以上及びその他	145	232	276	165	601
合計	2,068	2,532	2,493	2,159	835

※ 令和2年度の未就学児及び学齢児の件数は、継続案件として対応した数です。

補助金等 (有) ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
-----------------	----------	---------------	-----------------	-------	-----------------------

NHK放送受信料減免対象世帯の証明	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

障害者世帯等が、NHK放送受信料の免除基準に該当することの証明を行います。

事業内容

(1) 対象者

〔全額免除〕

- ① 世帯員のいずれもが住民税を課税されていない世帯で、身体障害者手帳の交付を受けている人がいる場合
- ② 世帯員のいずれもが住民税を課税されていない世帯で、愛の手帳の交付を受けている人がいる場合
- ③ 世帯員のいずれもが住民税を課税されていない世帯で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる場合

〔半額免除〕

- ① 世帯主で受信契約者である本人が、視覚障害又は聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けている場合
- ② 世帯主で受信契約者である本人が、身体障害者手帳1・2級の交付を受けている場合
- ③ 世帯主で受信契約者である本人が、愛の手帳1・2度の交付を受けている場合
- ④ 世帯主で受信契約者である本人が、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている場合
- ⑤ 世帯主で受信契約者である本人が、戦傷病者手帳の交付を受けている戦傷病者で、障害程度が特別項症から第1款症である場合
(※令和3年4月1日現在によるものです。)

(2) 内 容

各総合支所区民課で証明を受けた免除申請書を、NHK営業所又は集金職員に提出し、減免を受けます。

※ 戦傷病者の場合は、東京都福祉保健局生活福祉部計画課援護恩給担当（電話5320-4078）で証明します。

根拠法令等

日本放送協会放送受信料免除基準

開始時期

昭和36年4月

実績表

(単位：件)

年度	28	29	30	元	2
区分					
証明件数	175	206	189	160	166

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

補助犬の給付	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者へ補助犬を給付し、自立と社会参加を促進します。区は申請の受付をしています。

事業内容

(1) 対象者

18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている人で、おおむね1年以上都内に居住しており、支障なく補助犬の飼育ができる人

- ・盲導犬……視覚障害1級
- ・介助犬……肢体不自由1・2級
- ・聴導犬……聴覚障害2級

(2) 実施方法

東京都が給付決定した人に、委託団体が育成、訓練を行った補助犬を無償で給付します。

(3) 所得制限

世帯全体に係る所得税課税額の月平均額が77,000円未満であること。

根拠法令等

身体障害者補助犬法

東京都身体障害者補助犬給付要綱

開始時期

昭和50年4月（平成12年4月1日から盲導犬貸与事業を盲導犬給付事業に変更）
（平成16年8月1日から盲導犬給付事業を補助犬給付事業に変更）

実績表

（単位：頭）

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
盲 導 犬	0	0	0	0	0
介 助 犬	0	1	0	0	0
聴 導 犬	0	0	0	0	0

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

都営交通の無料乗車券の交付（障害者）	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課・生活福祉調整課

目 的

身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に、無料乗車券を交付することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

事業内容

身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に、都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券を交付します。

〔有効期間〕

- ・身体障害者、知的障害者、戦傷病者及び原爆被爆者は3年間
- ・生活保護世帯等は1年間

根拠法令等

東京都都営交通無料乗車券発行規程

開始時期

- ・身体障害者等については、昭和39年4月
- ・生活保護世帯等については、昭和42年10月

実績表

交付の状況

(単位：枚)

年度	28	29	30	元	2
身体障害者等	1,269	1,097	1,183	1,193	958
生活保護世帯等	1,090	848	649	647	671

※ 身体障害者等には、知的障害者、戦傷病者及び原爆被爆者を含みます。

※ 生活保護世帯等には、中国残留邦人等支援給付受給世帯を含みます。

補助金等 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無				備 考	
--	--	--	--	-----	--

有料道路障害者割引制度	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

身体障害者手帳の交付を受けている人が自ら運転する場合、又は重度の身体障害者手帳若しくは重度の愛の手帳の交付を受けている人を乗せて運転する場合に、東日本高速道路株式会社の割引基準に該当することの証明を行っています。

事業内容

(1) 対象者

- ・身体障害者手帳の交付を受けている人が自分で運転する場合
- ・重度（※1）の身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている人を乗せて運転する場合

※1 身体障害者手帳又は愛の手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄に「第1種」と記載されている人

(2) 対象車両

障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する乗用車1台（営業車、法人所有は除く。）又は排気量125ccを超えるバイク

(3) 利用方法

- ・料金を支払う際に、手帳（※2）を提示の上料金を支払います。
- ・ETCの場合は、登録されたETCカードを登録されたETC車載器に挿入してETCレーンを通行します。

※2 申請により手帳に割引対象であることを証明する押印をします。利用者は東日本高速道路株式会社に郵送にて申込みます。

根拠法令等

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」

東日本高速道路株式会社ほか「有料道路における障害者割引措置実施要領」

開始時期

昭和54年6月

実績表

割引申請受付件数

(単位：件)

年度	28	29	30	元	2
区分					
受付件数	449	460	390	444	415

補助金等
有 ・ 無

備考

障害者差別解消推進	所管課	— 障害者福祉課			
<p>目 的 地域全体へ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の趣旨を浸透させるとともに、相談体制の整備や地域のネットワークを構築することにより、地域全体で差別の起こらない地域社会の実現を目指します。</p> <p>事業内容 平成28年4月に障害者差別解消法が施行されました。法の施行を踏まえ、区民や民間事業者等への啓発活動として、差別解消事例集の作成、児童向け事例集「みなとも」の配布や職員の資質向上のための研修を実施します。</p> <p>根拠法令等 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱 港区障害者差別解消推進会議設置要綱 港区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱</p> <p>開始時期 平成28年4月</p> <p>関係発行物 港区障害者差別解消事例集 共に生きる社会をめざして（一般区民向け） 港区障害者差別解消事例集 共に生きる社会をめざして（事業者向け） マンガで知ろう！「障害者差別解消法」みなとも</p>					
補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金

障害者意思疎通促進事業		所管課	— 障害者福祉課		
<p>目 的 全ての人々に対し、手話が言語であることへの理解の促進及び身体障害、知的障害、精神障害その他の障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進することにより、障害者が住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。</p> <p>事業内容 障害者が個々の状況にあった情報の取得や意思疎通のための手段を選択できる環境を整備するため、手話が言語であることへの理解の促進に関する施策及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する施策を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員手話勉強会、職員向け研修の実施 (2) 手話啓発ハンドブック「手話を知ろう！」の配布 (3) 手話普及啓発動画の配信 (4) 障害のある人とのコミュニケーションハンドブックの配布 (5) 障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン策定 (6) 耳マークシールの配布 (7) 点字及び音声コード付き啓発用封筒の作成 <p>根拠法令等 港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例</p> <p>開始時期 令和2年4月</p> <p>関係発行物 手話啓発ハンドブック「手話を知ろう！」 障害のある人とのコミュニケーションハンドブック</p>					
補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金

心のバリアフリー推進事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害のある区民とない区民が互いの立場に立ち、お互いを理解し合えることを目指し、イベントでの交流等様々な手段を通じて、偏見や先入観がなくなるよう意識啓発を図ります。

事業内容

12月3日～9日は「障害者週間」です。「障害者週間」は障害や障害者への理解を深めるとともに、障害者の社会参加への意欲を高めることを目的として設けられています。「障害者週間」を記念し、障害者に対する理解の促進、差別の解消を目的とする事業を実施します。

- 1 障害者週間ポスター原画展の開催
- 2 障害者週間記念事業の開催
 - (1) 企業等感謝状贈呈、ポスター原画展入賞者表彰
 - (2) 記念講演、啓発プログラム
 - (3) 区民団体等によるパフォーマンス

根拠法令等

障害者基本法
港区障害者週間記念事業実行委員会設置要領

開始時期

昭和56年

実績表

(単位：人)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
延べ記念事業参加者数	400	400	400	400	—※

※動画配信で実施

補助金等 (有) ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
-----------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

ヘルプカード普及事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、難病患者を対象にヘルプカードを配布することにより、災害等の緊急時の安全確保に寄与することを目的としています。また、啓発活動を行うことで共助の意識を高めます。

事業内容

(1) 対象者

- ① 区内に住所を有する身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ② 難病患者

(2) 内 容

緊急時・災害時に支援が必要な障害者が支援内容を記載したヘルプカードを所持することで、周囲からの効果的な支援を受けることが可能になります。

また、ヘルプカードを専用のホルダーに入れ、かばんなどにつけておくことで、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができます。

(3) 配布方法

各総合支所区民課窓口で希望者に配布しています。

(4) 周知方法

広報紙「広報みなと」、ホームページに掲載するほか、ちいばすや都バスにポスターを掲示します。

開始時期

平成 25 年 10 月

実 績 表

(単位：件)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
ヘルプカード配布数	77	50	78	69	85

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	-----------------------

地域で共に生きる障害児・障害者アート展	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

一般の利用客の多い美術館等に、障害者の制作した絵画等を展示し、障害者の作品を鑑賞する機会を確保することにより、多様な人々の交流を促進し、相互理解を深めます。

事業内容

重度障害児日中一時支援事業で制作された作品、区内の障害児・者施設の日中活動の中で制作された作品等を展示しました。

また、ホームページで動画配信を行い、作品を紹介しました。

[令和2年度実施状況]

(1) 実施日

1月19日(火)～1月31日(日)

(2) 場所

伊藤忠青山アートスクエア

(3) 出展数

42作品

根拠法令等

障害者基本法

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

開始時期

平成23年

実績表

区 分 \ 年 度	28	29	30	元	2
延べ来場者数(人)	8,672	2,521	9,100	—	527
参加事業者数(事業者)	13	14	15	14	14

※ 元年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止しました。

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

児童発達支援センター（ぱお）	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

発達につまずきや遅れがある乳幼児・児童を対象に、相談、指導等を通して、日常生活における基本的な動作の習得、自立のために必要な知識及び技能の習得並びに集団生活への適応を支援します。

事業内容

(1) 相談支援

① 総合相談

乳幼児及び児童（18歳未満）を対象に、子どもの成長や発達に関する相談を受け、状況に合わせた指導や親子クラスを実施します。

② 計画相談支援・障害児相談支援

障害福祉サービスや障害児通所支援等の利用に向けての相談のほか、障害児支援利用計画の作成やモニタリングを行います。

(2) 障害児通所支援

① 児童発達支援

・児童発達支援：週5日

日々の活動の中で基本的な生活習慣を身に付け、遊びを通してさまざまな経験を重ねます。小さな集団の中で友達とのやりとりを通して集団生活に適應できる力を身に付けます（日々通所、併用通所、重症心身障害児通所）。

・グループ支援：月2～3回

活動を通して「できる」経験を重ねることで、幼稚園、保育園等において自信を持って物事に取り組めるよう支援します。

・個別指導：月1～2回

児童の状況に合わせて、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による個別指導を行います。

② 放課後等デイサービス

生活の様々な場面でつまずきのある児童に対し、心理士、作業療法士、言語聴覚士が中心となり専門的見地から課題に応じた個別指導及び小集団で療育を行います。生活能力の向上及び社会性やコミュニケーションスキルを伸ばすことをめざします。

③ 保育所等訪問支援

保育園、幼稚園、学校等を訪問し、集団生活への適應のための専門的な支援を行います。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害状態で外出することが著しく困難である障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な生活習慣の獲得や、遊びを通じて経験を重ね、生活能力の向上に向けた支援を行います。

根拠法令等

児童福祉法

港区児童福祉法施行細則

港区立児童発達支援センター条例

港区立児童発達支援センター条例施行規則

港区立児童発達支援センター相談事業運営要綱

港区立児童発達支援センター障害児通所支援事業運営要綱

港区立児童発達支援センター障害児通所支援事業における医療的ケア実施要綱

開始時期

令和2年4月1日

※ 令和2年4月から障害保健福祉センターのこども療育事業（こども療育パオ）は児童発達支援センターで事業を実施しています。

実績表

(1) 総合相談件数 (単位：件)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
未就学児	1,433	1,464	1,497	1,088	4,466
学齢児及び18歳未満	490	836	720	906	709

(2) 障害児通所支援年齢別登録状況（令和2年度末） (単位：人)

サービス種別 \ 年齢（歳児）	0	1	2	3	4	5	6～11	12～14	15～18	計
児童発達支援	0	0	0	45	72	37	0	0	0	154
放課後等デイサービス	0	0	0	0	0	0	48	1	0	49
保育所等訪問支援	0	0	0	5	3	1	0	0	0	9
居宅訪問型児童発達支援	0	0	1	1	1	0	0	0	0	3

(3) 児童発達支援年齢別登録状況（令和2年度末） (単位：人)

サービス種別 \ 年齢（歳児）	0	1	2	3	4	5	6～11	12～14	15～18	計
日々通所	0	0	0	10	12	8	0	0	0	30
併用通所	0	0	0	6	8	5	0	0	0	19
重症心身障害児通所	0	0	0	0	1	2	0	0	0	3
発達障害児グループ	0	0	0	11	6	16	0	0	0	33
個別指導	0	0	0	18	45	6	0	0	0	69

(4) 延長保育利用件数 (単位：件)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
利用件数	512	400	455	473	382

※ 令和2年度から延長保育に名称変更

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	-----------------------

障害保健福祉センター（ヒューマンパラダイズ）	所管課	— 障害者福祉課
<p>概 要</p> <p>区内の障害者に対して、障害の種類や程度、年齢に応じた各種相談、通所指導・訓練などの事業を行い、障害者の地域における保健福祉の増進を図ることを目的としています。また、社会参加の機会や交流の場を提供することにより、その自主的な活動を支援しています。</p> <p>障害保健福祉センターは、平成21年4月から指定管理者制度に移行し、社会福祉法人友愛十字会による管理運営となりました。センター事業の円滑な運営を確保するため、各事業の利用者等と区及び友愛十字会の三者による「港区立障害保健福祉センター三者連絡協議会」を設置しています（令和2年度中1回開催）。</p> <p>主な事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域活動支援センター事業 (2) 生活介護事業 (3) 就労継続支援B型事業 (4) 自立訓練（機能訓練）事業 (5) 短期入所事業 (6) 放課後等デイサービス事業 (7) 相談支援事業 (8) 施設貸出 <p>根拠法令等</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 児童福祉法 港区立障害保健福祉センター条例 港区立障害保健福祉センター条例施行規則</p> <p>開始時期</p> <p>平成10年4月1日</p>		

地域活動支援センター事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、創作的活動や社会との交流の促進、地域への障害者福祉に関する普及啓発活動など実情に応じた支援を行います。

事業内容

(1) 対象者

- ① 区内に住所を有する人（普及啓発及びボランティア養成のみ）
- ② 身体障害者手帳を有する区民
- ③ 愛の手帳を有する区民
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を有する区民
- ⑤ 障害のある児童及びその傾向にある児童

(2) 事業内容

- ① 障害に関する普及啓発活動及びボランティア養成
- ② 地域自立支援事業の実施
- ③ 社会参加を促進するための自主グループ活動支援
- ④ 港区障害者（児）相談支援事業実施要綱第3条第1号から第7号までに規定する事業

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 港区立障害保健福祉センター条例
 港区立障害保健福祉センター条例施行規則
 港区立障害保健福祉センター地域活動支援センター運営要綱
 港区障害者（児）相談支援事業実施要綱
 港区障害者地域自立生活支援事業実施要綱

開始時期

平成24年4月1日

実績表

(1) 相談利用者延人数（令和2年度）

（単位：人）

区分	利用者数
40歳以下	161
41～50歳	46
51～60歳	87
61～64歳	50
65歳以上	63
計	407

相談内識別件数（令和2年度）

（単位：件）

電 話	276
来 所	29
訪 問	28
メ ー ル	8
同 行	4
個別支援会議	0
関係機関	60
そ の 他	2
計	407

(2) 講座・講習会参加状況

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
参加人数	1,421	1,270	1,311	1,270	719

(3) 自主グループ活動支援(14グループ)

(令和3年4月1日現在)

名 称	内 容
どんぐりの会	言語機能の維持とコミュニケーション支援活動
OB September クラブ	水中運動
なご実の会・みなと	視覚に障害のある人が楽しめる生け花
典雅会	視覚障害者を中心にカラオケ、茶道などを楽しむ
書道自主グループ「ヒューマンぶらぎ」	書道活動
もく木会	陶芸、磁器・ガラス器にシールを貼る絵付け
絵手紙 虹	絵手紙を通じて会員相互の親睦を深める
木曜パソコン会	パソコンの技術習得と社会参加の促進
すみれ会	カラオケによるコミュニケーション支援
港区ダーツクラブ	ダーツ
港サンフレッチェ	スポーツ吹矢
パンプキンの会	調理活動
シネマチック同好会	映画鑑賞と親睦
港カーレットクラブ	カーレット(カーリングやビリヤードなどのルールを取り入れた卓上ゲーム)

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

障害保健福祉センター相談	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者やその家族からの相談に社会福祉士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士などの専門スタッフが応じ、障害者が地域において安心して生活できるよう支援します。

また、相談に伴い関係機関との連絡調整、障害に関する情報の提供や制度の紹介等も行います。

事業内容

(1) 専門医相談

各診療科目の担当医が医学的見地から相談に応じます。

(2) 専門相談

リハビリ相談、補装具・生活用具相談、住宅改修相談等に応じます。

根拠法令等

港区立障害保健福祉センター条例

港区立障害保健福祉センター相談事業運営要綱

開始時期

平成10年5月

実績表

(1) 専門医相談利用件数（令和2年度）

（単位：件）

区分 \ 診療科目	精神神経科	整形外科	内科	眼科	耳鼻咽喉科	計
17歳以下	0	0	0	0	0	0
18～40歳	34	31	44	55	65	229
41～64歳	6	8	21	21	27	83
65歳以上	1	0	1	0	8	10
計	41	39	66	76	100	322

(2) 専門相談利用件数（令和2年度）

外来相談

(単位:件)

相談内容 区分	補 装 具	住 宅 改 造	リ ハ ビ リ 相 談	機 能 評 価	福 祉 サ ー ビ ス 等	そ の 他	計
40歳以下	16	4	4	1	0	25	50
41～50歳	3	0	1	0	0	1	5
51～60歳	4	0	3	1	0	0	8
61～64歳	0	1	0	0	0	0	1
65歳以上	1	1	0	0	0	1	3
計	24	6	8	2	0	27	67

補助金等 有 ・ 無				補助金名等	
---------------	--	--	--	-------	--

生活介護事業（工房アミ）	所管課	—
		障害者福祉課

目的

心身に障害のある人たちに、生活訓練や作業訓練を通して自立を促進し、障害者が家庭や地域で、より充実した生活を送ることができるよう支援します。

事業内容

18歳以上の知的障害者で通所が可能な人を対象とし（ただし、15歳以上18歳未満の人については、個々の事情により対象とします。）、身辺自立のための基本的な生活支援や日常生活習慣の習得及び作業の基本的動作の支援等を行います。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 港区立障害保健福祉センター条例
 港区立障害保健福祉センター条例施行規則
 港区立障害保健福祉センター生活介護事業運営要綱

開始時期

平成3年4月（平成10年4月1日 知的障害者福祉法に基づく事業実施）
 （平成15年4月1日 支援費制度による指定施設）
 （平成24年4月1日 障害者自立支援法による指定事業所）

実績表

利用者状況（令和2年度末）

（単位：人）

内訳 年齢層	障害別			障害等級							障害支援区分				車椅子利用者	通所バス利用者
	知的障害	身体障害	(重複障害)	愛の手帳			身体障害者手帳				3	4	5	6		
				1・2度	3・4度	手帳なし	1・2級	3・4級	5・6級	手帳なし						
18～20	2	1	0	2	0	1	1	0	0	2	0	0	0	3	1	3
21～30	21	13	13	20	1	0	7	5	1	8	0	4	6	11	5	19
31～40	5	2	2	4	1	0	1	1	0	3	0	0	3	2	1	5
41～50	6	3	3	6	0	0	2	0	1	3	0	0	3	3	2	5
51歳以上	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
計	35	19	18	33	2	1	11	6	2	17	0	5	12	19	9	33
				36			36				36					

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	-----------------------------------

就労継続支援B型事業（みなとワークアクティ）	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

一般の企業等に就職することが困難な知的障害者に、仕事を提供し、作業や生活等の事業を通して、自立を支援します。

事業内容

- (1) 対象者
18歳以上の知的障害者で、原則として単独通所が可能で、かつ作業能力がある、又は期待できる人
- (2) 作業内容
製菓作業、受注事業、公園清掃、販売活動事業
- (3) 作業工賃
利用者の作業能力などに応じて支払います。
- (4) 福利厚生
利用者には、被服の貸与や行事の実施などの福利厚生があります。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
港区立障害保健福祉センター条例
港区立障害保健福祉センター条例施行規則
港区立障害保健福祉センター就労継続支援B型事業運営要綱

開始時期

昭和 55 年 3 月（平成 10 年 4 月 1 日 知的障害者福祉法に基づく事業実施）
（平成 15 年 4 月 1 日 支援費制度による指定施設）
（平成 24 年 4 月 1 日 障害者自立支援法による指定事業所）

実績表

年度別利用人員及び工賃額

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
在 籍 人 員(人)	23	27	30	31	31
年 間 工 賃 総 額(円)	7,680,979	6,693,510	7,469,602	7,368,022	6,423,616
1 人 当 たり 平 均 月 額(円)	26,305	22,461	21,714	22,126	20,200
最 高 工 賃(円)	50,767	41,179	43,524	49,603	51,979
最 低 工 賃(円)	6,133	2,106	1,355	91	32
年度末調整手当最高額(円)	355,365	245,474	262,356	173,893	194,262
年度末調整手当最低額(円)	42,913	12,030	2,879	64	100
発 注 登 録 業 者 数(者)	60	71	74	70	40

※ 工賃に時給制を採用し、月々の工賃の余剰金を年度末に一時手当金として、年度末調整手当を支給しています。

補助金等 (有) ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金
-----------------	--------------	--------------	--------------	-------	-----------------------------------

自立訓練（機能訓練）	所管課	— 障害者福祉課
<p>目 的 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、身体障害者が身体機能・生活能力の維持・向上を図り、地域で自立した生活を営むために一定の期間、必要な機能訓練その他の援助を行います。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対象者 18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた区民 （医療機関退院後や施設退所後の人） ※ 原則として、65歳以上の介護保険対象者を除きます。</p> <p>(2) 内 容 <機能訓練> 理学療法、作業療法、言語療法、水中運動他</p> <p>(3) 費 用 利用者負担金がかかる場合があります。</p> <p>根拠法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 港区立障害保健福祉センター条例 港区立障害保健福祉センター条例施行規則 港区立障害保健福祉センター自立訓練（機能訓練）事業運営要綱</p> <p>開始時期 平成18年10月1日</p>		

実績表

(1) 自立訓練（機能訓練）利用人数（令和2年度）

（単位：人）

種別 区分	障 害 別				身体障害者手帳		
	脳血管障害	神経・筋疾患	脳性麻痺	その他	1・2級	3・4級	5・6級
30歳以下	0	0	0	0	0	0	0
31～40歳	0	0	0	1	1	0	0
41～50歳	1	0	0	0	0	1	0
51～60歳	3	2	1	2	6	2	0
61～70歳	2	0	0	0	1	0	1
71歳以上	0	0	0	0	0	0	0
計	6	2	1	3	8	3	1
	12				12		

(2) 自立訓練（機能訓練）各コース利用状況（令和2年度）

コ ー ス 名		利用者数（人）	実施回数（回）	利用者延人数（人）	
通 所 型	自立社会参加 プログラム	月曜	6	47	192
		火曜	3	47	35
		水曜	7	50	174
		木曜	7	49	144
	コミュニケーション プログラム		6	50	161
	水中プログラム		6	47	102
訪問型	一時間以上	1	2	2	
	一時間未満	1	7	7	
計		37	299	817	

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	-----------------------------------

機能訓練(区単独事業)	所管課	— 障害者福祉課
<p>目 的 身体に障害のある人に、身体運動や創作的活動などの訓練を行い、日常生活の活動性を高めます。</p> <p>事業内容 (1) 高次脳機能障害者機能訓練 脳血管障害や頭部外傷等により、言語訓練や高次脳機能障害と診断されて機能訓練を行う必要のある人を対象に集団訓練を行います。</p> <p>(2) 障害児機能訓練 家庭での生活動作の習得や、二次的障害予防のために個別指導を行います。</p> <p>根拠法令等 港区立障害保健福祉センター条例 港区立障害保健福祉センター条例施行規則 港区立障害保健福祉センター機能訓練事業運営要綱</p> <p>開始時期 平成3年4月</p>		

実績表

(1) 高次脳機能障害者機能訓練利用状況(令和2年度)

(単位:人)

種別 区分	障害別				障害等級				
	脳血管障害	神経・筋疾患	脳性麻痺	その他	1・2級	3・4級	5・6級	知相的互障害用	手帳なし
50歳以下	0	0	0	2	0	1	0	0	1
51～60歳	1	0	0	1	1	0	0	0	1
61～70歳	1	0	0	1	0	0	0	0	2
71歳以上	3	0	0	0	0	1	0	0	2
計	5	0	0	4	1	2	0	0	6
	9				9				

(2) 障害児機能訓練利用状況(理学療法・作業療法)(令和2年度)

(単位:人)

種別 区分	障害別				障害等級				
	脳血管障害	神経・筋疾患	脳性麻痺	その他	1・2級	3・4級	5・6級	知相的互障害用	手帳なし
6～12歳	0	2	5	6	13	0	0	0	0
13～15歳	0	0	1	1	1	1	0	0	0
16～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	2	6	7	14	1	0	0	0
	15				15				

補助金等
有・無

備考

放課後等デイサービス事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上や社会との交流の促進が図れるよう、必要な訓練や指導を行います。

事業内容

(1) 対象者

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している、重症心身障害児（医療的ケアの必要な児童を含む。）

(2) 内容

子どもの発達に応じて必要となる基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動や創作活動のほか、学校や家庭とは異なる体験を通じて、個々の状況に応じた療育を行います。

根拠法令等

児童福祉法

港区立障害保健福祉センター条例

港区立障害保健福祉センター条例施行規則

港区立放課後等デイサービス事業運営要綱

開始時期

令和2年12月1日

実績表

利用者状況（令和2年度末）

（単位：人）

内 訳 年齢層	障害別			障害等級								車椅子利用者	通所バス利用者
	知的障害	身体障害	（重複障害）	愛の手帳			身体障害者手帳						
				1度	2度	3度	1級	2級	3級	4級			
小学・低	8	8	8	0	2	0	7	1	0	0	6	8	
小学・高	6	6	6	2	4	0	2	4	0	0	5	6	
中 学	1	1	1	0	0	1	0	1	0	0	1	1	
高 校	2	2	2	1	0	0	2	0	0	0	2	2	
計	17	17	17	3	6	1	11	6	0	0	14	17	
				10			17						

補助金等
有 ・ 無

備 考

障害保健福祉センター施設貸出	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者団体などの自主的な活動の場として、会議室等を貸し出します。また、温水プールは、歩行訓練や機能訓練に利用できます。

事業内容

対象者

- (1) 会議室等：区内在住者が主な構成員となっている障害者団体、その他福祉団体等
- (2) 温水プール：身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた区民及び高齢者で機能障害を有する区民

根拠法令等

- 港区立障害保健福祉センター条例
- 港区立障害保健福祉センター条例施行規則
- 港区立障害保健福祉センター貸出施設運営要綱

開始時期

平成10年5月

実績表

- (1) 登録数 団体：77団体 個人：1,165人
- (2) 会議室等貸出施設利用状況（令和2年度）

名 称	定 員 (人)	利用件数 (件)
会 議 室 1	25	139
〃 2	20	100
集 会 室	20	107
竹芝小記念ホール	48	126
多目的体育室	250	267
温 水 プ ー ル	20	3,980

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

ヒューマンパラざまつり	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者と地域住民との交流を深め、障害に関する知識や情報を区民に提供するとともに、障害保健福祉センターを広く区民に知ってもらい、より開かれたものにするため実施します。

事業内容

ふれあいステージ、作品展示、模擬店、バザー、車椅子体験、スタンプウォーキング等

開始時期

平成10年

実績表

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
区分					
参加者	1,406	1,202	1,355	1,501	—

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止しました。

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

精神障害者支援センター (あいはーと・みなと)	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

主に精神障害者に対し、地域生活支援事業、各種相談、就労継続支援事業、短期入所、生活体験プログラム事業を行うことにより、精神障害者の地域での自立した生活を支援します。

主 な 事 業

- (1) 地域生活支援事業
 - (2) 相談支援事業
 - (3) 就労継続支援B型事業
 - (4) 短期入所事業
 - (5) 生活体験プログラム事業
- ※ (3)、(4)及び(5)は、令和3年6月からの事業開始

根拠法令等

港区精神障害者支援センター条例
 港区精神障害者支援センター条例施行規則
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

開 始 時 期

平成28年4月1日
 ※ 令和3年6月から精神障害者支援センターとして開設し、新たな事業を開始しています。

実 績 表

- (1) 創作的活動の機会の提供、社会との交流

利用登録者数

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
障 害 者	169	227	261	290	309
家 族 等	14	17	7	8	9
ボランティア	22	36	54	57	57
計	205	280	322	355	375

来館者数

年度	28	29	30	元	2
開館日数(日)	356	356	356	359	358
総 数(人)	8,462	6,683	7,605	5,093	3,265
障害者数(人)	6,493	5,161	5,807	4,006	2,638

※ 休館日 12月29日～1月3日

講座・講習会等のプログラムの実施及び参加状況

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
生 活 支 援 の プ ロ グ ラ ム	2,803	2,658	2,388	534	114
知 識 ・ 生 活 技 術 獲 得 ・ ピ ア 活 動 支 援	1,103	912	987	846	644
教 養 ・ 余 暇 活 動	857	1,153	1,033	1,115	587

※ 令和元年度及び令和2年度「生活支援のプログラム」の参加人数については、平成31年3月から改築工事に伴い浜松町へ移転したことにより食事会(昼食会及び夕食会)の開催数が減少したため、参加人数が平成29年度及び平成30年度と比較して大幅に減っています。

(2) 相談支援

① 日常相談・基本相談

利用者、区内の障害者やその家族の相談に応じます。

相談件数

(単位：件)

相談内容	28		29		30		元		2	
	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話
福祉サービス等利用	194	830	183	970	201	2,902	186	2,899	112	3,653
障害や病状の理解	26	74	21	61	19	315	18	366	11	305
健康・医療	99	502	68	387	91	549	62	874	42	821
不安の解消・情緒安定	618	7,188	441	5,934	491	4,884	560	5,430	368	6,491
保育・教育	8	18	0	13	1	7	0	8	1	2
家族関係・人間関係	269	1,011	182	572	141	452	122	472	53	448
家計・経済	30	121	48	112	32	137	15	85	12	118
生活技術	68	197	79	245	96	615	44	359	43	719
就労	133	159	129	192	124	247	78	231	29	295
社会参加・余暇活動	31	133	51	395	64	600	73	554	46	933
権利擁護	25	127	14	115	6	24	3	28	1	16
その他	269	8,088	185	1,422	187	2,208	118	2,468	74	2,743
計	1,770	18,448	1,401	10,418	1,453	12,940	1,279	13,774	792	16,544

② 計画相談支援

障害者が様々な障害福祉サービスを利用する支援を行います。

活動状況

区分	28	29	30	元	2
相談支援対象者数(人)	64	70	75	78	72
サービス利用支援数(件)	67	73	94	83	69
継続サービス利用支援数(件)	194	187	211	194	187

(3) 障害に対する理解促進、ボランティア育成等

(単位：人)

事業	28	29	30	元	2
利用者と地域住民との交流活動事業	514	388	298	184	34
精神保健福祉講座	-	79	69	56	15

※ 平成28年度「精神保健福祉講座」は、集計していません。

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金 障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金 障害者自立支援給付国庫負担金 障害者自立支援給付都負担金
-----------------	--------------	--------------	--------------	-------	---

障害者グループホーム芝浦	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

知的障害者に対し障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）等を実施し、地域社会における自立生活を支援します。

事業内容

(1) 対象者

共同生活援助を利用できる人は次の(ア)から(エ)までの要件を、短期入所を利用できる人は(ア)から(ウ)までの要件を満たす人

	共同生活援助を利用できる人	短期入所を利用できる人
(ア)	区民	
(イ)	東京都「愛の手帳」を所持している人	
(ウ)	障害福祉サービス受給者証の交付を受けている人	
(エ)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護等の日中活動に通所していること。	

(2) 使用料等

利用者は、次に掲げる使用料等を負担します。

- ① 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に共同生活援助又は短期入所の利用に要した費用の額を超えるときは、当該現に共同生活援助又は短期入所の利用に要した費用の額）
- ② 家賃：月額 20,000 円（「共同生活援助」のみ）
- ③ 実費として区長が定める費用

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 港区立障害者グループホーム条例
 港区立障害者グループホーム条例施行規則

開始時期

平成 26 年 11 月 1 日

実績表

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
区分					
共同生活援助利用者数	5	5	5	5	5

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金
-----------------	--------------	--------------	--------------	-------	-----------------------------------

障害者支援ホーム南麻布	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設を整備し、障害者等の施設における生活の支援及び相談支援を行うことにより、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするため、港区立障害者支援ホーム（以下「支援ホーム」という。）を設置及び管理運営します。

事業内容

生活介護及び施設入所支援

身体障害者であって次の要件を満たす人

- ① 障害福祉サービス受給者証の交付を受けている人
- ② 障害支援区分4以上（50歳以上は障害支援区分3以上）の人

※知的障害をもつ、重複障害者や医療的ケアの必要な障害者も含みます。
 なお、入院治療が必要な者及び病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他必要な医療を要する障害者（療養介護の対象者）は除く。

短期入所

- ① 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所が必要な障害支援区分1以上の身体及び知的障害者
 - ② 障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児
- ただし、適切なサービスが提供できる場合については、障害支援区分1以上のその他の障害者も受入れ可能とする。

相談支援

- ① 基本相談支援
- ② 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
- ③ 計画相談支援（サービス等利用計画）

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 港区立障害者支援ホーム条例
 港区立障害者支援ホーム条例施行規則
 港区立障害者支援ホーム施設入所支援事業及び生活介護事業運営要綱
 港区立障害者支援ホーム短期入所事業運営要綱
 港区立障害者支援ホーム相談支援事業運営要綱

開始時期

令和2年3月1日

実績表

施設入所支援、生活介護 (単位：人)

区分 \ 年度	元	2
利用人数	12	33

補助金等 有 ・ 無			備考	
---------------	--	--	----	--

障害者住宅	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

住宅に困窮する障害者に対し、設備等に配慮した住宅を提供することにより、障害者の生活の安定と福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

次の①～⑧の全てに該当すること。

- ① 区内に引き続き3年以上居住していること。
- ② 世帯で1人以上の人が、次のいずれかに該当すること。
 - ア 身体障害者手帳1～4級
 - イ 愛の手帳1～3度
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳1・2級
 - エ 戦傷病者手帳第1号表ノ3第1款症以上
 - オ 厚生労働大臣の認定書を受けている原爆被爆者
- ③ 世帯の所得が基準内であること。
- ④ 住宅に困窮していること。
- ⑤ 住民税を滞納していないこと。
- ⑥ 世帯用は、現に同居し、又は同居しようとする親族等がいること。
- ⑦ 自立して日常生活を営めること。
- ⑧ 障害者住宅において、円満な共同生活を営むことができること。

(2) 使用料

月額 単身者用 89,000円、105,000円の2種類、世帯用（車椅子対応を含む。）159,000円

※ 前年の所得金額により減額する制度があります。

根拠法令等

港区立障害者住宅条例

港区立障害者住宅条例施行規則

開始時期

平成10年6月1日

概 要

(単位：戸)

内容	施設名	
	シティハイツ竹芝	
開設年月日		平成10年6月1日
戸 数	単身者用	6
	世帯用	7
	世帯用（車椅子対応）	2

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

短期入所事業（障害者）	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

在宅の常時介護を必要とする障害者（児）のいる家庭で、介護を行う者の疾病その他の理由がある場合に、障害者（児）の入浴、排せつ又は食事の介護を短期間の入所において支援します。

事業内容

(1) 対象者

障害福祉サービス受給者証の交付を受けている人で、障害支援区分1以上の身体又は知的障害がある人

(2) 利用期間

支給決定された日数

(3) 実施施設

- ・ 障害者支援ホーム南麻布
- ・ 障害保健福祉センター

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

港区立障害者支援ホーム条例

港区立障害者支援ホーム条例施行規則

港区立障害保健福祉センター条例

港区立障害保健福祉センター条例施行規則

開始時期

(1) 障害者支援ホーム南麻布 令和2年3月1日

(2) 障害保健福祉センター 令和2年4月1日

実績表

(単位：人)

施設名	年度	2
障害者支援ホーム南麻布		132
障害保健福祉センター		1,397

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

障害福祉サービス等事業所家賃助成	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

新型コロナウイルス感染症に伴う利用者の減少により事業継続に多大な影響を受けている港区内の障害福祉サービス等事業所の設置者に対し、家賃に係る経費の一部の助成を行うことにより、事業運営の安定を確保し、もって利用者に対して障害福祉サービス等の継続的な提供の確保や事業者の福祉人材の離職防止を図ります。

事業内容

次のいずれにも該当する助成対象者に対し、家賃に係る経費の一部を助成します。

- (1) 事業者が、障害福祉サービス等事業所の事業に使用する設備として法の指定を受け、現に使用していること。
- (2) 事業者の資本金が、5,000万円以下であること。
- (3) 事業者又は障害福祉サービス等事業所が建物の賃貸借契約を締結し、賃借料を支払っていること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、障害福祉サービス等事業所の収入が要綱で定める減収の比率となっていること。

根拠法令等

港区障害福祉サービス等事業所家賃助成要綱

開始時期

令和2年6月1日 ※令和3年度 予算措置なし

実績表

区分 \ 年度	2
助成数(件)	15
助成額(円)	6,979,000

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者施設等におけるPCR検査に係る支援事業	所管課	—
		高齢者支援課・介護保険課・障害者福祉課

目 的

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、特に重症化するリスクが高いとされる高齢者や障害がある方が主に利用する施設等において、安心して施設運営ができるよう支援します。

事業内容

- (1) PCR検査を区が実施
区が委託する検査機関による検査を実施します。鼻咽頭ぬぐい液による検体採取や確定判断、発生届の発出は、港区医師会と連携し医師による必要な支援を行います。
- (2) PCR検査費用の助成
施設等の職員、入所者及び利用者が受検したPCR検査費用を区が助成します。
(令和2年度は上限あり)
- (3) 高齢者施設等の事業継続に関する支援
事業継続に関する相談・助言等の支援、ケアマネジャー、高齢者相談センター等によるサービス利用調整の検討、東京都と連携し他施設からの職員派遣の検討等を支援します。

根拠法令等

港区高齢者福祉施設等におけるPCR検査費用助成実施要綱

開始時期

令和2年12月 ※(1)は令和3年3月で終了

実績表

(1) 区実施分

年度	2
区分	
申請事業所数(事業所)	52
件数(件)	1,721
支出額(円)	20,336,800

(2) 費用助成分

年度	2
区分	
申請事業所数(事業所)	11
受検者数(人)	152
助成額(円)	2,818,604

※実績は、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所の合計

補助金等 ①・無	国負担 —	都負担 10/10	区負担 —	補助金名等	区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業
-------------	----------	--------------	----------	-------	-------------------------

在宅の重度障害児・者への感染防止啓発 (衛生キットの配付)	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

在宅で生活している重度障害児・者に対して、家庭内や外出時に新型コロナウイルス感染症に感染しないよう、マスクの着用や手指の消毒の励行等について啓発します。

事業内容

(1) 対象者

- ① 医療的ケアが必要な児童及び障害者
- ② 重度の肢体不自由児・者（身体障害者手帳1・2級）
- ③ 重度の知的障害児・者（愛の手帳1・2度）
- ④ 日常生活の用を識別することが困難な児・者（精神障害者保健福祉手帳1級）
ただし、家族による在宅介護を受けて生活していること。

(2) 内 容

医療的ケアが必要な人、基礎疾患を持つ重症化しやすい人や新型コロナウイルス感染症を不安に思う人など、在宅で生活している重度障害児・者に対して、家庭内や外出時に新型コロナウイルス感染症に感染しないよう、感染防止の取組を啓発するメッセージ、マスク、手指消毒液や除菌シートをセットにした「衛生キット」を配付し、マスクの着用や手指の消毒の励行等について啓発します。

開始時期

令和2年6月 ※令和3年3月で終了

実績表

年度	2
区分	
配付人数（人）	2,750

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 —	都負担 10 / 10	区負担 —	補助金名等	区市町村との共同による感染拡大 防止対策推進事業補助金
-----------------	----------	----------------	----------	-------	--------------------------------

新型コロナウイルス感染症対策に係る障害者就労支援	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントや事業が休止し、障害者就労継続支援事業所の自主生産品の売上げや業務の受託が大きく減っているため、障害者の就労の機会も失われています。

事業所で就労していた障害者が、以前のように通所して生活リズムを保ちつつ、工賃を得て安定した日常生活をいち早く取り戻すことができるよう、区が自主生産品や業務を発注するなど仕事を生み出すことや、地域の民間企業等への新たな販路の開拓を支援することによって、障害者の就労支援を行います。

事業内容

(1) 自主生産品や業務の発注

- ① 介護認定調査及び障害支援区分認定調査時に申請者へ配付するマスクの作成の発注
- ② 高齢者施設へ配付するお菓子、お花の作成の発注

(2) 新たな販路の開拓支援

- ① 民間企業等への事業所のPRパンフレット及び自主生産品のサンプルセット配付

開始時期

令和2年6月 ※令和3年3月で終了

実績表

区分 \ 年度	2
発注事業所数（事業所）	10
発注金額（円）	8,655,910

補助金等有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

新型コロナウイルス感染症対策障害児・者居所確保事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害児・者の家族等が、新型コロナウイルス感染症にり患したことにより、り患していない障害児・者を一時的に養育することが困難になった場合に、当該障害児・者を港区立障害保健福祉センター内短期入所にて受け入れ、障害児・者の居所を確保します。

事業内容

(1) 対象者

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持、又は障害福祉サービス等を受給している障害児・者のうち、同居する家族等が新型コロナウイルス感染症にり患し、入院又は宿泊施設での療養が必要なため、日常生活に必要な支援を受けることのできない障害児・者

(2) 内 容

港区立障害保健福祉センターの短期入所施設にて、感染防止対策を徹底し、障害児・者に対する日常生活上の支援、食事の提供、健康状態の確認を行い、障害児・者の居所を確保します。

開始時期

令和2年5月

実 績 表

区分 \ 年度	2
受入人数（人）	1
受入日数（日）	7

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 —	都負担 10 / 10	区負担 —	補助金名等	在宅要介護者の受入体制整備事業 (障害分) 補助金
-----------------	----------	----------------	----------	-------	------------------------------

5 低所得者等の福祉

生活福祉調整課

無料入浴券の給付（生活保護世帯等）	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課・高齢者支援課・障害者福祉課

目 的

高齢者、障害者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に対して、公衆浴場で利用できる無料入浴券を給付することにより、家計の負担軽減及び健康保持を図ります。

事業内容

(1) 対 象

- ① 70歳以上の高齢者
- ② 障害者及び原爆被爆者
- ③ 自家に風呂のない生活保護世帯等

(2) 給付時期

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(3) 給付枚数

高 齢 者 1人当たり年間最大52枚
 ※ 申請月により給付枚数が異なります。
 障害者及び原爆被爆者 大人、中人、小人とも1人当たり年間最大52枚
 ※ 申請月により給付枚数が異なります。
 生活保護世帯等 大人、中人、小人とも1人当たり年間最大60枚
 ※ 開始月により給付枚数が異なります。

根拠法令等

港区生活保護世帯等に対する無料入浴券支給事業実施要綱

※高齢者、障害者及び原爆被爆者については、「港区無料入浴券給付事業実施要綱」に規定されています。

開始時期

高 齢 者 昭和 57 年 4 月（平成 19 年 4 月から 70 歳以上へ対象拡大）
 障 害 者 昭和 57 年 4 月（平成 17 年 4 月から精神障害者へ対象拡大）
 原 爆 被 爆 者 平成 7 年 4 月
 生活保護世帯等 昭和 57 年 4 月

実 績 表

給付の状況 (単位：枚)

年度	28	29	30	元	2
高 齢 者	158,815	151,551	152,522	150,323	130,695
障 害 者 等	15,544	14,933	14,810	14,370	16,072
生活保護世帯等	6,022	5,579	4,435	3,779	3,231

※ 障害者等には、原爆被爆者を含む

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

コミュニティバス乗車券の発行（生活保護世帯等）	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課・高齢者支援課・ 障害者福祉課・子ども家庭課

目 的

高齢者、障害者、妊産婦、生活保護世帯等に対し、港区コミュニティバスの乗車券を発行して乗車運賃を助成することにより、社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 対 象

- ① 70歳以上の人
- ② 都営交通無料乗車券を所持している人
- ③ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している人
- ④ 東京都難病医療費助成を受けている人
- ⑤ 児童扶養手当証書を所持している人
- ⑥ ひとり親家庭等医療費助成を受けている人
- ⑦ 妊産婦
- ⑧ 3歳未満の子がいる、区が定める所得基準内（※）の世帯の保護者1人

※ 所得基準表

扶養親族等人数	所得基準
0人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、192万円未満
1人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円未満
2人以上	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算した額未満

(2) 費用負担 無料（※1）

根拠法令等

港区コミュニティバス乗車券の発行及び利用助成要綱

開始時期

平成16年10月

実績表

発行の状況

(単位：枚)

区分		年度	28	29	30	元	2	
							9月まで	10月以降(※1)
70歳以上	シルバーパス所持者		11,207	11,666	11,866	12,257	379	16,153
	シルバーパス不所持者	住民税課税	1,021	1,285	1,408	1,411	70	
		住民税非課税	830	1,083	1,165	1,391	129	
障害者等(※2)			3,922	3,781	3,729	3,806	3,527	
妊産婦等(※3)			7,008	7,579	7,033	6,786	6,322	
生活保護世帯等			642	597	487	478	582	

※1 令和2年10月以降はシルバーパスの所持にかかわらず、70歳以上の方は全員無料に制度変更

※2 障害者等とは、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び被爆者健康手帳の交付を受けている人並びに東京都難病医療費助成を受けている人

※3 妊産婦等とは、妊産婦、児童扶養手当証書所持者、ひとり親家庭等医療費助成を受けている人、3歳未満の子がいる区が定める所得基準内の人

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

都営交通の無料乗車券の交付（生活保護世帯等）	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課・障害者福祉課

目 的

身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に、無料乗車券を交付することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

事業内容

身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に、都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券を交付します。

〔有効期間〕

- ・生活保護世帯等は1年間
- ・身体障害者、知的障害者、戦傷病者及び原爆被爆者は3年間

根拠法令等

東京都都営交通無料乗車券発行規程

開始時期

- ・生活保護世帯等については、昭和42年10月
- ・身体障害者等については、昭和39年4月

実績表

交付の状況

(単位：枚)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
身体障害者等	1,269	1,097	1,183	1,193	958
生活保護世帯等	1,090	848	649	647	671

※ 身体障害者等には、知的障害者、戦傷病者及び原爆被爆者を含みます。

※ 生活保護世帯等には、中国残留邦人等支援給付受給世帯を含みます。

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

生活保護事業	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課
<p>目 的</p> <p>憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。</p> <p>事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活扶助 衣食、光熱水費その他日常生活に必要な費用 (2) 住宅扶助 家賃、地代等の費用 (3) 教育扶助 義務教育に必要な学用品、教材、学校給食費等の費用 (4) 医療扶助 原則として、生活保護法等の規定に基づき指定を受けた医療機関(指定医療機関)において医療の給付を行います。 (5) 介護扶助 原則として、生活保護法等の規定に基づき指定を受けた介護サービス機関(指定介護機関)を通じて介護サービスを行います。 (6) 出産扶助 出産に必要な費用 (7) 生業扶助 技術を身につけたり、仕事を始めるのに必要な費用及び高等学校等への就学に要する費用 (8) 葬祭扶助 葬祭のために必要な費用 (9) 就労自立給付金 就労により自立した世帯に給付金を支給します。 (10) 進学準備給付金 大学等に進学する世帯員に給付金を支給します。 <p>※これらの給付は(4)、(5)を除き、原則として金銭で支給されます。</p> <p>根拠法令等</p> <p>生活保護法 港区生活保護法施行細則</p> <p>開始時期</p> <p>昭和 25 年 5 月</p>		

実績表

港区の人口及び被保護世帯等の状況

年度	港区の人口(3月1日現在)		被保護世帯及び人員(3月中)				
	世帯 (世帯)	人口 (人)	世帯 (世帯)	人員 (人)	保護率(1,000人当り)		
					港区 (%)	東京都 (%)	全国 (%)
28	133,624	249,572	1,961	2,320	9.3	21.5	16.9
29	135,854	253,940	1,871	2,213	8.7	21.2	16.7
30	137,663	257,472	1,798	2,118	8.2	20.8	16.6
元	139,492	260,535	1,727	2,007	7.7	20.4	16.4
2	137,730	258,105	1,760	2,036	7.9	20.3	16.4

資料：月報 福祉行政統計（東京都福祉保健局）、生活保護速報（厚生労働省社会・援護局）

資料：福祉行政統計

主な扶助別被保護世帯及び人員の状況

(各年度3月中)

年度	生活扶助		住宅扶助		医療扶助		介護扶助		生活保護扶助費 (千円)
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	
28	1,718	2,061	1,665	1,989	1,685	1,904	421	436	4,983,627
29	1,634	1,948	1,627	1,928	1,627	1,848	442	453	4,810,525
30	1,585	1,887	1,584	1,871	1,561	1,781	459	469	4,570,914
元	1,488	1,748	1,501	1,745	1,483	1,669	456	465	4,458,165
2	1,499	1,752	1,507	1,772	1,497	1,659	461	469	4,258,542

生活保護の開始、廃止の状況

資料：福祉行政統計

年度	申請受理件数	取下げ件数	却下件数	開始		廃止	
				世帯	人員	世帯	人員
28	345	12	13	381	458	371	405
29	243	19	9	261	306	353	400
30	240	12	15	233	314	330	381
元	215	6	15	234	263	305	334
2	285	12	13	291	335	257	279

補助金等 ① ・ 無	国負担 3 / 4	都又は区負担 1 / 4	補助金名等	生活保護費等国庫負担金
---------------	--------------	-----------------	-------	-------------

就労支援事業	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

生活保護を受給している人等で、働く能力がありながら就労に結びついていない人を対象に、就労支援員が就労に関する支援を行います。

事業内容

就労支援員を配置

(1) 内 容

求人情報の提供、求職の支援、ハローワークへの同行、履歴書の書き方や面接の指導、その他就労に関わる相談等を専門的に行います。

また、就労経験のない生活保護受給者等に、短期・軽度の就労体験プログラムを実施します。

(2) 対 象

生活保護受給中の人、生活保護相談中の人

根拠法令等

生活保護法

港区被保護者等就労支援事業実施要綱

開始時期

平成16年4月1日

実績表

就労支援結果

年度	支援人数 (人)	就労結果（雇用形態別）						就労による生活保護の廃止件数 (件)	扶助費削減額 (千円)
		常勤 (人)	パート (人)	日雇い (人)	臨時雇い (人)	その他 (人)	計 (人)		
28	270	7	31	0	0	2	40	5	8,859
29	240	4	28	0	0	2	34	1	5,355
30	126	9	48	0	0	17	74	1	5,112
元	136	12	51	1	1	2	67	5	4,870
2	151	3	24	0	1	1	29	3	14,190

※ 30年度以降の支援人数は、29年度中までに支援終了又は中断した人数を除いた人数。

補助金等 (有) ・ 無	国負担 3 / 4	都負担 -	区負担 1 / 4	補助金名等	生活困窮者自立相談支援事業費等 負担金
-----------------	--------------	----------	--------------	-------	------------------------

生活保護受給者等就労自立促進事業	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

生活保護を受給している人等で、働く能力がありながら就労に結びついていない人を対象に、福祉事務所と公共職業安定所（ハローワーク）が連携して就労に関する支援を行います。

事業内容

(1) 内 容

支援対象者ごとに福祉事務所とハローワークが生活保護受給者等就労支援チームを設置し、連携して就労支援を行います。

（支援メニュー）

- ・ナビゲーターによる就労支援
- ・職業準備プログラム
- ・トライアル雇用の活用
- ・公共職業訓練の受講あっせん
- ・求職者支援訓練の活用
- ・その他の支援

(2) 対 象

生活保護受給中の人、住居確保給付金受給中の人、生活保護相談中の人等

根拠法令等

生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領

開始時期

平成 23 年 12 月 1 日（平成 25 年 4 月 1 日から、「福祉から就労」支援事業から生活保護受給者等就労自立促進事業へ名称及び一部内容変更）

実 績 表

年度	支援人数 (人)	就労結果（雇用形態別）				就労による生活 保護の廃止件数 (件)
		常勤 (人)	パート (人)	その他 (人)	計 (人)	
28	68	6	23	3	32	2
29	34	4	12	0	16	1
30	23	1	13	1	15	3
元	55	6	10	1	17	4
2	45	1	6	0	7	2

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

生活保護受給者等メンタルケア支援事業	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

精神保健福祉士等の専門的な知識を有する者を「メンタルケア支援員」として配置し、精神疾患等を有する人の自立への支援を行います。

事業内容

メンタルケア支援員を配置

(1) 内 容

メンタルケア支援員は、対象者の自立を支援するため、ケースワーカー、相談員、嘱託医等と連携して以下の業務を行います。

① 被保護者の自立に向けた個別支援

ア 日常生活支援

イ 社会生活支援

ウ 就労支援

② ケースワーカー等へのアドバイス業務

(2) 対 象

生活保護受給中の人、生活保護相談中の人

根拠法令等

生活保護法

港区生活保護受給者等メンタルケア支援事業実施要領

開始時期

平成 24 年 4 月 1 日

実 績 表

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
支援人数	45	75	61	71	73

補助金等 ① ・ 無	国負担 3 / 4	都負担 -	区負担 1 / 4	補助金名等	生活困窮者就労準備支援事業費 等補助金
---------------	--------------	----------	--------------	-------	------------------------

調査訪問体制強化事業	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

年金受給権等生活保護以外の制度・施策の利用可能性を探る調査や資産の活用等を行う体制を強化して、生活保護受給世帯の自立への援助を行います。

事業内容

生活福祉調整課に、調査訪問補助員及び年金専門調査員を配置

(1) 内 容

ア 資産活用方法調査 イ 年金受給権調査 ウ 扶養義務者調査 エ 債務整理支援等

(2) 対 象

生活保護受給中の人、生活保護申請中の人

根拠法令等

生活保護法

港区調査訪問体制強化事業実施要綱

開始時期

平成 17 年 4 月 1 日

実 績 表

(単位：件)

年度 区分	28	29	30	元	2
調査件数	11,580	11,747	10,829	11,671	10,497

補助金等 ① ・ 無	国負担 3 / 4	都負担 -	区負担 1 / 4	補助金名等	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
---------------	--------------	----------	--------------	-------	--------------------

法外援護事業	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯に対して、日常生活の安定・向上及び自立を図るため、法による扶助のほか、様々な法外援護を実施しています。

事業内容

- (1) 見舞金（夏季・冬季）を支給
- (2) 出産に際し、祝品を支給
- (3) 小学生、中学生、高校生に学童服及び運動衣の購入費用を支給（小学1年生、中学1年生、高校1年生のみ別途対応）
- (4) 小学生、中学生、高校生に夏季健全育成費（夏休みの野外活動等の参加費用）を支給
- (5) 修学旅行が実施される学年に在籍する小学生、中学生、高校生に修学旅行支度金を支給
- (6) 中学校を卒業し、高校に入学又は就職する生徒に高校学習支援金・就職支度金を支給

根拠法令等

港区生活保護世帯等に対する法外援護事業実施要綱

実 績 表

支給の状況（令和2年度）

種別		区分		対象数	支給総額	備考
		単価				
居宅世帯に対する見舞金	夏 季	居宅単身世帯	5,000円	1,470世帯	7,716,000円	
		居宅複数世帯	7,000円			
		単身入院世帯	3,000円			
		施設入所世帯	5,000円			
	冬 季	居宅単身世帯	5,000円	1,470世帯	7,708,000円	
		居宅複数世帯	7,000円			
		単身入院世帯	3,000円			
		施設入所世帯	5,000円			
出 産 祝 品		—		0世帯	—	5,000円相当の祝品を支給
学童服及び運動衣購入費		学童服	11,400円	64人	729,600円	小・中・高生同一単価（1人あたり）
		運動衣	4,100円		262,400円	
夏季健全育成費		3,300円		81人	267,300円	
修学旅行支度金		小学生	4,300円	0人	0円	
		中学生・高校生	8,500円	0人	0円	
高校学習支援金・就職支度金		51,500円		10人	515,000円	

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

自立促進事業	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

生活保護を受給している世帯又は、受給している人に対して自立支援に要する経費の全部又は一部を支給することにより、保護を受給している人の自立の促進を図ります。

事業内容

- (1) 就労支援 (被服費・技能習得費・緊急一時保育料・就職活動用の携帯電話購入費)
- (2) 社会参加活動支援 (シルバー人材センター年度会費・ボランティア保険料)
- (3) 地域生活移行支援 (居宅清掃費用及び居宅環境整理サポート費用等)
- (4) 健康増進支援 (介護予防教室等参加費)
- (5) 次世代育成支援 (学習環境整備支援費・大学等進学支援費)

根拠法令等

港区被保護者自立促進事業実施要綱

開始時期

平成 19 年 4 月 1 日

実績表

区分		年度				
		28	29	30	元	2
就労支援	人数(人)	9	4	6	4	2
	支給額(円)	200,447	49,742	107,449	88,360	24,684
社会参加活動支援	人数(人)	4	6	9	2	6
	支給額(円)	8,000	12,000	18,000	4,000	12,000
地域生活移行支援	人数(人)	29	28	33	36	45
	支給額(円)	623,382	672,142	579,260	1,352,470	1,400,560
健康増進支援	人数(人)	0	0	0	0	0
	支給額(円)	0	0	0	0	0
次世代育成支援	人数(人)	29	50	38	29	19
	支給額(円)	2,668,468	5,642,367	3,881,467	2,745,647	1,925,821

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 10/10	区負担 -	補助金名等	地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金
---------------	----------	--------------	----------	-------	---------------------

被保護者健康管理支援事業		所管課	各総合支所区民課 生活福祉調整課		
<p>目 的</p> <p>生活保護を受給している人に対し健康管理上の支援を行うことにより、生活習慣病等の重症化予防を図り、受給者の自立を支援します。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 健康診査受診勧奨 40歳以上で生活保護を受給している人に対し、健康診査の受診勧奨を行います。</p> <p>(2) 健康管理支援 生活保護を受給している人で、健康管理上の支援が必要な人に対し、医療機関の受診勧奨、保健指導及び生活支援等を行います。</p> <p>根拠法令等 生活保護法</p> <p>開始時期 令和2年4月1日</p>					
補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 3 / 4	都負担割合 -	区負担割合 1 / 4	補助金名等	生活困窮者自立相談支援事業費 等負担金

生活相談	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

生活に困窮する人の相談に応じ、生活保護及びその他の援護について、必要な助言を行います。

事業内容

生活困窮に至った経緯、生活状況などを聴き取り、生活保護制度の説明後、生活保護の対象となる人は、保護申請につなげます。生活保護の対象にならない人は、生活保護以外の社会資源の情報提供や助言を行います。

根拠法令等

生活保護法

開始時期

昭和 25 年 5 月

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
生活相談	1,066	1,037	960	1,148	1,206
生活保護申請	345	243	240	215	285

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

中国残留邦人等支援給付事業	所管課	芝地区総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

中国残留邦人等は中国等に長期間残留を余儀なくされたことから、日本人としての義務教育を受ける機会もなく、今日においても多くの方が、日本語が不自由な状態です。また、帰国が遅れたために、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の備えが不十分な状態です。

上記の特別な事情を鑑み、国は一定の要件を満たす中国残留邦人等に対して、老齢基礎年金を満額受給することができるようにしましたが、それでもなお生活の安定が十分に図れない世帯に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ります。

事業内容

世帯の収入が一定の基準に満たない人を対象に、生活保護とは別の制度ですが、生活保護制度の内容・金額等を準用して、支援給付を支給します。

平成 26 年 10 月から、中国残留邦人等の方が亡くなられた後に、支援給付を受けている特定配偶者に対して、配偶者支援金を支給します。

また、中国語ができ、中国残留邦人等の問題に理解のある支援・相談員を 1 人配置します。

根拠法令等

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

開始時期

平成 20 年 4 月 1 日

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
受給世帯数（世帯）	26	25	25	25	25
受給者数（人）	39	38	38	38	37
うち配偶者支援金受給者数（人）	1	0	0	0	0
支援給付扶助費額（千円）	76,460	71,335	64,525	74,479	74,975

補助金等 ① ・ 無	国負担 3 / 4	都又は区負担 1 / 4	補助金名等	生活保護費等国庫負担金 他
---------------	--------------	-----------------	-------	---------------

路上生活者対策事業	所管課	芝地区総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

路上生活者に対し、食事の提供等の応急援護を行います。また、自立支援センターなどを活用した社会的自立支援を行います。

事業内容

(1) 食事の提供等

窓口に来所した路上生活者に対し、①食事の提供(栄養食)、②就労等のための交通切符の交付、③医療機関での受診(特別診療券)を行います。

(2) 自立支援センター(都区共同による自立支援事業) ※23区内に5か所設置済み。

- ① 緊急一時保護 心身の健康回復と、本人の意欲、能力等の総合的な評価
- ② 自立支援 就労による自立の支援

根拠法令等

路上生活者対策事業実施大綱
 路上生活者緊急一時保護事業実施要綱・同実施細目
 路上生活者自立支援事業実施要綱・同実施細目
 生活困窮者自立支援法

開始時期

平成12年11月

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
食事の提供等 (件)	616	422	476	358	296
緊急一時保護センター 利用者数 (人)	29	12	6	6	5
自立支援センター 利用者数 (人)	30	12	6	6	3

補助金等 有 ・ (無)				備考	
-----------------	--	--	--	----	--

住居確保給付金	所管課	—
		生活福祉調整課

目 的

離職または、やむを得ない休業等により経済的に困窮している状態であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人又は喪失するおそれのある人に対して、支給対象者の申請に基づき、住居確保給付金を支給し、住宅と就労機会を確保することを目的としています。

事業内容

- (1) 住居確保給付金の支給
- (2) 生活困窮者自立相談支援事業による支援

根拠法令等

生活困窮者自立支援法

開始時期

平成 21 年 10 月（平成 27 年 4 月 1 日から、住宅支援給付事業から住居確保給付金に変更）

実績表

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
支給決定者数（人）	4	2	4	1	1,335
支給金額（円）	1,714,735	488,600	633,810	139,600	633,920,581

補助金等 ① ・ 無	国負担 3 / 4	都負担 —	区負担 1 / 4	補助金名等	生活困窮者自立相談支援事業費 等負担金
---------------	--------------	----------	--------------	-------	------------------------

戦没者遺家族援護	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

旧軍人・軍属の遺族等を対象にした国の特別給付金などの制度に対する申請受付を行います。

事業内容

区で申請を受付け、本籍地の都道府県で裁定され国庫債券として支給されます。

- (1) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
遺族年金や公務扶助料等を受ける遺族等がない場合に、3親等内の親族のうち、請求権の最高順位の1人に支給します。
- (2) 戦没者等の妻に対する特別給付金
遺族年金や公務扶助料等の受給権を有する妻に対し支給します。
- (3) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金
傷病賜金や障害年金等の受給権を有する戦傷病者等の妻に対し支給します。
- (4) 戦没者の父母等に対する特別給付金
遺族年金や公務扶助料等の受給権を有する父母等で、戦没者以外に子も孫も有していない父母等に対し支給します。

根拠法令等

戦傷病者戦没者遺族等援護法
 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法
 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
 戦傷病者特別援護法

実績表

給付金等受付件数 (単位：件)

区分	年度	28	29	30	元	2
	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金		59	7	0	0
戦没者等の妻に対する特別給付金		0	0	0	0	0
戦傷病者等の妻に対する特別給付金		0	9	0	0	0

※戦没者の父母等に対する特別給付金については、現在該当者がいません。

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

精神障害者医療保護入院の区長同意	所管課	—
		生活福祉調整課

目 的

精神保健指定医が入院の必要を認めた精神障害者について、入院に係る本人の同意が得られない場合で保護義務者のいない場合などに、区長が保護者に代わって入院の同意をしています。

事業内容

医療機関からの医療保護入院同意依頼書に基づき、区長が同意書を病院に交付します。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

実績表

入院者数の状況

(単位：人)

年度		28	29	30	元	2
入 院 者	男	16	16	13	5	3
	女	8	11	6	6	3
	計	24	27	19	11	6

病名の状況

(単位：人)

病名 \ 年度	28	29	30	元	2
統合失調症	5	1	4	2	1
そううつ病	0	6	0	0	0
その他	19	20	15	9	5
計	24	27	19	11	6

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

行旅死亡人、行旅病人及び発掘人骨の処理	所管課	—
		生活福祉調整課

目 的

身柄引取人のない死亡人や生活保護の対象とならない外国人行旅病人が発見された場合、火葬・救護等の措置をとっています。また、人骨が発掘された場合も同様に火葬の措置をとっています。

事業内容

- (1) 行旅死亡人
身柄引取人のない死亡人が区内で発生した場合、区長が死亡人の火葬を行います。
- (2) 行旅病人
生活保護の対象とならない外国人行旅病人が発生した場合、医療機関に対し、医療の必要の有無を調査し、必要なときは診療・入院等の手続を行っています。
- (3) 発掘人骨
区内において、工事その他の地下発掘により発見され、引取者の判明しない人骨は、その死亡年月日等が不明なため、法による正規の手続きが取れません。そのためその人骨が文化財等にも該当しない場合には、特例として、人骨発見の事情及び経過を証明する公文を作成して、火葬許可証に代えています。
- (4) 墓地・埋葬等に関する法律に基づく死亡人
火葬・埋葬を行う者がいない死亡人については、区長が火葬を行います。

根拠法令等

行旅病人及行旅死亡人取扱法
墓地、埋葬等に関する法律

開始時期

昭和62年4月

実績表

行旅死亡人取扱の状況 (単位：件)

年度	28	29	30	元	2
件数	6	2	1	3	2

外国人行旅病人取扱の状況 (単位：件)

年度	28	29	30	元	2
件数	0	0	0	0	0

発掘人骨の取扱の状況 (単位：件)

年度	28	29	30	元	2
件数	2	0	0	0	0

墓地、埋葬等に関する法律に基づく死亡人取扱の状況 (単位：件)

年度	28	29	30	元	2
件数	12	14	12	17	32

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 10/10	区負担 —	補助金名等	行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定に基づく死体の取扱いに要した費用に対する負担金
---------------	----------	--------------	----------	-------	---

港区福祉事務所無料職業紹介所	所管課	—
		生活福祉調整課

目 的

港区福祉事務所に求人開拓員を配置するとともに、無料職業紹介所を設置し、生活保護を受給している人等の就労意欲の醸成から雇用の成約にいたる一貫した就労支援の流れを整備します。自力で就労することが困難だった人に、一人ひとりに合った就職先を探して斡旋することによって就労につなげ、経済的な自立と社会参加を促進します。

事業内容

(1) 内 容

- ① 求人開拓員の配置
求人開拓員を配置し、企業訪問等により、様々な事情を有する支援対象者が就労につながる求人の申し込みを獲得します。
- ② 無料職業紹介所の設置
厚生労働大臣に無料職業紹介事業の届出をし、福祉事務所に無料職業紹介所を設置します。
- ③ 企業と求職者のマッチング
支援対象者一人ひとりの適性や個別事情と求人情報をマッチングさせます。
- ④ 求人の斡旋
区が無料職業紹介事業者として、支援対象者に求人の斡旋を行い、就労につなげます。

(2) 対 象

生活保護受給中の人、生活保護相談中の人

根拠法令等

港区福祉事務所における無料職業紹介所の設置及び運営に関する要綱

開始時期

平成 25 年 4 月 1 日

実 績 表

年 度		28	29	30	元	2
求人件数	常用(人)	912	973	644	293	211
	臨時(人日)	0	0	0	0	0
	日雇(人日)	0	0	0	0	0
求職者数		11	33	38	82	86
内就職者数	常用(人)	0	0	14	20	3
	臨時(人)	0	9	1	1	6
	日雇(人)	0	0	6	2	0

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 2 / 3	都負担 —	区負担 1 / 3	補助金名等	生活困窮者就労準備支援事業費 等補助金
-----------------	--------------	----------	--------------	-------	------------------------

港区生活・就労支援センター	所管課	—
		生活福祉調整課

目 的

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が有する多様で複合的な課題を解きほぐしながら、本人の状況に応じて必要な支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期の脱却を図ることを目的としています。

事業内容

麻布地区総合支所2階に、港区生活・就労支援センターを設置し、専門の相談員や就労支援員などにより、以下の生活困窮者に対する支援事業を実施しています。

- (1) 自立相談支援事業
支援対象者の抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて、個々人の状態にあった支援計画を作成し、就労に関する支援のほか、以下の各種事業を活用しながら、支援対象者の自立までを包括的・継続的に支援します。また、住居確保給付金の相談及び申請受付を行います。
- (2) 就労準備支援事業
支援対象者に対し、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所での就労体験など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成について、計画的かつ一貫的な支援を行います。
- (3) 家計改善支援事業
支援対象者に対し、家計の収支改善のため、家計管理に関する支援を行います。
- (4) 学習相談支援事業
子どものいる支援対象者の世帯に対し、貧困の連鎖を防止するため、子どもの進学に関する相談や学習習慣確立などの支援を行います。
- (5) ひとり親家庭支援事業
ひとり親家庭の置かれている状況に配慮しながら、保護者の就労支援をはじめとした各種支援を行います。

[対象]

区内に居住する生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人）及び将来的に生活困窮に陥る可能性のある人

根拠法令等

生活困窮者自立支援法
港区生活・就労支援センター事業実施要綱
港区自立相談支援事業運営要領
港区就労準備支援事業運営要領
港区家計改善支援事業運営要領
港区学習相談支援事業運営要領
港区生活困窮者住居確保給付金事務取扱要領

開始時期

平成27年1月5日

実績表

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
相談受付人数	204	342	362	299	675

補助金等 (有) ・ 無	国負担	都負担	区負担	補助金名等	
	(1) 3/4		(1) 1/4		生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
	(2) 2/3	—	(2) 1/3		
	(3) 1/2		(3) 1/2		
	(4) 1/2		(4) 1/2		

学習支援事業	所管課	—
		生活福祉調整課

目 的

生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の学習支援事業として無料学習支援を実施し、学習意欲の向上を図り、自立に向けた意欲を喚起します。

事業内容

(1) 対象者

生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学1年生から中学3年生
生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯の高校1年生から高校3年生

(2) 実施場所

中学生：区内8か所（各総合支所管内に1～2か所）
高校生：区内2か所

(3) 実施日

中学生は、毎週水曜日（5か所）及び毎週土曜日（4か所）（年末年始を除く）
高校生は、毎週火曜日（1か所）及び毎週木曜日（1か所）（年末年始を除く）

(4) 内容

中学生は、学習ボランティア等を講師とする講師1名につき生徒2名程度の体制により実施し、科目は国語、数学、英語とします。
高校生は、講義形式等により実施し、科目は国語、数学、英語とします。
必要に応じて大学入学共通テスト受験科目である理科、社会等も実施します。
あわせて高校中退防止に向け、相談・支援を行います。

根拠法令等

生活困窮者自立支援法
港区学習支援事業運営要綱

開始時期

平成29年6月28日（中学生）
平成30年5月15日（高校生）

実績表

（単位：人）

年度	29	30	元	2
利用実人数				
中学生	66	82	97	130
高校生	—	39	43	51

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 —	区負担 1 / 2	補助金名等	生活困窮者就労準備支援事業 費等補助金
---------------	--------------	----------	--------------	-------	------------------------

学習ボランティア養成事業	所管課	—
		生活福祉調整課

目 的

家庭の経済状況、養育環境等にかかわらず、区内の子どもたちが基礎的・基本的な学力を身につけることができるよう、学習ボランティアを養成することにより、子どもたちの学習支援に取り組み、より多くの学ぶ場を創出することを目的とします。

修了者には学習支援事業のスタッフとして参加してもらうほか、円滑かつ適切にボランティア活動に移行できるよう区内で活動できる基盤を整備します。

事業内容

(1) 対 象

19歳以上の区民及び区内在勤者並びに学習支援に興味のある大学生

(2) 回 数

年間2期に分けて開催。各期それぞれ全3回の講座を実施。

(3) 講義内容

学習指導法や子どもに対する接し方、区における子ども関係の社会資源の紹介、地域における活動方法など、学習ボランティアとして活動するために必要な講義を実施します。

開始時期

平成28年9月

実績表

(単位：人)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
参加者数	24	21	27	25	28
修了者数	17	17	19	16	26

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 —	区負担 1 / 2	補助金名等	生活困窮者就労準備支援事業費 等補助金
---------------	--------------	----------	--------------	-------	------------------------

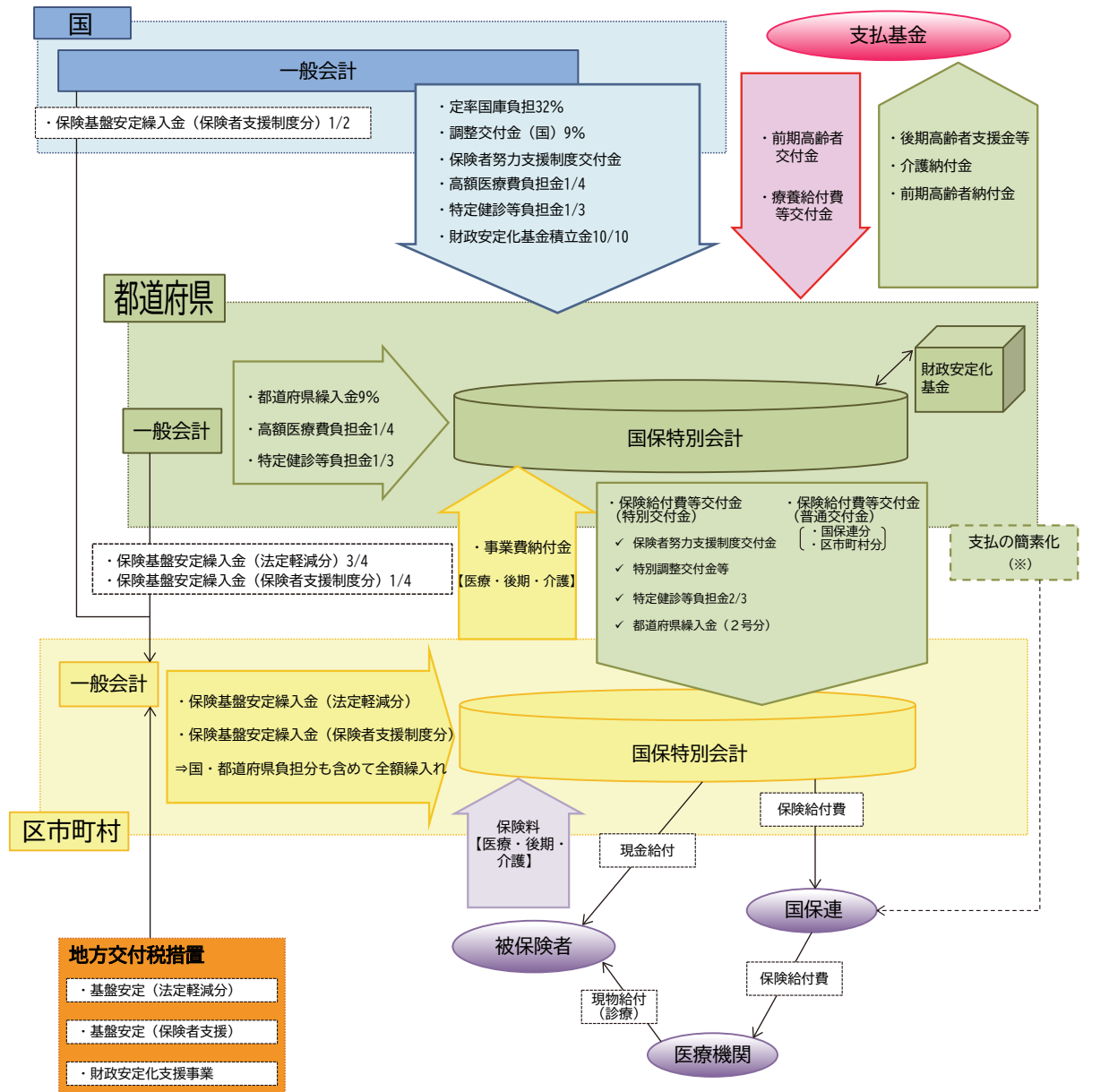
6 国民健康保険等

国保年金課

国民健康保険	所管課	— 国保年金課
<p>概 要</p> <p>国民健康保険は、国の社会保障制度の一つである社会保険の中の医療保険で、被保険者が疾病・負傷等の際に安心して医療が受けられるよう、加入者が納めた保険料を医療費にあてる、相互扶助の地域医療保険です。被保険者に対して必要な保険給付を行うことにより、地域住民の健康の保持・増進に寄与することを目的としています。</p> <p>区は保険者として、保険料を賦課・徴収し、保険給付を行い、その他健康増進のための事業を実施しています。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 国民健康保険の加入資格</p> <p>国民健康保険法第5条の規定により、港区内に住所がある人（※）は、次の適用除外に該当する場合を除いて、原則国民健康保険の被保険者となります。</p> <p>※ 外国人については、港区に住所を有し、3か月を超えて日本に滞在する人〔適用除外〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 健康保険、船員保険、各種共済組合の被保険者及び被扶養者 ② 後期高齢者医療制度の被保険者 ③ 生活保護を受給している人及び中国残留邦人支援法に基づく支援給付を受けている人 ④ 国民健康保険組合の組合員及び組合員の世帯に属する人 ⑤ 児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者、若しくは里親に委託されている児童であって、扶養義務者がいない人 ⑥ その他特別の理由がある人で、厚生労働省令で定めるもの <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険適用の例外 <ul style="list-style-type: none"> 就学するために親元を離れて一人暮らしをする学生や、特別養護老人ホームへ入所するために転出した人などは、大学や老人ホームを多く抱える自治体の国保財政が圧迫されて健全な運営が困難となることから、このような場合には港区の被保険者とします。 ・退職者医療制度（平成19年度をもって廃止。） <ul style="list-style-type: none"> 平成27年3月31日までに退職者医療制度に該当した人は、64歳までその資格を継続します。 <p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法 国民健康保険法施行令 国民健康保険法施行規則 港区国民健康保険条例 港区国民健康保険条例施行規則 		

国民健康保険体系図（国保制度改革後（平成30年度）以降）

平成30年4月から東京都が国保の財政運営の責任主体となり、東京都と港区がともに国保の保険者として、それぞれの役割を担っています。



（※）改正国庫負担金の算定政令第6条第8項で、区市町村は普通交付金の収納事務を国保連に委託することを可能としている。

※東京都国民健康保険ハンドブックから図表を掲載

制度の状況

港区国民健康保険加入種別ごとの加入者数の推移

区分		年度				
		28	29	30	元	2
加入世帯数 (世帯)		42,792 (20,872)	41,865 (20,478)	40,684 (20,054)	39,620 (19,602)	38,341 (19,131)
加入者数	一般被保険者数 (人)	59,037 (23,298)	57,426 (22,945)	55,456 (22,488)	53,597 (22,003)	51,616 (21,418)
	退職被保険者数 (人)	471 (430)	216 (194)	55 (44)	3 (0)	0 (0)
	計 (人)	59,508 (23,728)	57,642 (23,139)	55,511 (22,532)	53,600 (22,003)	51,616 (21,418)

※ () 内は、介護第2号被保険者を含む世帯又はその被保険者数で内数

外国人の国民健康保険加入状況

区分		年度				
		28	29	30	元	2
外国人総数 (人)		19,359	19,972	20,277	20,587	18,291
※ 加入者	世帯数 (世帯)	5,076	5,099	4,955	4,862	4,363
	被保険者数 (人)	6,427	6,400	6,224	5,999	5,367
	一世帯当たり (人)	1.27	1.26	1.26	1.23	1.23
加入割合 (%)		33.20	32.04	30.69	29.14	29.34

※ 「国民健康保険加入者」には、「公用」の在留資格を持つ住民登録等していない外国人等を含みます。

外国人の国民健康保険加入者の国籍別加入状況

(単位：人)

国名	人数	国名	人数	国名	人数
韓国・朝鮮	1,059	パキスタン	80	ブラジル	77
中国	1,088	バングラデッシュ	28	その他中央南アメリカ	95
フィリピン	767	その他アジア	374	ヨーロッパ	664
タイ	63	大洋州	96	中近東	126
インド	133	米国	494	アフリカ	115
インドネシア	21	北アメリカ(除米国)	58	その他	29
				合計	5,367

国民健康保険のあゆみ		所管課	—
			国保年金課
昭和 34. 12	国民健康保険事業を開始 世帯主 7 割、家族 5 割給付 助産費 1,500 円 葬祭費 2,500 円 保険料均等割額 1 人 600 円 所得割額前年度区民税額の 95/100 賦課限度額 50,000 円		
36. 4	国民皆保険達成		
37. 12	助産費 2,000 円		
38. 4	結核予防法第 34・35 条、精神衛生法第 29 条適用医療を 10 割給付 保険料均等割額 1 人 500 円		
10	準世帯主 7 割給付 老人ホーム収容者の国保適用除外 督促手数料の撤廃		
12	低所得者に対する保険料減額対象世帯及び減額賦課に関する規定の設定		
39. 4	助産費 3,000 円 葬祭費 3,000 円		
40. 1	家族の給付率 7 割		
41. 4	保険料の所得割額の賦課対象を住民税額とする。		
10	保険料所得割額前年度住民税額の 112/100		
42. 4	保険料所得割額の算定に当たり退職手当等に係る住民税額を除外		
9	延滞金に関する規定の改正		
43. 4	育児手当金 2,000 円 (新設)		
44. 8	精神衛生法第 32 条適用医療 10 割給付		
9	助産費 10,000 円		
45. 4	葬祭費 5,000 円 延滞金の割合を年利率に改正		
48. 1	外国人に国保適用		
12	高額療養費一部負担金限度額 30,000 円 (新設)		
49. 4	助産費 20,000 円 葬祭費 10,000 円		
10	保険料賦課限度額 80,000 円 (ただし、昭和 49 年度は 65,000 円)		
51. 4	助産費 40,000 円 保険料均等割額 1 人 2,400 円 賦課限度額 120,000 円 低所得者に対する保険料減額措置の拡大 (7 割・5 割)		
8	高額療養費一部負担金限度額 39,000 円		
53. 4	助産費 60,000 円 葬祭費 20,000 円 保険料均等割額 1 人 4,800 円 賦課限度額 170,000 円		

54. 10	助産費支給制限（社会保険脱退後6か月未満の出産で、社保から給付を受けることができる場合は支給されない。）
55. 4 7	助産費 80,000 円 葬祭費 30,000 円 保険料均等割額 1 人 6,000 円 所得割額前年度住民税額の 122/100 賦課限度額 220,000 円 夏季施設「海の家」開設
56. 4	保険料均等割額 1 人 8,400 円 所得割額前年度住民税額の 118/100 賦課限度額 240,000 円
57. 4 9	助産費 100,000 円 保険料の所得割額の賦課対象を現年度住民税額とする。 保険料均等割額 1 人 9,000 円 所得割額現年度住民税額の 107/100 賦課限度額 260,000 円 高額療養費一部負担金限度額 45,000 円（住民税非課税世帯は、39,000 円）
58. 1 2	高額療養費一部負担金限度額 51,000 円（住民税非課税世帯は、39,000 円） 老人保健法施行
59. 4 10	保険料賦課限度額 280,000 円 ・退職者医療制度（新設） （退職者被保険者 本人 8 割給付、被扶養者入院 8 割・通院 7 割給付） ・高額療養費一部負担金限度額 51,000 円（住民税非課税世帯は、30,000 円）
60. 4 6 7	保険料賦課限度額 310,000 円 無料健康相談開始 夏季施設「山の家」開設
61. 4 5	助産費 130,000 円 葬祭費 50,000 円 保険料均等割額 1 人 12,000 円 賦課限度額 350,000 円 高額療養費一部負担金限度額 54,000 円（住民税非課税世帯は、30,000 円）
62. 4	保険料賦課限度額 370,000 円
63. 4	保険料賦課限度額 390,000 円
平成元. 4 6 7	保険料均等割額 1 人 14,400 円 保険料賦課限度額 400,000 円 高額療養費一部負担金限度額 57,000 円（住民税非課税世帯は、31,800 円） 夏季施設「日帰り海の家」開設
2. 4	保険料賦課限度額 420,000 円
3. 5 12	高額療養費一部負担金限度額 60,000 円（住民税非課税世帯は、33,600 円） 高額療養費資金貸付制度（新設）

4. 4	保険料賦課限度額 440,000 円 均等割額 1 人 16,800 円 助産費 240,000 円
5. 4 5 7	保険料賦課限度額 460,000 円 高額療養費一部負担金限度額 63,000 円（住民税非課税世帯は、35,400 円） 夏季施設「温泉の宿」開設
6. 4 10	保険料賦課限度額 500,000 円 保険料均等割額 1 人 15,900 円 所得割額現年度住民税額の 133.7/100（平成 6 年度減税に伴う特例） 入院時食事療養費（減額認定証の発行） 訪問看護療養費の新設 移送費の現金給付化 出産育児一時金 300,000 円
7. 4 7	保険料均等割額 1 人 16,800 円 所得割額現年度住民税額の 119/100 社会福祉施設入所者に対する住所地主義の特例の実施 精神保健法・結核予防法による入院者に対する住所地主義の特例の実施 「結核・精神医療給付金」の新設
8. 4 6	保険料賦課限度額 520,000 円 保険料均等割額 1 人 19,500 円 所得割額現年度住民税額の 155/100 運動負荷検査受診料助成制度（新設） 高額療養費一部負担金限度額 63,600 円（住民税非課税世帯は、35,400 円）
9. 4	保険料均等割額 1 人 22,500 円 所得割額現年度住民税額の 162/100 葬祭費 60,000 円
10. 4 7 10	保険料賦課限度額 530,000 円 保険料均等割額 1 人 26,100 円 所得割額現年度住民税額の 187/100 出産育児一時金 350,000 円 葬祭費 70,000 円 夏季施設「海の家」「山の家」「温泉の宿」を「宿泊施設」に 1 本化 保険料を訪問徴収する徴収調査員制度を導入
11. 8 12 12. 1	「口座振替済み通知」毎月発送の中止 国保新システムオンライン稼働 1 年分の保険料納付額通知「納付済み金額のお知らせ」の発送開始
12. 4	介護保険法施行による介護分（介護納付金賦課額）保険料賦課開始 均等割額第 2 号被保険者 1 人 7,200 円 所得割額第 2 号被保険者全員の現年度住民税額の 12/100 保険料賦課限度額 70,000 円 基礎分医療分（基礎賦課額）保険料所得割額現年度住民税額の 194/100

13. 1	<p>高額療養費一部負担金限度額改正</p> <p>住民税非課税世帯:35,400円 住民税課税世帯(一般):63,600円+[(医療費-318,000円)×1%] 住民税課税世帯(上位所得者):121,800円+[(医療費-609,000円)×1%]</p>
13. 4	<p>医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 27,300円 介護分(介護納付金賦課額)保険料均等割額第2号被保険者1人 8,100円 所得割額 第2号被保険者全員の現年度住民税額の13/100</p>
14. 4 10	<p>保険料介護分(介護納付金賦課額)均等割額第2号被保険者1人 7,800円 所得割額第2号被保険者全員の現年度住民税額の15/100</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金の割合の改正 <ul style="list-style-type: none"> 3歳未満:2割、3歳~70歳未満:3割、70歳以上:1割(一定以上所得者2割)。 ・国民健康保険高齢受給者証の発行 ・高額療養費一部負担金の自己負担限度額改正 <ul style="list-style-type: none"> ・70歳未満の人 <ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税世帯:35,400円 住民税課税世帯(一般):72,300円+[(医療費-361,500円)×1%] 住民税課税世帯(上位所得者):139,800円+[(医療費-699,000円)×1%] ・70歳以上の人(外来:個人ごと) <ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税世帯(低所得I・II):8,000円 住民税課税世帯(一般):12,000円 住民税課税世帯(一定以上所得者):40,200円 ・70歳以上の人(外来+入院:世帯ごと) <ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税世帯(低所得I):15,000円 住民税非課税世帯(低所得II):24,600円 住民税課税世帯(一般):40,200円 住民税課税世帯(一定以上所得者):72,300円+[(医療費-361,500円)×1%]
15. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 29,400円 医療分(基礎賦課額)保険料所得割額現年度住民税額の204/100 ・介護分(介護納付金賦課額)保険料均等割額第2号被保険者1人 9,000円 所得割額 第2号被保険者全員の現年度住民税額の20/100
16. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の賦課方式の変更(4月、7月の2回賦課から6月の1回賦課) ・医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 30,200円 医療分(基礎賦課額)保険料所得割額現年度住民税額の208/100 ・介護分(介護納付金賦課額)保険料賦課限度額 80,000円 介護分(介護納付金賦課額)保険料均等割額第2号被保険者1人 10,800円 所得割額 第2号被保険者全員の現年度住民税額の24/100 保険料のコンビニエンスストアでの収納開始
17. 4 7 11	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 32,100円 ・介護分(介護納付金賦課額)保険料均等割額第2号被保険者1人 12,000円 ・所得割額第2号被保険者全員の現年度住民税額の27/100 7 出産費資金貸付制度(新設) 11 口座振替加入促進キャンペーン開始(平成24年3月廃止)

21. 1	出産育児一時金 380,000 円
21. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 27,600 円、所得割額現年度住民税額の 68/100、賦課限度額 470,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 9,600 円、所得割額現年度住民税額の 26/100、賦課限度額 120,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 11,100 円、所得割額現年度住民税額の 10/100、賦課限度額 100,000 円 ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く）：2 割 *特例措置により平成 22 年 3 月まで 1 割に据え置き
10	出産育児一時金 420,000 円（直接支払制度開始）
22. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 31,200 円、所得割額現年度住民税額の 80/100、賦課限度額 500,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 8,700 円、所得割額現年度住民税額の 23/100、賦課限度額 130,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 12,000 円、所得割額現年度住民税額の 11/100、賦課限度額 100,000 円 ・非自発的失業者の保険料の軽減措置実施 ・保険料均等割額の減額制度に 2 割減額を追加 ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く）：2 割 *特例措置により平成 23 年 3 月まで 1 割に据え置き
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の電話催告等業務委託開始
23. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金（恒久化）420,000 円 ・国民健康保険料の賦課方式を住民税方式（当該年度分の住民税額に料率をかける方式）から旧ただし書方式（前年の総所得金額及び山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額 33 万円を差し引いた額に料率をかける方式）に変更 ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 31,200 円に据え置き、所得割額 6.13/100、賦課限度額 510,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 8,700 円に据え置き、所得割額 1.96/100、賦課限度額 140,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 13,200 円、所得割額 0.95/100、賦課限度額 120,000 円 ・賦課方式の変更に伴う経過措置実施（23、24 年度） ・後期高齢者医療保険料の訪問徴収業務委託開始 ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く）：2 割 *特例措置により平成 24 年 3 月まで 1 割に据え置き
24. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 30,000 円、所得割額 6.28/100、賦課限度額 510,000 円に据え置き ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,200 円、所得割額 2.23/100、賦課限度額 140,000 円に据え置き ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 14,100 円、所得割額 1.12/100、賦課限度額 120,000 円に据え置き ・国民健康保険料の訪問徴収業務委託開始 ・外来診療分の高額療養費現物給付化実施（「限度額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証の適用」） ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く）：2 割 *特例措置により平成 25 年 3 月まで 1 割に据え置き

25. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 30,600 円、所得割額 6.02/100、賦課限度額 510,000 円に据え置き ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,800 円、所得割額 2.34/100、賦課限度額 140,000 円に据え置き ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,000 円、所得割額 1.16/100、賦課限度額 120,000 円に据え置き ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く）：2 割 *特例措置により平成 26 年 3 月まで 1 割に据え置き ・賦課方式変更に伴う平成 23・24 年度とは異なる新たな経過措置実施（25、26 年度）
26. 3	運動負荷検査受診料助成制度は、利用料割引制度になったため廃止
26. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 32,400 円、所得割額 6.30/100、賦課限度額 510,000 円に据え置き ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,800 円に据え置き、所得割額 2.17/100、賦課限度額 160,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,300 円、所得割額 1.04/100、賦課限度額 140,000 円 ・70 歳以上 75 歳未満（高齢受給者証）の一部負担金 現役並み所得者 3 割 一般、低所得者Ⅱ・Ⅰ 昭和 19 年 4 月 2 日以降に生まれた人 2 割 昭和 19 年 4 月 1 日以前に生まれた人 2 割（特例措置により 1 割）
8	高額介護合算療養費の 69 歳までの自己負担限度額の所得区分と限度額を、3 区分から 5 区分に変更
27. 1	高額療養費の 69 歳までの自己負担限度額の所得区分と限度額を、3 区分から 5 区分に変更
3	保険料を訪問徴収する徴収調査員制度を廃止
27. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 33,900 円、所得割額 6.45/100、賦課限度額 520,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,800 円に据え置き、所得割額 1.98/100、賦課限度額 170,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 14,700 円、所得割額 0.98/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料の減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正
28. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 35,400 円、所得割額 6.86/100、賦課限度額 540,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,800 円に据え置き、所得割額 2.02/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 14,700 円、所得割額 1.10/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料の減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正
6	保険料のモバイルレジでの収納開始
29. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 38,400 円、所得割額 7.47/100、賦課限度額 540,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 11,100 円、

29. 8	<p>所得割額 1.96/100、賦課限度額 190,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.09/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料の減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正 <p>高額療養費一部負担金の自己負担限度額改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70 歳以上の人（外来：個人ごと） 現役並み所得者世帯：57,600 円 一般：14,000 円（年間限度額 144,000 円） ・70 歳以上の人（外来＋入院：世帯単位） 一般：57,600 円 *過去 12 か月以内に自己負担限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 44,400 円
30. 1	<p>保険料支払いの口座振替登録促進のため、ペイジー口座振替受付サービス開始</p>
30. 4	<p>国民健康保険制度改革により東京都が新たに保険者となり、港区とともにそれぞれの役割を担う。東京都は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、港区は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課の徴収、保健事業等を引き続き担う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 39,000 円、所得割額 7.32/100、賦課限度額 580,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 12,000 円、所得割額 2.22/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.18/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料の減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正 <p>6 モバイルレジでクレジットカードでの収納開始</p> <p>8 高額療養費の 70 歳以上 75 歳未満の自己負担限度額の所得区分と限度額を、4 区分から 6 区分に変更</p> <p>高額介護合算療養費の 70 歳以上 75 歳未満の自己負担限度額の所得区分と限度額を、4 区分から 6 区分に変更</p>
31. 3	<p>高額療養費資金及び出産費資金貸付制度（廃止）</p>
31. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 39,900 円、所得割額 7.25/100、賦課限度額 610,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 12,300 円、所得割額 2.24/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.24/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正 ・旧被扶養者に対する軽減措置を均等割額について、資格取得後 2 年までと変更 ・重複頻回受診等対策事業開始

<p>令和2. 4</p> <p>5</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>3. 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 39,900 円、所得割額 7.14/100、賦課限度額 630,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 12,900 円、所得割額 2.29/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.46/100、賦課限度額 170,000 円 ・保険料減額のうち、5割軽減と2割軽減の判定基準（減額対象となる世帯の総所得金額等）を改正 5割減額：33万円＋被保険者数×28.5万円以下 2割減額：33万円＋被保険者数×52万円以下 ・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するための条例改正 <p>新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等により保険料の減免措置を行うための要綱改正（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限分）</p> <p>残薬調整啓発事業開始</p> <p>保険料支払いの口座振替登録促進のため、Web口座振替受付サービス開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例付則第2条で引用している地方税法の用語である「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に変更するための条例改正 ・保険料のLINE Pay、PayPayでの収納開始
<p>3. 4</p> <p>5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 38,800 円、所得割額 7.13/100、賦課限度額 630,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 13,200 円、所得割額 2.41/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 17,000 円、所得割額 2.13/100、賦課限度額 170,000 円 ・保険料減額の判定基準（減額対象となる世帯の総所得金額等）を改正 7割減額：43万円＋（給与所得者等※の数－1）×10万円以下 5割減額：43万円＋（給与所得者等※の数－1）×10万円＋28.5万円×被保険者数以下 2割減額：43万円＋（給与所得者等※の数－1）×10万円＋52万円×被保険者数以下 ※給与所得者等…一定の給与所得者（給与収入55万円超）及び公的年金等に係る所得を有するもの（公的年金等収入額が65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超） <p>新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等により保険料の減免措置を行うための要綱改正（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限分）</p>

概 要

国民健康保険事業の運営に関する協議会は、国民健康保険法第 11 条の規定により設置された区長の諮問機関で、区長の諮問により国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議します。

内 容

(1) 審議事項

- ① 国民健康保険に関する条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
- ② 療養の給付の充実及び改善に関すること。
- ③ 保険料の賦課徴収方法に関すること。
- ④ その他、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

(2) 委員の構成

(単位：人)

委員	定数	現員
被保険者代表	8	8
保険医又は保険薬剤師代表	8	8
公益代表	8	7
被用者保険等保険者代表	3	3
計	27	26

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則

開始時期

昭和 34 年 12 月

実績表

開催状況

開催回数	開催年月日	議 題
1	令和 2 年 4 月 17 日 (書面開催)	港区国民健康保険条例の一部改正について
2	令和 3 年 2 月 18 日 (書面開催)	港区国民健康保険条例の一部改正について 港区国民健康保険第 2 期保健事業実施計画(データヘルス計画) 改定版・第 3 期特定健康診査等実施計画改定版について

国民健康保険趣旨普及	所管課	—
		国保年金課

概 要

国民健康保険加入者に対して、国民健康保険制度の仕組みや手続きの理解を深めてもらうため次の冊子等を発行しています。

「港区の国保」	発行月	4月
「港区国民健康保険ガイドブック」(外国語版)		4月
「国保だより」		6月

実 績 表

発送件数 (単位：件)

年度	区分	発送件数
28		42,036
29		40,942
30		40,565
元		39,220
2		38,624

※ 「港区の国保」「国保だより」は、納入通知書に同封して、6月に発送しています。

国民健康保険料	所管課	— 国保年金課
<p>概 要</p>		
<p>国民健康保険料（以下、保険料という。）は、みなさんが病気やケガをしたときの診療費など、様々な給付の財源となる医療給付費分（基礎賦課額）（以下、医療分）、後期高齢者医療制度の給付の財源となる後期高齢者支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）（以下、支援金分）、介護サービスの財源となる介護納付金分（介護納付金賦課額）（以下、介護分）から成り立っています。</p>		
<p>内 容</p>		
<p>1 保険料は世帯主が納めます。 保険料は、世帯主本人が国民健康保険の被保険者でなくても、同一世帯に被保険者がいる場合は、世帯主が納付義務者となります。</p>		
<p>2 保険料の計算 国民健康保険料は、同一世帯の国民健康保険の被保険者の人数と、被保険者の所得金額（賦課基準額※）をもとに計算します。 ※ 賦課基準額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合算金額から、基礎控除額を控除した額です。（雑損失の繰越控除額は控除しません。）令和2年度の保険料の金額は次の式で計算しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療分 所得割額 被保険者全員の賦課基準額×7.14%+均等割額 被保険者数×39,900円=年間医療分保険料（賦課限度額63万円） ・支援金分 所得割額 被保険者全員の賦課基準額×2.29%+均等割額 被保険者数×12,900円=年間後期高齢者支援金分保険料（賦課限度額19万円） ・介護分（40歳～64歳） 所得割額 40歳～64歳の被保険者全員の賦課基準額×1.46%+均等割額 40歳～64歳の被保険者数×15,600円=年間介護分保険料（賦課限度額17万円） 		
<p>3 保険料の通知 6月に納入通知書を発送します。</p>		
<p>4 保険料の納め方 保険料は、1年間の保険料を6月から翌年3月までの10回で納めていただきます。納入通知書に同封した納付書又は口座振替で納めます。 ただし、被保険者全員が65歳～74歳の場合は、世帯主の年金からの徴収（特別徴収）が原則となります。</p>		
<p>根拠法令等 港区国民健康保険条例</p>		

保険料算定階層別世帯数・被保数(医療給付費分)

(単位 世帯数：世帯、被保数：人、階層区分：円)

階層区分	全 体		一 般 世 帯		退 職 世 帯		混 合 世 帯	
	世帯数	被保数	世帯数	被保数	世帯数	被保数	世帯数	被保数
50,000 未満	18,414	21,446	18,414	21,446	0	0	0	0
50,000 ～ 100,000 未満	4,060	5,504	4,060	5,504	0	0	0	0
100,000 ～ 150,000 未満	3,959	5,241	3,959	5,241	0	0	0	0
150,000 ～ 200,000 未満	2,932	4,043	2,932	4,043	0	0	0	0
200,000 ～ 250,000 未満	1,855	2,695	1,855	2,695	0	0	0	0
250,000 ～ 300,000 未満	1,318	2,029	1,318	2,029	0	0	0	0
300,000 ～ 350,000 未満	995	1,610	995	1,610	0	0	0	0
350,000 ～ 400,000 未満	705	1,200	705	1,200	0	0	0	0
400,000 ～ 450,000 未満	502	937	502	937	0	0	0	0
450,000 ～ 500,000 未満	434	770	434	770	0	0	0	0
500,000 ～ 550,000 未満	359	645	359	645	0	0	0	0
550,000 ～ 600,000 未満	271	482	271	482	0	0	0	0
600,000 ～ 630,000 未満	132	238	132	238	0	0	0	0
630,000 以上	2,405	4,776	2,405	4,776	0	0	0	0
合 計	38,341	51,616	38,341	51,616	0	0	0	0

保険料算定階層別世帯数・被保数(後期高齢者支援金分)

(単位 世帯数：世帯、被保数：人、階層区分：円)

階層区分	全 体		一 般 世 帯		退 職 世 帯		混 合 世 帯	
	世帯数	被保数	世帯数	被保数	世帯数	被保数	世帯数	被保数
10,000 未満	11,804	13,269	11,804	13,269	0	0	0	0
10,000 ～ 20,000 未満	7,543	9,430	7,543	9,430	0	0	0	0
20,000 ～ 30,000 未満	2,511	3,513	2,511	3,513	0	0	0	0
30,000 ～ 40,000 未満	2,890	3,807	2,890	3,807	0	0	0	0
40,000 ～ 50,000 未満	2,117	2,679	2,117	2,679	0	0	0	0
50,000 ～ 60,000 未満	1,861	2,579	1,861	2,579	0	0	0	0
60,000 ～ 70,000 未満	1,399	2,004	1,399	2,004	0	0	0	0
70,000 ～ 80,000 未満	1,049	1,571	1,049	1,571	0	0	0	0
80,000 ～ 90,000 未満	938	1,443	938	1,443	0	0	0	0
90,000 ～ 100,000 未満	669	1,064	669	1,064	0	0	0	0
100,000 ～ 110,000 未満	621	976	621	976	0	0	0	0
110,000 ～ 120,000 未満	484	831	484	831	0	0	0	0
120,000 ～ 130,000 未満	402	698	402	698	0	0	0	0
130,000 ～ 140,000 未満	310	592	310	592	0	0	0	0
140,000 ～ 150,000 未満	298	537	298	537	0	0	0	0
150,000 ～ 160,000 未満	276	478	276	478	0	0	0	0
160,000 ～ 170,000 未満	224	418	224	418	0	0	0	0
170,000 ～ 180,000 未満	203	352	203	352	0	0	0	0
180,000 ～ 190,000 未満	174	306	174	306	0	0	0	0
190,000 以上	2,568	5,069	2,568	5,069	0	0	0	0
合 計	38,341	51,616	38,341	51,616	0	0	0	0

保険料算定階層別世帯数・被保数(介護納付金分)

(単位 世帯数：世帯、被保数：人、階層区分：円)

階層区分	全 体		一般世帯		退職世帯		混合世帯	
	世帯数	被保数	世帯数	被保数	世帯数	被保数	世帯数	被保数
10,000 未満	6,122	6,497	6,122	6,497	0	0	0	0
10,000 ~ 20,000 未満	4,202	4,323	4,202	4,323	0	0	0	0
20,000 ~ 30,000 未満	1,473	1,575	1,473	1,575	0	0	0	0
30,000 ~ 40,000 未満	1,836	2,114	1,836	2,114	0	0	0	0
40,000 ~ 50,000 未満	1,144	1,257	1,144	1,257	0	0	0	0
50,000 ~ 60,000 未満	845	992	845	992	0	0	0	0
60,000 ~ 70,000 未満	575	722	575	722	0	0	0	0
70,000 ~ 80,000 未満	465	580	465	580	0	0	0	0
80,000 ~ 90,000 未満	303	386	303	386	0	0	0	0
90,000 ~ 100,000 未満	269	363	269	363	0	0	0	0
100,000 ~ 110,000 未満	208	279	208	279	0	0	0	0
110,000 ~ 120,000 未満	158	206	158	206	0	0	0	0
120,000 ~ 130,000 未満	148	199	148	199	0	0	0	0
130,000 ~ 140,000 未満	106	136	106	136	0	0	0	0
140,000 ~ 150,000 未満	118	161	118	161	0	0	0	0
150,000 ~ 160,000 未満	111	145	111	145	0	0	0	0
160,000 ~ 170,000 未満	72	101	72	101	0	0	0	0
170,000 以上	976	1,382	976	1,382	0	0	0	0
合 計	19,131	21,418	19,131	21,418	0	0	0	0

国民健康保険料年度別調定収納状況				所管課	— 国保年金課		
------------------	--	--	--	-----	------------	--	--

年度	区分	調定額 (円)	収納額 (円)	還付未済額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収納率 (%)
28	現年分	8,537,277,084 ※1 (101,734,014)	7,037,210,958 (95,162,164)	24,534,143 (24,092)	2,298,439 (0)	1,497,767,687 (6,571,850)	82.88 ※2 (93.54)
	滞納 繰越分	2,840,278,120 ※1 (24,817,343)	724,939,934 (8,417,898)	2,052,945 (0)	686,006,617 (4,802,444)	1,429,331,569 (11,597,001)	25.85 ※2 (33.97)
	計	11,377,555,204 (126,551,357)	7,762,150,892 (103,580,062)	26,587,088 (24,092)	688,305,056 (4,802,444)	2,927,099,256 (18,168,851)	68.72 (81.87)
29	現年分	8,481,986,664 ※1 (51,722,248)	7,104,074,461 (48,619,568)	26,457,236 (54,839)	8,735,738 (0)	1,369,176,465 (3,102,680)	84.17 ※2 (94.00)
	滞納 繰越分	2,833,151,692 ※1 (18,539,751)	843,681,631 (6,181,289)	1,966,274 (0)	763,679,132 (5,441,297)	1,225,790,929 (6,917,165)	30.18 ※2 (33.34)
	計	11,315,138,356 (70,261,999)	7,947,756,092 (54,800,857)	28,423,510 (54,839)	772,414,870 (5,441,297)	2,594,967,394 (10,019,845)	70.74 (78.00)
30	現年分	8,618,742,389 ※1 (20,786,364)	7,160,722,610 (19,816,855)	22,314,753 (0)	4,890,877 (0)	1,453,128,902 (969,509)	83.45 ※2 (95.34)
	滞納 繰越分	2,499,964,452 ※1 (10,004,945)	772,822,851 (5,007,936)	3,226,459 (0)	532,595,926 (2,428,575)	1,194,545,675 (2,568,434)	31.33 ※2 (50.05)
	計	11,118,706,841 (30,791,309)	7,933,545,461 (24,824,791)	25,541,212 (0)	537,486,803 (2,428,575)	2,647,674,577 (3,537,943)	71.81 (80.62)
元	現年分	8,374,494,463 ※1 (5,072,168)	7,082,701,013 (4,492,314)	27,329,800 (210)	6,539,273 (0)	1,285,254,177 (579,854)	84.88 ※2 (88.57)
	滞納 繰越分	2,511,634,365 ※1 (3,537,943)	697,107,460 (1,093,255)	2,753,601 (0)	607,370,164 (979,045)	1,207,156,741 (1,465,643)	27.79 ※2 (30.90)
	計	10,886,128,828 (8,610,111)	7,779,808,473 (5,585,569)	30,083,401 (210)	613,909,437 (979,045)	2,492,410,918 (2,045,497)	71.69 (64.87)
2	現年分	7,974,020,800 ※1 (0)	6,885,495,962 (0)	37,875,887 (3,160)	3,811,169 (0)	1,084,713,669 (0)	86.61 ※2 (0)
	滞納 繰越分	2,375,122,277 ※1 (2,045,497)	504,899,596 (277,045)	3,978,357 (0)	1,014,051,739 (838,679)	856,170,942 (929,773)	21.39 ※2 (13.54)
	計	10,349,143,077 (2,045,497)	7,390,395,558 (277,045)	41,854,244 (3,160)	1,017,862,908 (838,679)	1,940,884,611 (929,773)	71.68 (13.54)

※1 居所不明分調定を含む。 ※2 居所不明分調定を差し引いた収納率

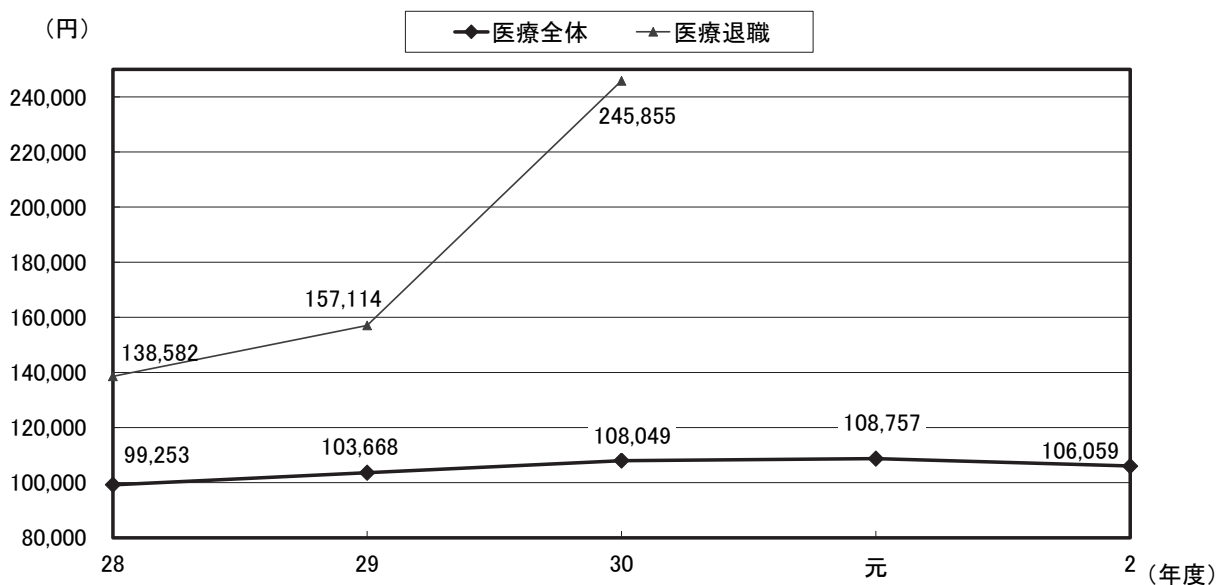
注1 ()内は退職被保険者等分で内数

注2 収納額は還付未済額を除いた数値

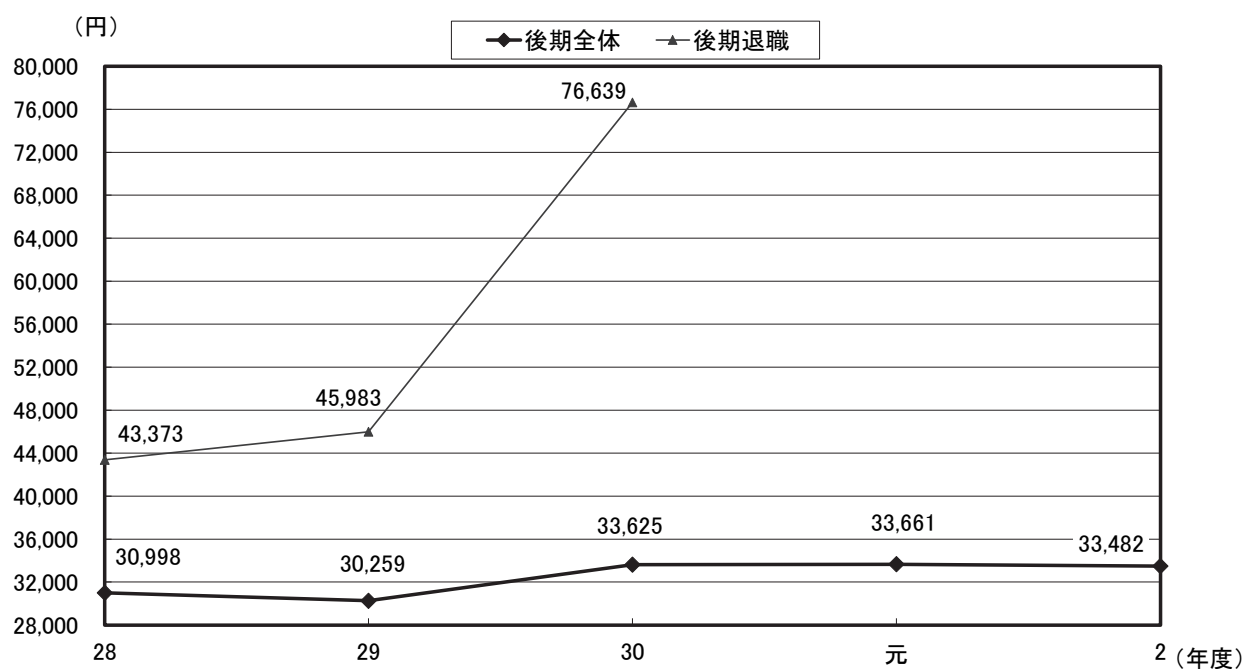
注3 介護保険法により第2号被保険者に賦課された介護納付金分も含む。

注4 出納閉鎖後の数値

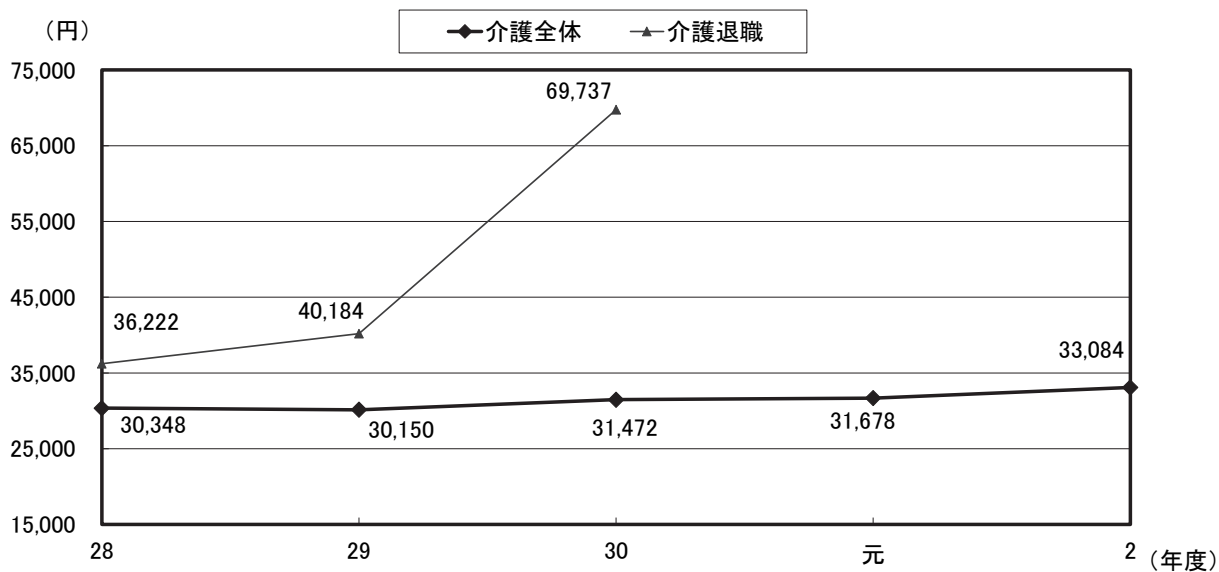
年度別1人当たり保険料額（現年分調定額）の推移（医療分）



年度別1人当たり保険料額（現年分調定額）の推移（支援金分）



年度別1人当たり保険料額（現年分調定額）の推移（介護分）



※退職者医療制度は、平成20年3月末に廃止されましたが、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として制度を存続させる経過措置がとられています。退職者被保険者の年間別1人当たり保険料額（医療分・支援金分・介護分）について、令和元年末現在の医療分、支援金分、介護分の人数は、それぞれ3人、3人、0人となりました。このことから令和元年度以降の記載を割愛します。

国民健康保険料の減免制度	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

前年の所得が一定基準以下であったり、災害や特別の事情などにより、生活が一時的に著しく困難になり保険料の納入ができなくなった場合、保険料を減額又は免除します。

内容

(1) 減額

前年の所得が一定基準以下の世帯に対し、保険料均等割額を減額して賦課します。

(2) 減額・免除

災害や特別の事情により、著しくその生活が困難になり、保険料の納入ができなくなった場合、申請により減額又は免除します。ただし、一定の要件があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が下がった世帯に対し保険料を減免します。ただし、一定の要件があります。

(3) 旧被扶養者に対する減額

被用者保険の被保険者が、後期高齢者医療制度に移行した場合、その被扶養者(65歳以上75歳未満)が国保に加入した場合は、申請により減額します。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険料の徴収猶予及び減免に関する事務取扱要綱

実績表

保険料の年度別減免状況

(単位 世帯数：世帯、金額：円)

種別	28		29		30	
	世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額
減額 (退職)	20,569 (265)	690,669,118 (7,856,905)	20,218 (174)	721,353,503 (4,884,727)	20,086 (80)	737,871,055 (1,793,100)
免除 (退職)	27 (0)	1,538,183 (0)	26 (0)	1,785,287 (0)	41 (0)	1,969,535 (0)
旧被扶養者	252	8,735,620	244	8,660,086	237	8,931,241
合計 (退職)	20,848 (265)	700,942,921 (7,856,905)	20,488 (174)	731,798,876 (4,884,727)	20,364 (80)	748,771,831 (1,793,100)

種別	元		2	
	世帯数	金額	世帯数	金額
減額 (退職)	19,770 (17)	743,873,594 (370,820)	19,112 (0)	733,041,544 (0)
コロナ減免 (退職)	—	—	1,445 (0)	270,818,217 (0)
免除 (退職)	35 (0)	2,012,201 (0)	22 (0)	1,227,468 (0)
旧被扶養者	136	8,409,974	135	7,438,669
合計 (退職)	19,941 (17)	754,295,769 (370,820)	20,714 (0)	1,012,525,898 (0)

※ 介護納付金分も含む

※ 下段()内は退職被保険者等分で内数

非自発的失業者の保険料の軽減措置	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

リストラなどで職を失った失業者が、在職中と同じ程度の保険料負担で医療保険に加入できるように、保険料を軽減する制度です。

内容

対象者の前年の給与所得を、100分の30として保険料を算定します。

(ただし、対象者と同じ世帯に属する被保険者の所得は、通常額を用いて算定。)

対象者

- (1) 65歳未満の雇用保険の特定受給資格者
(倒産、解雇等の事業主都合により離職した人)
- (2) 65歳未満の雇用保険の特定理由離職者
(雇用期間満了で更新希望したが更新されなかった人、正当な理由により退職した人)

※ 適用期間中に65歳になった場合は、対象期間中は継続して軽減します。

※ 国民健康保険の資格を喪失した場合は、適用を終了します。

※ 再就職しても国民健康保険を継続する場合には、適用終了としません。

軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

実績表

保険料の年度別軽減措置状況

年度	28	29	30	元	2
世帯数(世帯)	558	528	485	481	733
被保険者数(人)	559	529	489	481	739

国民健康保険療養の給付	所管課	—
		国保年金課

概 要

被保険者が病気やけがをしたとき、病院や診療所などの保険医療機関等に「被保険者証」を提示し、一部負担金を支払うことで給付が受けられます。これを現物給付といいます。

内 容

(1) 給付の内容

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術、その他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(2) 給付の割合

年齢	一部負担金の割合
70歳以上	2割（現役並み所得者3割）
義務教育就学前	2割
上記以外	3割

根拠法令等

国民健康保険法
港区国民健康保険条例
港区国民健康保険条例施行規則

実 績 表

P371～374を参照。

国民健康保険療養費	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

被保険者が現物給付としての療養の給付を受けられなかった場合に、後日、保険者から現金の支払いを受ける制度です。これを現金給付といいます。

内容

- (1) 保険者が、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき。
(柔道整復、あんま、マッサージ、はり、きゅう、補装具、生血)
- (2) 緊急、その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、薬局で診療等を受けたとき。
- (3) 緊急、その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで保険医療機関等において診療又は薬剤の支給を受けたとき。

根拠法令等

港区国民健康保険条例
港区国民健康保険条例施行規則

実績表

療養費の年度別給付状況

(単位 件数：件、金額：円)

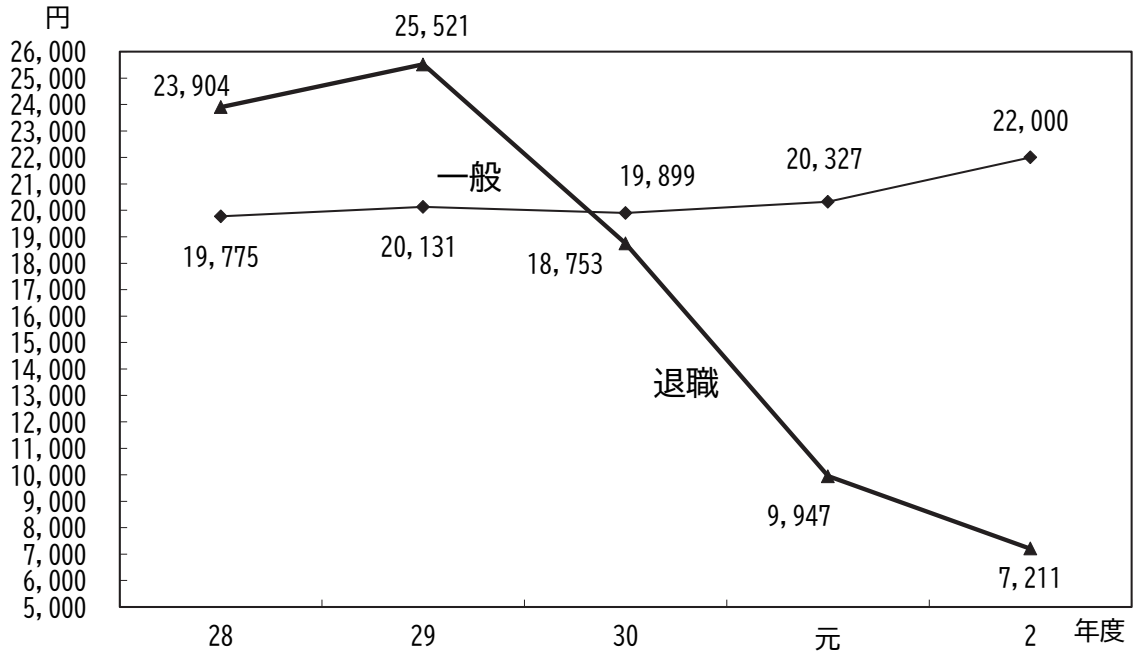
年 度	件数 金額	一般診療	柔道整復	はり・きゅう あんま マッサージ	補装具	生 血	※指定 公費	計
28	件数	963	19,812	2,065	438	0		23,278
	金額	15,462,268	108,570,354	37,536,199	12,581,820	0	2,959,624	177,110,265
29	件数	1,034	19,382	2,291	387	0		23,094
	金額	16,125,792	104,690,337	41,328,835	11,031,808	0	2,148,105	175,324,877
30	件数	876	18,008	1,905	439	0		21,228
	金額	15,833,767	96,276,589	35,974,388	12,811,730	0	1,259,477	167,155,951
元	件数	973	16,305	1,740	429	0		19,447
	金額	17,023,678	82,687,984	34,031,497	12,303,544	0	48,319	146,095,022
2	件数	1,032	12,676	1,609	363	0		15,680
	金額	10,299,728	64,867,186	32,204,169	12,138,631	0	0	119,509,714

※ 指定公費

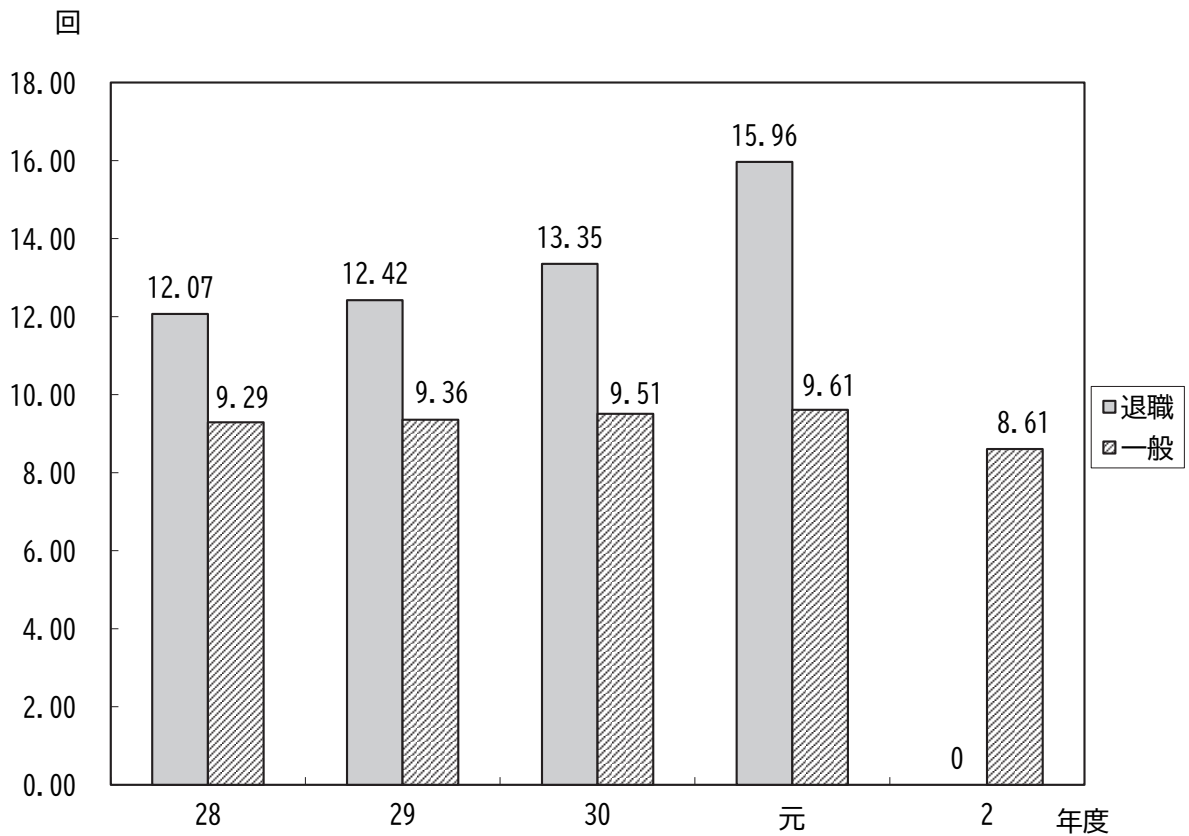
平成26年3月31日以前に70歳に達した特例措置対象被保険者等(誕生日が昭和19年4月1日以前の人)については、自己負担増(1割→2割)が凍結されています。保険給付は8割とし、この措置に係る財源については指定公費として国が負担しています。

被保険者（一般・退職）療養諸費の診療内容推移

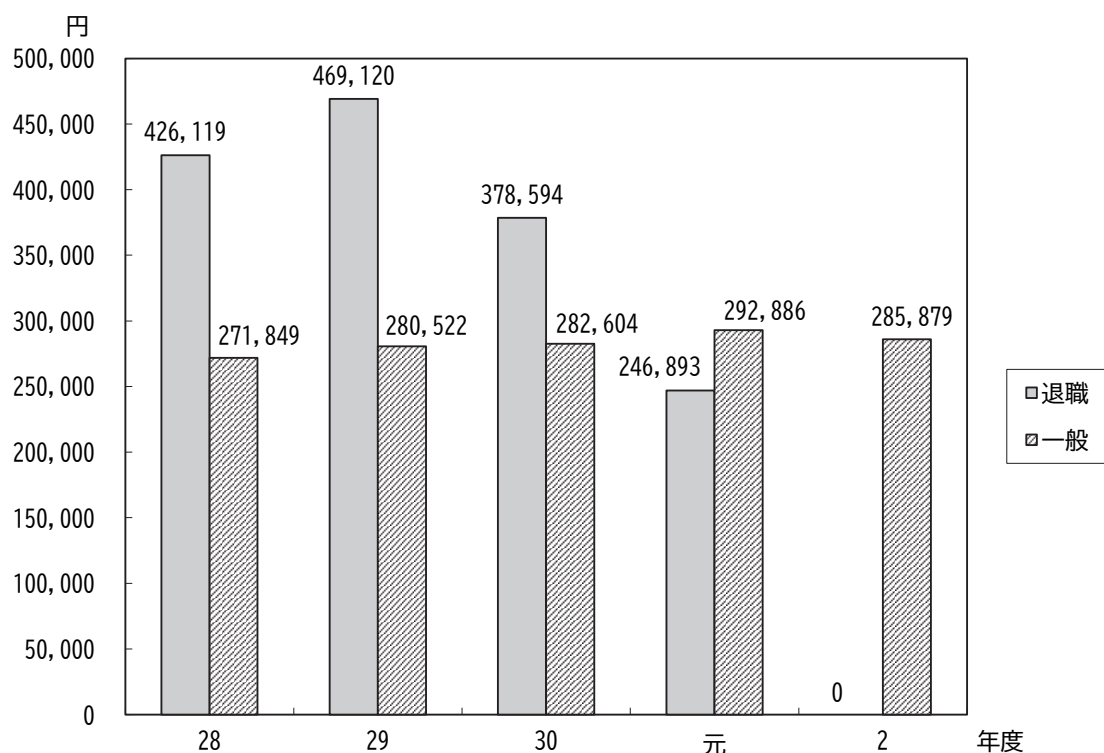
(1) 年度別1件当たり療養諸費の推移



(2) 年度別1人当たり受診回数の推移



(3) 年度別1人当たり療養諸費の推移



診療報酬の審査及び支払手数料等件数

(単位：件)

区分	年度	28	29	30	元	2
審査手数料		850,545	820,093	813,239	791,257	693,435
療養費審査手数料		23,211	20,986	21,308	19,433	15,812
レセプト電算処理手数料		827,334	799,107	791,931	771,824	677,623
審査支払手数料		820,778	733,072	791,931	771,824	677,624
処理手数料		820,778	733,072	791,996	771,840	677,658

一般被保険者療養諸費の診療内容

(単位 件数：件、金額：千円)

療養の給付	年度	28		29		30	
	区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養の給付	入院外	431,663	6,469,378	419,413	6,435,828	416,817	6,377,874
	入院	9,483	5,139,588	9,095	5,165,510	8,762	5,072,832
	歯科	120,187	1,455,120	117,496	1,421,437	115,066	1,384,098
	薬剤	245,222	2,850,249	242,896	2,818,305	243,627	2,705,693
	計	806,555	15,914,336	788,900	15,841,080	784,272	15,540,498
諸費	食事療養	※(8,950)	202,818	※(8,645)	195,485	※(8,264)	183,787
	訪問看護	1,209	70,770	1,408	92,848	1,703	114,287
	療養費等	22,993	240,707	22,809	239,054	21,161	222,377
	合計	830,757	16,428,631	813,117	16,368,466	807,136	16,060,949
療養の給付	年度	元		2		※ 食事療養件数については入院件数の再掲	
	区分	件数	金額	件数	金額		
療養の給付	入院外	404,775	6,455,154	349,114	6,013,524		
	入院	8,413	4,986,605	8,041	4,691,277		
	歯科	112,034	1,338,353	97,602	1,275,334		
	薬剤	240,902	2,708,216	213,616	2,614,941		
	計	766,124	15,488,329	668,373	14,595,076		
諸費	食事療養	※(7,972)	182,930	※(7,166)	169,058		
	訪問看護	1,770	131,054	2,031	164,913		
	療養費等	19,409	200,975	15,672	164,786		
	合計	787,303	16,003,288	686,076	15,093,833		

一般被保険者療養諸費の負担額

(単位：千円)

療養の給付	区分	年度	28	29	30	元	2
療養の給付	保険者負担		11,632,781	11,615,070	11,415,641	11,403,823	1,0786,307
	被保険者負担		3,959,765	3,948,898	3,907,722	3,915,779	3,650,222
	他法負担		595,378	565,443	515,209	482,711	492,518
	計		16,187,924	16,129,412	15,838,572	15,802,313	14,929,047
諸費	保険者負担		172,903	171,929	160,689	145,939	119,488
	被保険者負担		65,114	65,138	60,689	54,995	45,295
	他法負担		2,690	1,987	1,000	41	3
	計		240,707	239,054	222,377	200,975	164,786
合計			16,428,631	16,368,466	16,060,949	16,003,288	15,093,833

退職被保険者療養諸費の診療内容

(単位 件数：件、金額：千円)

療養諸費	年度	28		29		30	
	区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養の給付	入院外	5,896	103,896	3,407	66,227	1,381	17,282
	入院	242	91,517	72	60,332	37	18,039
	歯科	1,645	18,327	881	9,498	357	4,113
	薬剤	3,423	56,679	1,965	25,264	839	9,490
	計	11,206	270,420	6,325	161,321	2,614	48,924
費	食事療養	※(113)	2,021	※(69)	1,382	※(37)	883
	訪問看護	7	623	22	1,317	4	249
	療養費等	285	1,783	105	640	67	297
	合計	11,498	274,847	6,452	164,661	2,685	50,353

療養諸費	年度	元		2	
	区分	件数	金額	件数	金額
療養の給付	入院外	334	3,208	1	2
	入院	25	907	0	-1
	歯科	88	747	3	35
	薬剤	210	1,879	7	71
	計	657	6,741	11	107
費	食事療養	※(2)	18	0	0
	訪問看護	0	0	0	0
	療養費等	38	155	8	30
	合計	695	6,913	19	137

※ 食事療養件数については入院件数の再掲

退職被保険者療養諸費の負担額

(単位：千円)

療養諸費	区分	28	29	30	元	2
	療養の給付	保険者負担	190,799	114,616	34,924	4,724
被保険者負担		77,004	46,152	13,878	1,930	32
他法負担		5,260	3,253	1,254	104	0
計		273,064	164,021	50,056	6,759	107
療養費等	保険者負担	1,248	448	208	108	21
	被保険者負担	535	192	89	46	7
	他法負担	0	0	0	0	2
	計	1,783	640	297	155	30
合計	274,847	164,661	50,353	6,913	137	

国民健康保険その他の医療給付	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課
<p>概 要</p>		
<p>国民健康保険療養の給付（現物給付）及び療養費（現金給付）のほか、その他の医療給付として、保険外併用療養費及び訪問看護療養費があります。これらについては、概念上は療養費ですが、診療報酬請求による現物給付により支給されます。</p>		
<p>また、移送費については、後日、保険者からの現金の支払いを受ける現金給付の制度です。</p>		
<p>内 容</p>		
<p>(1) 保険外併用療養費</p>		
<p>保険給付として評価療養（高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて評価を行うことが必要な療養）、患者申出療養（高度の医療技術を用いた療養であって、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、保険給付の対象とすべきか否かについて評価を行うことが必要な療養）及び選定療養（被保険者の選定による特別の病室の提供その他の療養）についてそれぞれ保険外併用療養費を支給します。評価療養、患者申出療養及び選定療養を病院で受けた場合、その療養自体は自費となりますが入院料・検査等の基礎部分で保険診療が受けられます。</p>		
<p>(2) 訪問看護療養費</p>		
<p>医師から訪問看護の必要を認められた在宅患者の人が、訪問看護ステーションから派遣された看護師等により、療養上の世話その他必要な診療上の補助を受けた場合に、費用の一部を支払うだけで残りを国保が負担します。</p>		
<p>(3) 移送費</p>		
<p>患者が移動困難であって、当該医療機関の設備では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院したときなどに申請し、国保が認めたときは、移送費が支給されます。</p>		
<p>根拠法令等</p>		
<p>港区国民健康保険条例</p>		
<p>港区国民健康保険条例施行規則</p>		
<p>実 績 表</p>		
<p>(1) 保険外併用療養費</p>		
<p>P373 一般被保険者療養諸費の診療内容表の療養の給付に含まれます。</p>		
<p>P374 退職被保険者療養諸費の診療内容表の療養の給付に含まれます。</p>		
<p>(2) 訪問看護療養費</p>		
<p>P373 一般被保険者療養諸費の診療内容表の訪問看護に掲載しています。</p>		
<p>P374 退職被保険者療養諸費の診療内容表の訪問看護に掲載しています。</p>		
<p>(3) 移送費給付状況</p>		
<p>平成 26 年度以降の実績はありません。</p>		

国民健康保険医療費の一部負担金の減額・免除と徴収猶予	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

被保険者が災害や失業などの特別な理由で、生活が著しく困難になった場合に、医療費の一部負担金(自己負担分)を減額・免除又は徴収猶予します。

※ 入院時の食事代の自己負担分や、補装具等の療養費については、対象となりません。

内容

(1) 要件

次のいずれかに該当したことによって生活が著しく困難になった場合に減免できます。

- ① 震災等の災害により世帯主などが死亡したとき、又は資産に重大な損害等が生じたとき。
- ② 事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- ③ 事業又は業務に重大な損害を受けたとき。
- ④ その他上記に類する理由があるとき。

(2) 手続

世帯主が申請します。受理の後調査、審査し、認定又は不認定の決定をし、申請者に通知します。

(3) 期間

減額・免除については、3か月以内。ただし、再申請により、さらに3か月の範囲で認定できます。

徴収猶予については、6か月以内。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予の事務取扱要綱

実績表

医療費の年度別一部負担金の減額・免除と徴収猶予状況 (単位 件数：件、金額：円)

年度	件数・金額	減額	免除	猶予	合計
28	件数	0	4	0	4
	金額	0	38,802	0	38,802
29	件数	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0
30	件数	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0
元	件数	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0
2	件数	0	35	0	35
	金額	0	421,557	0	421,557

国民健康保険高額療養費	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

医療機関等で国民健康保険の加入者の支払った金額（一部負担金）が、自己負担限度額を超えた場合、超えた分を支給します。

内容

(1) 自己負担限度額【70歳～74歳】（月額）

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並みⅢ （課税所得 690 万円以上）	252,600 円+（総医療費-842,000 円）×1%（※3）	
現役並みⅡ （課税所得 380 万円以上）	167,400 円+（総医療費-558,000 円）×1%（※4）	
現役並みⅠ （課税所得 145 万円以上）	80,100 円+（総医療費-267,000 円）×1%（※5）	
一般 （課税所得 145 万円未満等）	18,000 円（※6） （年間限度額 144,000 円）	57,600 円（※7）
低所得Ⅱ（※1）	8,000 円（※6）	24,600 円
低所得Ⅰ（※2）	8,000 円（※6）	15,000 円

※1 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）。

※2 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、各人の所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を 80 万円として計算、令和 3 年 8 月から給与所得は給与所得控除後さらに 10 万円を控除し計算）を差し引いたときに 0 円となる人。

※3 過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合（多数回該当）は、4 回目以降の限度額は、140,100 円です。

※4 過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合（多数回該当）は、4 回目以降の限度額は、93,000 円です。

※5 過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合（多数回該当）は、4 回目以降の限度額は、44,400 円です。

※6 年間（8 月～翌年 7 月）の限度額は 144,000 円です。基準日（7 月 31 日）時点で、所得区分が一般及び低所得Ⅰ・Ⅱの人が対象です。

※7 過去 12 か月以内に外来+入院（世帯単位）の限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合（多数回該当）は、4 回目以降の限度額は 44,400 円です。

(2) 自己負担限度額【70歳未満】(月額)

所得区分(賦課基準額)	年3回目までの限度額	年4回目以降
ア (901万円超)	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1%	140,100円
イ (600万円超~901万円以下)	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1%	93,000円
ウ (210万円超~600万円以下)	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円
エ (210万円以下)	57,600円	44,400円
オ (住民税非課税世帯)	35,400円	24,600円

(1)(2)共通

- ※ 70歳以上、70歳未満とも自己負担限度額は毎年8月診療分から所得判定年度が変更されます。
- ※ 非自発的失業者の保険料の軽減を受けた人は、給与所得を軽減して、自己負担限度額を計算します。

支給要件等

(1) 支給基準

同じ世帯の人が同じ月に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。一部負担金は、病院・診療所ごとに計算し(同じ病院・診療所でも歯科は別計算)、入院・通院は、それぞれ別の病院・診療所として扱います。

(2) 世帯合算

70歳未満の場合、同一世帯で同じ月に1か月の一部負担金が21,000円以上のものについて合算し、自己負担限度額を超えた額を支給します。

70歳以上の場合、一部負担金の金額にかかわらず合算し自己負担限度額を超えた額を支給します。

(3) 高額療養費多数回該当

同一世帯で過去12か月以内に4回以上高額療養費に該当する場合、4回目以降の自己負担限度額を適用し、その超えた額を支給します。

(4) 高額療養費の現金給付

世帯主の申請に基づいて、保険者が現金をもって支払う償還払です。

(5) 高額療養費の現物給付

「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示により、医療機関等の窓口で支払う金額が自己負担限度額までとなります。

申請により、「限度額適用認定証(70歳未満の住民税課税世帯の人、70歳以上74歳未満で課税所得145万円以上690万円未満の住民税課税世帯の人)」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯の人)」を交付します(毎年8月更新)。

(6) 特定疾病の負担軽減

厚生労働大臣が指定した長期高額疾病(先天性血液凝固因子障害、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)の場合、自己負担限度額は1か月10,000円(人工透析を要する70歳未満の所得区分ア・イの人は、20,000円)。保険者の認定する「特定疾病療養受療証」が必要です(2年ごと10月更新、70歳未満の人工透析が必要な慢性腎不全の人は毎年8月更新)。

(7) 入院時食事療養費・生活療養費

入院時の食事については、食事療養標準負担額を自己負担し、残りは国保が食事療養費として負担します。また、療養病床に入院する 65 歳以上の人生活療養に要した費用（食費・居住費）については、生活療養標準負担額を自己負担し、残りは国保が生活療養費として負担します。

住民税非課税世帯の人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付し、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額が減額されます。

※食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は、高額療養費の対象となりません。

(単位：円)

	標準負担額 (入院時食事代) (1食)	生活療養標準負担額 (65歳以上)	
		食事代 (1食)	居住費 (1日)
一般(下記以外の人)	460	460	370
住民税非課税世帯 (69歳まで)及び低 所得Ⅱの人(70歳～ 74歳)	過去12か月の入院日数 が90日までの入院	210	
	過去12か月の入院日数 が90日を超える入院(再 度申請が必要)		
低所得Ⅰの人(70歳～74歳)	100	130	

※医療機関や疾病内容により減額される場合があります。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険条例施行規則

実績表

(1) 高額療養費支給状況

(単位 件数：件、金額：千円)

年度	28		29		30	
区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般被保険者	21,737	1,457,787	21,586	1,462,148	16,854	1,446,280
退職被保険者等	168	31,974	151	24,353	31	5,386
計	21,905	1,489,761	21,737	1,486,501	16,885	1,451,666
年度	元		2			
区分	件数	金額	件数	金額		
一般被保険者	16,611	1,474,819	23,563	1,433,874		
退職被保険者等	5	154	0	0		
計	16,616	1,474,973	23,563	1,433,874		

(2) 「特定疾病療養受療証」の発行状況《該当者数》

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
人数	152	148	148	145	136

(3) 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行状況（70歳未満）
（単位：件）

年度 区分	28	29	30	元	2
ア	155	113	123	127	112
イ	70	72	74	62	56
ウ	342	322	351	307	319
エ	755	790	741	734	725
オ	1,017	989	1,023	993	982

(4) 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行状況（70歳以上75歳未満）
（単位：件）

年度 区分	28	29	30	元	2
現役並みⅡ			21	24	32
現役並みⅠ			49	89	98
低所得Ⅱ	345	330	396	463	532
低所得Ⅰ	191	175	205	231	272

国民健康保険高額介護合算療養費	所管課	—
		国保年金課

概要

国民健康保険の世帯に介護保険の受給者が存在する場合に、8月1日から翌年7月31日までの1年間で、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が自己負担限度額を超えた場合、高額介護合算療養費を支給します。

内容

(1) 自己負担限度額【70歳～74歳】(年額)(表1)

所得区分	自己負担限度額
現役並みⅢ(課税所得690万円以上)	212万円
現役並みⅡ(課税所得380万円以上)	141万円
現役並みⅠ(課税所得145万円以上)	67万円
一般(課税所得145万円未満等)	56万円
低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)	31万円
低所得Ⅰ(住民税非課税で所得が一定以下)	19万円(※)

※ 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円になります。

(2) 自己負担限度額【70歳未満】(年額)(表2)

所得区分(賦課基準額)	自己負担限度額
ア(901万円超)	212万円
イ(600万円超～901万円以下)	141万円
ウ(210万円超～600万円以下)	67万円
エ(210万円以下)	60万円
オ(住民税非課税世帯)	34万円

支給要件等

世帯主の申請に基づいて、保険者が現金をもって支払う償還払です。

高額療養費と同様、70歳～74歳の方は全ての一部負担金が、70歳未満の方については21,000円以上の一部負担金が合算対象となります。

高額療養費又は高額介護サービス費が支給されている場合、計算期間に生じた医療保険又は介護保険の一部負担金額から、高額療養費又は高額介護サービス費として支給された額に相当する額を差し引いた額が自己負担となります。

当該世帯に70歳～74歳の人と70歳未満の人が混在する場合には、まず70歳～74歳の方の自己負担の合算額に、表1の区分の自己負担限度額が適用された後、なお残る負担額と、70歳未満の方の自己負担の合算額とを合算した額に、表2の区分の自己負担限度額が適用されます。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険条例施行規則

開始時期

平成20年4月

実績表

高額介護合算療養費支給状況

(単位 件数：件、金額：円)

年度 区分	28		29		30		元		2	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般被保険者	10	76,027	29	938,609	39	1,313,962	30	1,164,479	38	1,569,531
退職被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	10	76,027	29	938,609	39	1,313,962	30	1,164,479	38	1,569,531

国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

国民健康保険加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給します。
また、加入者が死亡した場合、葬祭費を支給します。

内容

(1) 出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産したとき、出生児1人につき42万円を支給します。直接支払制度（入院時に医療機関等で手続きを行うことで、出産育児一時金を国民健康保険から直接医療機関等へ支払う制度）を利用すれば、出産した人は医療機関等へ出産育児一時金42万円を差し引いた額の支払いで済みます。

妊娠4か月（85日）以上であれば、死産・流産（この場合は医師の証明が必要）でも支給します。

(2) 葬祭費

国民健康保険に加入している人が死亡したとき、その人の葬儀を行った人に葬祭費7万円を支給します。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険条例施行規則

開始時期

昭和34年12月

実績表

年度別支給状況

（単位 件数：件、金額：万円）

区分	28		29		30		元		2	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
出産育児一時金給付	449	19,876	424	18,499	393	16,918	351	15,145	295	12,676
葬祭費給付	186	1,302	172	1,204	167	1,169	168	1,141	187	1,309

国民健康保険結核・精神医療給付金	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概 要

結核医療（一般）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第37条の2）の適用を受けている国民健康保険加入者で住民税が非課税（20歳未満のときは世帯主の住民税が非課税）の場合、申請により「結核医療給付金受給者証」を交付し、自己負担相当額を支給します。

精神通院医療については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第54条）の適用を受けている国民健康保険加入者で住民税非課税世帯の場合、申請により「国保受給者証（精神通院）」を交付し、自己負担相当額を支給します。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区結核・精神医療給付金の支給に関する規則

開始時期

平成7年7月

実 績 表

(1) 受給者証交付

(単位：件)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
結核医療給付金受給者証	5	8	6	3	5
国保受給者証（精神通院）	781	818	898	893	677

(2) 結核・精神医療給付金

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
件 数 (件)	9,795	10,566	10,679	10,980	10,993
支 給 額 (円)	11,842,911	12,546,855	12,475,470	12,389,832	12,558,075

特定健康診査	所管課	—		
		国保年金課		
<p>概要 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査で、生活習慣病の予防と早期発見のために港区（保険者）が実施します。</p> <p>内容</p> <p>(1) 対象者 実施年度の4月1日における国民健康保険加入者で、当該年度において40歳以上健診受診日現在75歳未満の人</p> <p>(2) 実施期間 毎年7月1日から11月30日まで 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施期間を8月1日から11月30日までに変更しました。</p> <p>(3) 実施場所 港区医師会所属の健康診査実施医療機関</p> <p>(4) 実施方法 「特定健康診査受診券」「質問票」「健康診査・がん検診のご案内」を他の受診券とともに上記(1)の対象者に郵送します。対象者は、健康診査実施医療機関に電話等で健診日を予約し、同封の書類の外に「国民健康保険被保険者証」を持参の上、受診します。</p> <p>(5) 検査項目</p> <p>① 基本的な健診（必須項目）・・・全員に行います。</p> <p>ア 問診等 イ 血中脂質検査 ウ 血糖検査 エ 肝機能検査 オ 尿検査</p> <p>② 詳細な健診・・・医師が必要とした人に行います。</p> <p>ア 貧血検査 イ 心電図検査 ウ 眼底検査 エ 胸部X線検査</p> <p>(6) 結果の説明 健診結果は、受診医療機関が受診者に説明します。</p> <p>根拠法令等 高齢者の医療の確保に関する法律第20条 港区国民健康保険特定健康診査事業実施要綱</p> <p>開始時期 平成20年7月1日</p>				
補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 3	都負担 1 / 3	区負担 1 / 3	補助金名等 東京都国民健康保険保険給付費等交付金

令和2年度 特定健康診査実施状況

	年齢階層	性別	受診者		検査結果		尿検査		
			基本検査	詳細な検査及び区独自検査	異常なし	有所見者	蛋白 陽性	糖 陽性	潜血 陽性
令和2年度 特定健康診査総数		男	3,815	3,805	221	3,594	258	218	229
		女	6,895	6,877	780	6,115	201	109	1,013
		計	10,710	10,682	1,001	9,709	459	327	1,242
国民健康保険	40～44歳	男	277	274	38	239	15	2	9
		女	544	539	176	368	16	2	76
		計	821	813	214	607	31	4	85
	45～49歳	男	371	369	30	341	11	11	17
		女	721	717	157	564	29	3	106
		計	1,092	1,086	187	905	40	14	123
	50～54歳	男	404	403	32	372	22	17	24
		女	784	781	126	658	17	6	105
		計	1,188	1,184	158	1,030	39	23	129
	55～59歳	男	428	426	30	398	25	20	17
		女	730	726	92	638	24	11	89
		計	1,158	1,152	122	1,036	49	31	106
	60～64歳	男	457	455	26	431	30	33	21
		女	800	798	53	747	12	13	116
		計	1,257	1,253	79	1,178	42	46	137
	65～69歳	男	661	661	29	632	52	45	52
		女	1,210	1,210	66	1,144	44	29	188
		計	1,871	1,871	95	1,776	96	74	240
	70～74歳	男	1,217	1,217	36	1,181	103	90	89
		女	2,106	2,106	110	1,996	59	45	333
		計	3,323	3,323	146	3,177	162	135	422

参考資料

令和2年度	性別	受診者		検査結果		尿検査			
		基本検査	詳細な検査及び区独自検査	異常なし	有所見者	蛋白 陽性	糖 陽性	潜血 陽性	
後期高齢者医療制度 (長寿医療制度)の基本 健診		男	2,708	2,708	72	2,636	331	185	271
		女	5,363	5,363	217	5,146	423	146	881
		計	8,071	8,071	289	7,782	754	331	1,152

令和2年度 港区の特定健康診査実施率		34.1%	
特定健康診査対象者数	33,957	特定健康診査実施者数	10,710
年度途中における資格喪失者数	△ 3,930	実施者数の内、年度途中における資格喪失者数	△ 475
計	30,027	計	10,235

(単位：人)

所見内容 (延数)									
高血圧	心臓疾患	糖尿病	肝疾患	貧血	腎機能障害	肥満	高脂血症	高尿酸血症	その他
1,662	750	1,519	1,163	344	856	1,020	2,519	785	1,008
1,954	995	2,131	986	644	1,534	919	4,421	154	1,863
3,616	1,745	3,650	2,149	988	2,390	1,939	6,940	939	2,871
36	24	47	107	9	35	65	172	55	48
27	49	53	50	69	67	48	183	4	106
63	73	100	157	78	102	113	355	59	154
83	52	83	156	19	44	112	246	85	83
55	67	89	79	104	105	90	333	8	162
138	119	172	235	123	149	202	579	93	245
112	59	126	154	24	57	116	264	88	105
113	89	167	120	90	123	107	453	15	178
225	148	293	274	114	180	223	717	103	283
176	62	151	130	32	73	110	282	84	103
132	98	202	142	56	126	87	478	16	184
308	160	353	272	88	199	197	760	100	287
204	77	173	154	32	91	130	312	97	113
220	102	272	113	55	175	111	568	26	222
424	179	445	267	87	266	241	880	123	335
334	141	316	175	78	176	176	445	148	202
454	202	456	192	85	311	181	891	24	384
788	343	772	367	163	487	357	1,336	172	586
717	335	623	287	150	380	311	798	228	354
953	388	892	290	185	627	295	1,515	61	627
1,670	723	1,515	577	335	1,007	606	2,313	289	981

(単位：人)

所見内容 (延数)									
高血圧	心臓疾患	糖尿病	肝疾患	貧血	腎機能障害	肥満	高脂血症	高尿酸血症	その他
1,669	1,001	1,401	465	766	1,162	551	1,508	472	873
3,134	1,684	2,331	669	1,084	2,052	699	3,486	282	1,919
4,803	2,685	3,732	1,134	1,850	3,214	1,250	4,994	754	2,792

メタボ判定

(単位 人)

特定健康診査実施者数	10,710
メタボ基準該当者	1,597
メタボ予備群該当者	1,098
メタボ非該当者	8,015

※メタボの判定方法については、メタボリックシンドローム判定基準により医師が判断しています。

特定保健指導	所管課	—
		国保年金課

概要

特定健康診査（メタボリックシンドロームに着目した健康診査）を受診した結果、生活習慣の改善の必要性があると判定された人に対して、保健指導を実施します。

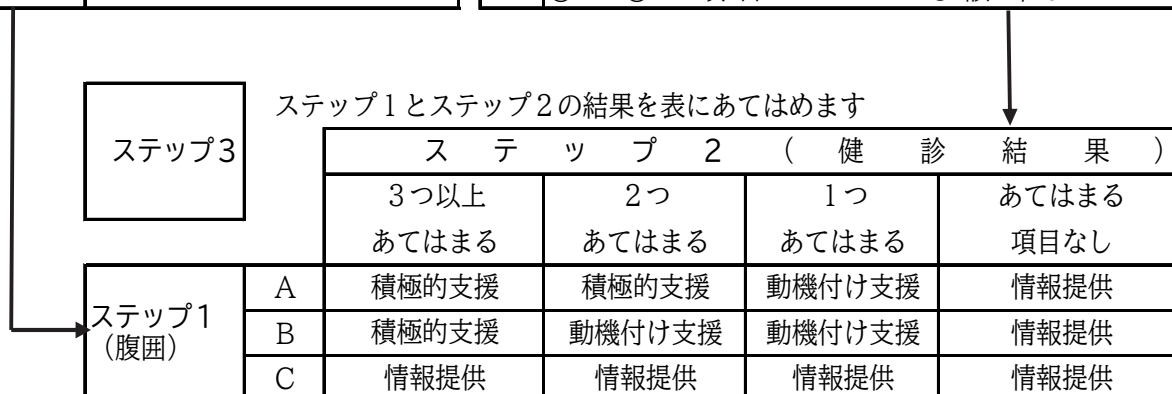
内容

(1) 対象者

特定健康診査を受診した人の中で、以下の基準により生活習慣の改善の必要性があると判定された「動機付け支援」及び「積極的支援」対象者

特定保健指導のグループわけ

ステップ 1				ステップ 2			
A	腹囲	男性	85cm以上	①	空腹時血糖値 100mg/dl以上又は ヘモグロビンA1c 5.6%以上		
		女性	90cm以上				
B	腹囲	男性	85cm未満			②	中性脂肪 150mg/dl以上又は HDL(善玉)コレステロール40mg/dl未満
		女性	90cm未満				
かつBMIが25以上の人				③	収縮期血圧 130mmHg以上又は 拡張期血圧 85mmHg以上		
C	AにもBにも当てはまらない人			④	現在たばこを習慣的に吸っていて、 ①～③の項目に1つでも該当している		



- ※ 65歳～74歳の方は、積極的支援のグループに該当しても、動機付け支援となります。
- ※ 医療機関で糖尿病・高血圧・脂質異常で薬剤治療を受けている方は、特定保健指導の対象外になります。
- ※ 医師の判断等で、判定が変わることがあります。
- ※ 「情報提供」は、特定健康診査の受診者全員に行なわれます。

(2) 実施時期

毎年11月開始

(3) 実施場所

区有施設等

(4) 実施内容

保健師や管理栄養士などの専門家が、生活習慣を改善するために必要な事柄について面談を行います。その後、電話や手紙等によって支援を行い、3か月又は6か月後にはどの程度達成ができたのかをアンケート等で評価をします。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律第 24 条
港区国民健康保険特定保健指導事業実施要綱

開始時期

平成 20 年 10 月

実績表

特定保健指導実施状況

(単位：人)

区 分		年 度				
		28	29	30	元	2
積極的支援	対象者	479	517	459	453	371
	初回面談 終了者	40	43	32	13	31
	最終終了者	30	30	28	13	※
動機付け支援	対象者	951	933	988	926	866
	初回面談 終了者	119	164	131	113	124
	最終終了者	119	153	120	107	※
対象者計 (A)		1,430	1,450	1,447	1,379	1,237
最終終了者計 (B)		149	183	148	120	※
特定保健指導実施率 (B/A)		10.4%	12.6%	10.2%	8.7%	※

※ 令和 2 年度特定保健指導の最終終了者及び実施率は、特定保健指導実施期間が 3 か月又は 6 か月であり作成日現在未確定のため掲載していません。

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担 1 / 3	都負担 1 / 3	区負担 1 / 3	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	------------------------

国民健康保険の保健事業	所管課	—
		国保年金課

概要

被保険者の健康保持増進を目的として、各事業を実施します。

1 無料健康相談

内容

被保険者の健康維持と健康管理のため、区内医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て健康相談を実施しています。

期間 11月1日～12月31日

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施月を変更しました。

根拠法令等

港区国民健康保険及び後期高齢者医療制度無料健康相談実施要領

開始時期

昭和60年度

実績表

年度別相談件数

(単位：人)

年度		28	29	30	元	2
種別 及び 人数	内科	35	45	41	47	42
	歯科	148	135	113	100	130
	薬局	32	41	36	42	49

2 保養施設

内容

被保険者の健康維持・増進と保養を目的として、保養施設を開設しています。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

開始時期

宿泊施設 昭和55年7月

日帰り海の家 平成元年7月（平成30年3月廃止）

実績表

夏季保養施設（借上げ施設）

（単位 件数：件、延人数：人）

区分	宿泊施設				日帰り海の家		
所在地	静岡県・伊豆長岡		神奈川県・湯河原町		神奈川県・三浦海岸		
施設	（※1）ホテル天坊 5人×2部屋		（※2）おんやど恵 5人×2部屋		海の家「人見」		
開設期間	（※3）令和2年10月1日～11月9日（40日間）				平成30年3月廃止		
利用料金	大人（1泊2食・サービス料・消費税込） 7,150円（※4） 小人料金等あり				無料 （利用券）		
利用実績	年度	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数
	28	41	119	40	126	40	120
	29	30	89	39	124	45	190
	30	33	95	36	109	-	-
	元	41	116	35	102	-	-
2	26	74	34	81	-	-	

（※1）平成30年度及び令和元年度には、施設が変更となっています。平成28年度から平成29年度までの利用実績は、宿泊施設「和銅鉱泉ゆの宿和どう（埼玉県秩父市）」、平成30年度の利用実績は、「松泉閣花月（新潟県湯沢町）」のものであります。

（※2）平成30年度から、施設が変更となっています。平成28年度から平成29年度までの利用実績は、宿泊施設「伊東ホテル聚楽（静岡県伊東市）」のものであります。

（※3）新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開設期間を変更しました。

（※4）令和2年度から、利用料金を変更しました。

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 都基準による	区負担割合 -	補助金名等	東京都国民健康保険給付費 等交付金
-----------------	------------	-----------------	------------	-------	----------------------

概 要

国民健康保険の被保険者が満70歳になると、国民健康保険高齢受給者証が交付され、保険医療機関等で診察を受ける時の一部負担金の割合が2割又は一定以上の所得を有する人は3割になります。

内 容

(1) 対象者

国民健康保険に加入している70歳～74歳の人。

70歳の誕生月の翌月1日から適用されます。ただし、1日生まれの人は誕生月から適用されます。

(2) 診察を受けるとき

保険医療機関等で診察を受けるときに、「国民健康保険証」と「高齢受給者証」を一緒に提示し、自己負担額を支払います。

	判定基準	自己負担割合
現役並み所得者	本人及び同じ世帯に70歳～74歳の国保被保険者で住民税課税所得が145万円以上の人がいる人	3割
一般	上記以外の人	2割

根拠法令等

国民健康保険法

開始時期

平成14年10月

医療費適正化	所管課	—
		国保年金課

1 ジェネリック医薬品差額通知

概要

現在、服用している医薬品を後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えることにより薬価に係る自己負担額が一定以上軽減されると見込まれる人に、切り替えた場合の自己負担額の差額を通知します。被保険者の負担軽減と医療費保険財政の改善を図ります。

内容

ジェネリック医薬品差額通知
年3回 7月、10月、2月発送

開始時期

平成26年7月1日

実績表

差額通知送付数 (単位：通)

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
7月発送	4,764	2,648	3,028	2,269	2,325
10月発送	3,047	2,027	2,745	1,016	2,556
2月発送	2,974	3,012	1,978	2,412	1,921
合計	10,785	7,687	7,751	5,697	6,802

2 医療費通知

概要

被保険者に健康に対する認識を深めてもらい、あわせて国民健康保険事業の健全な運営の一助とするために、医療費の通知を行います。

内容

前々年の11月～前年の10月までの診療費について、毎年2月に被保険者宛てに通知しています。

開始時期

昭和55年7月

根拠法令等

港区国民健康保険医療費通知実施要領

実績表

年度別通知状況

(単位：件)

年度	28	29	30	元	2
通知	49,359	47,438	45,908	44,519	42,429

3 重複頻回受診等対策

概要

重複受診、頻回受診及び重複服薬の傾向にある被保険者及びその家族に対し、保健師・管理栄養士・薬剤師が電話または訪問し、療養上の日常生活及び受診並びに服薬に関わる相談及び指導・助言を行うことにより、被保険者の健康の保持・増進と医療機関への適正な受診を促し、医療費の適正化を図ります。

内容

案内文、意向確認通知を送付し、希望者について健康相談を実施します。

開始時期

平成31年4月1日

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	元	2
発送件数	95	46
相談件数	2	7

4 残薬調整啓発事業

概要

港区薬剤師会の協力のもと、残薬バッグを配付します。

内容

自宅にある残薬を薬局等に持参してもらい、服薬管理を行います。

開始時期

令和2年10月1日

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	2
配付薬局数	115

※ 1薬局につき100枚配付

※ 後期高齢者医療制度加入者への配付分を含む

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 国基準による	都負担割合 都基準による	区負担割合 —	補助金名等	東京都国民健康保険給付費 等交付金
-----------------	-----------------	-----------------	------------	-------	----------------------

国民健康保険傷病手当金	所管課	—
		国保年金課

概要

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給します。

内容

国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができない人に対し傷病手当金を支給します。適用期間は、令和2年1月1日から令和3年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間となります。

根拠法令等

港区国民健康保険条例
港区国民健康保険条例施行規則

開始時期

令和2年4月24日

実績表

区分 \ 年度	2
支給件数（件）	12
支給金額（円）	5,979,222

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 10/10	都負担割合 —	区負担割合 —	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
---------------	----------------	------------	------------	-------	------------------------

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概 要

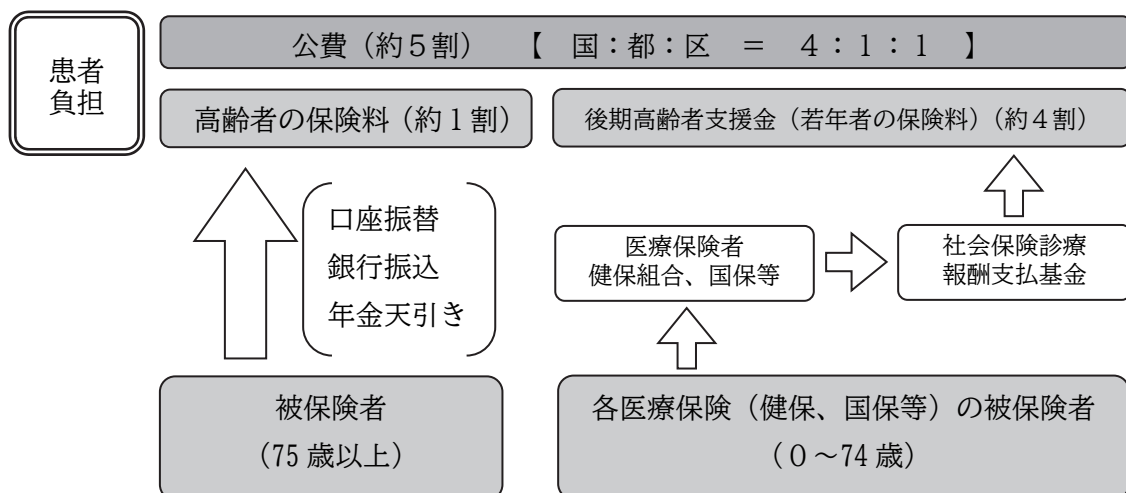
国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、平成20年4月から新たな高齢者医療制度が創設されました。高齢期における健康の保持増進を図るとともに、高齢世代一人ひとりが被保険者として保険料を負担することにより、現役世代との医療費を公平に負担し、適切な医療を受けられるようにすることを目的としています。

後期高齢者医療制度の事務処理については、都道府県の区域ごとに全ての区市町村が加入する広域連合が行います。東京都では、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「都広域連合」という。）が運営主体になり、都内62区市町村が加入しています。区は、都広域連合と連携し、窓口での各種申請・届出の受付、被保険者証の引渡し、保険料の徴収、保健事業等の事務を行います。

後期高齢者医療制度の運営の仕組み

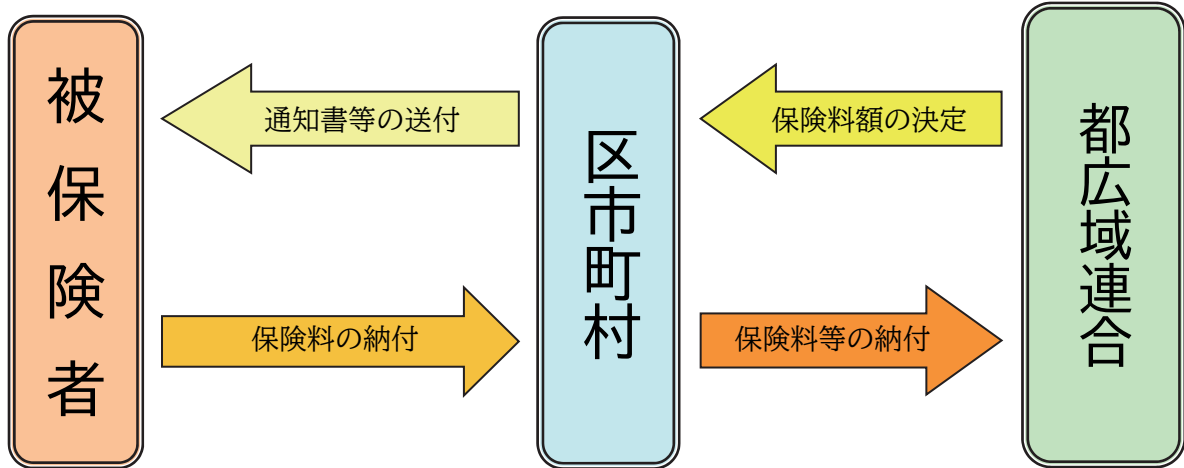
- 都広域連合が運営主体となり、区市町村と事務を分担して運営します。被保険者と接する窓口業務等は、主に区市町村が担っています。
- 財源は、患者負担を除き、公費（約5割）、現役世代からの支援（約4割）、被保険者の保険料（約1割）で構成します。
- 現役世代からの支援は、国民健康保険、被用者保険の加入者数及び被用者保険の標準報酬総額に応じた支援とします。

財 源 の 構 成



都広域連合と区市町村の役割

- 都広域連合の役割
被保険者の認定や保険料・給付の決定など制度の運営全般を行います。
- 区市町村の役割
資格の管理、保険料の月割計算、収納事務、給付の申請受付などの事務を行います。



1 被保険者

内 容

(1) 被保険者の範囲

港区内に住所のある75歳以上の人。(3か月以上の在留期間がある外国人も含まれます。)

また、65歳以上75歳未満で一定の障害がある場合は、都広域連合に申請し認定された人も対象になります。なお、道府県に転出した場合でも、新住所が特別養護老人ホーム等である場合は、住所地特例に該当し、引き続き被保険者となります。ただし、生活保護受給者は被保険者になりません。

(2) 負担割合

医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は1割又は3割です。一部負担金の割合は、前年の所得が確定した毎年8月1日に見直します。

負担割合	条 件
1 割	一般 同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満
3 割	現役並み所得 住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者及び同一世帯にいる被保険者

※ 昭和20年1月2日以降生まれの後期高齢者医療被保険者の場合、本人と同世帯の後期高齢者医療被保険者との賦課のもととなる所得の合計額が、210万円以下であれば1割となります。

※ 住民税課税所得が145万円以上で負担割合が3割と判定されても、収入額が以下の条件を満たすと、申請により1割になります。

- ・被保険者が1人の世帯 前年の収入が383万円未満、又は同一世帯の70歳以上75歳未満の人の前年の収入を合算して520万円未満
- ・被保険者が複数の世帯 前年の収入を合算して520万円未満

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律
 高齢者の医療の確保に関する法律施行令
 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則
 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
 港区後期高齢者医療に関する条例
 港区後期高齢者医療に関する条例施行規則

開始時期

平成20年4月

実績表

被保険者数

(単位：人)

年度	被保険者数 ※カッコ内は障害認定（再掲）	負担割合内訳	
		1割	3割
28	20,836 (90)	15,160	5,676
29	21,327 (81)	15,615	5,712
30	21,933 (89)	15,946	5,987
元	22,200 (84)	16,064	6,136
2	22,230 (88)	16,043	6,187

2 保険料

(1) 賦課

保険料は前年の所得に応じて各被保険者が負担します。

保険料額の決定は都広域連合が行い、月割計算や特別徴収と普通徴収の振分け、保険料通知の発送等は区が行います。

保険料（令和2・3年度）

- ・年間保険料：均等割額（44,100円）＋所得割額（賦課のもととなる所得金額×8.72%）
- ・賦課限度額：640,000円
- ・確定賦課日：7月1日

(2) 軽減措置と激変緩和措置

- ア 被保険者本人及び世帯主の前年の所得に応じ保険料の所得割額・均等割額が軽減されます。
- イ 後期高齢者医療制度の加入前日まで被用者保険の被扶養者だった人は、制度加入から2年を経過する月まで保険料が軽減されます。

(3) 減額・免除

- ア 災害や特別の事情により、著しくその生活が困難になり、保険料の納付ができなくなった場合、申請により減額又は免除します。ただし、一定の要件があります。
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が下がった世帯に対し保険料を減免します。ただし、一定の要件があります。

(4) 保険料の徴収

ア 保険料の納付方法

介護保険料と同様に、原則として年金からの天引き(特別徴収)になります。ただし、年金の年額が18万円未満の場合や後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の1/2を超える場合等は、納付書や口座振替で納めていただく普通徴収になります。また、特別徴収中止の申し出をした場合は、口座振替による普通徴収になります。

イ 納 期

毎月末日

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

港区後期高齢者医療に関する条例

実 績 表

保険料調定収納状況

年度	区分	調定額 (円)	収納額 (円)	還付未済額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収納率 (%)
28	現年分	3,055,429,100	3,002,926,100	3,448,900	0	52,503,000	98.28
	特別徴収	634,646,000	634,646,000	1,973,700	0	0	100.00
	普通徴収	2,420,783,100	2,368,280,100	1,475,200	0	52,503,000	97.83
	滞納繰越分	101,718,800	38,946,900	53,400	29,395,700	33,376,200	38.29
29	現年分	3,147,294,400	3,095,127,600	4,875,400	0	52,166,800	98.34
	特別徴収	671,773,700	671,773,700	2,341,500	0	0	100.00
	普通徴収	2,475,520,700	2,423,353,900	2,533,900	0	52,166,800	97.89
	滞納繰越分	85,912,800	27,665,700	44,900	24,319,800	33,927,300	32.20
30	現年分	3,302,522,900	3,246,447,700	4,426,300	0	56,075,200	98.30
	特別徴収	684,477,200	684,477,200	2,173,700	0	0	100.00
	普通徴収	2,618,045,700	2,561,970,500	2,252,600	0	56,075,200	97.86
	滞納繰越分	85,434,200	31,468,300	65,500	23,779,600	30,186,300	36.83
元	現年分	3,454,207,600	3,391,177,200	6,157,000	0	63,030,400	98.18
	特別徴収	713,086,000	713,086,000	3,944,800	0	0	100.00
	普通徴収	2,741,121,600	2,678,091,200	2,212,200	0	63,030,400	97.70
	滞納繰越分	86,343,500	27,779,900	300,900	23,115,500	35,448,100	32.17
2	現年分	3,541,623,100	3,491,177,700	4,319,100	0	50,445,400	98.58
	特別徴収	739,097,000	739,097,000	2,950,700	0	0	100.00
	普通徴収	2,802,526,100	2,752,080,700	1,368,400	0	50,445,400	98.20
	滞納繰越分	97,525,400	35,208,300	26,200	26,891,600	35,425,500	36.10

※ 収納額は還付未済額を除いた数値

保険料均等割額軽減の状況

各年度5月末現在(単位:人)

軽減区分	年度	28	29	30	元	2
9割/8割/7割軽減		3,835	4,140	4,208	4,226	4,177
8.5割/7.75割軽減		2,973	3,332	3,470	3,485	3,602
5割軽減		1,242	1,348	1,407	1,444	1,485
2割軽減		1,065	1,136	1,235	1,353	1,376
被用者保険の被扶養者		913	499	504	136	139

※ 被用者保険の被扶養者の軽減割合は、平成28年度までは9割軽減、平成29年度は7割軽減、平成30年度以降は5割軽減です。

※ 平成29年度以降は、被用者保険の被扶養者でも低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されるため、軽減割合の高い区分にカウントされています。

※ 9割軽減は、令和元年度は8割軽減、令和2年度は7割軽減に変更されました。

※ 8.5割軽減は、令和2年度は7.75割軽減に変更されました。

※ 令和元年度から被用者保険の被扶養者は、資格取得から2年間で均等割の軽減が終了します。

3 医療給付

内 容

被保険者が病気やけがをしたとき、病院や診療所などの保険医療機関等に「被保険者証」を提示し、一部負担金を支払うことで療養の給付が受けられます。

給付に関しては、都広域連合が行います。補装具や海外療養費等の現金給付についても、申請は区で受付け、後日都広域連合から支給されます。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則

(1) 特定疾病療養受療証

厚生労働大臣が指定する特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症）の場合、「特定疾病療養受療証」の交付を受けると1つの医療機関につき自己負担限度額（月額）が1万円になります。

(2) 限度額適用・標準負担額減額認定証

非課税世帯の被保険者は、申請すると入院の際に食事代の減額と保険適用の医療費の自己負担限度額が適用される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

一般病床に入院したときの標準負担額（一食あたりの食事代）

現役並み所得・一般		460円
低所得Ⅱ	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	210円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	160円
低所得Ⅰ		100円

※ 低所得Ⅱ・・・世帯の全員が住民税非課税である人のうち、低所得Ⅰに該当しない人。

※ 低所得Ⅰ・・・世帯の全員が住民税非課税であって、世帯の所得が一定基準以下の人及び老齢福祉年金受給者

(3) 限度額適用認定証

負担割合が3割の人の内、平成30年8月から同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の人は、申請すると保険適用の医療費の自己負担限度額が適用される「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。

実 績 表

特定疾病療養受療証の交付状況

(単位：件)

年度	28	29	30	元	2
交付件数	29	43	37	47	46

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付状況

(単位：件)

年度	28	29	30	元	2
交付件数	4,392	4,388	4,211	4,126	6,476

限度額適用認定証の交付状況 (単位：件)

年度	30	元	2
交付件数	340	493	588

4 高額療養費

内 容

1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請をして認められると、超えた分が払い戻されます。該当する場合には都広域連合から被保険者に申請書が送られます。

自己負担限度額

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000) × 1 % 年 4 回以上該当がある場合、4 回目以降 140,100 円	
現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (総医療費 - 558,000) × 1 % 年 4 回以上該当がある場合、4 回目以降 93,000 円	
現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (総医療費 - 267,000) × 1 % 年 4 回以上該当がある場合、4 回目以降 44,400 円	
一 般	18,000 円 (年間限度額 144,000 円)	57,600 円 年 4 回以上該当がある場合、4 回目以降 44,400 円
低 所 得 Ⅱ (住民税非課税世帯)	8,000 円	24,600 円
低 所 得 Ⅰ (住民税非課税世帯 で所得が一定以下)		15,000 円

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則

5 高額介護合算療養費

内 容

1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の世帯での合算額(高額療養費又は高額介護サービス費として支給された額を差し引いた額)が自己負担限度額を超えた場合、超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

自己負担限度額
令和元年度分（令和元年8月～令和2年7月）

所得区分	後期高齢者医療制度と介護保険 世帯単位の自己負担限度額（年額）
現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212 万円
現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上	141 万円
現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上	67 万円
一 般	56 万円
低所得Ⅱ （住民税非課税世帯）	31 万円
低所得Ⅰ （住民税非課税世帯 で所得が一定以下）	19 万円

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律
高齢者の医療の確保に関する法律施行令
東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則

6 葬祭費の支給

内 容

港区の後期高齢者医療制度に加入している人が死亡したとき、その人の葬儀を行った人に葬祭費及び葬祭給付金 7 万円を支給します。ただし、事由が発生した時から 2 年で時効となります。

根拠法令等

東京都後期高齢者医療広域連合と港区との間における葬祭費の事務委託に関する規約
港区後期高齢者医療被保険者に係る葬祭給付金支給要綱
港区後期高齢者医療葬祭費の支給事務に関する規則

開始時期

平成 20 年 4 月

実績表

葬祭費執行状況

年度	件数（件）	金額（万円）
28	903	6,321
29	935	6,545
30	966	6,762
元	1,018	7,126
2	1,067	7,469

7 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金

内 容

後期高齢者医療制度に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染を疑われ、療養のため労務に服することができない人に対し傷病手当金を支給します。適用期間は、令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日の間で療養のため労務に服することができない期間となります。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

8 保健事業

(1) 無料健康相談

内 容

被保険者の健康保持と健康管理のため、区内医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て健康相談を実施しています。

期間 6月1日～6月30日、11月1日～12月31日

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、6月は中止しました。

根拠法令等

港区国民健康保険及び後期高齢者医療制度無料健康相談実施要領

開始時期

昭和60年度

実績表

相談件数

(単位：件)

区分 年度	内科	歯科	薬局	計
28	113	370	245	728
29	104	440	269	813
30	107	417	306	830
元	109	459	247	815
2	41	224	138	403

(2) 基本健診

内 容

生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とし、被保険者の健康管理に役立てるため、港区医師会に委託し、基本健診を実施しています。

ア 対象者

後期高齢者医療制度加入者

イ 実施期間

7月1日～11月30日

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施期間を8月1日～11月30日までに変更しました。

ウ 実施場所

港区医師会所属の健康診査実施医療機関

エ 実施方法

「基本健康診査受診券」「質問票(65歳以上75歳未満で一定の障害のある人のみ)」「生活機能評価受診票(要介護・要支援認定ありの人以外)」「港区健康診査・がん検診のご案内」を他の受診券とともに上記アの対象者に郵送します。対象者は、健康診査実施医療機関に電話等で健診日を予約し、同封の書類の外に「後期高齢者医療被保険者証」を持参のうえ受診します。

オ 検査項目

◆基本的な健診(必須項目)・・・全員に行います。

問診 血中脂質検査 血糖検査 肝機能検査 尿検査、身体測定、血圧測定

◆詳細な健診・・・医師が必要とした人に行います。

貧血検査 心電図検査 眼底検査

カ 結果の説明

健診結果は、受診医療機関が受診者に説明します。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律
東京都後期高齢者医療広域連合健診事業実施要綱
東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

開始時期

平成20年7月1日

実績表

基本健診受診状況

年度	(A) 被保険者総数 (人)	(B) 受診者数 (人)	(B/A) 受診率 (%)
28	20,836	8,464	40.62
29	21,327	8,684	40.72
30	21,933	8,715	39.73
元	22,200	8,939	40.27
2	22,230	8,071	36.31

(3) 保養施設

内容

被保険者の健康保持・増進と保養を目的として、保養施設を開設しています。

開始時期

夏季保養施設 昭和55年7月
秋季宿泊施設 平成21年8月
日帰り海の家 平成元年7月（平成30年3月廃止）

実績表

保養施設等の事業状況

(単位 件数：件，延人数：人)

区分	宿泊施設（夏季）				宿泊施設（秋季）		日帰り海の家		
所在地	静岡県 伊豆長岡		神奈川県 湯河原町		静岡県 伊東市		神奈川県 三浦海岸		
施設	（※1）ホテル天坊 5人×2部屋		（※2）おんやど恵 5人×2部屋		（※3）青山やまと 4人×1部屋		海の家「人見」		
開設期間	令和2年10月1日～ 11月9日（40日間）（※4）				令和2年10月1日～ 11月30日（61日間）（※4）		平成30年3月廃止		
利用実績	年度	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数
	28	32	97	35	114	101	209	10	26
	29	41	118	39	119	108	225	12	59
	30	44	121	40	119	105	212	-	-
	元	37	99	44	126	109	192	-	-
2	38	95	49	131	86	150	-	-	
利用料金	大人（1泊2食） サービス料・消費税込み 7,150円（※5） 小人料金等あり				被保険者（1泊2食） サービス料・消費税込み 5,060円（※5） 付添人、小人料金等あり		無料 （利用券）		

（※1）平成30年度及び令和元年度に、施設が変更となっています。平成28年度から平成29年度までの利用実績は、宿泊施設「和銅鉱泉ゆの宿和どう（埼玉県秩父市）」、平成30年度の利用実績は、宿泊施設「松泉閣花月（新潟県湯沢町）」のものであります。

（※2）平成30年度から、施設が変更となっています。平成28年度から平成29年度までの利用実績は、宿泊施設「伊東ホテル聚楽（静岡県伊東市）」のものであります。

（※3）令和元年度から、施設が変更となっています。平成28年度から平成30年度までの利用実績は、宿泊施設「ホテルはつはな（神奈川県箱根湯本）」のものであります。

（※4）令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開設期間を変更しました。

（※5）令和2年度から、利用料金を変更しました。

9 趣旨普及

概 要

将来にわたって安定的で持続可能な医療制度の実現、被保険者・若年者等の理解と信頼を基礎とした円滑な後期高齢者医療制度の運営、高齢者の生活の質の維持・向上を図るため、趣旨の普及に取り組みます。

被保険者の健康維持増進を支援するために、「長寿だより」を毎年6月に発行しています。

実 績 表

発送件数 (単位：件)

年度	区分	発送件数
28		20,175
29		20,939
30		21,155
元		21,651
2		22,152

老人性白内障の手術に係る特殊眼鏡等費用の助成	所管課	各総合支所区民課 国保年金課					
<p>概要</p> <p>老人性白内障のため水晶体摘出手術後、眼内レンズを挿入していない人で、特殊眼鏡等を必要とする人に、その費用の一部を助成します。</p> <p>内容</p> <p>(1) 対象要件 国民健康保険、社会保険又は後期高齢者医療制度に加入している人で、手術の日から引き続き区内に住所がある人</p> <p>(2) 助成内容 手術後に使用する特殊眼鏡1個又はコンタクトレンズ1眼につき1枚の購入代金が助成対象となります。</p> <p>(3) 助成限度額</p> <table border="1" data-bbox="260 913 1067 1052"> <tr> <td>特殊眼鏡</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>コンタクトレンズ(レンズ1枚につき)</td> <td>25,000円</td> </tr> </table> <p>根拠法令等 港区老人性白内障特殊眼鏡等費用助成事業実施要綱</p> <p>開始時期 平成4年4月</p> <p>実績 平成17年度から実績なし</p>				特殊眼鏡	40,000円	コンタクトレンズ(レンズ1枚につき)	25,000円
特殊眼鏡	40,000円						
コンタクトレンズ(レンズ1枚につき)	25,000円						
補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 ー	都負担 1/2	区負担 1/2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金		

心身障害者医療費の助成（障制度）	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

心身障害者の保健向上と福祉の増進を図ることを目的として、東京都が実施する制度です。申請書受理、受給者証交付、医療費の支払事務については、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき港区が行っています。

内容

(1) 対象要件

次の全ての要件に該当する人が対象となります。

- ① 港区内に住所がある人
- ② 身体障害者手帳1・2級の人若しくは3級の内部障害（心臓・じん蔵・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）の人、愛の手帳1・2度の人、又は精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ③ 国民健康保険、社会保険又は後期高齢者医療制度に加入している人
- ④ 年齢が65歳未満の人（ただし、65歳以上の人で、平成12年8月31日現在、障受給者証を持っていた人等は対象になります。）
- ⑤ 前年の所得が東京都で定める基準額以下の人

障医療費助成対象者所得基準額表（令和2年9月1日現在）

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人所得（千円）	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504

※ 20歳未満の人は、その人の加入する保険の世帯主等の所得（ただし、本人が世帯主等の場合は本人所得）

(2) 助成対象期間

9月1日から翌年の8月31日まで（毎年9月1日に更新）

(3) 診察を受けるとき

保険医療機関等で診察を受けるときは、「健康保険証」と「障受給者証」を一緒に提示し一部負担金を支払います。住民税非課税の人は入院時の食事代（標準負担額）のみ支払います。

① 一部負担金（住民税が課税されている人のみ）

原則、定率1割負担となっています。ただし、1か月に支払う自己負担の上限が定められています。医療機関で1か月の自己負担限度額を超えて支払った場合には、高額医療費として差額を支給します。

(令和3年4月1日現在)

	一部負担金	1か月の自己負担限度額	
		外来	入院
住民税課税者	1割	18,000円 (年間上限額144,000円)	57,600円 (年4回目以降44,400円)
住民税非課税者	負担なし	—	—

※ ①制度を取り扱っていない保険医療機関等で診察を受けたときは、いったん健康保険の自己負担分を支払い、区へ償還払いの手続をします。

② 標準負担額（入院時の食事代）

1食につき460円

住民税非課税世帯に属する人は、加入している健康保険に申請することにより減額認定を受けることができます。

根拠法令等

心身障害者の医療費の助成に関する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

開始時期

昭和49年7月1日

実績表

対象者数

(単位：人)

年度	28	29	30	元	2
加入医療保険					
後期高齢者医療制度加入者	197	182	184	180	173
国民健康保険加入者	700	699	711	705	678
上記以外の健康保険加入者	376	381	417	416	427
合計	1,273	1,262	1,312	1,301	1,278

償還払い

年度	28	29	30	元	2
区分					
助成件数（件）	993	1,192	1,416	1,605	1,417
支払金額（千円）	6,722	7,502	10,317	11,589	9,736

国民年金	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項（社会福祉・社会保障の向上・増進）の理念に基づき、老齢、障害、死亡によって生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上を図ることを目的として、昭和 36 年に発足しました。

国民年金は当初、厚生年金や共済組合等に加入していない自営業者等を対象としていましたが昭和 61 年 4 月の改正により、基礎年金のかたちで全ての人に拡大されて、被用者年金の被保険者及びその配偶者も国民年金の被保険者となりました。

さらに平成 3 年 4 月の改正により、20 歳以上の学生も国民年金への加入が義務づけられて、現在に至っています。

国民年金は老齢・障害になったときや、死亡したときに全ての人に共通する基礎的な年金給付として「基礎年金」の支給を行います。この他、国民年金独自の給付として、「付加年金」、「寡婦年金」等があります。

また、国民年金制度発足時すでに高齢に達していて、年金を受ける条件に該当しなかった人が受ける老齢福祉年金があり、平成 17 年 4 月から、特別障害給付金の制度が施行されました。

内容

1 国民年金の被保険者

国民年金の被保険者資格の取得、喪失、種別変更等は、各被保険者が自主的に届出を行うのが原則ですが、必要に応じて日本年金機構が文書等による勧奨事務を行っています。

（被保険者の種別）

- (1) 第 1 号被保険者 日本国内に住んでいる自営業者や学生等で、20 歳以上 60 歳未満の人（社会保障協定に基づき相手国から発行された適用証明書を提示した人、医療滞在ビザや観光保養を目的とするロングステイビザの外国人を除く。）
- (2) 第 2 号被保険者 会社員や公務員などの厚生年金加入者（65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有する人を除く。）
- (3) 第 3 号被保険者 第 2 号被保険者の被扶養配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の人（原則として日本国内に住所を有するもの）
- (4) 任意加入被保険者
 - ① 海外に住んでいる日本人で、20 歳以上 65 歳未満の人
 - ② 日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の人
 - ③ 昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の日本国内に住んでいる人

被保険者数の推移

(単位：人)

年 度	28	29	30	元	2
第1号被保険者	39,468	39,003	38,294	38,497	38,043
任意加入被保険者	1,025	982	979	965	960
合計	40,493	39,985	39,273	39,462	39,003

※ 第3号被保険者は、配偶者の勤務先を通じて年金事務所への届出のため数値なし。

2 保険料

第1号被保険者と任意加入被保険者は、個人が保険料を納付し、第3号被保険者については、厚生年金が拠出金として負担しています。

- (1) 保 険 料 年金の保険料は定額制となっています。
月額 16,540 円（令和2年度）
月額 16,610 円（令和3年度）
 - (2) 納付方法 原則として毎月納付ですが、割引のある前納制度もあります。
納付方法は、納付書で金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアなどで払い込む方法と、金融機関・ゆうちょ銀行の口座振替・クレジットカード払い・電子納付があります。
 - (3) 時 効 保険料は、納期限から2年を過ぎると時効により納付できなくなります。
 - (4) 免除制度 所得が少なく、保険料を納めるのが困難な人に、保険料の免除制度があります。
法定免除…公的年金制度による障害年金受給者、生活保護法による生活扶助受給者等は、届出により免除されます。
申請免除…経済的事情などで納付が困難なとき、本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の場合、申請をして承認を受けると保険料の全額・3/4・半額・1/4が免除されます。
 - (5) 学生納付特例 学生で、本人の所得が一定以下の場合、申請により納付が猶予されます。
 - (6) 納付猶予 50歳未満の人については、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定以下の場合、申請により納付が猶予されます。
 - (7) 産前産後期間免除制度 出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間）、所得にかかわらず届出により免除されます。
- ※ (4)、(5)、(6)の制度が承認された期間の保険料は、後から納付（追納）することによって、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。追納できるのは、追納が承認された月の前10年以内の期間に限られます。

保険料及び免除承認者数の推移

年 度		28	29	30	元	2
定額保険料 月額（円）		16,260	16,490	16,340	16,410	16,540
付加保険料 月額（円）		400	400	400	400	400
免除	法定免除（人）	1,174	1,155	1,133	1,112	1,148
	一般免除 学生納付特例（人）	7,956	7,912	8,143	8,317	10,073
免除率（％）		23.1	23.2	24.2	24.5	29.5
産前産後免除（人）					66	39
産前産後免除率（％）					0.2	0.1

3 給付の種類と金額

（令和3年4月1日現在）

年金の種類	受給要件	年金額
老齢基礎年金	保険料を納めた期間、免除された期間、厚生年金や共済組合の加入期間などを合算して10年以上ある人が65歳から受給できる。	満額780,900円（令和3年度） $\text{保険料を納めた月数} + (\text{保険料全額免除月数} \times 1/2) + (4\text{分の}3\text{免除月数} \times 5/8) + (\text{半額免除月数} \times 3/4) + (4\text{分の}1\text{免除月数} \times 7/8)$ 480月 （昭和16年4月1日以前生まれは300～468月） ※上記は平成21年4月1日から国庫負担割合が2分の1に引き上げられた計算式です。
障害基礎年金	国民年金の加入者が病気やけがで障害者になったとき受給できる。また、20歳前の病気やけがで障害者となった人も20歳になると受給できる。	1級 976,125円 2級 780,900円 18歳未満（18歳の誕生日後の3月31日までを含む。）の子がいるときは加算額あり。2人目までは、各224,700円、3人目以降は、各74,900円を加算
遺族基礎年金	国民年金の加入者又は老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が亡くなったとき、18歳（18歳の誕生日後の3月31日までを含む。）未満の子と生活している配偶者が受給できる。	1,005,600円 子が2人以上いるときは、2人目から子の加算額を加える。2人目の子は224,700円、3人目以降は、1人につき74,900円を加算
	国民年金の加入者又は老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある父や母が亡くなり、18歳（18歳の誕生日後の3月31日までを含む。）未満の子だけが残されたとき受給できる。	780,900円 子が2人以上いるときは、2人目から子の加算額を加える。2人目の子は224,700円、3人目以降は、1人につき74,900円を加算

特別障害給付金：平成3年3月以前の学生、昭和61年3月以前の被用者年金加入の配偶者で国民年金任意加入対象であり、任意加入していなかった人のうち、当該期間内に初診日があり、現在、障害年金1、2級相当の障害に該当する場合、1級：52,450円、2級：41,960円（月額）が支給される。

年金生活者支援給付金（令和元年10月施行）：公的年金等の収入や所得が一定基準以下の対象者に年金とは別に支給される。老齢、補足的な老齢、障害、遺族の4つの種類がある。対象者は、65歳以上で住民税非課税世帯の老齢基礎年金受給者、障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者。給付額は次のとおり種類により異なる。①老齢年金生活者支援給付金及び②補足的な老齢年金生活者支援給付金：5,030円（月額）を基準に保険料を納付した期間等により異なる。③障害年金生活者支援給付金：障害等級1級6,288円（月額）、2級5,030円（月額）、④遺族年金生活者支援給付金：5,030円（月額）

国民年金の独自給付

年金の種類	受給要件	年金額
付加年金	付加保険料（月 400 円）を納めた人が老齢基礎年金と合わせて受給できる。	200 円×付加保険料を納めた月数
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格期間のある夫（婚姻期間が10年以上）が亡くなったとき、妻が 60 歳から 65 歳になるまでの間受給できる。	夫が受けられた老齢基礎年金の 3/4
死亡一時金	保険料を 36 月以上納めた人が年金を受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受給できる。	第 1 号被保険者として保険料を納めた期間に応じ 120,000 円～ 320,000 円 付加保険料を 36 月以上納めていたときは、8,500 円が加算されます。

各年度末現在受給者数

(単位：人)

区分 年度	老年	通算老齢	障害	母子	遺児	寡婦	基礎年金			合計
							老齢	障害	遺族	
28	1,353	925	44	0	0	13	36,349	1,900	242	40,826
29	1,217	819	41	0	0	12	37,783	1,953	259	42,084
30	1,098	703	37	0	0	16	38,230	2,033	254	42,371
元	1,084	597	33	0	0	17	38,754	2,084	268	42,837
2	882	493	32	0	0	16	39,038	2,151	289	42,901

※ 寡婦・基礎年金以外はいずれも旧国民年金法による給付

老齢福祉年金

年金の種類	受給要件	年金額
老齢福祉年金	明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人などが 70 歳に達したとき。 (老齢年金を受けている人は該当しない。)	年 額 400,100 円 年 額 (所得制限による一部停止のとき) 313,500 円

老齢福祉年金受給者数

(単位：人)

区分 年度	全額支給	一部支給	全額支給停止	合計
28	0	0	10	10
29	0	0	6	6
30	0	0	6	6
元	0	0	6	6
2	0	0	6	6

根拠法令等

国民年金法

年金生活者支援給付金の支給に関する法律

令和3年度に開始する新規事業

介護ロボット等導入支援事業	所管課	— 介護保険課			
<p>目 的</p> <p>介護サービスを必要とする人が増加する中で、区内の介護事業所等では人手不足が課題になっています。他方、業務改善に資するような I C T や介護ロボット等の開発が進められており、こうした技術の導入により介護業務環境を改善するため、介護ロボット等の導入を支援します。</p> <p>事業内容</p> <p>地域の高齢者を支える介護人材の確保・定着化に向けた介護事業所における業務の負担軽減及び効率化を図るため、介護ロボット等の I C T 導入の実証実験を実施します。</p> <p>開始時期</p> <p>令和3年4月</p>					
補助金等 有 ・ ④無				備 考	

障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の 指定・変更・更新・廃止	所管課	— 障害者福祉課			
<p>目 的</p> <p>障害児を通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行うことを目的とする事業者の指定、変更、更新及び廃止のほか、障害児を入所させ、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設の指定、変更、更新及び廃止を行います。</p> <p>事業内容</p> <p>障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の指定、変更、更新及び廃止等を行います。</p> <p>根拠法令等</p> <p>児童福祉法 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 港区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則 港区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する要綱</p> <p>開始時期</p> <p>令和3年4月1日</p>					
補助金等 有 ・ ④無				備 考	

障害児入所支援		所管課	児童相談所 障害者福祉課	
<p>目 的</p> <p>児童福祉法に基づき、施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与又は治療を行います。</p> <p>事業内容</p> <p>障害児の心身の状況や家庭の状況等を勘案して、入所による支援や医学的治療を行います。</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設 (2) 医療型障害児入所施設</p> <p>根拠法令等</p> <p>児童福祉法 港区児童福祉法施行細則</p> <p>開始時期</p> <p>令和3年4月1日</p>				
補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 -	区負担 1 / 2	補助金名等 障害児入所給付費等国庫負担金 障害児入所医療費等国庫負担金

糖尿病等重症化予防事業		所管課	— 国保年金課		
<p>目 的</p> <p>国民健康保険被保険者（40歳から75歳未満）に関する糖尿病等重症化予防事業を実施します。</p> <p>内 容</p> <p>早期の段階で糖尿病性腎症を発見し、治療等につなげていくことで、人工透析への移行を防止し、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸と医療費の抑制につなげます。</p> <p>根拠法令等</p> <p>糖尿病性腎症重症化予防プログラム（国） 東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラム</p> <p>開始時期</p> <p>令和3年7月</p>					
補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 1 / 3	都負担割合 1 / 3	区負担割合 1 / 3	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金

他部署に移管した事業

高齢者世帯等防災用品あっせん事業 (高齢者・障害者)	所管課	—
		防災課(高齢者支援課・障害者福祉課・子ども家庭課)

本事業は、平成30年11月から防災危機管理室防災課で行っています。

目 的

ひとり暮らしの高齢者、ひとり暮らしの重度障害者、妊産婦等を対象に、防災用品の購入をあっせんすることにより、災害時に支援を必要とする高齢者世帯等の生活の安全を確保し、もって福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 内 容

防災用品を自身で準備することが困難なひとり暮らしの高齢者、ひとり暮らしの重度障害者、妊産婦等に防災用品の購入をあっせんします。

(2) 対 象 者

区内に住所を有する在宅の人であって、次の①～④のいずれかに該当する人

① 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の人

② 65歳未満で次のアからウのいずれかに該当するひとり暮らしの人又はアからウに該当する人のみで構成される世帯の人

ア 身体障害者手帳1～3級を有する人

イ 愛の手帳1・2度を有する人

ウ 精神障害者保健福祉手帳1級を有する人

③ 母子健康手帳を発行された妊婦又は出産した月から1年後の月の前月末日までの産婦

④ 高齢者、②アからウまでに掲げる人及び③に掲げる人のみの世帯の人

(3) あっせんの回数

1世帯につき1回限り

根拠法令等

港区高齢者世帯等防災用品あっせん事業実施要綱

開始時期

平成24年9月

実績表

申請者数

(単位:人)

区分 \ 年度	28	29	30
高齢者	238	145	23(7)
障害者	5	0	1(1)
妊産婦	17	14	21(14)

※平成30年度の()内は、10月末まで(高齢者支援課・障害者福祉課・子ども家庭課)の受付数で内数。

家具転倒防止器具等取付支援事業 (高齢者・障害者)	所管課	各総合支所協働推進課
		防災課 (高齢者支援課・障害者福祉課)

本事業は、平成30年度から防災危機管理室防災課及び各総合支所協働推進課で行っています。

目 的

高齢者、障害者等世帯に対し、家具転倒防止器具等の取付支援を行うことにより、震災時の安全を確保します。

事業内容

(1) 内 容

高齢者、障害者等世帯に対し、区から交付を受けた家具転倒防止器具等の取付けを行います。

(2) 対象世帯

区内に住所を有し自力で器具等を取り付けることが困難な次の①～⑥のいずれかに該当する世帯

- ① 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯
- ② 要介護3以上の人を含む世帯
- ③ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人を含む世帯
- ④ 東京都難病医療費助成を受けている人を含む世帯
- ⑤ 母子健康手帳を交付された妊婦又は出産した月から1年後の月の前月末日までの産婦を含む世帯
- ⑥ 母子又は父子のひとり親家庭

根拠法令等

港区家具転倒防止対策等促進事業実施要綱

港区家具転倒防止器具等取付支援事業実施要綱(平成30年3月31日廃止)

開始時期

平成18年4月1日

実績表

取付件数 (単位:件)

区分	年度	
	28	29
高齢者世帯	71	53
障害者等世帯	12	12

参 考 資 料

- 1 港区の人口
- 2 港区の高齢者の状況

1 港区の人口

年齢別・総合支所別人口表

令和3年1月1日現在（単位：人）

区分	年 齢	港区全体				芝地区				麻布地区			
		男	女	総 数	割 合	男	女	総 数	割 合	男	女	総 数	割 合
年少人口	0～4歳	7,004	6,710	13,714	5.29%	1,007	1,020	2,027	4.89%	1,541	1,496	3,037	4.97%
	5～9歳	6,343	6,159	12,502	4.83%	721	754	1,475	3.56%	1,617	1,501	3,118	5.11%
	10～14歳	5,015	4,705	9,720	3.75%	541	505	1,046	2.52%	1,242	1,127	2,369	3.88%
	計(0～14歳)	18,362	17,574	35,936	13.87%	2,269	2,279	4,548	10.96%	4,400	4,124	8,524	13.96%
生産年齢人口	15～19歳	3,759	3,664	7,423	2.87%	485	431	916	2.21%	883	830	1,713	2.81%
	20～24歳	4,968	5,147	10,115	3.90%	840	1,029	1,869	4.51%	1,215	1,244	2,459	4.03%
	25～29歳	8,315	8,546	16,861	6.51%	1,844	1,872	3,716	8.96%	2,233	2,095	4,328	7.09%
	30～34歳	9,511	10,914	20,425	7.89%	1,935	2,139	4,074	9.82%	2,373	2,610	4,983	8.16%
	35～39歳	10,937	12,625	23,562	9.10%	1,986	2,123	4,109	9.90%	2,717	3,136	5,853	9.59%
	40～44歳	11,654	12,974	24,628	9.51%	1,840	1,916	3,756	9.05%	2,864	3,270	6,134	10.05%
	45～49歳	11,805	13,353	25,158	9.71%	1,799	1,841	3,640	8.77%	2,757	3,283	6,040	9.89%
	50～54歳	10,446	11,152	21,598	8.34%	1,524	1,541	3,065	7.39%	2,387	2,607	4,994	8.18%
	55～59歳	8,422	8,671	17,093	6.60%	1,277	1,326	2,603	6.27%	1,884	1,962	3,846	6.30%
	60～64歳	5,905	6,146	12,051	4.65%	960	916	1,876	4.52%	1,308	1,345	2,653	4.35%
	計(15～64歳)	85,722	93,192	178,914	69.07%	14,490	15,134	29,624	71.41%	20,621	22,382	43,003	70.43%
老年人口	65～69歳	4,561	5,293	9,854	3.80%	739	808	1,547	3.73%	1,003	1,138	2,141	3.51%
	70～74歳	5,249	6,479	11,728	4.53%	885	1,069	1,954	4.71%	1,135	1,427	2,562	4.20%
	75～79歳	3,468	4,879	8,347	3.22%	617	819	1,436	3.46%	738	1,044	1,782	2.92%
	80～84歳	2,430	4,007	6,437	2.48%	428	676	1,104	2.66%	529	803	1,332	2.18%
	85～89歳	1,551	3,112	4,663	1.80%	263	547	810	1.95%	327	621	948	1.55%
	90～94歳	617	1,648	2,265	0.87%	97	226	323	0.78%	132	394	526	0.86%
	95～99歳	133	639	772	0.30%	23	99	122	0.29%	34	171	205	0.34%
	100歳以上	18	102	120	0.05%	1	16	17	0.04%	5	28	33	0.05%
計(65歳～)	18,027	26,159	44,186	17.06%	3,053	4,260	7,313	17.63%	3,903	5,626	9,529	15.61%	
合 計	122,111	136,925	259,036	100.00%	19,812	21,673	41,485	100.00%	28,924	32,132	61,056	100.00%	

区分	年 齢	赤坂地区				高輪地区				芝浦港南地区			
		男	女	総 数	割 合	男	女	総 数	割 合	男	女	総 数	割 合
年少人口	0～4歳	950	861	1,811	4.81%	1,585	1,525	3,110	5.05%	1,921	1,808	3,729	6.52%
	5～9歳	837	853	1,690	4.49%	1,440	1,419	2,859	4.64%	1,728	1,632	3,360	5.87%
	10～14歳	640	635	1,275	3.39%	1,238	1,228	2,466	4.00%	1,354	1,210	2,564	4.48%
	計(0～14歳)	2,427	2,349	4,776	12.68%	4,263	4,172	8,435	13.68%	5,003	4,650	9,653	16.88%
生産年齢人口	15～19歳	543	522	1,065	2.83%	900	936	1,836	2.98%	948	945	1,893	3.31%
	20～24歳	714	676	1,390	3.69%	1,207	1,226	2,433	3.95%	992	972	1,964	3.43%
	25～29歳	1,085	1,084	2,169	5.76%	1,625	1,912	3,537	5.74%	1,528	1,583	3,111	5.44%
	30～34歳	1,339	1,420	2,759	7.33%	1,885	2,354	4,239	6.88%	1,979	2,391	4,370	7.64%
	35～39歳	1,460	1,620	3,080	8.18%	2,220	2,879	5,099	8.27%	2,554	2,867	5,421	9.48%
	40～44歳	1,625	1,746	3,371	8.95%	2,513	3,152	5,665	9.19%	2,812	2,890	5,702	9.97%
	45～49歳	1,658	1,826	3,484	9.25%	2,532	3,240	5,772	9.36%	3,059	3,163	6,222	10.88%
	50～54歳	1,550	1,567	3,117	8.28%	2,282	2,944	5,226	8.48%	2,703	2,493	5,196	9.08%
	55～59歳	1,313	1,384	2,697	7.16%	1,896	2,210	4,106	6.66%	2,052	1,789	3,841	6.71%
	60～64歳	980	1,075	2,055	5.46%	1,432	1,677	3,109	5.04%	1,225	1,133	2,358	4.12%
	計(15～64歳)	12,267	12,920	25,187	66.89%	18,492	22,530	41,022	66.55%	19,852	20,226	40,078	70.07%
老年人口	65～69歳	747	913	1,660	4.41%	1,209	1,468	2,677	4.34%	863	966	1,829	3.20%
	70～74歳	859	1,110	1,969	5.23%	1,431	1,801	3,232	5.24%	939	1,072	2,011	3.52%
	75～79歳	607	847	1,454	3.86%	940	1,331	2,271	3.68%	566	838	1,404	2.45%
	80～84歳	388	719	1,107	2.94%	670	1,122	1,792	2.91%	415	687	1,102	1.93%
	85～89歳	295	589	884	2.35%	428	864	1,292	2.10%	238	491	729	1.27%
	90～94歳	119	321	440	1.17%	176	486	662	1.07%	93	221	314	0.55%
	95～99歳	24	127	151	0.40%	36	188	224	0.36%	16	54	70	0.12%
	100歳以上	4	20	24	0.06%	6	29	35	0.06%	2	9	11	0.02%
計(65歳～)	3,043	4,646	7,689	20.42%	4,896	7,289	12,185	19.77%	3,132	4,338	7,470	13.06%	
合 計	17,737	19,915	37,652	100.00%	27,651	33,991	61,642	100.00%	27,987	29,214	57,201	100.00%	

(港区住民基本台帳より)

2 港区の高齢者の状況

(1) 港区の人口と 65 歳以上人口

令和3年1月1日現在（単位：人）

人口の区分		総数	内訳			
			男	女		
港区		259,036	122,111	136,925		
65歳以上		44,186	18,027	26,159		
内訳	65～74歳	21,582	9,810	11,772		
	75歳以上	22,604	8,217	14,387		
地区別内訳	芝	芝地区	41,485	19,812	21,673	
		65歳以上	7,313	3,053	4,260	
		内訳	65～74歳	3,501	1,624	1,877
			75歳以上	3,812	1,429	2,383
	麻布	麻布地区	61,056	28,924	32,132	
		65歳以上	9,529	3,903	5,626	
		内訳	65～74歳	4,703	2,138	2,565
			75歳以上	4,826	1,765	3,061
	赤坂	赤坂地区	37,652	17,737	19,915	
		65歳以上	7,689	3,043	4,646	
		内訳	65～74歳	3,629	1,606	2,023
			75歳以上	4,060	1,437	2,623
	高輪	高輪地区	61,642	27,651	33,991	
		65歳以上	12,185	4,896	7,289	
		内訳	65～74歳	5,909	2,640	3,269
			75歳以上	6,276	2,256	4,020
芝浦港南	芝浦港南地区	57,201	27,987	29,214		
	65歳以上	7,470	3,132	4,338		
	内訳	65～74歳	3,840	1,802	2,038	
		75歳以上	3,630	1,330	2,300	

※ 高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合） 17.06%

（港区住民基本台帳より）

(2) 人口推移

毎年度1月1日現在(単位:人)

年度	28	29	30	元	2	
港区	249,242	253,639	257,426	260,379	259,036	
65歳以上 (高齢化率)	43,155 (17.31%)	43,622 (17.20%)	43,784 (17.01%)	44,051 (16.92%)	44,186 (17.06%)	
内 訳	65~74歳 (前期高齢者割合)	22,227 (8.92%)	22,040 (8.69%)	21,710 (8.43%)	21,577 (8.29%)	21,582 (8.33%)
	75歳以上 (後期高齢者割合)	20,928 (8.40%)	21,582 (8.51%)	22,074 (8.57%)	22,474 (8.63%)	22,604 (8.73%)

(港区住民基本台帳より)

(3) 要介護(要支援)認定者数の推移

毎年度末日現在(単位:人)

年度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
28	1,403	1,049	1,663	1,490	1,185	1,097	950	8,837
29	1,569	1,078	1,678	1,556	1,212	1,092	962	9,147
30	1,640	1,070	1,699	1,556	1,232	1,115	959	9,271
元	1,624	1,009	1,725	1,574	1,265	1,107	960	9,264
2	1,622	977	1,715	1,585	1,324	1,184	972	9,379

(4) 要介護(要支援)認定者数(総合支所別)

令和2年度末日現在(単位:人)

総合支所	比率	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
芝	16.4%	286	182	302	257	199	167	147	1,540
麻布	20.3%	331	189	350	282	276	253	220	1,901
赤坂	16.1%	245	153	249	281	212	207	161	1,508
高輪	26.8%	454	285	452	427	342	303	247	2,510
芝浦港南	14.9%	268	128	270	232	200	160	142	1,400
その他	5.5%	38	40	92	106	95	94	55	520
合計	100.0%	1,622	977	1,715	1,585	1,324	1,184	972	9,379

※その他…住所地特例者など

(5) 年齢別認定者状況

毎年度末日現在

年度	40歳以上65歳未満			65歳以上			総人口 (人)	認定者数 (人)	比率 (%)
	総数 (人)	認定者数 (第2号被保険者) (人)	比率 (%)	総数(第1号 被保険者)※ (人)	認定者数 (人)	比率 (%)			
28	92,778	192	0.2	43,858	8,645	19.7	251,015	8,837	3.5
29	95,329	188	0.2	44,276	8,959	20.2	255,320	9,147	3.6
30	97,874	182	0.2	44,534	9,089	20.4	258,696	9,271	3.6
元	100,285	177	0.2	44,819	9,087	20.3	261,923	9,264	3.5
2	100,511	191	0.2	44,866	9,188	20.5	258,821	9,379	3.6

※ 第1号被保険者の総数及び認定者数は、外国人及び住所地特例者の数を含む。

※ 総人口及び40歳以上65歳未満の総数は翌年度4月1日現在の数値です。

(6) ひとり暮らし高齢者数(実態調査)

令和3年2月1日現在(単位:人)

地区	区分	総数	内訳	
			男	女
芝		1,477	414	1,063
麻布		1,594	403	1,191
赤坂		1,506	351	1,155
高輪		2,309	542	1,767
芝浦港南		1,697	500	1,197
合計		8,583	2,210	6,373

※ ひとり暮らし高齢者…港区住民基本台帳上の65歳以上の単身世帯を対象に、民生委員・児童委員等が実態調査した単身居住者

事業名（五十音順）索引

あ

愛の手帳（知的障害者）	200
アクティブシニア就業支援センター運営助成 （無料職業紹介所「みなと＊しごと55」）	51

い

いきいきプラザ・ 児童高齢者交流プラザ（あいぶら）	62
いちよう学級	256
一般介護予防事業 （みんなの教室・みんなでトレーニング）	80
移動支援	275
医療機関連携型認知症介護者支援事業 （みんなとオレンジカフェ）	84
医療費適正化	393

え

NHK放送受信料減免対象世帯の証明	283
-------------------	-----

か

介護給付	260
介護給付適正化	184
介護給付・予防給付	165
介護事業所家賃助成	189
介護人材育成支援事業	182
介護認定審査会	164
介護保険	155
介護保険サービス第三者評価支援事業	178
介護保険サービスの苦情・相談	186
介護保険サービス利用者負担額助成事業	193
介護保険事業者支援事業	179
介護保険のあゆみ	157
介護保険ホームヘルプサービス等 利用者負担金助成事業	173
介護保険料	159
介護マークの普及	100
介護予防・生活支援サービス事業 （通所型サービス）	78
介護予防・生活支援サービス事業 （訪問型サービス）	76
介護予防総合センター（ラクっちゃ）	73
介護予防プロジェクト	89
介護予防リーダー養成講座	87
介護ロボット等導入支援事業	415
学習支援事業	343

学習ボランティア養成事業	344
家具転倒防止器具等取付支援事業 （高齢者・障害者）	422
簡易陰圧装置等設置経費支援事業	190

き

機能訓練（区単独事業）	303
旧措置入所者の特定負担限度額認定 利用者負担額減額・免除認定	171
共同住宅バリアフリー化支援事業	116
緊急移送サービス利用助成事業（高齢者）	135
緊急移送サービス利用助成事業（障害者）	237

く

訓練等給付	261
-------	-----

け

ケアハウス港南の郷	113
献血事業	47
原爆被爆者の援護	222

こ

高額医療合算介護（介護予防）サービス費	170
高額介護（介護予防）サービス費	169
後期高齢者医療制度（長寿医療制度）	396
高次脳機能障害理解促進事業	249
公衆浴場確保事業	49
行旅死亡人、行旅病人及び発掘人骨の処理	340
高齢者エアコン購入費助成事業	146
高齢者会食サービス	69
高齢者火災安全システム	133
高齢者家事援助サービス事業	127
高齢者紙おむつ給付及びおむつ代の助成	131
高齢者虐待防止・養護者支援事業	90
高齢者救急通報システム	102
高齢者緊急一時介護人派遣	137
高齢者緊急一時保護事業	109
高齢者緊急医療短期入所事業	126
高齢者在宅サービスセンターの管理・運営	124
高齢者事業者方式救急通報システム	103
高齢者施設等におけるPCR検査に係る支 援事業	147、188、315
高齢者集合住宅	122
高齢者宿泊デイサービス事業	128
高齢者昇降機設置費助成事業	115

障害者施設等運営支援	258	精神障害者医療保護入院の区長同意	339
障害者（児）日常生活用具及び 住宅設備改善費の給付等	265	精神障害者グループホーム支援	245
障害者（児）徘徊探索支援	233	精神障害者支援センター （あいはーと・みなと）	308
障害者住宅	312	精神障害者保健福祉手帳	201
障害者就労支援事業	250	戦没者遺家族援護	338
障害者就労支援事業所設備整備等 補助金交付事業	252	そ	
障害者総合相談支援センター	274	相談支援	262
障害者団体への助成等	242	相談支援事業者及び障害児相談支援事業者 の指定・変更・更新・廃止	273
障害者配食サービス	232	た	
障害福祉サービス事業者等実地指導等	279	代理電話サービス事業	271
障害福祉サービス等事業所家賃助成	314	タクシー利用券の給付	234
障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ）	294	短期入所事業（障害者）	313
障害保健福祉センター施設貸出	306	ち	
障害保健福祉センター相談	297	地域型認知症予防事業	83
小児精神障害者入院医療費助成	209	地域活動支援センター事業	295
自立訓練（機能訓練）	301	地域生活支援拠点推進事業	267
自立支援医療（更生医療）	205	地域で共に生きる障害児・障害者アート展	291
自立支援医療（精神通院医療）	207	地域包括ケアシステム推進事業	55
自立促進事業	332	地域密着型サービス事業者の 指定・更新・廃止	177
シルバー人材センター助成	52	知的障害者福祉相談	203
新型コロナウイルス感染症対策高齢者買い 物支援事業	144	中国残留邦人等支援給付事業	335
新型コロナウイルス感染症対策在宅要介護 者緊急一時支援事業	145	中等度難聴児発達支援事業	223
新型コロナウイルス感染症対策障害児・者 居所確保事業	318	聴覚障害者等意思疎通支援事業	268
新型コロナウイルス感染症対策に係る障害 者就労支援	317	調査訪問体制強化事業	330
心身障害者医療費の助成（㊦制度）	407	長寿を祝う集い	67
心身障害者（児）福祉キャブ	236	つ	
心身障害者（児）福祉理美容サービス	229	通所訓練事業への補助	246
心身障害者（児）訪問電話	221	と	
心身障害者福祉手当（区制度）	215	東京都心身障害者扶養共済制度	219
身体障害者相談員・知的障害者相談員	204	糖尿病等重症化予防事業	418
身体障害者手帳	197	都営交通の無料乗車券の交付（障害者）	285
身体障害者等事業者方式救急通報システム	227	都営交通の無料乗車券の交付 （生活保護世帯等）	324
身体障害者福祉相談	202	特定健康診査	385
新橋はつらつ太陽運営補助	248	特定保健指導	388
せ		特別障害者手当等（国制度）	217
生活介護事業（工房アミ）	299	特別養護老人ホームの管理・運営	112
生活機能評価事業	72	な	
生活支援体制整備事業	98	難病等医療費助成	210
生活相談	334		
生活保護事業	325		
生活保護受給者等就労自立促進事業	328		
生活保護受給者等メンタルケア支援事業	329		

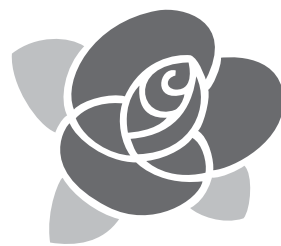
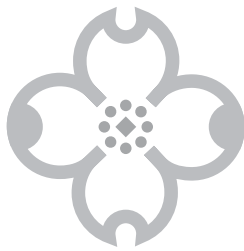
に		み	
日本赤十字社（東京都支部港区地区）	46	港区生活・就労支援センター	342
入浴サービス	231	港区成年後見制度利用促進事業	57
認知症高齢者介護家族支援事業	108	港区福祉事務所無料職業紹介所	341
認知症高齢者等おかえりサポート事業	105	みなと障がい者福祉事業団への助成	251
認知症高齢者見守り事業	86	民営バス乗車割引証	255
認知症初期集中支援事業	88	民間グループホーム支援	243
認知症早期発見推進事業	85	民生委員・児童委員の活動	42
は		む	
発達支援センター事業	282	無料入浴券の給付（高齢者）	139
ひ		無料入浴券の給付（障害者）	230
非自発的失業者の保険料の軽減措置	368	無料入浴券の給付（生活保護世帯等）	321
ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業	96	ゆ	
被保護者健康管理支援事業	333	有料道路障害者割引制度	286
100歳訪問	66	よ	
ヒューマンぷらぎまつり	307	要介護・要支援認定	162
ふ		養護老人ホーム入所措置	121
福祉車両（車椅子同乗用）購入費助成	240	り	
福祉のまちづくり	40	利用者負担額軽減実施法人助成事業	175
負担限度額認定	172	ろ	
へ		老人クラブ・連合会の支援	54
ヘルプカード普及事業	290	老人性白内障の手術に係る特殊眼鏡等 費用の助成	406
ほ		老人保健福祉月間 （みなとほほえみ月間）事業	68
法外援護事業	331	路上生活者対策事業	336
放課後等デイサービス事業	305		
訪問型介護予防事業	82		
保護司の活動	44		
補助犬の給付	284		
補装具費の支給	263		

港区「区の木・区の花」

区の木 ハナミズキ

区の花 アジサイ

区の花 バラ



刊行物発行番号 2021062-3711

港区の保健福祉

令和3年度（2021年度）版 事業概要

令和3年（2021年）8月発行

編集・発行 港区保健福祉支援部
東京都港区芝公園一丁目5番25号
電話 03（3578）2111（代表）